

令和3年度

# 包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、  
利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る  
財務事務の執行及び管理の状況について

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 里見 優



## 目 次

第1 包括外部監査の概要	9
1. 監査の種類	9
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	9
（1）監査の対象	9
（2）監査対象期間	9
3. 監査対象	9
4. 監査の実施期間	9
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	9
6. 監査の実施者	11
7. 利害関係	11
8. 指摘事項の記載方法	12
（1）「監査の結果」と「意見」	12
（2）表記の方法	13
第2 東大阪市の財政と行財政改革等の状況並びに補助金等の交付事務について	14
1. 財政状況	14
（1）地方における財政の概要	14
（2）地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行	14
（3）東大阪市の財政状況と財務指標の推移	16
2. 行財政改革の状況と補助金の執行改革	28
（1）東大阪市の総合計画と行財政改革プランの流れ	28
（2）行財政改革プランの内容と進捗状況	29
（3）補助金等に関する事務及びその執行の適正化の取組	34
3. 東大阪市内における補助金等の交付事務について	38
（1）補助金及び助成金とは	38
（2）補助金等の交付	39
（3）東大阪市内における補助金等の交付事務について	39
① 補助金等の予算の執行に係る交付規則上の規定について	39
② 補助金の予算の執行のフローについて	42
第3 監査の方法	45
1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））	45
（1）補助金等の財務事務の執行について	45
（2）補助金等の管理の状況について	46

<b>2. 監査手続</b> .....	<b>47</b>
(1) 予備調査 .....	47
(2) 本調査 .....	47
<b>3. 個別の監査の実施方法</b> .....	<b>49</b>
(1) 全庁的な調査 .....	49
(2) 証憑の閲覧及びヒアリングを行った補助金 .....	53
(3) 所管課が保管する通帳の実査、保管状況等のヒアリング .....	55
(4) 検討対象から除外した補助金等 .....	56
<b>4. 全庁的な調査の内容並びに結果及び分析</b> .....	<b>58</b>
(1) 調査項目 .....	58
(2) 調査結果及び分析 .....	59
① 公募の有無 .....	59
② 経費の性質 .....	61
③ 支払方法 .....	63
④ 国や大阪府の負担の有無 .....	66
⑤ 成果指標の有無 .....	68
⑥ 団体補助である場合のその他の関わり .....	70
⑦ 補助金の始期 .....	72
⑧ 補助金の終期 .....	75
<b>第4 監査の結果</b> .....	<b>78</b>
<b>1. 監査の結果及び意見のまとめ（監査結果の総括）</b> .....	<b>78</b>
(1) 補助金等の財務事務に関して全庁的に対処すべき事項 .....	78
(2) 行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課に対する事項 ..	79
(3) 準公金に関する指摘事項のうち、全庁的に対処すべき事項 .....	81
<b>2. 監査の結果（個々の補助金等に関する個別的事項）</b> .....	<b>82</b>
<b>2-1. 補助金等の財務事務に関する総括的事項</b> .....	<b>101</b>
(1) 運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正を含めた全庁的な課題について .....	101
① 団体に対する補助は対象経費の補助率の上限を 1/2 とするという要求事項を満 たしていない事例が相当数認められる .....	102
② 団体に対する補助は補助の終期を3年以内とするという要求事項を満たしてい ない事例が相当数認められる .....	103
③ 団体に対する補助の実績報告にあたっては領収書等（写し）の添付を義務付ける という要求事項を満たしていない事例が相当数認められる .....	105
④ 団体に対する補助については補助金の交付先の事業公報や購入備品等に補助事 業であることの表示を義務付けるという要求事項を満たしていない事例が相当数認	

められる	105
⑤ 団体に対する運用基準に準拠していないにもかかわらず、その理由等を公開していない事例が相当数認められる	106
(2) その他行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課に対する課題事項について	108
① 運用基準を実態あるいは現状の環境をふまえて改訂すべき	108
② 運用基準の適用方法あるいは適用範囲の見直しを検討すべき	108
③ 望ましい補助金等に関する事務遂行に関して全庁的な展開を図るべき	109
④ 継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組みを整備すべき、また、そのための補助金等の交付先、交付額の推移等をまとめた一覧表を作成し、かつ市民に対して積極的に情報開示を行うべき	110
⑤ 行財政改革プラン等における目標設定について	111
(3) 準公金に関する指摘事項のうち、全庁的に対処すべき事項について	112
① 公金に準じた取り扱いが求められる現金等の取り扱いに関するマニュアルの整備と指導について	112
② 事務局業務を担う期限の設定と解消について	112
<b>2-2. 個々の補助金等に関する個別的事項</b>	114
(1) 補助金名 自主防災組織活動補助金	114
(2) 補助金名 防犯灯維持管理費補助金	119
(3) 補助金名 防犯灯設置費補助金	122
(4) 補助金名 職員厚生事業補助金	125
(5) 補助金名 医工連携事業化促進補助金	129
(6) 補助金名 産業創造勤労者支援機構運営補助金	133
(7) 補助金名 住工共生まちづくり補助金	139
(8) 補助金名 商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	144
(9) 補助金名 中小企業設備投資支援補助金	150
(10) 補助金名 モノづくり支援補助金	153
(11) 補助金名 モノづくりワンストップ推進事業補助金	156
(12) 補助金名 外食デリバリーサービス活用支援補助金	160
(13) 補助金名 共同施設設置事業補助金	163
(14) 補助金名 商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	167
(15) 補助金名 勤労者総合福祉推進事業運営補助金	170
(16) 補助金名 シルバー人材センター管理運営補助金	174
(17) 補助金名 都市農業活性化農地活用事業補助金	181
(18) 補助金名 テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金	185
(19) 補助金名 クロスカントリー競走大会補助金	187

(20)	補助金名	指定文化財整備補助金 .....	190
(21)	補助金名	民間シェルター等支援事業補助金 .....	194
(22)	補助金名	人権啓発協議会補助金 .....	198
(23)	補助金名	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会 補助金 .....	203
(24)	補助金名	作文表彰事業補助金 .....	205
(25)	補助金名	青色防犯パトロール活動支援事業補助金 .....	207
(26)	補助金名	リージョンセンター公民協働事業助成金 .....	211
(27)	補助金名	社会福祉協議会補助金 .....	216
(28)	補助金名	市民福祉活動センター補助金 .....	221
(29)	補助金名	小地域ネットワーク活動推進事業補助金 .....	224
(30)	補助金名	感染拡大防止対策支援事業補助金 .....	228
(31)	補助金名	軽費老人ホーム事務費補助金 .....	232
(32)	補助金名	敬老行事補助金 .....	235
(33)	補助金名	サービス継続支援事業補助金 .....	238
(34)	補助金名	日常生活自立支援事業補助金 .....	243
(35)	補助金名	老人クラブ活動補助金 .....	246
(36)	補助金名	老人福祉施設等整備費補助金 .....	249
(37)	補助金名	介護保険サービス利用料軽減助成金 .....	254
(38)	補助金名	衛生管理体制確保支援等事業補助金 .....	258
(39)	補助金名	サービス継続支援事業補助金 .....	263
(40)	補助金名	社会福祉施設等整備費補助金 .....	267
(41)	補助金名	生産活動活性化支援事業補助金 .....	270
(42)	補助金名	移動支援事業補助金 .....	274
(43)	補助金名	地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金 .....	277
(44)	補助金名	日常生活用具給付事業補助金 .....	280
(45)	補助金名	日中一時支援事業補助金 .....	284
(46)	補助金名	訪問入浴サービス事業補助金 .....	287
(47)	補助金名	感染拡大防止対策支援事業補助金 .....	289
(48)	補助金名	民生委員関係事業補助金 .....	291
(49)	補助金名	再生可能エネルギー等普及促進補助金 .....	295
(50)	補助金名	大阪外環状線鉄道建設費補助金 .....	302
(51)	補助金名	感染拡大防止対策事業補助金 .....	305
(52)	補助金名	鉄道施設耐震補強事業費補助金 .....	308
(53)	補助金名	放置自転車追放推進事業補助金 .....	311
(54)	補助金名	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金 .....	314

(55)	補助金名	農業用排水路維持管理補助金	318
(56)	補助金名	緑の保全事業補助金	320
(57)	補助金名	公園愛護会補助金	323
(58)	補助金名	家賃減額補助金	326
(59)	補助金名	地域まちづくり推進会議補助金	329
(60)	補助金名	老朽住宅解体除去補助金	333
(61)	補助金名	民間建築物耐震化促進補助金	338
(62)	補助金名	空き家等対策補助金	343
(63)	補助金名	大型免許取得補助金	347
(64)	補助金名	クラブ活動運営費補助金	350
(65)	補助金名	人権教育研究会補助金	354
(66)	補助金名	学校園保健会補助金	356
(67)	補助金名	学校給食会運営補助金	359
(68)	補助金名	小学校給食費無償化補助金	366
(69)	補助金名	国際識字年推進事業補助金	368
(70)	補助金名	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金	370
(71)	補助金名	文化団体活動補助金	372

- 本報告書における補助金等の名称は、便宜的に財務会計システム上の名称により記載している。したがって、補助金等の要綱等における名称と異なるものがある。
- 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
- 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。



# 第1 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

### （1）監査の対象

「東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について」

### （2）監査対象期間

原則として令和2年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象とした。

## 3. 監査対象

補助金等を執行する部のうち、健康部を除くすべての部並びに行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課


## 4. 監査の実施期間

令和3年5月25日より令和4年3月25日まで

## 5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

東大阪市の、行財政改革の推進のため、令和2年度から5年間を計画期間とする行財政改革プラン2020を策定した。過去から補助金の見直しが進められているが、この行財政改革プラン2020においては、持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられた。当該プランにより全庁的な取組の必要性が共有され、現在も取組が進められているところと考える。なお、行財政改革プラン2020においては次のとおり特段具体的な取組目標やスケジュールは示されていない。

（参考）団体に対する補助金の適正化に関する行財政改革プラン2020の抜粋

管理番号	取組スケジュール・効果額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2202					
	関係部局による取組推進 				

（出典）東大阪市「行財政改革プラン2020」より抜粋のうえ適宜加工

過去に企画財政部企画室行財政改革課が実施した調査によれば、平成30年度の団体補助金の予算は総額で45億円（137団体）あり、平成30年度の一般会計の当初予算（2,080億円）

に占める割合は2.2%と金額的な重要性も高いと考えられる。なお、当該調査には含まない個人に対する補助金等もあることから、これらを含めれば金額的な重要性はより高くなるものと考えられる。

補助金等は、対価性のない一方的な給付であり、基本的に返還が不要であること、その財源の多くに市民の税金が使われていることから、公益上特に必要があると認めた特定の事業などに限定すべきものであり、行政には十分な説明責任が求められる。

この点については、補助金等交付規則（平成元年3月31日、最終改正令和元年5月31日）、「団体に対する補助制度運用基準」（平成20年度策定、以下「運用基準」という。）、各補助金等別の要綱等に基づき執行が行われているものと考えられるが、東大阪市のウェブサイトでは補助金等の全体を俯瞰できる情報や、規則や運用基準等に基づき適切に執行されているかどうかのモニタリング結果を確認することができない。平成30年3月には行財政改革室長から各所属長宛に運用基準にしたがって各補助事業の点検を行うことが求められているが、各所属において適切に点検を行い経済環境等の変化に応じた補助金等の見直しが継続的に行われているか、運用基準に即した執行が行われているか、例えば、いわゆる補助金等の終期（いわゆる、サンセット）が定められているか、補助金等の執行の前後において市民が必要や執行の是非を判断できる十分な情報が公表されているかどうかなど、検証されるべき点は多い。

過去には、平成17年度の包括外部監査において補助金及び負担金に係る事務の執行について監査テーマとして採り上げられたことはあるが、それから時が経過し東大阪を取り巻く環境は大きく変化していること、部や課をまたいで横断的に検討することで、全庁的に取組むべき課題を列挙できると考えられることから、第三者によって客観的に監査する必要性や価値が高いと考える。

以上を受けて、東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について監査テーマとするものである。

## 6. 監査の実施者

包括外部監査人 公 認 会 計 士 里 見 優

補 助 者

〔 公 認 会 計 士 システム監査技術者 〕	濱 田 善 彦
	公 認 会 計 士 岡 田 健 司
	公 認 会 計 士 藤 原 良 樹
	公 認 会 計 士 赤 坂 純 平
	公 認 会 計 士 山 田 亜 樹
	公 認 会 計 士 横 田 慎 一
	公 認 会 計 士 鳥 生 紘 平
	公 認 会 計 士 岡 本 真 理 子
	公認会計士試験合格者 日 高 空
	弁 護 士 竹 村 正 樹
	事 務 ス タ ッ フ 浦 川 夕 里 英

## 7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8. 指摘事項の記載方法

### (1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）3-2-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性（準拠性） <sup>1</sup> 、②3E（経済性・効率性・有効性） <sup>2</sup> 、③公益性（公共性） <sup>3</sup> 、④公平性・透明性 <sup>4</sup> の観点から、是正・改善を求めるもの。
-------	---

<sup>1</sup> 合規性（準拠性）とは、事務が法令等にしがって適法に行われているかどうかをいう。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法第199条第1項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第5項に定める随時監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するものである。

<sup>2</sup> 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

<sup>3</sup> 公益性（公共性）とは、対象事業に公益上の必要性はあるかという視点をいう。地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと定められていることから、特に補助金にかかわる監査の視点として重要である。

<sup>4</sup> 公平性とは、事務執行が公平になされているかという視点をいう。地方自治法上の根拠条文はないが、事業の対象が特定の市民・団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがあるため、公平性に重きをおいて監査を実施するものである。透明性は、市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているかという視点である。地方自治法上の根拠条文はないが、地方自治体が説明責任を果たすという観点から透明性もまた監査の視点として求められるものである。

意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、東大阪市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。
----	--

## (2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、( )で「結果」(監査の結果)若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

## 第2 東大阪市の財政と行財政改革等の状況並びに補助金等の交付事務について

### 1. 財政状況

この章では改めて地方における財政の状況を俯瞰したのちに、東大阪市の財政状況を分析する。

#### (1) 地方における財政の概要

地方公共団体が、福祉、子育て、学校教育、文化、防災、衛生、社会インフラの整備等、市民生活の維持向上に資する様々な施策を実行するためには、財源が不可欠である。市の財源は、主に①市税収入（市民税及び固定資産税等）、②国や大阪府からの収入（地方交付税、地方消費税交付金及び負担金を含む支出金等）、③地方債の発行収入及び④その他収入で構成されており、④その他収入の中には、手数料収入、使用料収入や財産収入（賃貸料収入及び資産売却収入）、寄付金収入等が含まれる。

地方財政の主たる収入基盤は①の市税収入と②の国や都道府県からの収入であり、税収は景気、人口構成、税制を中心とした国の政策に大きく左右される。平成3年以降のバブル景気の崩壊や平成20年のリーマンショックでは、景気悪化により税収は大きく落ち込んだものの景気変動や種々の税制改正の影響もあり、税収は増加傾向にある。

その一方で、平成5年に始まった地方分権改革によって、住民に身近な行政を可能な限り地方公共団体が担うこととなった。そのため、地方財政の費用負担が増加するとともに、少子高齢化の一層の進行によって介護・医療等の扶助費等の継続的な増加も予想され、市民生活の水準の維持向上に資する施策を実現するために、より一層財源の確保が重要となっている。

#### (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行

このような状況の中、一部の地方公共団体の著しい財政悪化が明らかになったことを背景に、事態が深刻化する前に対処しうよう、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や早期の再生のため迅速な対応を取るべく平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法という。）が公布され、平成21年4月に全面施行された。

健全化法第2条では、健全化判断比率として4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）（以下、健全化判断比率という。）を規定し、健全化法第3条で地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならないと定められている（健全化法第3条第1項）。総務省ウェブサイトではその他、各地方公共団体の財政力指数、経常収支比率、ラスパイレス指数も公表されている。

参考までに、主な財務指標の計算方法及び意味は次のとおりである。

財務指標	計算方法及び意味
財政力指数	$\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額 (過去3年間の平均値)}$ 財政の自律性の度合いを示す指標であり、財政力指数が高いほど、地方交付税の交付前の財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	$\text{経常的経費}(\ast 1) \text{に充当した一般財源} \div \text{経常一般財源}(\ast 2) \times 100$ ※1 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費 ※2 用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(地方税、普通交付税など) 財政の弾力性の度合いを示す指標であり、比率が低いほど突発的な事態への支出余力や資産形成余力があるといえる。
実質公債費比率	$\text{地方債の元利償還金} \div \text{標準財政規模}(\ast 3) \text{ (過去3年間の平均値)}$ ※3 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額 財政の持続可能性(健全性)の度合いを示す指標のひとつとして、地方債の元利償還金が財政標準規模に占める割合であり、比率が低いほど地方債の元利償還金が財政に与える影響が軽いといえる。 25%以上の団体は新たな地方債発行が制限される。
将来負担比率	$\text{一般会計等が将来負担すべき実質的な負債} \div \text{標準財政規模}$ 財政の持続可能性(健全性)の度合いを示す指標のひとつとして、地方債や退職手当など将来の負担額の大きさの度合いを示すものであり、比率が低いほど将来の負担が今後の財政を圧迫する可能性が低いといえる。

(注) 上記の計算方法については、一部簡略化して記載している。

(資料) 総務省ウェブサイト「令和2年度地方公共団体の主要財政指標一覧指標の説明」より  
 監査人が適宜要約して作成

さらに、資産負債改革や事務事業のコストマネジメント、財政状況等の住民への分かりやすい開示を促し、地方財政における限られた財源を賢く使うために、企業会計を参考にした財務書類の作成も求められている。具体的には、新たな地方公会計の制度が検討され、総務省から、平成26年5月に「今後の地方公会計の整備促進について」、また、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。そして、全ての地方公共団体は平成28年度の決算以降、統一的な基準により財務書類を作成することが求められている。なお、作成時期については、令和2年3月に総務省から公表された「地方公会計の推進に関する研究会報告書」において「決算年度の翌年度末までには固定資産台帳・財務書類の作成・更新を完了させるべき」とされている。

東大阪市においても、平成 28 年度より統一的な基準に基づく財務諸表を作成し、公表している。東大阪市における統一的な基準に基づく財務諸表の作成及び公表のスケジュールは以下のとおりである。

**【統一的な基準に基づく財務諸表の作成及び公表のスケジュール】**

4月～5月末	出納閉鎖
～8月末	地方自治法上の決算及び附属書類作成
8月～9月	① 一般会計等財務書類の作成
	② 全体財務書類の作成
～翌3月	③ 連結財務書類の作成
～翌5月	①～③の公表

**(3) 東大阪市の財政状況と財務指標の推移**

次に、東大阪市における近年の財政状況をフロー面である収支状況と財務指標推移から分析し、同市における財政の状況を考察する。

東大阪市における令和2年度までの過去10年間の普通会計の収支は次のとおりである。なお、普通会計とは、一般会計を中心として、公営企業会計等に属しない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額であり、東大阪市の普通会計は、一般会計の他に、奨学事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、火災共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の4つの特別会計が対象となる。



## 1 歳入

(単位:百万円)

区分	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	令和 元年度	令和 2年度
市税	74,731	75,011	75,270	75,610	75,079	76,010	76,242	77,048	79,651	77,710
地方譲与 税	872	819	783	747	783	751	748	756	770	805
地方交付 税	22,008	23,131	22,392	22,619	21,141	19,820	19,312	20,024	20,170	20,160
交付金	6,945	6,668	7,197	8,139	12,297	10,558	11,156	10,767	10,714	12,696
国・府支 出金	52,524	53,121	56,155	60,153	61,919	59,862	62,747	62,219	63,710	122,800
繰入金	2,856	1,603	3,632	2,789	1,482	4,815	3,326	1,743	3,755	2,936
市債	15,395	15,386	23,514	20,659	24,509	18,027	15,892	19,825	14,950	11,259
その他収 入	12,305	10,424	10,432	11,065	10,940	11,846	11,876	12,803	13,742	11,285
計	187,636	186,163	199,375	201,781	208,150	201,689	201,299	205,185	207,462	259,651

## 2 歳出

(単位:百万円)

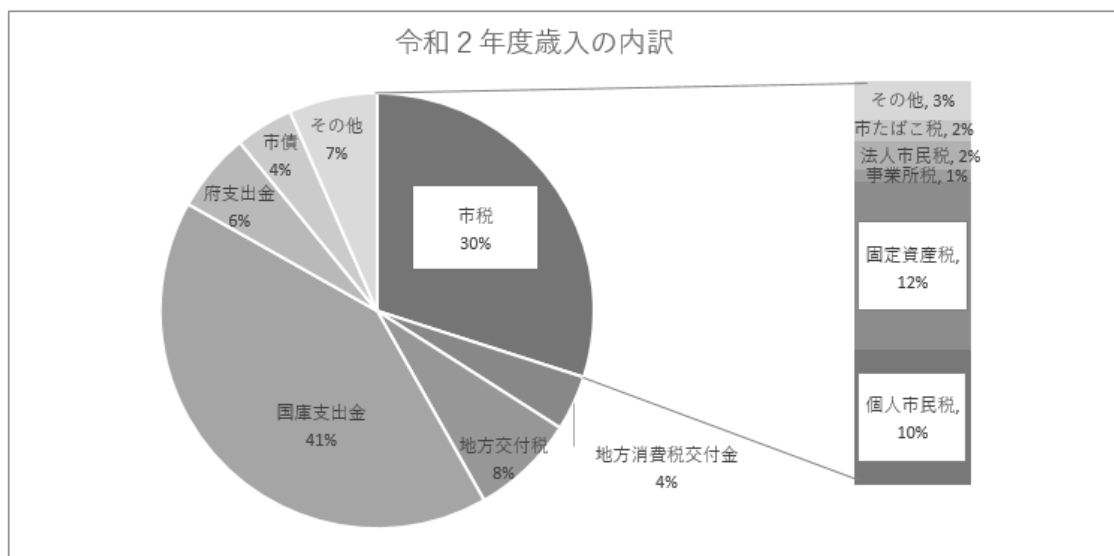
区分	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	令和 元年度	令和 2年度
人件費	30,448	28,990	27,883	28,166	27,711	26,923	26,853	26,511	26,630	27,563
扶助費	67,040	68,741	69,165	72,045	73,426	75,006	75,862	73,676	75,067	75,405
公債費	18,248	17,445	17,540	17,721	16,618	16,234	16,290	18,570	17,444	20,371
繰出金	16,527	16,830	17,689	17,848	19,181	18,274	18,641	18,603	19,773	20,884
建設事業 費	9,925	9,884	13,772	19,403	24,529	17,189	17,560	22,104	17,152	10,670
積立金	3,622	3,439	4,533	4,423	2,801	2,620	3,866	2,862	6,370	4,121
その他支 出	39,943	39,767	47,120	40,805	41,519	43,778	40,077	40,164	41,766	97,061
計	185,753	185,096	197,702	200,411	205,785	200,024	199,149	202,490	204,202	256,075

(資料) 東大阪市決算概要より監査人作成

このうち、令和2年度の歳入及び歳出の発生状況は次のとおりである。

### ① 歳入の状況（令和2年度）

東大阪市の令和2年度決算における歳入は総額で約2,596億円であり、その主な内訳としては、国庫支出金が約41%、市税が約30%、地方交付税が約8%となっている。市税収入は、法人市民税が新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の減少や税制改正等により減少している。国庫支出金は特別定額給付金給付事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により増加している。市税の内訳としては固定資産税（約12%）が最も大きく、次いで個人市民税（約10%）となっている。



（資料）令和2年度東大阪市決算状況より監査人作成

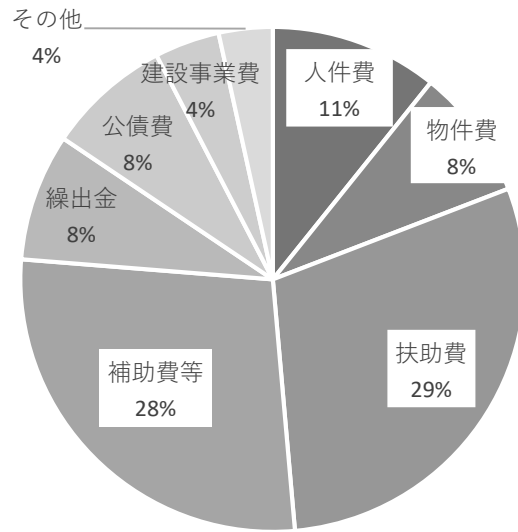
### ② 歳出の状況（令和2年度）

東大阪市の令和2年度決算における歳出は総額で約2,560億円であり、その主な内訳は性質別にみると扶助費が約29%と最も大きく、次いで補助費等が約28%となっている。目的別にみると民生費が約41%と最も大きく、次いで総務費が約25%となっている。補助費等及び総務費は、特別定額給付金支給経費などにより増加していると思われる。

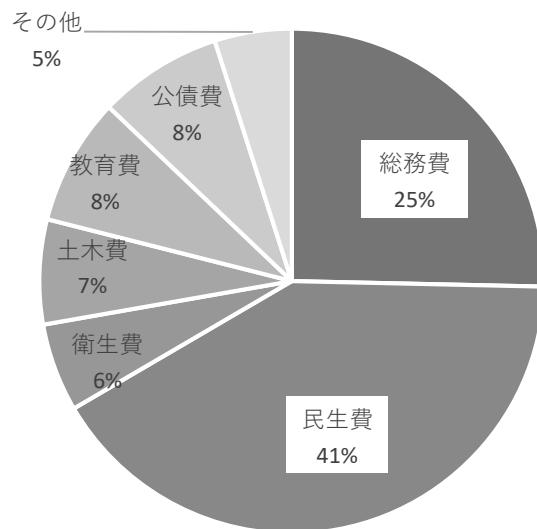
財政の弾力性の観点からみると、容易に削減することのできない義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の合計が歳出に占める割合は約48%であるが、新型コロナウイルス感染症流行による令和2年度に限った特別な歳出である特別定額給付金支給経費を除いた義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の合計が歳出に占める割合は約60%となっている。これは、令和元年度の中核市の平均値である52.1%<sup>5</sup>を上回っており、財政の弾力性に一定の課題があると考えられる。

<sup>5</sup> 「令和3年版地方財政白書 第74表 団体区分別性質別歳出の状況」より監査人算出

### 令和2年度歳出の内訳（性質別）



### 令和2年度歳出の内訳（目的別）

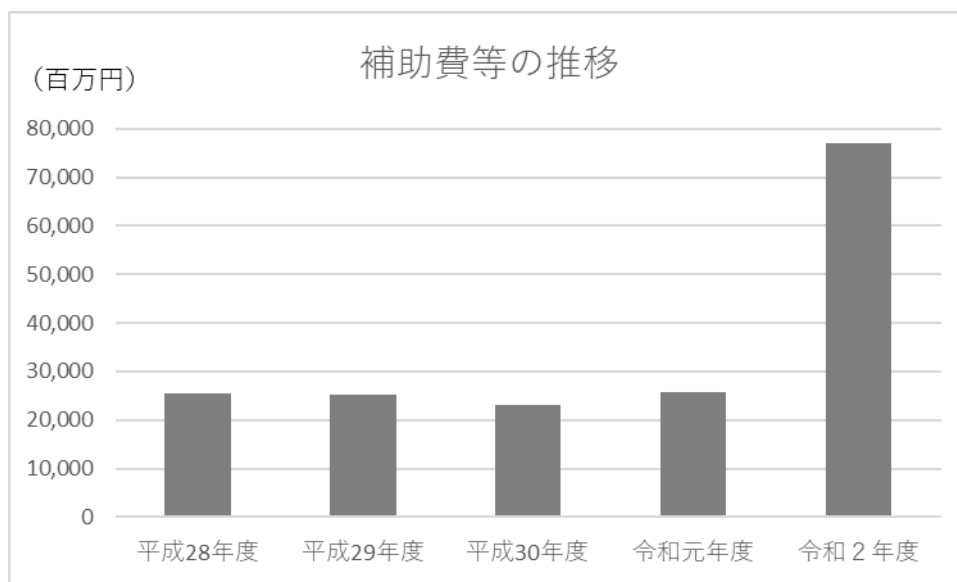


（資料）令和2年度東大阪市決算状況より監査人作成

### ③ 補助費等の推移

東大阪市の過去5年間の補助費等は、約200億円で推移していたが、令和2年度に約700億円に大幅に増加している。

これは、主には、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計への対策として実施された特別定額給付金支給経費約486億円やチームひがしおおさか商品券事業約22億円の影響である。

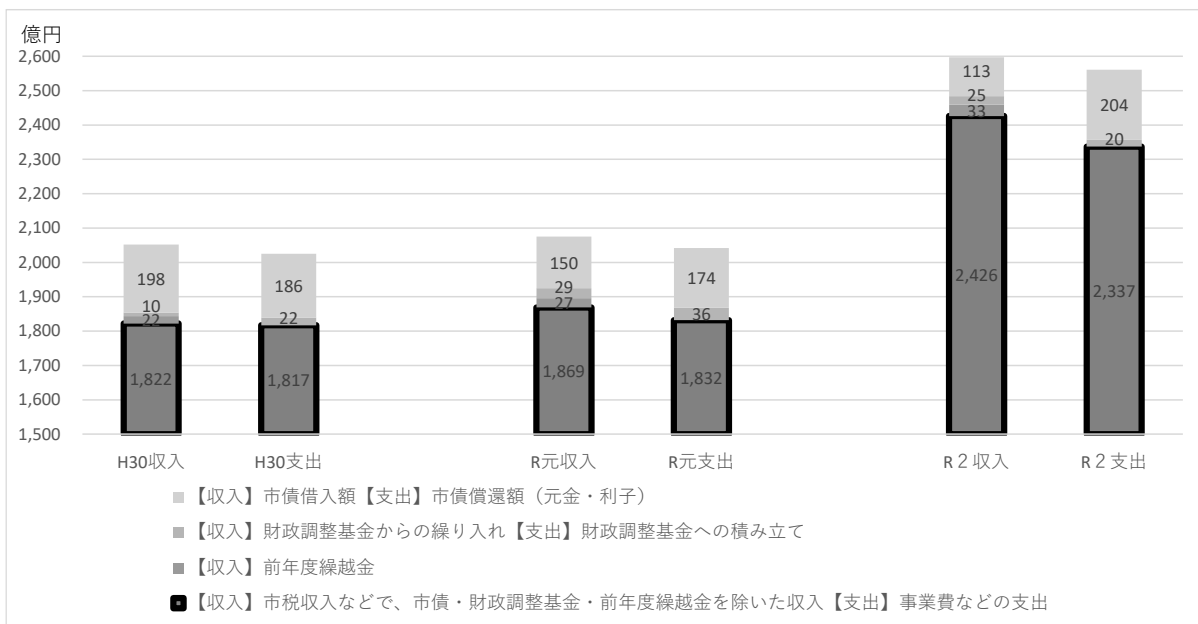


(資料) 令和2年度東大阪市決算状況より監査人作成

#### ④ 東大阪方式のプライマリーバランスの状況

プライマリーバランスとは、基礎的な財政収支のことで、一般的には収支総額から市債の発行による収入、支出の総額から市債の償還による支出をそれぞれ除いた収支をいうが、東大阪市では繰越金や基金に頼らない財政運営を目指すため、一般的なプライマリーバランスから財政調整基金からの繰り入れ収入や積み立て支出、前年度からの繰越金収入を除いた収支をプライマリーバランスとしている。

東大阪市のプライマリーバランスは、平成28年度は赤字であったが、平成29年度以降黒字化している。平成30年度は花園ラグビー場や文化創造館の建設事業が集中したこと等により支出総額が増加し、その財源に多くの市債を発行したが、税込等の増加したこと、また令和元年度は花園ラグビー場等の大型建設事業が終了したこと、新たな市債の発行を抑制したこと、既存事業の見直し等によりプライマリーバランスは黒字となっている。令和2年度も様々な新型コロナウイルス感染症対策を行ったことにより、収入、支出ともに過去最高となったが、文化創造館などの大型建設事業が終了したことで新たな市債の発行が減少したこと等により黒字を維持している。



(注) 黒枠で囲った収入と支出の差がプライマリーバランスを意味する。

(資料) [令和2年度東大阪市決算状況] より監査人作成

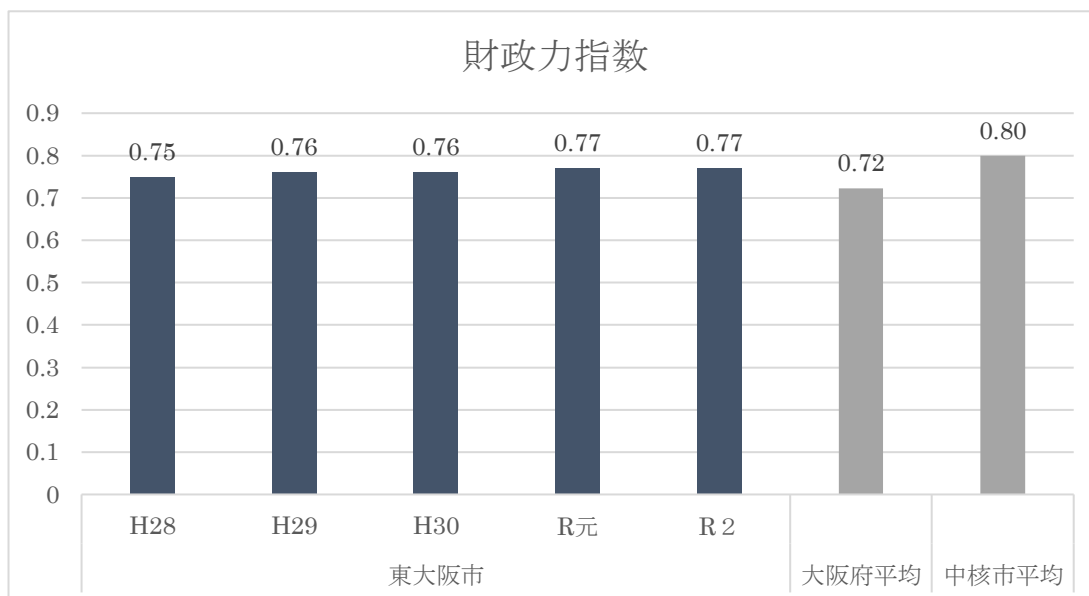
上の収支から算出された東大阪市における主な財政指標の過去5年分について、令和2年度の大阪府平均及び中核市平均等と比較してみる。

なお、下記のグラフは総務省から公表されている地方公共団体の主要財政指標一覧<sup>6</sup>（令和2年度を含む過去5年分のデータ）を元に作成しているが、グラフあるいはその説明文中核市の平均値は該当するそれぞれの市町村の値を単純平均して算出していることから、一定の傾向を示す値であって必ずしも正確な値ではないことに留意が必要である。

<sup>6</sup> 令和2年度分は、以下参照

[https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/R02\\_chiho.html](https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/R02_chiho.html)

## ア 財政力指数

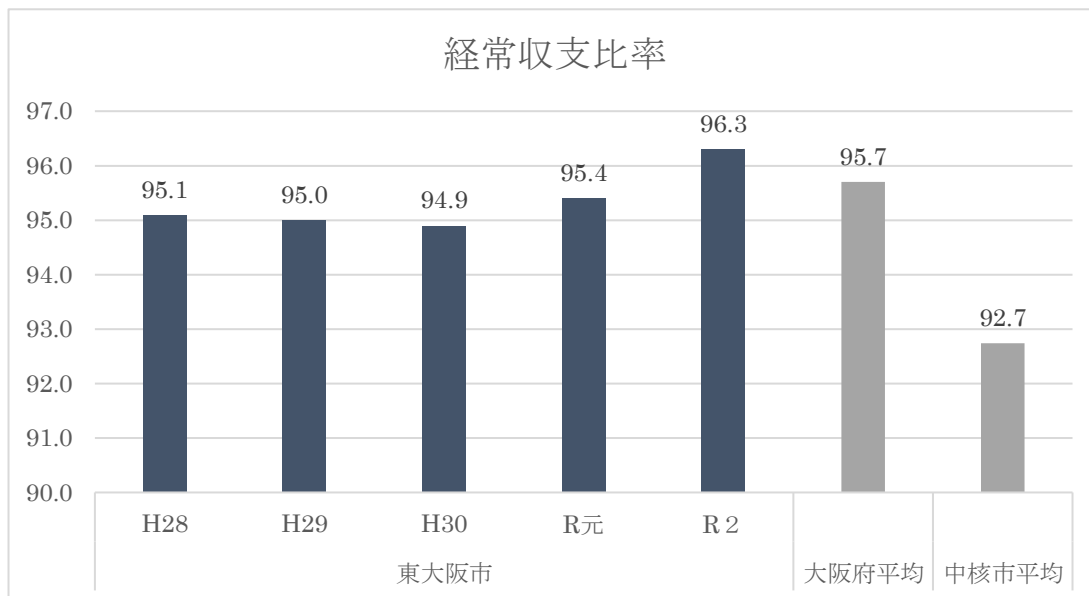


(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市の過去5年間の財政力指数は0.75から0.77に僅かにではあるが上昇している。一般的に税収が少なく、地方交付税への依存度が高い小規模自治体を含んだ場合の全国平均<sup>7</sup>0.51と比べると高いが、東大阪市と同等規模である中核市平均や大阪府平均とは近似しており、財政力指数から見た場合の財政の自律性の度合い、すなわち、財源の余裕度は概ね平均的な水準である。なお、東大阪시는個人市民税等の税収が財政力指数を押し上げる要因の一つとなっているが、一般的に税収は景気による影響を受けるため、安定的な財政運営という点では留意が必要といえる。

<sup>7</sup> 総務省算出値、全国市町村の単純平均であり、東京都特別区、一部事務組合及び広域連合を含まないものとして算出されている。

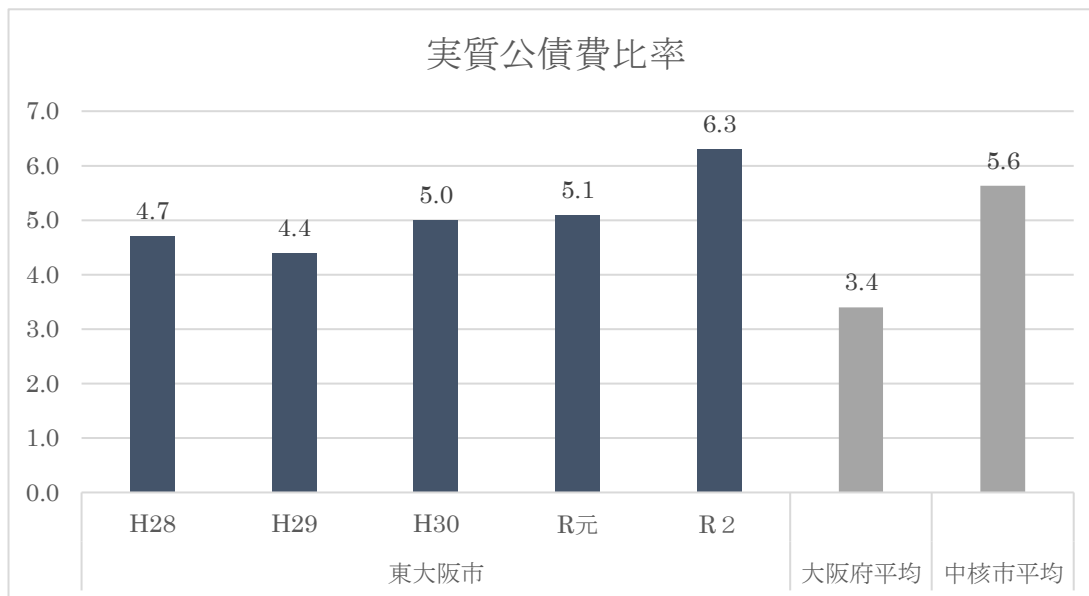
## イ 経常収支比率



(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市の過去5年間の経常収支比率をみると、大阪府平均とほぼ同様の推移で、中核市平均を上回る水準となっている。各年度 100 を下回っており経常的費用を経常的収入で賄えているが、突発的な事態への支出や資産形成に備えるために改善の余地があるといえる。

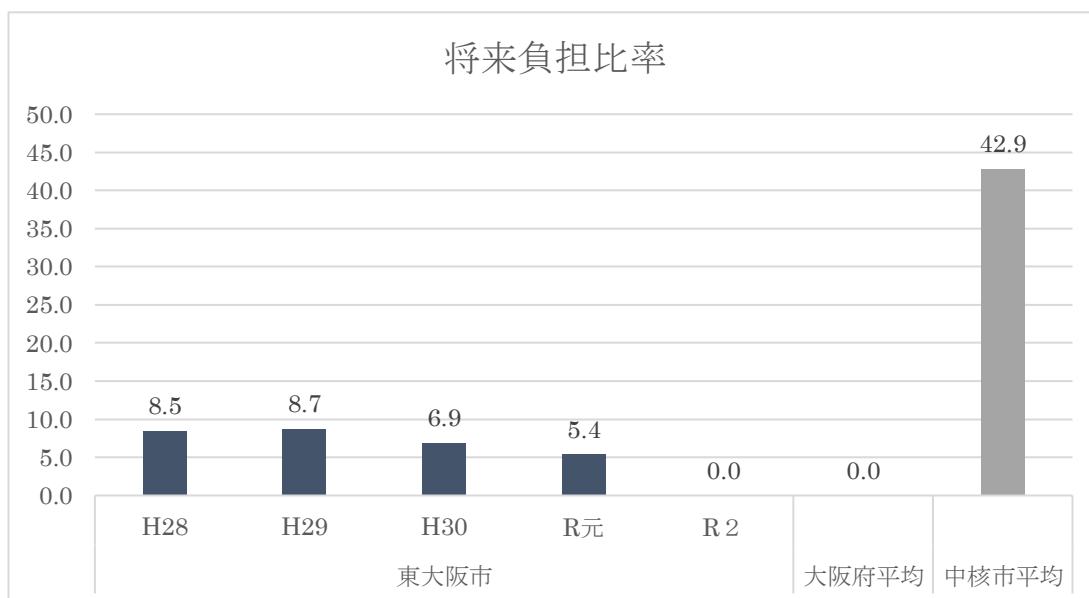
## ウ 実質公債費比率



(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市における実質公債費比率は令和2年度に上昇しているが、過去5年間の比率はいずれも、新たな公債の発行が制限される基準である25.0を十分に下回っており、中核市平均と同程度の水準である。

## エ 将来負担比率



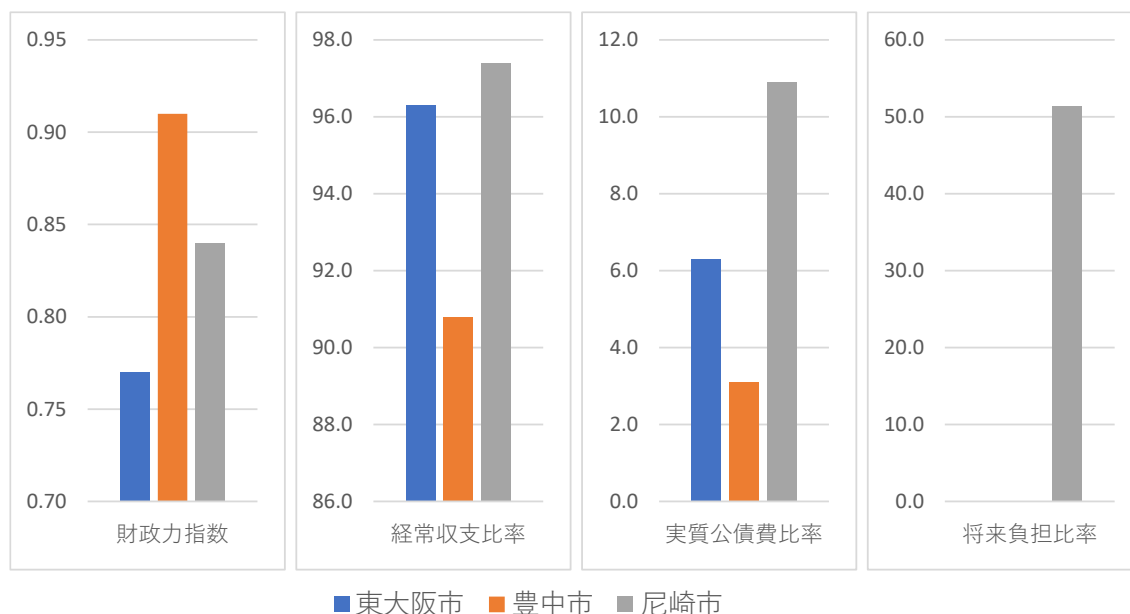
(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市における将来負担比率は過去5年間の比率はいずれも、中核市平均を大きく下回っており、令和2年度においては「-」となっている。なお、充当可能財源等が将来負担額を



上回っているため「－」となるが、上記のグラフにおいてはゼロと表示している。

なお、中核市のうち、近畿圏内で特に東大阪市と規模が類似していると考えられる豊中市、尼崎市と、令和2年度の主要財政指標を比較した結果が以下のとおりである。



東大阪市は、財政力指数が類似2団体と比較し低くなっている。また、尼崎市と比較した場合には経常収支比率・実質公債費比率はいずれも低くなっているが、豊中市と比べた場合には高い値を示している。将来負担比率は、東大阪市、豊中市とともに「－」であり、尼崎市と比較し相当低い水準にある。このように、財政の弾力性や健全性は類似する2つの団体の中間にあると考察される。

⑤ 地方公会計にもとづく財務指標

総務省より地方公会計にもとづく財務指標が公表されており、平成 30 年度における財務指標は以下のとおりである。

中核市平均と比較すると、東大阪市は市民 1 人あたり資産額が小さく、市民 1 人あたり負債額は平均程度である。一方で、純資産比率が低く、将来世代負担比率が高い状況である。また、受益者負担比率が低く、公共施設の使用料を含めた市民等による受益者負担が行政サービスの水準に対して比較的低いといえる。

指標	東大阪市	全国平均	大阪府平均	中核市平均
市民 1 人あたり資産額 (万円)	99.0	340.9	133.0	147.6
市民 1 人あたり負債額 (万円)	46.3	78.7	43.3	45.2
市民 1 人あたり行政コスト (万円)	33.5	59.6	33.5	32.8
有形固定資産減価償却率 (%)	58.5	60.0	64.6	61.2
純資産比率 (%)	53.2	71.3	63.6	67.9
将来世代負担比率 (%)	26.1	17.4	17.0	18.3
受益者負担比率 (%)	3.6	5.2	4.4	5.2

(資料) 総務省から公表された「平成 30 年度の全市区町村の公会計指標<sup>8</sup>」より作成

指標	算定式
市民 1 人あたり資産額 (万円)	資産合計 ÷ 住民基本台帳人口
市民 1 人あたり負債額 (万円)	負債合計 ÷ 住民基本台帳人口
市民 1 人あたり行政コスト (万円)	純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口
有形固定資産減価償却率 (%)	減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)
純資産比率 (%)	純資産 ÷ 資産合計
将来世代負担比率 (%)	地方債残 (※) ÷ 有形・無形固定資産合計 ※ 臨時財政対策債等を控除
受益者負担比率 (%)	経常収益 ÷ 経常費用

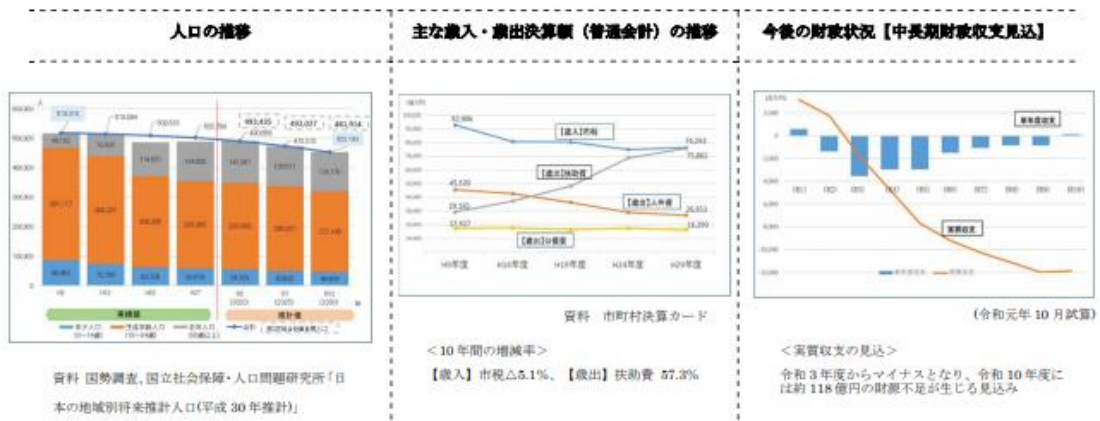
(出典) 総務省 公会計指標

以上のように、東大阪市の現時点における財政状況は、財政力指数及び経常収支比率を見ると、財政の弾力性が低い状況となっており、地方公会計にもとづく財務指標を見ると、将来世代負担比率や受益者負担比率については検討の余地があるといえる。

東大阪市の行財政改革プラン 2020 において、今後 10 年間の財政収支見込みとして、人口減少、特に年少人口及び生産年齢人口の減少による市税収入の減少、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加、公共施設の老朽化への対応や人口減少対策としての子育・教育環境の充実等の大

<sup>8</sup> 総務省から公表されている最新のデータは平成 30 年度であるため、平成 30 年度分を記載している。

きな財政負担を見据え、今後の収支不足は避けられない状況と予想している。



(出典) 行財政改革プラン 2020

## 2. 行財政改革の状況と補助金の執行改革

この章では、1. 財政状況を受けて、東大阪市がこれまで取組んできた行財政改革の状況を俯瞰し、現在進行中の行財政改革プラン 2020 及び補助金の執行に関連する行財政改革の実施状況等について把握する。

### (1) 東大阪市の総合計画と行財政改革プランの流れ

東大阪市ではまちづくりの指針として総合計画を、行財政改革の計画として行財政改革プランを策定している。最近の総合計画及び行財政改革プランの主だった内容は次のとおりである。

年度	まちづくり指針	行財政改革計画
平成 15 年度	第 2 次総合計画（前期）-8 年間	行財政改革行動計画
平成 16 年度	基本理念は「人間尊重のまちづくり」	
平成 17 年度	「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」 将来都市像は「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」	集中改革プラン -5 年間 主な取組内容 「経費削減等の財政効果」
平成 18 年度		
平成 19 年度		
平成 20 年度		
平成 21 年度		
平成 22 年度		新集中改革プラン -5 年間
平成 23 年度		第 2 次総合計画（後期）-10 年間
平成 24 年度	基本理念を受けて、後期の基本方針は	
平成 25 年度	「持続可能なまちづくり」「市民自治のまちづくり」 東大阪市の今後の展望～財政分析の結果から得られた方向性 ① 収入の増加に取組む ② 歳出の抑制に取組む ③ 効果的な資産の形成と活用に取り組む	行財政改革プラン 2015 -5 年間 左記の後期基本計画の行財政編の主な取組内容 「将来を見越した行財政改革に取り組めます」、「歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます」
平成 26 年度		
平成 27 年度		
平成 28 年度		
平成 29 年度		
平成 30 年度		
令和元年度		
令和 2 年度	行財政改革プラン 2020 -5 年間	
令和 3 年度	第 3 次総合計画 -10 年間	主な取組内容 「1. 選択と集中①事務事業の見直し」、「2. 持続可能な財政運営①歳入の確保」
令和 6 年度	「つくる・つながる・ひびきあうー感動創造都市 東大阪ー」の実現	
令和 12 年度		

(注) 行財政改革計画については、主に財政力の向上に関する内容を記載している。

東大阪市では、まちづくりの基本方針として概ね 10 年単位で総合計画を策定し進捗状況を把握するとともに、総合計画と整合する行財政改革プランを概ね 5 年単位で策定し、総合計画

の実現に向けた財政力の向上に取り組んでいる。

## (2) 行財政改革プランの内容と進捗状況

東大阪市の行財政改革の取組は危機的な財政状況から脱出するため、「職員 800 人削減計画」(昭和 61 年度)を皮切りとして、「職員数適正化計画(平成 7 年度以降)」、「行財政改革行動計画(平成 15 年度以降)」や「集中改革プラン(平成 17 年度～平成 21 年度)」など、累次の人件費総量抑制方針により、平成 21 年度までに 2,000 人を上回る職員数の削減を行ってきた。

このように、行財政改革プラン 2015 までの各行財政改革計画において、主に職員数の削減等による人件費の抑制を掲げ、目標達成に努めてきた。

また、自立的な行財政運営システムの確立と市民サービスの維持向上を念頭に多様な財源確保にも取り組んできた。

新集中改革プラン及び行財政改革プラン 2015 における歳入と歳出の目標達成状況は、次のとおりである。

新集中改革プランの期間(平成 22 年度～平成 26 年度)全体では、主たる財源である市税収入は、減少予想に対して実績は平成 22 年度の 74,635 百万円から平成 26 年度の 75,610 百万円まで毎年微増となった。また、財政効果の計画額約 22,965 百万円に対して、実績額は約 30,047 百万円と大幅に計画を上回る財政効果を実現した。平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の新集中改革プランでは、歳入は増加目標 9,569 百万円に対し、実績 8,772 百万円と、797 百万円の未達となったが、主として人件費の抑制によって歳出は削減目標 13,396 百万円を 1.5 倍以上も上回る 21,275 百万円で目標を達成した。

【新集中改革プランにおける歳入と歳出の目標達成状況】

(単位:百万円)

区 分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
計 画 (A)	歳 入 計	1,181	1,791	1,964	2,276	2,357	<b>9,569</b>
	歳 出 計	1,397	2,480	2,887	3,291	3,341	<b>13,396</b>
	(うち人件費)	(678)	(1,517)	(1,671)	(1,848)	(2,016)	<b>(7,730)</b>
	効 果 額 計	2,578	4,271	4,851	5,567	5,698	<b>22,965</b>
実 績 (B)	歳 入 計	1,961	453	1,573	1,987	2,798	<b>8,772</b>
	歳 出 計	1,573	4,122	4,656	5,485	5,439	<b>21,275</b>
	(うち人件費)	(699)	(2,739)	(3,174)	(3,524)	(3,754)	<b>(13,890)</b>
	効 果 額 計	3,534	4,575	6,229	7,472	8,237	<b>30,047</b>
差 引 (B) - (A)	歳 入 計	780	△1,338	△391	△289	441	<b>△797</b>
	歳 出 計	176	1,642	1,769	2,194	2,098	<b>7,879</b>
	(うち人件費)	(21)	(1,222)	(1,503)	(1,676)	(1,738)	<b>(6,160)</b>
	効 果 額 計	956	304	1,378	1,905	2,539	<b>7,082</b>

(出典) 東大阪市新集中改革プラン進捗結果

しかしながら、社会保障関係経費の増加により財政状況は硬直しており、第2次総合計画(後期)の取組をより実効性の高いものにするために行財政改革プラン2015が策定された。結果としては、行財政改革プラン2015の期間(平成27年度～令和元年度)においても、財政効果の計画額約8,262百万円に対して、実績額は約22,656百万円と計画を大幅に上回る財政効果を実現した。平成27年度から令和元年度の5年間の行財政改革プラン2015では、主として人件費の抑制によって歳出は削減目標3,039百万円の2.5倍以上となる7,905百万円を達成しており、歳入についても増加目標5,223百万円に対し、実績14,751百万円と3倍程度の効果額を実現している。

【行財政改革プラン 2015 における歳入と歳出の目標達成状況】

(百万円)

区分		H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	合計
計画 A	歳入計	749	929	884	1,031	1,630	<b>5,223</b>
	歳出計	298	562	636	750	793	<b>3,039</b>
	(うち人件費)	(40)	(104)	(156)	(260)	(348)	<b>(908)</b>
	効果額計	1,047	1,491	1,520	1,781	2,423	<b>8,262</b>
実績 B	歳入計	1,882	2,188	3,218	2,722	4,741	<b>14,751</b>
	歳出計	695	1,444	1,772	1,859	2,135	<b>7,905</b>
	(うち人件費)	(334)	(533)	(845)	(718)	(635)	<b>(3,065)</b>
	効果額計	2,577	3,632	4,990	4,581	6,876	<b>22,656</b>
差引 (B・A)	歳入計	1,133	1,259	2,334	1,691	3,111	<b>9,528</b>
	歳出計	397	882	1,136	1,109	1,342	<b>4,866</b>
	(うち人件費)	(294)	(429)	(689)	(458)	(287)	<b>(2,157)</b>
	効果額計	1,530	2,141	3,470	2,800	4,453	<b>14,394</b>

(出典) 東大阪市行財政改革プラン 2015 進捗結果について

行財政改革プラン 2015 では、第 2 次総合計画（後期）の行財政編において謳われている次の 4 つの取組をより実効性の高いものにするため、必要事業の選別、市民サービス向上のための新たな手法の開拓、民間活力の導入による市民サービスの向上や事務の効率化、新たな収入の確保等の視点により、具体的な取組項目を策定している。

- ・ 将来を見越した行財政改革に取り組めます
- ・ これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します
- ・ 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます
- ・ 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます

平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の行財政改革プラン 2015 では、実績が算出されている令和元年度まで毎年歳入歳出ともに目標効果額を達成している。

行財政改革プラン 2015 の具体的な取組として、「将来を見越した行財政改革に取り組めます」と 46 項目<sup>9</sup>の取組スケジュール及び目標効果額が設けられており、事務事業の見直し・改善として市が行う事務事業についての点検を行い、必要性が薄れたものについて廃止・縮小を検討することとしている。

行財政改革プラン 2015 の具体的な取組項目のうち、補助金の執行の見直しにかかわる項目、目標効果額及び効果額の実績の例を挙げると次のとおりである。

<sup>9</sup> 行財政改革プラン 2015 策定後に 9 項目を追加し、最終的に 55 項目となっている。

(単位：百万円)

管理番号	項目	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
1101	自主防災組織運営補助金の見直し			実施	(1)	
1112	老人福祉施設等整備補助金の見直し		実施 (24)	(57)		
1113	軽費老人ホーム事務費補助金加算の廃止	(3)	(2)	(2)	実施 15 (15)	15 (15)
1114	民間保育所地域子育て支援事業補助金の段階的廃止	一部実施 25 (24)	実施 62 (60)	62 (60)	62 (60)	62 (60)
1115	大阪食品衛生協会負担金の廃止	実施 1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
1121	市民劇場補助金の見直し		実施 2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)

(注) 上段が目標効果額である。管理番号 1101、1112 は金額的な目標は定められていない。下段の ( ) 書きは実績である。

(出典) 「行財政改革プラン 2015 進捗結果」について

上記のとおり、行財政改革プラン 2015 において、補助金の執行の見直しに関する取組は順調に進められているように見受けられる。当初の行財政改革プラン 2015 においては、個別の補助金の執行の見直しが掲げられているのみであり、東大阪市全体としての補助金の執行の見直しに関する取組については言及されていなかったが、その後「全庁的な事務事業見直しによる財源確保」として追加された項目の一環で東大阪市全体としての補助金の執行の見直しに着手している。

その後、東大阪市では、より一層の効率的かつ健全な行財政運営が必要であるとの判断から、令和 2 年度から令和 6 年度までの行財政改革プラン 2020 を策定した。当該プランは、令和 3 年度から始まる東大阪市第 3 次総合計画との整合性を図り、以下の 3 つの柱を中心に「持続可能な健全かつ安定的な行財政運営」を目指しており、歳出の抑制は引き続き重要であると位置づけている。

- ・ 選択と集中（事務事業の見直し、民間活力の活用、公共施設のあり方）
- ・ 持続可能な財政運営（歳入の確保、歳出の抑制）
- ・ これからの行政運営を担う人材の確保・育成（職員数計画、職員給与の適正化、人事政策の推進）



この3つの柱の一つである「持続可能な財政運営」では、歳出の抑制として、個別の補助金の執行に関する取組ではなく、東大阪市全体としての補助金の執行の見直しに関する取組である「団体補助金の適正化」が独立した項目として掲げられている。

団体に対する補助金に関しては、これまでも要綱等の整備により、団体補助から事業補助への転換や対象経費の明確化といった取組を進めてきたが、当該プランにおいて、今後も継続して補助の適正化の取組を推進していくことが明記されたものである（これまでの具体的な取組については、「(3) 補助金等に関する事務及びその執行の適正化の取組」参照）。従前より行財政改革担当課と財政担当課との間で経常的に行財政改革の取組推進について協議する中で、平成28年度行財政対策本部会議における「今後の行財政対策について」にて、その取組事例の一つとして各種団体に対する補助金・委託料の見直しが掲げられ、新たに策定した行財政改革プラン2020の対象項目としても採用されることとなった。

ただし、このように当該プランにより全庁的な取組の必要性が共有され、現在も取組が進められている一方で、行財政改革プラン2020においては次のとおり特段具体的な取組目標やスケジュールは示されていない。

管理番号	項目	R2	R3	R4	R5	R6
2202	団体補助金の適正化					

(出典) 行財政改革プラン2020

### (3) 補助金等に関する事務及びその執行の適正化の取組

団体に対する補助は地方自治法に基づき地方公共団体が公益上必要であると認めた特定の事業等を助成、奨励するために、対価なく給付されることから、補助の必要性について市民の十分な理解と納得を得ることが求められるため、事務及び執行の適正化の取組を推進していく必要がある。

地方自治法

(寄附又は補助)

第 232 条の 2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(出典) 地方自治法第 232 条の 2

東大阪市ではこれまで、団体に対する補助金を対象として、市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度とするため、東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして、団体に対する補助制度の運用についての基準である「団体に対する補助制度運用基準」(平成 20 年度)を定め、行財政改革課を中心として、次のとおり補助金等に関する事務及びその執行の適正化の取組を推進してきた。

時期	内容
平成 28 年 6 月	行財政対策本部会議における「今後の行財政対策について」の具体的な取組事例として「各種団体に対する補助金・委託料の見直し」を明示 <b>【通知の趣旨】</b> 持続可能で安定的な財政運営を行いながら必要な事業を推進するため、経営企画部長が各部局長に通知
平成 29 年 6 月	各種団体に対する補助制度の運用状況について調査 <b>【主な調査内容】</b> 「団体に対する補助制度運用基準」に基づき作成した「補助金チェックシート」を各部局へ配布、回答させることで、特に以下の観点から当該基準への準拠性について調査 ・公益性、必要性の観点 ・有効性、妥当性の観点 ・公平性の観点
平成 30 年 3 月	「団体に対する補助制度にかかる点検・見直しの進め方」に基づき、点検・見直し等を通知 <b>【通知の趣旨】</b> 平成 29 年 6 月の調査の結果「団体に対する補助制度運用基準」に、

	是正が必要な補助事業が見受けられたことから、行財政改革室長から各部局に対して、補助事業の点検及び見直し作業を進めるよう通知
令和元年6月	「団体に対する補助制度にかかる点検・見直しの進め方」に基づき、点検・見直し等を再通知 【通知の趣旨】 平成30年3月の通知において依頼した補助事業の点検及び見直し作業が完了していない部局に対して、行財政改革室長から、当該見直し作業を早急に進めるよう再度通知
令和2年6月	団体に対する補助制度の現状についての調査 【主な調査内容】 現時点で実施している補助事業について、令和2年度予算額、規程(要綱)の有無、事業補助の是非についてなどについての調査を行うとともに、平成30年3月の通知において依頼した補助事業の点検及び見直し作業が完了していない部局に対して、行財政改革課長から、当該見直し作業を早急に進めるよう再度通知

(参考) 団体に対する補助制度運用基準 (抜粋)

	運用基準	備考
1	事業補助とする	補助目的及び対象の明確化を図る
2	予め補助対象となる項目や用途、費目を定める	補助対象事業に複数の取組みが含まれている場合、個々の取組みについて補助対象とすべきか精査する
3	補助の終期を3年以内とする	継続が必要な場合は継続時点において終期を再設定する
4	対象経費の補助率の上限は1/2とする	1/2を超える場合は、政策的な必要性を明確にする
5	再補助やそれに類する分配行為は認めない	事務負担の軽減効果が大きいこと等を理由に再補助を認める場合は、再補助基準及びチェックシステムを確立し、透明性を確保する
6	実績報告への領収書等(写し)添付を義務付ける	提出された実績報告(添付書類含む)を審査し、精算すべきか判断(補助金等交付規則第15条)
7	事業広報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付ける	(表示例)「平成〇〇年度東大阪市△△△補助金補助事業」

※上記基準により難しい場合は、理由等を公開し透明性を確保する。

あわせて行財政改革課では、主に以下のような視点で日常的・継続的に適正化の推進を図っ

ている。

- ・補助金要綱の新設及び改正にかかる内容の精査
- ・補助金事業について適正な運用が図られているかの点検
- ・補助金事業の執行適正化に向けた見直し事業の指導

これらの団体に対する補助金の事務及び執行の適正化の取組について、行財政改革課では、以下のとおり大きく3つのステップにより、実施している。

このうち、Step 1、Step 2の取組については、特に前述の平成29年6月から令和2年6月にかけて実施した調査及び通知等による取組により、一定の成果が認められる。

一方で、Step 3の補助事業の市民に対する説明可能性についての取組は、今後本格的に実施していく予定という状況である。補助事業の市民に対する説明可能性を確保するための定期的な点検見直しの基準（点検項目）については、「団体に対する補助制度運用基準」に定められているが、現状では、平成29年度以降は当該基準「3定期的な点検見直し」の点検項目に基づいた、市民に対する説明可能性という観点からの見直しの実施状況についての調査は行っていない。

また、東大阪市のウェブサイト等では補助金等の全体を俯瞰できる情報や、規則や運用基準等に基づき適切に執行されているかどうかのモニタリング結果についても、特段の公表はされていない。

#### **Step 1 補助に関する要綱の策定（根拠の明確化）**

東大阪市中で実施している団体に対する補助事業の一部には、その実施や補助金額算定の根拠となる補助金要綱等が策定できていないものがあり、まずは当該要綱等を策定し、補助を実施するにあたっての根拠を明確化する必要がある。

【実施結果】要綱未策定の補助事業数の推移

平成29年6月時点 107 事業 → 令和2年6月時点 18 事業

（出所）行財政改革課提供資料より監査人集計

#### **Step 2 団体補助から事業補助への移行（対象経費の明確化）**

補助は「公益上必要であると認めた特定の事業等」を対象として実施される必要があるが、東大阪市中で実施している団体に対する補助事業の一部については、事業実施ではなく団体運営自体に対する補助となっており、補助対象となる事業及び経費が不明確である。

従って、一部の必要な場合を除き団体補助から事業補助へ移行し、対象となる事業及び経費を明確化する必要がある。

【実施結果】団体補助事業数の推移

平成29年6月時点 42 事業 → 令和2年6月時点 16 事業

（出所）行財政改革課提供資料より監査人集計

### Step 3 市民の理解・納得を得られる補助事業の実施（説明可能性）

それぞれの団体に対する補助事業について、公益性や費用対効果といった視点から成果指標や終期の設定、毎年度の効果測定等を行ったうえで、補助を実施する必要性について継続的に検討し、補助事業の見直しを行うことで、市民の理解・納得を得られる補助事業とする必要がある。

#### （参考） 定期的な点検見直しについて

補助による有効性評価とそれによる見直しが重要であるが、支出先団体からの実績報告に対する審査時や運用基準により設定された終期において、次に掲げる項目の点検を行い、見直しをはかるものとする。

	点検項目	見直しの方向性
1	本来行政が行うべきものを代わりに団体が行っているものであるか	補助か委託のどちらの性格であるかを検討し、委託の性格であれば委託に変更すべき
2	補助金支出が最も効果的な支援方法であるか	補助、人的支援、機会の提供、場の提供といった支援手法の中から最も効果的な支援手法を選択すべき
3	支出先団体における自主財源確保の努力が確認できるか	確認できない場合は、自主財源確保の努力を促すべき
4	事業目的が達成されていないか、社会情勢の変化により事業効果が薄れていないか	該当する場合は廃止すべき
5	支出先団体の会計において、毎年翌年度への繰越金が相当額ないか	補助の必要性が高いと認められない場合は、廃止すべき
6	同一団体に対して補助や委託が複数なされていないか	対象事業や費用の重複がないか確認し、重複は避けるべき
7	補助対象経費に研修や交流事業が含まれていないか	含まれている場合、その内容について個々に補助対象とするか検討すべき
8	補助金支出対象が特定団体のみに限定されていないか	公募プロポーザル方式の導入を検討すべき

（出典）平成 20 年「団体に対する補助制度運用基準」

### 3. 東大阪市における補助金等の交付事務について

この章では、補助金及び助成金の定義や東大阪市における規程規則の内容を確認したうえで、東大阪市の補助金及び助成金について、状況を俯瞰する。

#### (1) 補助金及び助成金とは

地方公共団体における補助金について、法令等における明確な定義は存在しない。補助金とは、特定の事業や研究等を育成、助長するため、地方公共団体が公益上必要と認めた事業等に対して支出するものであり、対価性のない一方的な給付であって返還が不要なものである。類似したものとして助成金があり、補助金と助成金については明確な区分は困難である。地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。なお、ここでいう補助には補助金と助成金の両方が含まれていると解される。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項が規定されているが、当該法律は国が交付する補助金等を対象としており、地方公共団体が交付する補助金等は含まれていない。このように、地方公共団体が交付する補助金等については、公益上の必要性に関する法律上の定義はなくその必要性についての明確な判断基準がない。そこで、当該地方公共団体の長及び議会が個別の事例に則り認定することになるが、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（行政実例昭和28年6月29日）。

なお、補助金の交付対象者に関しては、日本国憲法第89条において、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されており、宗教団体への補助金の交付は認められていない。

地方自治法第15条第1項において「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と規定されている。

これを受けて、東大阪市では補助金等に係る交付の申請、決定等に関する基本的な事項について、東大阪市補助金等交付規則で定めている。東大阪市補助金等交付規程では補助金等と関連する文言について以下のとおりに定義している。

- (1)補助金等 本市が本市以外の法人又は法人格を有しない団体に対して交付する補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有するものをいう。
- (2)補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3)補助事業者 補助金等の交付の決定を受けたものをいう。

(出典) 東大阪市補助金等交付規則 第2条

(1)に記載のとおり、補助金及び助成金は交付金、利子補給金等とともに補助金等として、整理されている。

## (2) 補助金等の交付

東大阪市補助金等交付規則では第3条において、「補助金等に関しては、法令、条例又は他の規則に特別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」とされている。東大阪市では東大阪市補助金等交付規則のほか、団体に対する補助制度運用基準(34頁参照)、補助金ごとの補助金交付要綱もしくは交付要領を、東大阪市補助金等交付規則と一体となって適用される内規として定めており、補助金の交付に際しては、東大阪市補助金等交付規則、団体に対する補助制度運用基準、個別の補助金交付要綱もしくは交付要領等に従って行う必要がある。

## (3) 東大阪市における補助金等の交付事務について

### ① 補助金等の予算の執行に係る交付規則上の規定について

補助金等の予算の執行については、東大阪市補助金等交付規則(以下、このセクションにおいて「規則」という。)に規定がある。主な内容は次のとおりである。

#### (イ) 補助金等の定義(規則第2条)

本市が本市以外の法人又は法人格を有しない団体に対して交付する補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有するものをいう。

なお、補助事業とは補助金等の交付の対象となる事務又は事業、補助事業者とは補助金等の交付の決定を受けた者をいう。

#### (ロ) 補助金等の額(規則第4条)

補助金等の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

#### (ハ) 交付の申請(規則第5条)

補助金等の交付を受けようとする者は、市長に対し、補助事業の名称、目的その他必要な事項を記載した補助金等交付申請書を、その指定する時期までに提出しなければならない(規則第5条第1項)。

なお、申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない(規則第5条第2項)。

#### (二) 交付の決定(規則第6条)

市長は、交付の申請があつたときは、申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、申請者が次のいずれかに該当する者である場合を除き、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする(規則第6条第1項)。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- ・東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を記載した補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする(同条第2項)。

なお、市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる（同条第3項）。

(ホ) 申請の取下げ（規則第7条）

申請者は、補助金等交付決定通知書を受領した場合において、決定の内容又は付された条件により難いと認めるときは、市長の定める時期までに、文書で申請の取下げをすることができる（規則第7条第1項）。

申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす（同条第2項）。

(ヘ) 事情変更による決定の取消し等（規則第8条）

市長は、交付の決定の通知をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない（規則第8条第1項）。

市長は、交付の決定を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする（同条第2項）。

(ト) 内容の変更（規則第9条）

補助事業者は、補助事業の内容を変更、中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容、理由その他必要な事項を記載した補助事業変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更であらかじめ市長が認めたものについては、この限りでない。

(チ) 交付の請求（規則第10条）

補助事業者は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付決定通知書の定めるところに従い、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(リ) 補助事業の遂行、帳簿等の整備及び保管（規則第11条、第12条）

補助事業者は、法令、条例及び規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行しなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない（規則第11条）。

また、補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備及び保管しなければならない（規則第12条）。

(ヌ) 状況報告及び調査（規則第13条）

市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況、過去の実績等について、補助事業者へ報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる（規則第13条）。

(ル) 実績報告及び審査等（規則第14条、第15条）

補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後（補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）あらかじめ指定する期間内に、市長に対し、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書を提出しなければならない（規則第14条第1項）。



なお、補助金等実績報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない（同条第2項）。

市長は、実績報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、当該実績等が交付を決定した補助金等の額に満たないと認める場合には、補助事業者に対し、補助金等の精算を命じなければならない（規則第15条）。

(7) 決定の取消し、補助金等の返還等（規則第16条、第17条、第18条）

市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる（規則第16条第1項）。

- ・補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ・補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ・補助事業を市長の承認なしに変更、中止、又は廃止したとき。
- ・補助事業に関して、不正行為を行ったとき。
- ・暴力団等であることが判明したとき。
- ・その他補助金等交付規則の規定に違反したとき。

市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする（同条第2項）。

また、市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる（規則第17条）。

なお、市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる（規則第18条）。

## ② 補助金の予算の執行のフローについて

上記①の規則上の規定を踏まえると、補助金の交付の流れに関するフローは次のとおりとなる。そこで、これらのフローについて、監査人は補助金について任意に1件のサンプル<sup>10</sup>を抽出し、再実施（ウォークスルー）<sup>11</sup>の手続を実施し、当該フローにしたがって事務が遂行されていることを実際に確かめた。

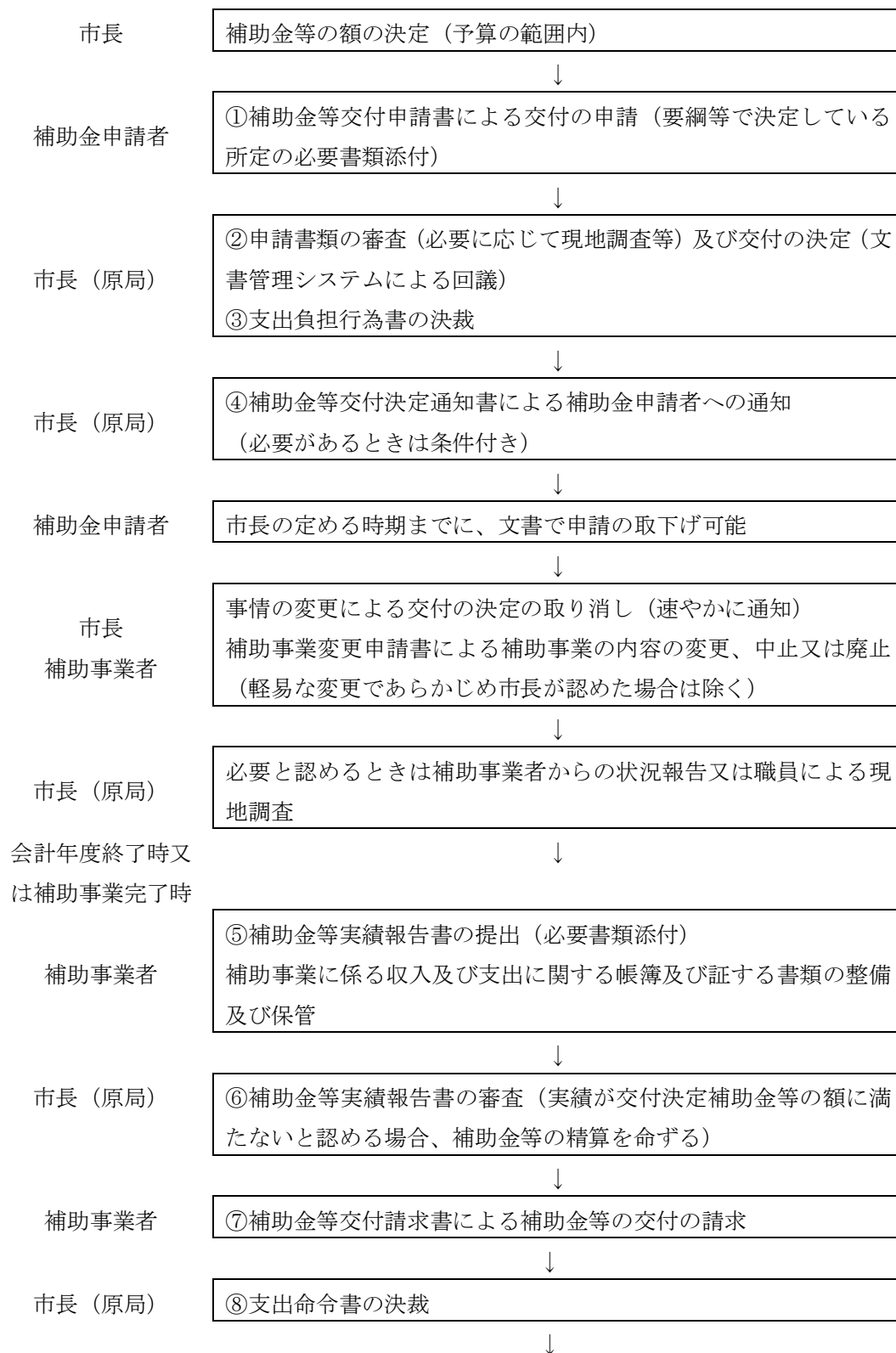
なお、以下は規則に基づく執行のフローであるが、個々の補助金の要綱や要領等に基づく個々の補助金固有の執行の内容については114頁以下に個別に記載している。

---

<sup>10</sup> 市民生活部地域活動支援室のリージョンセンター公民協働事業助成金についてウォークスルーの対象とした。

<sup>11</sup> 再実施（ウォークスルー）とは、企業が内部統制の一環として実施している手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる手続をいう（日本公認会計士協会監査基準委員会報告書500「監査証拠」A20項）。

補助金等の交付の流れ (確定払の場合)



出納室  
規則に従う交付の  
決定取り消し時  
市長（原局）

⑨支出命令書（必要書類）に基づき補助金等の支払いを行う。



補助事業者への通知

## 第3 監査の方法

### 1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））

一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のもの（以下、補助金等とする）に係る財務事務の執行及び管理の状況について、①「合規性・準拠性」、②「3E（経済性・効率性・有効性）」、③「公益性・公共性」、④「公平性・透明性」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。

具体的には、以下のように監査の視点を立案して監査を実施した。

#### （1）補助金等の財務事務の執行について

- ① 東大阪市において令和2年度中に交付した一般会計における補助金等について、決算による実績をもとに、一定の金額を超える補助金等に関して抽出し、以下の監査の視点を立案し、関連する証憑の閲覧及び所管課への質問を行った。

##### （補助金等の交付要綱）

- ・ 補助金等の交付目的は交付要綱に具体的に規定されているか。
- ・ 補助対象事業の内容は明確に規定されているか。
- ・ 補助対象経費の範囲は明確に定められているか。
- ・ 補助金等の目的は公益に寄与するもので、正当なものか。
- ・ 補助金等の交付要綱が関連する法令・規則等に準拠しているか。

##### （補助金等の交付決定）

- ・ 申請は交付要綱に従って、適切な時期（申請期限まで）に提出されているか。
- ・ 交付要綱に定められている必要な書類は漏れなく添付されているか。
- ・ 補助金等の交付に際しては交付規則や交付要綱に定める手続にしたがって、交付決定がなされているか。
- ・ 補助事業の具体的な計画が経済性・効率性の見地から適正なものか。
- ・ 補助金の金額が交付要綱等に定められた算定方法に基づいて算定されているか。
- ・ 補助金の算定方法・金額は事業の性質・規模に対して適切か。
- ・ 補助事業の計画変更がある場合には、適切な手続がとられているか。

##### （補助金等の交付・支給）

- ・ 補助金等を交付・支給するにあたって、交付要綱に定める手続に従って、適切に交付・支給されているか。
- ・ 概算払により交付・支給する場合には、概算払の理由が明確で、かつ、その必要性がある

と認められるか。

- ② 補助金等の交付要綱について、その内容を確認するとともに、東大阪市が規定する「団体に対する補助制度運用基準」に規定する「2. 団体に対する補助制度の運用基準」と整合しているかどうかを確認した。

なお、「団体に対する補助制度運用基準」は市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い補助制度とするために、東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして策定されたものである。「団体に対する補助制度運用基準」の内容は34頁に記載の通りである。

## (2) 補助金等の管理の状況について

- ① (1) ①のとおり抽出した補助金等について、以下の監査の視点を立案し、関連する証憑の閲覧及び所管課への質問を行った。

### (補助金等に係る実績報告)

- ・実績報告は適切な時期（提出期限まで）に提出されているか。
- ・補助金等の交付要綱で定める必要な書類は添付されているか。
- ・実績報告の正確性（交付要綱及び交付申請書との整合性等）の検証は行われているか。
- ・補助事業が交付決定どおりに実施されていることを調査・確認しているか。
- ・補助対象経費の範囲と実績が整合していることを調査・確認しているか。補助金が補助対象経費以外に使用されていないかを確認しているか。
- ・補助を受けた団体が不適切に他の団体又は他人に再補助をしていないか。

### (補助金等の見直し)

- ・補助金等が公益性・公共性の観点から有効なものかどうかを定期的に調査・確認しているか。
- ・補助による有効性評価とその結果を受けて、見直しが行われているか。
- ・交付先に対する異常と思われる多額の補助金等の交付はないか。
- ・補助団体は補助金等の交付がなくとも自立可能な団体ではないか。
- ・補助割合の低い補助金等及び少額の補助金等について、補助の効果や支給する意味はあるか。
- ・目標値や経過年数等から、交付目的が既に達成されているものはないか。
- ・市の政策上、緊急性はあるか。
- ・同じ目的の補助金等や、補助対象が類似している補助金等が他にないか。
- ・当初の前提条件が変化していないか。

- ② 抽出した補助金等について、(1) ②と同様に東大阪市が規定する「団体に対する補助制度運用基準」に規定する「3. 定期的な点検見直し」が行われているかどうかを確認した。

## 2. 監査手続

### (1) 予備調査

- ① 東大阪市が策定する行財政改革プラン 2020（令和 2 年度～令和 6 年度）、令和 2 年度一般会計予算書、令和 2 年度東大阪市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、公会計に基づく財務書類、歳入・歳出予算説明書、市政の概要、部局長マネジメント方針の資料等を基に、東大阪市の現状や、事務事業の概要を把握した。
- ② 関連する部署にヒアリングを実施し、事務事業の概要について説明を受け、適宜質疑応答を行った。

### (2) 本調査

- ① 以下の補助金等に関する規則等を入手し、補助金等の交付事務の概要を把握した。

- ・ 東大阪市財務規則
- ・ 東大阪市補助金等交付規則
- ・ 団体に対する補助制度運用基準
- ・ 各補助金に係る交付要綱

また、過去（平成 17 年度実施）の包括外部監査報告書及び過去の東大阪市監査委員による定期監査結果及び定期監査結果にかかる措置状況報告書を閲覧し、過去の包括外部監査及び監査委員事務局による定期監査において指摘となっている事項を把握した。

重ねて、補助金等をテーマとした他の地方自治体における包括外部監査の報告書のうち活用可能性の高いものを調査し、監査の実施手法や指摘となっている事項を把握した。

- ② これまでの補助金等に関する行財政改革の状況について、行財政改革課へのヒアリングを実施した。
- ③ 令和 2 年度に東大阪市が支出した補助金等について、全体像を把握するために各部に対して全庁的な調査を実施・回収・分析を行った。
- ④ ③の全庁的な調査を実施した補助金等から、一定の基準（53 頁参照）に基づいて監査人が必要と判断した補助金等について、補助金等の申請、交付決定、支給等に関する書類の閲覧を行った。具体的には、1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））（1）「補助金等に係る財務事務の執行について」及び（2）「補助金等に係る管理の状況について」に記載の事項について、関連する証憑の閲覧を行い、課題となる事項がないかの把握を

行った。

- ⑤ 令和2年度に東大阪市が支出した補助金等について内容を把握するために、所管課に対してヒアリングを行った。また、過去の包括外部監査や監査委員事務局による定期監査等における指摘事項が改善されているか、所管課への質問を通じて確認した。併せて、③及び④の手続の実施の際に監査人が抱いた疑問や問題意識について、各担当部署の担当者等にヒアリングを実施した。
- ⑥ 事務局業務を担っている所管課が保管する通帳の実査を実施するとともに、保管状況等についてヒアリングを実施した。
- ⑦ 実施した監査上の問題点についてのディスカッションを実施した（担当所管課及び行財政改革課）。
- ⑧ 以上の監査の経過や結果を、本監査報告書としてとりまとめた。



### 3. 個別の監査の実施方法

#### (1) 全庁的な調査

令和2年度に東大阪市が支出した補助金等について、過去5年間（平成28年度～令和2年度）の補助金ごとの予算・実績の推移を確かめるとともに、補助金等について網羅的に調査するために、以下の基準により調査対象を抽出し、補助金等について全庁的な調査を行った。調査対象の抽出基準、実施時期等については、以下のとおりである。

##### ① 調査対象の抽出基準

各課が所管する補助金等の全体像を把握するために、令和2年度一般会計に、「(節) 負担金補助及び交付金」で計上された補助金等のうち、原則として以下(※)の内容を除いた補助金及び負担金を対象に調査を実施した。

(※) 原則対象外としたもの

- ・補助金：新型コロナ対策定額給付金関係（国の制度に基づく臨時的な給付金であるため）、他会計への補助金等（会計間の資金移動の側面が強いため）
- ・負担金：研修への参加費（詳細に監査する必要性がないと判断されるため）、他会計への負担金等（会計間の資金移動の側面が強いため）

##### ② 調査の実施時期について

実施時期：令和3年7月20日～令和3年8月4日

##### ③ 調査の実施対象について

###### ア 調査を実施した補助金

調査を実施した所管課及び回答のあった主な補助金の名称は以下のとおりである。

所管課	補助金の数	主な補助金の名称
危機管理室	1	自主防災組織活動補助金
公民連携協働室	6	防犯灯設置費補助金等
給与福利課	1	職員厚生事業補助金
産業総務課	1	東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金
モノづくり支援室	17	産業創造勤労者支援機構運営補助金等
商業課	9	共同施設設置事業補助金等
労働雇用政策室	8	シルバー人材センター管理運営補助金等
農政課	5	都市農業活性化農地活用事業補助金等
国際観光室	1	テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金
市民スポーツ支援課	4	クロスカントリー競走大会補助金等
文化財課	1	指定文化財整備補助金
多文化共生・男女共同参画課	2	民間シェルター等支援事業補助金等

人権室人権啓発課	2	人権啓発協議会補助金等
人権室人権同和調整課	1	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪 実行委員会補助金
税制課	1	作文表彰事業補助金
地域活動支援室	5	リージョンセンター公民協働事業助成金等
地域福祉課	7	市民福祉活動センター補助金等
高齢介護課	11	感染拡大防止対策支援事業補助金等
給付管理課	1	介護保険サービス利用料軽減助成金
障害施策推進課	12	社会福祉施設等整備費補助金等
障害福祉認定給付課	6	移動支援事業補助金等
障害児サービス課	3	衛生管理体制確保支援等事業補助金等
生活福祉課	4	感染拡大防止対策支援事業補助金等
生活支援課	3	民生委員関係事業補助金等
子ども家庭課	6	感染症対策事業補助金等
施設給付課	38	一時預かり事業補助金（認定こども園等運営費補助 金）等
施設指導課	4	認定こども園整備補助金等
子ども相談課	1	感染症対策事業補助金
地域健康企画課	4	献血推進事業補助金等
食品衛生課	1	ねこ不妊手術助成金
健康づくり課	3	医療団体補助金等
母子保健・感染症課	1	結核対策費補助金
環境企画課	2	再生可能エネルギー等普及促進補助金等
循環社会推進課	1	リユース食器利用促進助成金
交通戦略室	3	感染拡大防止対策事業補助金等
自転車対策課	1	放置自転車追放推進事業補助金
安全調整課	2	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金等
土木工営所	1	農業用排水路維持管理補助金
みどり景観課	2	緑の保全事業補助金等
公園課	1	公園愛護会補助金
河川課	1	家屋移転補助金
総務管理課	1	家賃減額補助金
住宅改良室	1	地域まちづくり推進会議補助金
市街地整備課	1	老朽住宅解体除去補助金
建築安全課	2	民間建築物耐震化促進補助金等
空家対策課	1	空き家等対策補助金
人事教養課	1	大型免許取得補助金

学校教育推進室	6	クラブ活動運営費補助金等
人権教育室	3	人権教育研究会補助金等
教職員課	1	学校園保健会補助金
学校給食課	2	学校給食会運営補助金等
社会教育課	2	国際識字年推進事業補助金等
青少年教育課	7	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金等
社会教育センター	2	文化団体活動補助金等
庶務課	1	政務活動費交付金
合 計	215	

## イ 調査を実施した負担金

調査を実施した所管課及び主な負担金の名称は以下のとおりである。

所管課	負担金の数	主な負担金の名称
危機管理室	2	治安対策関係市町村連絡会負担金等
秘書課	4	近畿市長会負担金等
広報課	1	日本広報協会負担金
市政情報相談課	1	総合紛争解決センター負担金
企画課	2	中核市市長会負担金等
行財政改革課	1	マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金
職員課	1	非常勤職員公務災害補償等認定委員会審査会分担金
情報政策課	3	近畿都市統計協議会分担金
ICT推進課	1	社会保障・税番号制度負担金
産業総務課	1	休業要請支援金事業負担金
モノづくり支援室	4	ビジネスマッチング事業負担金
労働雇用政策室	4	おおさか人材雇用開発人権センター負担金
農政課	2	大阪府土地改良事業団体連合会負担金
国際観光室	3	出展負担金等
市民スポーツ支援課	2	スポーツ推進委員協議会負担金等
花園ラグビー場活性化推進課	2	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西開催地負担金等
文化財課	3	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会負担金等
多文化共生・男女共同参画課	2	共益費負担金等
人権室人権啓発課	5	人権問題啓発事業特別負担金（人権教育啓発推進センター負担金）等
人権室人権同和調整課	1	全国隣保館連絡協議会負担金
長瀬人権文化センター	1	大阪府人権福祉施設連絡協議会負担金

税制課	10	確定申告等共同作業事務負担金等
市民室	2	通知カード・個人番号カード関連事務負担金等
消費生活センター	2	消費生活展負担金等
地域福祉課	1	大阪府福祉有償運送運営協議会負担金
障害施策推進課	2	自立支援事業所連絡会負担金等
生活福祉課	3	施設整備負担金等
施設指導課	1	就職フェア開催負担金
子ども相談課	1	大阪府家庭児童相談室連絡協議会負担金
保育課	7	園内事故賠償責任保険免責負担金（保育所運営経費）等
地域健康企画課	7	医師会負担金等
環境業務課	1	日本環境衛生センター負担金
健康づくり課	2	市民ふれあい祭り出店負担金
母子保健・感染症課	4	エイズ予防週間開催負担金等
環境衛生検査センター	3	衛生微生物技術協議会負担金等
環境企画課	1	地球温暖化対策地域協議会負担金
環境事業課	2	全国都市清掃会議負担金等
公害対策課	2	恩智川流域美化推進負担金等
産業廃棄物対策課	1	廃棄物処理対策推進協議会負担金
都市計画室	3	簡易水道組合維持経費負担金等
交通戦略室	3	近鉄奈良線連続立体交差事業負担金
道路管理課	5	大阪府国道連絡会負担金
みどり景観課	2	生駒山系広域利用促進協議会負担金等
河川課	8	ため池防災テレメーター事業負担金等
住宅改良室	1	日本住宅協会負担金
市街地整備課	1	住宅市街地整備推進協議会負担金
計画管理課	1	大阪府市町村営繕主務者会議負担金
建築審査課	6	近畿建築行政連絡会議負担金等
開発指導課	1	大阪府開発指導行政協議会負担金
建築安全課	1	大阪建築物震災対策推進協議会負担金
消防総務課	9	消防団員等公務災害補償等共済基金負担金等
人事教養課	2	全国消防協会負担金等
予防広報課	1	防火防災訓練災害補償等共済負担金
警備課	4	救急安心センター運営負担金等
教育政策室	6	大阪府都市教育委員会連絡協議会負担金等
施設整備室	1	大阪府公立学校施設整備期成会負担金
学校教育推進室	3	各種教育研究会負担金等

人権教育室	1	大阪府人権教育主管課長会負担金
教職員課	9	大阪府学校保健会負担金等
教育センター	1	全国教育研究所連盟負担金
高等学校課	5	試験問題等作成負担金等
社会教育課	2	全国視覚障害者情報提供施設協会負担金等
青少年教育課	5	青少年指導員活動費用実費弁償費負担金等
長瀬青少年センター	1	大阪こども・青少年施設等連絡負担金
選挙管理委員会事務局	5	近畿都市選挙管理委員会連合会負担金等
監査委員事務局	4	河内南地区都市監査委員会負担金等
公平委員会事務局	3	全国公平委員会連合会近畿支部負担金等
農業委員会事務局	2	大阪府農業会議負担金
庶務課	8	近畿議長会負担金
合計	202	

## (2) 証憑の閲覧及びヒアリングを行った補助金

監査人が所管課への調査を通じて補助金の執行状況を直接把握する必要があると判断したもの（71件）については、関連する証憑の閲覧及び所管課に対してヒアリングを実施した。

対象とする補助金について、基本的に令和2年度の補助金の執行額が5百万円を超えるものを全件抽出するとともに、当該金額基準に該当せずに全く抽出されない所属については監査人の判断で任意に1件ずつ、その他東大阪市や他の地方公共団体の包括外部監査において指摘が多い等の質的な観点から勘案して抽出を行った。

この抽出により、詳細な検討、すなわち、証憑を閲覧し、ヒアリングを実施する対象とした所属と対象補助金は、以下のとおりである。

対象所属	対象補助金
危機管理室	自主防災組織活動補助金
公民連携協働室	防犯灯維持管理費補助金 防犯灯設置費補助金
行政管理部 給与福利課	職員厚生事業補助金
都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金 産業創造勤労者支援機構運営補助金 住工共生まちづくり補助金 商工振興補助金 テクノメッセ東大阪開催事業補助金 中小企業設備投資支援補助金 モノづくり支援補助金 モノづくりワンストップ推進事業補助金
都市魅力産業スポーツ部	外食デリバリーサービス活用支援補助金

商業課	共同施設設置事業補助金 商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金
都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金 シルバー人材センター管理運営補助金
都市魅力産業スポーツ部 農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金
都市魅力産業スポーツ部 国際観光室	テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金
都市魅力産業スポーツ部 市民スポーツ支援課	クロスカントリー競走大会補助金
人権文化部 文化財課	指定文化財整備補助金
人権文化部 多文化共生・男女共同参画課	民間シェルター等支援事業補助金
人権文化部 人権室人権啓発課	人権啓発協議会補助金
人権文化部 人権室人権同和調整課	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金
税務部 税制課	作文表彰事業補助金
市民生活部 地域活動支援室	青色防犯パトロール活動支援事業補助金 リージョンセンター公民協働事業助成金
福祉部 地域福祉課	社会福祉協議会補助金 市民福祉活動センター補助金 小地域ネットワーク活動推進事業補助金
福祉部 高齢介護課	感染拡大防止対策支援事業補助金 軽費老人ホーム事務費補助金 敬老行事補助金 サービス継続支援事業補助金 日常生活自立支援事業補助金 老人クラブ活動補助金 老人福祉施設等整備費補助金
福祉部 給付管理課	介護保険サービス利用料軽減助成金
福祉部 障害施策推進課	衛生管理体制確保支援等事業補助金 サービス継続支援事業補助金 社会福祉施設等整備費補助金 生産活動活性化支援事業補助金
福祉部 障害福祉認定給付課	移動支援事業補助金 地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金 日常生活用具給付事業補助金 日中一時支援事業補助金

	訪問入浴サービス事業補助金
生活支援部 生活福祉課	感染拡大防止対策支援事業補助金
生活支援部 生活支援課	民生委員関係事業補助金
環境部 環境企画課	再生可能エネルギー等普及促進補助金
交通戦略室	大阪外環状線鉄道建設費補助金 感染拡大防止対策事業補助金 鉄道施設耐震補強事業費補助金
土木部 自転車対策課	放置自転車追放推進事業補助金
土木部 安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金
土木部 土木工営所	農業用排水路維持管理補助金
土木部 みどり景観課	緑の保全事業補助金
土木部 公園課	公園愛護会補助金
建築部 総務管理課	家賃減額補助金
建築部 住宅改良室	地域まちづくり推進会議補助金
建築部 市街地整備課	老朽住宅解体除去補助金
建築部 建築安全課	民間建築物耐震化促進補助金
建築部 空家対策課	空き家等対策補助金
消防局総務部 人事教養課	大型免許取得補助金
学校教育部 学校教育推進室	クラブ活動運営費補助金
学校教育部 人権教育室	人権教育研究会補助金
学校教育部 教職員課	学校園保健会補助金
学校教育部 学校給食課	学校給食会運営補助金 小学校給食費無償化補助金
社会教育部 社会教育課	国際識字年推進事業補助金
社会教育部 青少年教育課	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金
社会教育部 社会教育センター	文化団体活動補助金

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、特に保健所等の事務に関して多忙を極める健康部については個別に監査対応が難しいという申し出があったこともあり、詳細な監査の対象から除外した。また、財務会計システム上、また予算執行上「(節)負担金補助及び交付金」として処理されているものの、実態としては給付費・委託費としての性格が強い子どもすこやか部の補助金<sup>12</sup>及び政務活動費についても詳細な監査対象からは除外した。

### (3) 所管課が保管する通帳の実査、保管状況等のヒアリング

#### ① 本手続の目的

<sup>12</sup> この点の説明については本報告書 57 頁を参照されたい。

3. 個別の監査の実施方法（1）全庁的な調査の回答を確認した結果、補助金に関して、交付団体の事務を東大阪市が事務局となって実施しているものがあつた。そのような場合において団体に関係のない不明な入出金の有無の確認、各補助金に係る実績報告日の基準日の残高と通帳の実際の残高の一致、繰越金の有無及び繰越金がある場合の残高を把握するために、所管課が所有する通帳の実査を行うこととした。また、併せて通帳の入出金を含む出納について、現状の運用ルールを把握するために、出納に関してマニュアル等の閲覧を行うとともに、通帳の保管状況等についてヒアリングを行った。

## ② 検証対象の抽出方法

3. 個別の監査の実施方法（1）全庁的な調査を実施して得られた回答を基に監査人が補助金の交付団体の事務を東大阪市が事務局となって実施している担当課を抽出した。

対象として抽出した所管課、補助金は③に記載のとおりである。

## ③ 検証対象として抽出した所管課及び対象補助金名

対象部	対象課	対象補助金名
公民連携協働室	公民連携協働室	自治協議会運営補助金
都市魅力産業スポーツ部	農政課	直接支払推進事業補助金
都市魅力産業スポーツ部	農政課	東大阪市土地改良連絡協議会補助金
都市魅力産業スポーツ部	農政課	農業啓発推進事業補助金
都市魅力産業スポーツ部	市民スポーツ支援課	クロスカントリー競走大会補助金
人権文化部	人権室人権啓発課	人権啓発協議会補助金
人権文化部	人権室人権同和調整課	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金
市民生活部	地域活動支援室	コミュニティ紙発行事業補助金
学校教育部	人権教育室	「朝鮮文化に親しむ東大阪子どもの集い」開催補助金
学校教育部	人権教育室	在日外国人教育研究協議会補助金
学校教育部	人権教育室	人権教育研究会補助金
学校教育部	教職員課	学校園保健会補助金
社会教育部	青少年教育課	子ども会活動補助金
社会教育部	青少年教育課	青少年活動補助金
社会教育部	青少年教育課	青少年指導活動補助金
社会教育部	社会教育センター	婦人団体活動補助金
社会教育部	社会教育センター	文化団体活動補助金

## （4）検討対象から除外した補助金等

監査の方法、監査対象（53 頁参照）において記載しているとおり、本監査においては基本的に令和2年度における執行金額が5百万円未満の補助金等、委託費としての性質が強い補



助金(例:認定こども園や私立保育所への補助金<sup>13</sup>)、政務活動費を検討対象から除外している。

監査においては、対価性のない補助金等として交付した事業について、その財務事務の執行及び管理の状況について特に焦点を当てるために、委託費としての性質が強い補助金を除外したものである。

---

<sup>13</sup> これらは財務会計上また予算の執行上補助金として処理されてはいるものの、児童福祉法第24条1項に基づき、市町村が実施しなければならない保育サービス等について、市町村に代わって保育サービス等を提供する児童福祉施設に対する給付であることから、対価性のない通常の補助金とは性質を異にするものである。いわゆる子ども・子育て支援法制度上もこれらの給付については施設型給付費・委託費として整理されている。

## 4. 全庁的な調査の内容並びに結果及び分析

3.(1) で先述した全庁的な調査に関して、補助金の所管課に対して実施した調査の項目並びに当該調査結果及びそれを踏まえた分析は以下のとおりである。

### (1) 調査項目

実施した調査の項目は以下のとおりである。

- ・補助金名
- ・(団体に対する補助等の場合) 補助団体名
- ・補助金交付要綱名
- ・交付の目的
- ・補助対象の概要
- ・公募の有無(有又は無)及び公募している場合、どのような手段で募集しているか
- ・経費の性質(事業費補助、運営費補助、両方の性質が含まれる、の中から選択)
- ・支払方法(概算払(事前)又は確定払(事後)のうち、選択)
- ・補助金の財源に関して国や府の負担があるか(有又は無)
- ・(団体に対する補助等の場合) 当該団体に対してその他の関わりがあるか(有又は無)、有の場合は i 市職員派遣、ii 市有財産の無償貸付、iii 業務委託、iv 事務局業務従事、v その他のうち、いずれの関係か。なお、v その他の場合はその内容を記載
- ・補助制度の始期を元号で記載(不明の場合は不明とする)
- ・補助制度の終期を元号で記載、決まっていない場合はその旨を記載
- ・補助制度の内容や目的等について東大阪市ウェブサイトにて公開し、その存在を市民が知ることのできる状態となっているか
- ・補助金の成果を測る指標を設けているか(有又は無、有の場合はその指標を記入)
- ・補助について、所管課としての問題意識があれば、当該問題意識について自由記載

## (2) 調査結果及び分析

各項目の調査結果を集計した結果は以下のとおりであった。

### ① 公募の有無

公募の有無に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。公募に関して回答数215のうち、「公募あり」が45件、「公募なし」が161件、回答欄に記載のないものが9件であった。全体に占める割合は「公募あり」が全体の20.9%と比較的少なく、「公募なし」が74.9%と大半を占めている。「公募あり」の補助金はモノづくり支援室の中小企業設備投資支援補助金のように、該当する条件に合致する個人又は団体に対して、申請があれば支給する補助金である。一方、「公募なし」の補助金は給与福利課の職員厚生事業補助金やモノづくり支援室のテクノメッセ東大阪開催事業補助金のように補助団体が限定された補助金である。

団体に対する補助制度運用基準では、「3. 定期的な点検見直し」における点検項目として「8 補助金支出対象が特定団体のみに限定されていないか」と定めているが、公募なしで特定の団体のみに支給している可能性のある補助金が多いことを把握した。

部名	課名	回答件数	公募あり	公募なし	無回答
危機管理室	危機管理室	1	0	1	0
公民連携協働室	公民連携協働室	6	5	1	0
行政管理部	給与福利課	1	0	1	0
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	1	0	0
	モノづくり支援室	17	5	12	0
	商業課	9	6	3	0
	労働雇用政策室	8	0	8	0
	農政課	5	2	3	0
	国際観光室	1	1	0	0
	市民スポーツ支援課	4	0	4	0
人権文化部	文化財課	1	0	1	0
	多文化共生・男女共同参画課	2	1	1	0
	人権室人権啓発課	2	0	2	0
	人権室人権同和調整課	1	0	1	0
税務部	税制課	1	0	1	0
市民生活部	地域活動支援室	5	1	4	0
福祉部	地域福祉課	7	0	4	3
	高齢介護課	11	4	7	0
	給付管理課	1	0	1	0
	障害施策推進課	12	9	3	0

	障害福祉認定給付課	6	0	6	0
	障害児サービス課	3	0	3	0
生活支援部	生活福祉課	4	0	4	0
	生活支援課	3	0	2	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	0	5	1
	施設給付課	38	0	38	0
	施設指導課	4	2	2	0
	子ども相談課	1	0	1	0
健康部	地域健康企画課	4	0	2	2
	食品衛生課	1	1	0	0
	健康づくり課	3	1	2	0
	母子保健・感染症課	1	1	0	0
環境部	環境企画課	2	2	0	0
	循環社会推進課	1	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	0	3	0
土木部	自転車対策課	1	0	1	0
	安全調整課	2	0	1	1
	土木工営所	1	0	1	0
	みどり景観課	2	1	1	0
	公園課	1	0	1	0
	河川課	1	0	1	0
建築部	総務管理課	1	0	1	0
	住宅改良室	1	0	1	0
	市街地整備課	1	1	0	0
	建築安全課	2	0	2	0
	空家対策課	1	0	1	0
消防局総務部	人事教養課	1	0	1	0
学校教育部	学校教育推進室	6	1	5	0
	人権教育室	3	0	3	0
	教職員課	1	0	1	0
	学校給食課	2	0	2	0
社会教育部	社会教育課	2	0	2	0
	青少年教育課	7	0	7	0
	社会教育センター	2	0	2	0
議会事務局	庶務課	1	0	1	0

総計		215	45	161	9
----	--	-----	----	-----	---

## ② 経費の性質

経費の性質に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。回答は（１）に記載のとおり、補助対象経費に関して「事業費補助」、「運営費補助」及び「両方の性質が含まれる」の３つのうち、いずれに該当するかで回答を求めた。経費の性質に関して回答数 215 のうち、「事業費補助」は 142 件、「運営費補助」は 55 件であり、「両方の性質が含まれる」が 9 件、回答欄に記載のないものが 9 件であった。全体に占める割合は「事業費補助」が 66.0%、「運営費補助」は 25.6%、「両方の性質が含まれる」が 4.2%であった。

「事業費補助」は、個人又は団体に対して、補助対象事業に要する特定の費用のみを補助金として支給するもので、例えば、公民連携協議室の防犯灯維持管理費補助金などが挙げられる。一方、「運営費補助」は、例えば、労働雇用政策室のシルバー人材センター管理運営補助金のように、補助団体の管理部門の人件費など、補助対象事業と直接的に紐づけられない費用である運営費に対して補助金が支給されているものである。また、「両方の性質が含まれる」はどちらとも言い難いと所管課が判断したものである。

団体に対する補助制度運用基準の「２．団体に対する補助制度の運用基準」によると、運用基準 1 において「事業費補助<sup>14</sup>とする」と記載があるが、「運営費補助」と「両方の性質が含まれる」の二つを含めると全体の 29.8%あることを把握した。

部名	課名	回答 件数	事業 費	運営 費	両方	無回答
危機管理室	危機管理室	1	1	0	0	0
公民連携協働室	公民連携協働室	6	5	1	0	0
行政管理部	給与福利課	1	1	0	0	0
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	0	1	0	0
	モノづくり支援室	17	13	4	0	0
	商業課	9	9	0	0	0
	労働雇用政策室	8	4	1	1	2
	農政課	5	2	3	0	0
	国際観光室	1	1	0	0	0
	市民スポーツ支援課	4	4	0	0	0
人権文化部	文化財課	1	1	0	0	0
	多文化共生・男女共同 参画課	2	2	0	0	0
	人権室人権啓発課	2	2	0	0	0

<sup>14</sup> 事業費補助について、団体に対する補助制度運用基準には明確な規定はなく、当該運用基準を所管する行財政改革課に対する質問を行ったが、現時点では明確な定義づけはしていないとのことであった。

	人権室人権同和調整課	1	0	0	1	0
税務部	税制課	1	1	0	0	0
市民生活部	地域活動支援室	5	4	0	1	0
福祉部	地域福祉課	7	2	2	0	3
	高齢介護課	11	10	1	0	0
	給付管理課	1	1	0	0	0
	障害施策推進課	12	12	0	0	0
	障害福祉認定給付課	6	6	0	0	0
	障害児サービス課	3	3	0	0	0
生活支援部	生活福祉課	4	4	0	0	0
	生活支援課	3	2	0	0	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	5	0	0	1
	施設給付課	38	4	34	0	0
	施設指導課	4	3	1	0	0
	子ども相談課	1	1	0	0	0
健康部	地域健康企画課	4	1	3	0	0
	食品衛生課	1	1	0	0	0
	健康づくり課	3	3	0	0	0
	母子保健・感染症課	1	0	0	1	0
環境部	環境企画課	2	2	0	0	0
	循環社会推進課	1	0	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	3	0	0	0
土木部	自転車対策課	1	1	0	0	0
	安全調整課	2	1	0	0	1
	土木工営所	1	1	0	0	0
	みどり景観課	2	2	0	0	0
	公園課	1	1	0	0	0
	河川課	1	1	0	0	0
建築部	総務管理課	1	0	1	0	0
	住宅改良室	1	0	1	0	0
	市街地整備課	1	1	0	0	0
	建築安全課	2	2	0	0	0
	空家対策課	1	1	0	0	0
消防局総務部	人事教養課	1	1	0	0	0
学校教育部	学校教育推進室	6	6	0	0	0

	人権教育室	3	0	0	3	0
	教職員課	1	0	0	1	0
	学校給食課	2	1	1	0	0
社会教育部	社会教育課	2	2	0	0	0
	青少年教育課	7	6	0	1	0
	社会教育センター	2	2	0	0	0
議会事務局	庶務課	1	0	1	0	0
総計		215	142	55	9	9

### ③ 支払方法

支払方法に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。支払方法の回答は事後の「確定払」であるか事前の「概算払」のいずれかで回答を求めた。全体の回答数 215 件のうち、「確定払」は 95 件、「概算払」は 111 件、回答欄に記載のないものが 9 件であった。全体に占める割合は「確定払」が 44.2%、「概算払」が 51.6%と「概算払」が全体の過半数を占めている。

概算払の場合、支給時は年間の概算金額を算出し、その結果に基づいて支給することとなるが、団体に対する概算払は支出先団体における自主財源の確保が困難な場合が多い。そのため、継続的に概算払を行う場合には、団体に対する補助制度運用基準の「3. 定期的な点検見直し」の点検項目 3 に記載されている「支出先団体における自主財源確保の努力が確認できるか」に示されているとおり、団体の自主財源確保の努力が促されない可能性がある。

調査の結果、補助金の過半数が「概算払」であることを把握した。

部名	課名	回答 件数	確定払	概算払	無回答
危機管理室	危機管理室	1	1	0	0
公民連携協働 室	公民連携協働室	6	5	1	0
行政管理部	給与福利課	1	0	1	0
都市魅力産業 スポーツ部	産業総務課	1	1	0	0
	モノづくり支援室	17	6	11	0
	商業課	9	8	1	0
	労働雇用政策室	8	2	6	0
	農政課	5	2	3	0
	国際観光室	1	1	0	0
	市民スポーツ支援 課	4	0	4	0
人権文化部	文化財課	1	1	0	0
	多文化共生・男女 共同参画課	2	0	2	0

	人権室人権啓発課	2	0	2	0
	人権室人権同和調整課	1	0	1	0
税務部	税制課	1	0	1	0
市民生活部	地域活動支援室	5	2	3	0
福祉部	地域福祉課	7	0	4	3
	高齢介護課	11	5	6	0
	給付管理課	1	1	0	0
	障害施策推進課	12	10	2	0
	障害福祉認定給付課	6	6	0	0
	障害児サービス課	3	3	0	0
生活支援部	生活福祉課	4	1	3	0
	生活支援課	3	1	1	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	3	2	1
	施設給付課	38	7	29	2
	施設指導課	4	2	2	0
	子ども相談課	1	1	0	0
健康部	地域健康企画課	4	4	0	0
	食品衛生課	1	1	0	0
	健康づくり課	3	1	2	0
	母子保健・感染症課	1	1	0	0
環境部	環境企画課	2	1	1	0
	循環社会推進課	1	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	3	0	0
土木部	自転車対策課	1	0	1	0
	安全調整課	2	0	1	1
	土木工営所	1	1	0	0
	みどり景観課	2	2	0	0
	公園課	1	1	0	0
	河川課	1	1	0	0
建築部	総務管理課	1	1	0	0
	住宅改良室	1	0	1	0
	市街地整備課	1	1	0	0
	建築安全課	2	2	0	0



	空家対策課	1	1	0	0
消防局総務部	人事教養課	1	1	0	0
学校教育部	学校教育推進室	6	3	3	0
	人権教育室	3	0	3	0
	教職員課	1	0	1	0
	学校給食課	2	0	2	0
社会教育部	社会教育課	2	0	2	0
	青少年教育課	7	1	6	0
	社会教育センター	2	0	2	0
議会事務局	庶務課	1	0	1	0
総計		215	95	111	9

#### ④ 国や大阪府の負担の有無

国や大阪府の負担の有無に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。国や府の負担に関して回答数 215 のうち、「国や府の負担あり」は 69 件、「国や府の負担なし」139 件、回答欄に記載のないものは 7 件であった。全体に占める割合としては「国や府の負担あり」が 32.1%、「国や府の負担なし」は 64.7%であった。

調査の結果、東大阪市のみの負担で行っている補助金が全体の過半数を占めていることを把握した。

部名	課名	回答件数	あり	なし	無回答
危機管理室	危機管理室	1	0	1	0
公民連携協働室	公民連携協働室	6	0	6	0
行政管理部	給与福利課	1	0	1	0
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	0	1	0
	モノづくり支援室	17	1	16	0
	商業課	9	2	7	0
	労働雇用政策室	8	0	8	0
	農政課	5	1	4	0
	国際観光室	1	1	0	0
	市民スポーツ支援課	4	0	4	0
人権文化部	文化財課	1	0	1	0
	多文化共生・男女共同 参画課	2	0	2	0
	人権室人権啓発課	2	0	2	0
	人権室人権同和調整 課	1	0	1	0
税務部	税制課	1	0	1	0
市民生活部	地域活動支援室	5	0	5	0
福祉部	地域福祉課	7	0	4	3
	高齢介護課	11	4	7	0
	給付管理課	1	1	0	0
	障害施策推進課	12	7	5	0
	障害福祉認定給付課	6	6	0	0
	障害児サービス課	3	3	0	0
生活支援部	生活福祉課	4	3	1	0
	生活支援課	3	2	0	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	4	1	1
	施設給付課	38	19	19	0
	施設指導課	4	3	1	0

	子ども相談課	1	1	0	0
健康部	地域健康企画課	4	1	3	0
	食品衛生課	1	0	1	0
	健康づくり課	3	0	3	0
	母子保健・感染症課	1	0	1	0
環境部	環境企画課	2	0	2	0
	循環社会推進課	1	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	1	2	0
土木部	自転車対策課	1	0	1	0
	安全調整課	2	0	1	1
	土木工営所	1	0	1	0
	みどり景観課	2	0	2	0
	公園課	1	0	1	0
	河川課	1	1	0	0
建築部	総務管理課	1	0	1	0
	住宅改良室	1	0	1	0
	市街地整備課	1	1	0	0
	建築安全課	2	2	0	0
	空家対策課	1	1	0	0
消防局総務部	人事教養課	1	0	1	0
学校教育部	学校教育推進室	6	1	5	0
	人権教育室	3	0	3	0
	教職員課	1	0	1	0
	学校給食課	2	1	1	0
社会教育部	社会教育課	2	0	2	0
	青少年教育課	7	2	5	0
	社会教育センター	2	0	2	0
議会事務局	庶務課	1	0	1	0
総計		215	69	139	7

### ⑤ 成果指標の有無

成果指標の有無に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。調査では成果指標がある場合、具体的な成果指標の内容も記載するように求めた。成果指標の有無に関して回答数 215 のうち、「成果指標あり」は 35 件、「成果指標なし」は 173 件、回答欄に記載のないものは 7 件であり、全体に占める割合としては「成果指標あり」が 16.3%、「成果指標なし」は 80.5%であった。「成果指標あり」と回答のあった補助金のうち、例えば、モノづくり支援室のモノづくり支援補助金では「開発件数、商談件数」を成果指標として定めている旨の記載があった。調査で回答欄に記載のない補助金は、具体的な記載がなかったため、仮に成果指標を設けていないと見做した場合、成果指標を設けていない補助金の割合は全体の 85%近くにのぼる。また、所管課別に見ると、都市魅力産業スポーツ課のモノづくり支援室では 17 件中 10 件 (58.8%) で「成果指標あり」となっている一方、他の所管課では全ての補助金で成果指標を設けていないなど、補助金の所管課によって成果指標の有無に関する取組に違いが見られた。

団体に対する補助制度運用基準の「3. 定期的な点検見直し」では「補助による有効性評価とそれによる見直しが重要であるが、」との記載があるが、成果指標の設定がない場合、補助による有効性評価を判断できず、見直しの検討はできない。

しかしながら、「成果指標なし」とする補助金が大半を占めていることを把握した。

部名	課名	回答数	あり	なし	無回答	
危機管理室	危機管理室	1	0	1	0	
公民連携協働室	公民連携協働室	6	0	6	0	
行政管理部	給与福利課	1	0	1	0	
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	0	1	0	
	モノづくり支援室	17	10	7	0	
	商業課	9	2	7	0	
	労働雇用政策室	8	5	3	0	
	農政課	5	0	5	0	
	国際観光室	1	0	1	0	
市民スポーツ支援課	市民スポーツ支援課	4	4	0	0	
	人権文化部	文化財課	1	0	1	0
	多文化共生・男女共同参画課	2	0	2	0	
	人権室人権啓発課	2	0	2	0	
人権室人権同和調整課	1	0	1	0		
税務部	税制課	1	0	1	0	
市民生活部	地域活動支援室	5	0	5	0	
福祉部	地域福祉課	7	0	4	3	
	高齢介護課	11	0	11	0	

	給付管理課	1	0	1	0
	障害施策推進課	12	2	10	0
	障害福祉認定給付課	6	6	0	0
	障害児サービス課	3	0	3	0
生活支援部	生活福祉課	4	0	4	0
	生活支援課	3	0	2	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	0	5	1
	施設給付課	38	0	38	0
	施設指導課	4	0	4	0
	子ども相談課	1	0	1	0
健康部	地域健康企画課	4	3	1	0
	食品衛生課	1	0	1	0
	健康づくり課	3	0	3	0
	母子保健・感染症課	1	0	1	0
環境部	環境企画課	2	0	2	0
	循環社会推進課	1	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	0	3	0
土木部	自転車対策課	1	1	0	0
	安全調整課	2	0	1	1
	土木工営所	1	1	0	0
	みどり景観課	2	0	2	0
	公園課	1	0	1	0
	河川課	1	0	1	0
建築部	総務管理課	1	0	1	0
	住宅改良室	1	0	1	0
	市街地整備課	1	0	1	0
	建築安全課	2	0	2	0
	空家対策課	1	0	1	0
消防局総務部	人事教養課	1	1	0	0
学校教育部	学校教育推進室	6	0	6	0
	人権教育室	3	0	3	0
	教職員課	1	0	1	0
	学校給食課	2	0	2	0
社会教育部	社会教育課	2	0	2	0
	青少年教育課	7	0	7	0

	社会教育センター	2	0	2	0
議会事務局	庶務課	1	0	1	0
総計		215	35	173	7

⑥ 団体補助である場合のその他の関わり

団体補助に関して、補助金以外の市との関わりの有無及びある場合はその関わりの内容についても併せて確認した。各課の調査の回答は以下の表のとおりである。なお、その他の関わりはその関係について「i 市職員派遣」、「ii 市有財産の無償貸付」、「iii 業務委託」、「iv 事務局業務従事」、「v その他」のいずれかに該当するか回答を求めた（複数回答あり）。補助金のその他の関わりについては「あり」が 55 件、「なし」が 133 件、回答欄に記載がなく空欄のものが 27 件であった。また、「あり」の回答数 55 件のうち、その内訳は「i 市職員派遣」が 9 件、「ii 市有財産の無償貸付」が 11 件、「iii 業務委託」が 17 件、「iv 事務局業務従事」が 16 件、「v その他」が 20 件であり、「あり」とした補助金に占める割合は「i 市職員派遣」が 16.4%、「ii 市有財産の無償貸付」が 20.0%、「iii 業務委託」が 30.9%、「iv 事務局業務従事」が 29.1%、「v その他」が 36.4%であった。「v その他」には「外郭団体」や「講演会の共催」等の回答があった。

団体に対する補助制度運用基準の「3. 定期的な点検見直し」の点検項目 1 に「本来行政が行うべきものを代わりに団体が行っているものであるか。」と記載されており、見直しの方向性で「補助か委託のどちらの性格であるかを検討し、委託の性格であれば委託へ変更すべき」との記載がある。その他に「4. 市職員が支出先団体の事務局業務を行う場合の注意事項」では、事務局業務を行う場合における注意事項が定められている。

団体補助で補助金以外の関わりがある場合には、市の影響力が発揮されやすい等のメリットがある反面、団体の自主性の阻害や市の会計との境界が不明確になりやすい等のデメリットがあると考えられる。

調査の結果、他の関わりがある団体補助が少なからず存在することを把握した。

部名	課名	回答数	あり	なし	無回答	i	ii	iii	iv	v
危機管理室	危機管理室	1	1	0	0	1				
公民連携協働室	公民連携協働室	6	1	5	0			1		
行政管理部	給与福利課	1	0	1	0					
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	0	1	0					
	モノづくり支援室	17	8	7	2			2		6
	商業課	9	1	8	0			1		
	労働雇用政策室	8	5	1	2		1	3		2
	農政課	5	3	0	2	3			3	

	国際観光室	1	0	0	1					
	市民スポーツ支援課	4	1	3	0	1			1	
人権文化部	文化財課	1	0	0	1					
	多文化共生・男女共同参画課	2	0	0	2					
	人権室人権啓発課	2	0	2	0				1	
	人権室人権同和調整課	1	1	0	0				1	
税務部	税制課	1	1	0	0					1
市民生活部	地域活動支援室	5	3	2	0		1		1	1
福祉部	地域福祉課	7	3	1	3		3	3		
	高齢介護課	11	3	8	0		1	3		
	給付管理課	1	0	1	0					
	障害施策推進課	12	1	11	0	1				
	障害福祉認定給付課	6	0	6	0					
	障害児サービス課	3	0	3	0					
生活支援部	生活福祉課	4	3	1	0					3
	生活支援課	3	2	0	1					2
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	0	5	1					
	施設給付課	38	0	38	0					
	施設指導課	4	0	4	0					
	子ども相談課	1	1	0	0			1		
健康部	地域健康企画課	4	2	0	2		1		1	
	食品衛生課	1	1	0	0					1
	健康づくり課	3	2	1	0			1		1
	母子保健・感	1	0	1	0					

	染症課									
環境部	環境企画課	2	0	1	1					
	循環社会推進課	1	0	0	1					
交通戦略室	交通戦略室	3	0	0	3					
土木部	自転車対策課	1	0	1	0					
	安全調整課	2	1	0	1					1
	土木工営所	1	0	1	0					
	みどり景観課	2	1	1	0					1
	公園課	1	0	1	0					
	河川課	1	0	1	0					
建築部	総務管理課	1	0	1	0					
	住宅改良室	1	0	1	0					
	市街地整備課	1	0	0	1					
	建築安全課	2	0	2	0					
	空家対策課	1	0	0	1					
消防局総務部	人事教養課	1	0	1	0					
学校教育部	学校教育推進室	6	0	6	0					
	人権教育室	3	3	0	0	3	2		3	1
	教職員課	1	0	0	1					
	学校給食課	2	2	0	0		2			
社会教育部	社会教育課	2	0	2	0					
	青少年教育課	7	3	3	1			2	3	
	社会教育センター	2	2	0	0				2	
議会事務局	庶務課	1	0	1	0					
総計		215	55	133	27	9	11	17	16	20

#### ⑦ 補助金の始期

補助金の始期に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。調査では具体的な年度を始期として記載することを求めた。表では5年以内（平成27年度以降）か5年超（平成27年度より前）かに区分して調査結果を集計している。始期に関して回答数215のうち、「5



年以内」は71件、「5年超」以前は94件、「不明・(回答欄に記載がなく)無回答」が50件となっていた。全体に占める割合は「5年以内」が33.0%、「5年超」以前は43.7%、「不明・(回答欄に記載がなく)無回答」が23.3%であった。「不明・(回答欄に記載がなく)無回答」に関し、5年程度前であれば「不明・無回答」の回答がなされないと考えられるため、「5年超」以前に含まれる補助金と見做すものとする。この場合、「5年超」と「不明、未回答」を合算すると、「5年超」以前から継続して支給されている補助金が全体の6割以上を占めていると考えられる。

団体に対する補助制度運用基準の「2. 団体に対する補助制度の運用基準」では「3補助の終期を3年以内とする」という基準があり、「継続が必要な場合は継続時点において終期を再設定する」との記載がある。

しかしながら、長期に亘って支給されている補助金が多く、この運用基準が守られていない可能性のある補助金が多くを占めていることを把握した。

部名	課名	回答 件数	5年 以内	5年超	不明も しくは 無回答
危機管理室	危機管理室	1	1	0	0
公民連携協働室	公民連携協働室	6	0	6	0
行政管理部	給与福利課	1	0	1	0
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	0	1	0
	モノづくり支援室	17	4	9	4
	商業課	9	2	1	6
	労働雇用政策室	8	1	7	0
	農政課	5	0	5	0
	国際観光室	1	1	0	0
	市民スポーツ支援課	4	0	0	4
人権文化部	文化財課	1	0	1	0
	多文化共生・男女共同参画課	2	0	2	0
	人権室人権啓発課	2	0	1	1
	人権室人権同和調整課	1	0	0	1
税務部	税制課	1	0	0	1
市民生活部	地域活動支援室	5	0	4	1
福祉部	地域福祉課	7	0	3	4
	高齢介護課	11	2	7	2
	給付管理課	1	0	1	0
	障害施策推進課	12	8	2	2

	障害福祉認定給付課	6	1	5	0
	障害児サービス課	3	3	0	0
生活支援部	生活福祉課	4	3	1	0
	生活支援課	3	2	0	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	3	2	1
	施設給付課	38	25	1	12
	施設指導課	4	2	2	0
	子ども相談課	1	1	0	0
健康部	地域健康企画課	4	0	3	1
	食品衛生課	1	0	1	0
	健康づくり課	3	1	0	2
	母子保健・感染症課	1	0	0	1
環境部	環境企画課	2	0	2	0
	循環社会推進課	1	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	2	1	0
土木部	自転車対策課	1	0	1	0
	安全調整課	2	1	0	1
	土木工営所	1	0	1	0
	みどり景観課	2	0	2	0
	公園課	1	0	1	0
	河川課	1	1	0	0
建築部	総務管理課	1	0	1	0
	住宅改良室	1	0	1	0
	市街地整備課	1	0	0	1
	建築安全課	2	0	2	0
	空家対策課	1	1	0	0
消防局総務部	人事教養課	1	0	1	0
学校教育部	学校教育推進室	6	4	2	0
	人権教育室	3	0	3	0
	教職員課	1	0	1	0
	学校給食課	2	0	0	2
社会教育部	社会教育課	2	0	2	0
	青少年教育課	7	2	4	1
	社会教育センター	2	0	2	0
議会事務局	庶務課	1	0	1	0
総計		215	71	94	50

⑧ 補助金の終期

補助金の終期に関して、各課の調査の回答は以下の表のとおりである。調査では終期が決定しているかを確認するために終期がある場合、具体的に終期年度の記載を回答で求めた。表では具体的な終期の記載がある回答を終期が「決定済」とし、決まっていないものは「未定」として整理している。全体の回答数 215 のうち、終期が「決定済」は 23 件、「未定」は 182 件、回答欄に記載のないものは 10 件であった。全体に占める割合は「決定済」が 10.7%、「未定」は 84.7%であった。また、回答欄に記載のないものについては、終期が決定済みであればそのように記載すると考えられるため仮に「未定」に含まれると見做すと、対象とした補助金のうち、9割近くの補助金について終期が定められていないものと考えられる。

キ 補助金の始期で先述したように、団体に対する補助制度運用基準の「2. 団体に対する補助制度の運用基準」では「3 補助の終期を3年以内とする」との記載があるが、そもそもの終期の設定がなされていない補助金が大半であることを把握した。

部名	課名	回答 件数	未定	決定済	無回答
危機管理室	危機管理室	1	1	0	0
公民連携協働室	公民連携協働室	6	6	0	0
行政管理部	給与福利課	1	1	0	0
都市魅力産業スポーツ部	産業総務課	1	1	0	0
	モノづくり支援室	17	14	1	2
	商業課	9	7	2	0
	労働雇用政策室	8	8	0	0
	農政課	5	5	0	0
	国際観光室	1	0	1	0
	市民スポーツ支援課	4	4	0	0
人権文化部	文化財課	1	0	0	1
	多文化共生・男女共同参画課	2	2	0	0
	人権室人権啓発課	2	2	0	0
	人権室人権同和調整課	1	1	0	0
税務部	税制課	1	1	0	0
市民生活部	地域活動支援室	5	5	0	0
福祉部	地域福祉課	7	4	0	3
	高齢介護課	11	10	1	0
	給付管理課	1	1	0	0
	障害施策推進課	12	7	5	0

	障害福祉認定給付課	6	6	0	0
	障害児サービス課	3	0	3	0
生活支援部	生活福祉課	4	4	0	0
	生活支援課	3	2	0	1
子どもすこやか部	子ども家庭課	6	5	0	1
	施設給付課	38	38	0	0
	施設指導課	4	2	2	0
	子ども相談課	1	0	1	0
健康部	地域健康企画課	4	4	0	0
	食品衛生課	1	1	0	0
	健康づくり課	3	3	0	0
	母子保健・感染症課	1	1	0	0
環境部	環境企画課	2	2	0	0
	循環社会推進課	1	0	0	1
交通戦略室	交通戦略室	3	0	3	0
土木部	自転車対策課	1	1	0	0
	安全調整課	2	1	0	1
	土木工営所	1	1	0	0
	みどり景観課	2	2	0	0
	公園課	1	1	0	0
	河川課	1	1	0	0
建築部	総務管理課	1	0	1	0
	住宅改良室	1	1	0	0
	市街地整備課	1	1	0	0
	建築安全課	2	2	0	0
	空家対策課	1	1	0	0
消防局総務部	人事教養課	1	1	0	0
学校教育部	学校教育推進室	6	6	0	0
	人権教育室	3	2	1	0
	教職員課	1	1	0	0
	学校給食課	2	1	1	0
社会教育部	社会教育課	2	2	0	0
	青少年教育課	7	6	1	0
	社会教育センター	2	2	0	0
議会事務局	庶務課	1	1	0	0
総計		215	182	23	10

以上の調査結果及び分析を踏まえて、具体的な手続として、所管課に対するヒアリングや証憑の閲覧などを実施した。

## 第4 監査の結果

### 1. 監査の結果及び意見のまとめ（監査結果の総括）

監査の結果及び意見については、個々の補助金等に対する監査の結果、検出された事項を積み上げて帰納的に導出した総括的事項（監査結果の総括）と、個々の補助金に関する個別的事項とに分かれる。

令和3年度において包括外部監査を実施した結果、今後適切な措置を求めるものとして検出した監査の結果の総括は、次のとおりである。総括的事項として、意見に関する事項を計15件検出した。

総括的事項についての詳細は2-1.、個々の補助金等に関する個別的事項についての詳細は2-2. を参照されたい。

#### (1) 補助金等の財務事務に関して全庁的に対処すべき事項

	表題	概要	本頁
①	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助率の上限の設定がない）	補助金等交付規則や各補助金等の個別規則と一体となって運用される「団体に対する補助制度運用基準」（平成20年度策定、以下「運用基準」という。）が求める、団体に対する補助の補助率の上限を1/2とする要求事項を満たしていない状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。これらについて市として全庁的に是正を図る必要がある。	102 頁
②	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について終期の設定がない）	同様に、団体に対する補助について終期が設定されていないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。これらの状況について市として全庁的に是正を図る必要がある。	103 頁
③	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない）	同様に、団体に対する補助について補助金の交付先に対して領収書等の提出を求めているという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。これらの乖離について市として全庁的に是正を図る必要がある。	105 頁
④	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について	同様に、団体の補助について補助金の交付先の事業公報や購入した備品等に補助事業であることが表示されていない事例が相当数認められる。これらの乖離について市として全庁的に是正を図る必要が	105 頁

	て補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない)	ある。	
⑤	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	同様に、団体に対する補助について運用基準により難しい場合に求められている理由等の公開がないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。理由等の公開を求めるのかも含め、市として全庁的には是正を図る必要がある。	106 頁

(2) 行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課に対する事項

	表題	概要	本頁
①	運用基準の改訂	<p>運用基準について改訂を検討すべき点が次のとおり複数認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業補助の定義や内容が不明確であり、運営補助との線引きが曖昧である。</li> <li>・領収書の宛名・宛先を必ず補助金交付先とするこの規定がない。</li> <li>・補助金を概算払とする場合には事前にその必要性及び理由について決裁を経るべきだが、そのような規定がない。なお、原則的には確定払とすべきである。</li> <li>・運用基準により難しい場合に理由等の公開の必要性を再検討し、公開させるのであれば、その手段や方法を明確にする必要がある。</li> <li>・補助である以上個々の効果指標や達成目標を定めることを検討する必要があるが、そのような規定がない。</li> <li>・補助金の効果について、例えば、モノづくり支援補助金等のように補助事業終了後中長期に亘ってその効果をモニタリングすべきものがあることについて明記すべきである。</li> <li>・個々の補助金に係る個別の交付要綱等に補助金の返還期限等の規定を設けるよう規定すべきである。</li> </ul>	108 頁
②	運用基準の適用範囲の見直し	運用基準に基づく運用について、要求事項に対する現状の運用実態との乖離の事実を鑑み、その適用範	108 頁

		<p>困を再検討すべきである。具体的には、福祉部の介護保険サービス利用料軽減助成金等国の制度として運用される補助金、ボランティア団体等自主財源がない団体に対する補助金、（公益財団法人）産業創造勤労者支援機構等政策実現の一環で市が運営費を補助することを念頭に設立した外郭団体等について一律に運用基準を適用することとするのか否かについて再検討する必要がある。</p>	
③	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	<p>監査した所管課によって、消費税等の取扱（望ましい対応として、消費税等の仕入控除税額は減額して交付申請すること、仕入控除税額の返還が生じうる一定の法人等については消費税等の仕入控除税額を減額して実績報告すること、補助事業完了後の消費税等申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じること）や、補助金の交付先における経済性の確保（望ましい対応として、一定金額以上の物品の購入や委託については市の基準に準じて入札をすべきこと、また、一定期間未満であっても複数社から相見積もりを徴取すべきことを指導すること）について対応が異なる。望ましい補助金に関する事務遂行については全庁的に展開すべきである。</p>	109 頁
④	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	<p>補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。この点に関して、市全体として、どのような補助金等が存在するのか、十分な情報開示がないことから、市民や議会等が補助金の存在を確かめる手段が限定されており、補助金等の必要性を検討する、あるいはその必要性を問う機会が十分でない状況である。補助金等を一覧化して積極的にその是非を問うて検討するための情報提供を図ることが必要である。</p>	110 頁
⑤	行財政改革プラン等における目標設	<p>行財政改革プラン 2020 において持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対</p>	111 頁



定	<p>する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられている。今後策定する各種の行財政改革プランにおける補助金等の適正化に関する目標設定においては、適正化の内容を具体的なゴールとして明らかにするとともに、事後で検証可能な目標とすべきである。</p>
---	--

(3) 準公金に関する指摘事項のうち、全庁的に対処すべき事項

	表題	概要	本頁
①	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	<p>補助金の所管課が補助対象団体の事務局を担っており、補助金を財源とした現金や通帳等を預かっているケースが複数見受けられる。当該現金等については公金に準じて適切に取り扱われるべきであるが、これらの取り扱いを定めたマニュアルがないため、例えば、現金の支出の都度支出命令に類する決裁を起案しているか否か、出納帳のダブルチェックを行っているか否か、通帳と印鑑を別々に保管しているか否か等、所管課によって取扱方法が異なっているという実態が認められる。全庁的な内部統制の推進を担う内部統制推進室は、東大阪市の公金マニュアル等を参考に、公金に準じて取扱われるべきもののマニュアルを整備し、当該マニュアルにしたがった運用を各所管課に指導する必要がある。</p>	112 頁
②	事務局業務を担う期限の設定と解消	<p>上記のような事務局業務を担う場合の注意点として、運用基準によれば、「法律等に定めのある場合を除き、時限を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行」するものとされている。しかしながら、現在事務局業務を担う所管課において、時限は設定されておらず、時限の設定に向けた補助対象団体との協議を具体的に進めているケースも少数であった。運用基準を所管する行財政改革課は、改めて各補助金の実態を把握するとともに、事務局業務の時限の設定についての考え方を整理すべきである。また、時限の設定に向けて各所管課を指導すべきである。</p>	112 頁

## 2. 監査の結果（個々の補助金等に関する個別的事項）

監査の結果、個々の補助金等に関する個別的事項として、検出した事項は次のとおりである。結果に関する事項を 30 件、意見に関する事項を 83 件、合計 113 件の指摘事項を検出した。

結果又は意見番号	所管課	補助金名	指摘内容	本頁
結果 1	危機管理室	自主防災組織活動補助金	東大阪市自主防災組織活動補助金交付請求書の添付書類欄及び領収書の写し等を添付する書類（別紙 3）の注意書きにおいて、宛名は自主防災会会長名義としなければならない旨の記載がなされている。しかし、複数の領収書又は請求書等の写しで自主防災会会長名義となっていなかった。また、宛名自体が空欄のものもあった。危機管理室では領収書の写し等が適切な宛名となっているかどうか確認するとともに、適切でない場合には改めるよう各自主防災組織に対して適切に指導する必要がある。	117 頁
意見 16	危機管理室	自主防災組織活動補助金	補助金の申請のない 3 つの自主防災組織について防災活動が適切に実施されているかどうか活動実績を把握する必要がある。また、補助金申請のない校区について、防災活動を適切に実施できているのであれば、補助申請のある校区に対して補助が必要でないかどうかの検討も行うべきである。	118 頁
意見 17	公民連携協働室	防犯灯維持管理費補助金	単価の妥当性ととも、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかを改めて検討することが必要である。	121 頁
意見 18	公民連携協働室	防犯灯設置費補助金	補助金の利用をより積極的かつ平等に推進していく観点からは、「防犯灯の設置費」が対象とする範囲、すなわち、既存の防犯灯の LED 防犯灯への取替更新を含むこと、既存の LED 防犯灯	124 頁

			から新しいLED防犯灯への交換も含むこと等について補助金交付要綱に明確に定めることが望まれる。	
意見 19	給与福利課	職員厚生事業補助金	交付先である東大阪市職員厚済会と事業の効果測定が可能となるよう見直しを協議し、効果的な事業実施を検証する必要がある。	127 頁
意見 20	給与福利課	職員厚生事業補助金	地方公務員法第 42 条の規定の趣旨を達成するためには、より効果のある事業の遂行を多角的に検討する必要がある。そのため、補助団体である東大阪市職員厚済会に事業の多様化を求めるべきである。	127 頁
意見 21	給与福利課	職員厚生事業補助金	補助金の実態と要綱との間に乖離が生じていることから、要綱の内容を見直す必要がある。	127 頁
結果 2	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	130 頁
意見 22	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	131 頁
意見 23	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	131 頁
意見 24	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対	131 頁

			象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。	
結果 3	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	136 頁
意見 25	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	交際費を補助対象とすることは明らかに不適切であることから、補助対象経費から除外すべきである。	137 頁
意見 26	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあること、機構には所管課から、あるいは別の課からも別の補助金が交付されていることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の按分計算が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	137 頁
意見 27	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書（正味財産増減計算書）のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照	137 頁

			表を提出させることを検討する必要がある。	
意見 28	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	137 頁
意見 29	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	138 頁
意見 30	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	貸室（転貸）事業については十数年間にもわたって多額な赤字を計上しているにもかかわらず、これらの状況の改善のために独立行政法人中小企業基盤整備機構と借上料の減額等について協議する等の対応を継続的に行わず現状を放置しており、極めて不適切である。即刻の改善を求める。	138 頁
意見 31	モノづくり支援室	住工共生まちづくり補助金	交付要綱を見直し、完了報告書を提出する際に、移転前の工場の閉鎖を確認できる資料の提出を求めたうえで、移転前の工場の閉鎖を確認すべきである。	143 頁
結果 4	モノづくり支援室	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	149 頁
意見 32	モノづくり支援室	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪	客観的に検証可能は補助金額の算定とするため、「会議所自己負担額」の定義を要綱上も明確に定義すべきで	149 頁

		開催事業補助金	ある。	
意見 33	モノづくり支援室	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケートを入手しておらず、補助金の効果測定を実施していなかった。	149 頁
結果 5	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	154 頁
意見 34	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	154 頁
意見 35	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	155 頁
意見 36	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、開発件数、商談件数等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないとはいえない。	155 頁
結果 6	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その	158 頁

		進事業補助金	目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	
意見 37	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	158 頁
意見 38	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	158 頁
意見 39	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	所管課として補助金の効果測定は毎月の定例会議の中で行っていた。相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないとはいえない。	158 頁
結果 7	商業課	共同施設設置事業補助金	実際は令和 2 年 11 月 19 日に回議書により決裁を得たが、決定通知書の日付け記載を誤って 11 月 18 日の日付を記載したということであり、外観上は未決裁の状態で作成された状態になっている。	165 頁
意見 40	商業課	共同施設設置事業補助金	補助の対象に共同施設の補修や撤去等も含まれることをより認知しやすくするよう、要綱において掲げる事業の名称や補助金の名称に工夫を持た	165 頁

			せることが望まれる。	
意見 41	商業課	商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	商店街の街路灯に係る電気代は補助対象経費から除外すべきである。	169 頁
意見 42	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の計上が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	172 頁
意見 43	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書（正味財産増減計算書）のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある。	172 頁
意見 44	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	172 頁
意見 45	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標	172 頁



			を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。	
結果 8	労働雇用政策室	シルバー人材センター管理運営補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	178 頁
意見 46	労働雇用政策室	シルバー人材センター管理運営補助金	適正な金額の補助金の交付のため、収支決算書の提出を求めるとともに、「団体に対する補助制度運用基準」に基づき貸金台帳等の根拠資料の提出を求めたうえで、これらの資料との整合性といった観点から精算額の妥当性を検証する必要がある。	179 頁
意見 47	労働雇用政策室	シルバー人材センター管理運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	180 頁
意見 48	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	要綱あるいは実施基準に、補助対象とする補助対象経費を具体的に規定する必要がある。	183 頁
意見 49	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	要綱あるいは実施基準において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	183 頁
意見 50	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があ	183 頁

			ったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができてない。	
意見 51	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	用水路等の適切な維持管理のための市としての関与の在り方について、補助の継続の要否も含めて、検討する必要がある。	183 頁
意見 52	市民スポーツ支援課	クロスカントリー競走大会補助金	補助の対象となる経費は、要綱に具体的に定める必要がある。	188 頁
結果 9	市民スポーツ支援課	クロスカントリー競走大会補助金	正しい宛名を記載するよう実行委員会に指導すべきである。	188 頁
結果 10	文化財課	指定文化財整備補助金	本来支出の事実を確かめるための証憑書類を確認しなければ、実際に補助金の交付先が支払ったという事実を確認することはできない。そのため、請求書だけでなく、領収書等も提出させ確認すべきである。	193 頁
結果 11	文化財課	指定文化財整備補助金	東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱上、補助金の申請、交付決定、実績報告と精算のための手続等について、補助団体が提出し、所管課が確認する書類や手続が明確に定められていない。要綱の規定を見直しするべきである。	193 頁
意見 53	人権室人権啓発課	人権啓発協議会補助金	所管課は、同協議会に対して実施する事業についてより創意工夫を図るよう指導するとともに、補助対象事業の効果の測定方法について改めて再考すべきである。	201 頁
結果 12	人権室人権同和調整課	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	早急に本補助金の要綱を整備し、補助目的、補助の対象とする事業、補助の対象として適格な交付先の要件、補助対象経費、諸手続等を明らかにする必要がある。	204 頁
意見 54	地域活動支援室	リージョンセンター公民協	最低限度額を設けるべきではなく、例外的に最低限度額を設けるのであれ	214 頁

		働事業助成金	ば、その根拠を明確にすべきである。	
意見 55	地域活動支援室	リージョンセンター公民協働事業助成金	概算払により支給する場合には、その必要性と理由について検討のうえその妥当性について決裁を経るべきである。	214 頁
意見 56	地域活動支援室	リージョンセンター公民協働事業助成金	助成金は単年度の事業への助成であることから、基本的に翌年度への繰越は認めるべきではなく、是正に向けて検討すべきである。	214 頁
結果 13	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	本来補助対象経費とすべきでない支出に対しても、補助金が交付されてしまう恐れがあるため、交付要綱において実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求めるよう、交付要綱の見直しをする必要がある。 そのうえで、実績報告書提出時に、あわせて提出される補助対象経費の支出証憑に基づき、補助対象経費が、交付要綱に照らして適切であることを検証したうえで、補助金の交付を行うように交付手続を見直す必要がある。	218 頁
意見 57	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	当該補助金が運営補助で、主として補助団体の人件費を補助する性格であることに鑑み、上記の実績報告の検査や、補助金の交付決定にあたっては、補助金額の積算（精算）の根拠資料として、補助団体の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び補助対象額を明示させ、これらの根拠資料を徴取すべきである。	218 頁
意見 58	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	当該補助金が運営補助となっている現状に鑑みると、実績報告の疑義の有無に関わらず、補助対象団体が設立趣旨と照らして、効率的かつ効果的な法人運営を実施しているか否かについても現地調査を通して定期的に確認すべきである。また、補助の対象団体が市の外郭団体であり住民への説明	219 頁

			責任がより大きいと考えられることや、効率的かつ効果的な法人運営のための一定の牽制も必要であることから、補助金の交付目的に応じた適切な交付のため、定期的な実地調査の実施について検討する必要がある。	
意見 59	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	補助の対象団体である東大阪市社会福祉協議会は市の外郭団体であることから、その補助の必要性や効果についての住民へのより明確な説明が求められる点に鑑みると、補助金の効果測定のための指標や目標を定めたいえで、毎年度効果測定する必要がある。	220 頁
意見 60	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	団体運営に財務上必要な補助であることをより明確化する必要がある。	220 頁
結果 14	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	実績報告及び添付資料を確認したところ、職員給料・職員賞与等の勘定科目別に予算額や決算額、また勘定科目別に「〇名分の」支出であるかの記載があるのみで、当資料から職員の名前や支給額との関連性を把握することができない。	222 頁
意見 61	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	補助事業者である社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に対しては、複数の補助金や委託費の受領者であることから、同一の対象者に対する人件費が重複支給される可能性があるため、予算書及び決算書には、領収書に代わる補助金額の積算根拠資料として、社会福祉協議会の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び各人に対する補助対象額を提出させることが望ましい。	222 頁
意見 62	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	補助事業者へのヒアリングや根拠資料との照合により支出内容の適切性を確認し、実質的な審査を実施すべきであり、加えて補助事業者は市の外郭	222 頁

			団体であり、現在においても複数の補助や委託を実施しているため市から支給される総額が大きいことも鑑み、審査内容に疑問があったときには積極的に実地調査を実施すべきである。	
意見 63	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	補助金の有効活用のために、また加えて、補助事業者である東大阪市社会福祉協議会との関係の透明性を担保する意味でも、補助金の効果測定のための指標や目標を定め、定期的にその達成度合いについて検証することが望ましい。	223 頁
意見 64	地域福祉課	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	提出された実績報告について、ただちに検査を行い、精算金が支払われるよう体制を整備する必要がある。	226 頁
意見 65	地域福祉課	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	社会福祉協議会のような外郭団体に対しても、通常の補助事業者に対して行うのと同様のモニタリングを実施し、社会福祉協議会が予算を適正に使用し、正確な実績報告書を作成しているか否かについて適時かつ適切に検査すべきである。	227 頁
意見 66	地域福祉課	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	校区を取り巻く環境の変化や時代の変化にあわせて、補助金交付額の見直しを検討するとともに、現状の 35 万円という基準を踏襲するのであれば、その根拠を明確にする必要がある。あわせて事業実施回数が著しく少ない校区に対しては社会福祉協議会を通して必要な事業の実施を指導すべきである。	227 頁
意見 67	高齢介護課	サービス継続支援事業補助金	関連当事者との取引は一般的に価格操作等の不適切な取引や行為を行いやすいことから、このような取引の妥当性や合理性を外観的に怪しまれる可能性のある取引は実行しないように指導する必要がある。	242 頁
意見 68	高齢介護課	サービス継続	社会通念上経済的合理性に欠ける高	242 頁

		支援事業補助金	額な機器であり、補助を行う必要性に疑念がある。要綱第7条(5)に規定される必要性について、交付決定を行うにあたっての検討も不十分である。	
結果 15	高齢介護課	サービス継続支援事業補助金	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書(様式第10号)の提出を求めているが、監査実施時点で既に決算日が到来していると考えられる社会福祉法人(3月決算が法定)等についていまだ提出を受けていなかった。	242 頁
結果 16	高齢介護課	日常生活自立支援事業補助金	補助金の精算にあたり、東大阪市は協議会に対して実績報告及び精算書を提出させ、精算書の内容を確認するのみである。その支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書の提出も求めておらず、支出内容自体について市はなんら検証していない。十分な実績報告の検査が行われておらず不適切である。	245 頁
意見 69	高齢介護課	日常生活自立支援事業補助金	要綱上、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定も見直す必要がある。	245 頁
意見 70	高齢介護課	老人クラブ活動補助金	老人クラブ連合会に対する補助金の効果測定のための指標や目標を定め、たうえで、補助金を交付することの必要性を検討することが必要である。	248 頁
意見 71	給付管理課	介護保険サービス利用料軽減助成金	所管課は、補助金交付事務手続の効率化のために申請書類を改めて見直し、「変更交付申請書」の申請は補助事業の内容や経費の配分変更等必要な場合に限定すべきである。	257 頁
意見 72	障害施策推進課	衛生管理体制確保支援等事業補助金	類似の補助金を所管する他の課では、感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例もあった。これらの事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を	261 頁

			検討し、実践する必要がある。	
結果 17	障害施策推進課	衛生管理体制確保支援等事業補助金	正しい宛名を記載するよう各事業者に指導するべきである。	262 頁
意見 73	障害施策推進課	サービス継続支援事業補助金	類似の補助金を所管する他の課では、感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例もあった。これらの事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある。	265 頁
結果 18	障害施策推進課	サービス継続支援事業補助金	補助金の申請書類を閲覧したところ、誤りあるいは不適切な事例が認められた。今後適切に事務処理を行う必要がある。	266 頁
結果 19	障害施策推進課	社会福祉施設等整備費補助金	監査の対象とした事業は翌年度にまたがる事業であったが、誤って様式第 11 号ではなく様式第 10 号により報告を受けていた。本来は障害者施設整備補助金年度終了実績報告書(様式第 11 号)に基づき報告を受けるべきであった。	269 頁
意見 74	障害施策推進課	社会福祉施設等整備費補助金	補助金について公募を原則とするとともに、選考委員会の設置等も含めて、広く事業者を募る仕組み、補助金を広く活用してもらえるよう周知する仕組みを検討する必要がある。	269 頁
結果 20	障害福祉認定給付課	移動支援事業補助金	実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。	276 頁
結果 21	障害福祉認定給付課	地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。	279 頁
意見 75	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	交付対象として不適切な事業者等を明確にして、当該事業者等に対する補助金交付を防止するため、要綱において欠格要件を明確化し、交付申請時に欠格要件に該当しないことを確認したうえで、補助金を交付すべきであ	281 頁

			る。	
意見 76	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」と実際の購入額に乖離があった場合には、実際の購入額以上の補助金が交付される可能性があるため、ミスや不正は起こりうるものだという認識のもと、ミスや不正が生じていないことを確かめるために、実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性の確認を実施すべきである。	282 頁
意見 77	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項では、事業の実施の翌月の 10 日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされており、当該定めに従った適時の補助金請求及び実績報告に基づく交付を担保するため、補助金の交付申請にあたっては、「日常生活用具給付券」に、適切な用具受領年月日を記載するように指導すべきである。	282 頁
結果 22	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	補助金は各予算年度の間には実施された事業に対して執行されるものであることから、これらの申請について令和 2 年 7 月分の補助金申請として受け付けるべきではなく、補助金として交付するべきではなかった。	282 頁
意見 78	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	事業者等に対して適時、適切に事務を行うよう改めて指導を行うとともに、補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定めることを検討すべきである。	282 頁
意見 79	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	所管課としても、申請時期等が不適切なものが含まれていないか、チェックする仕組みを検討し、当該仕組みにしたがってチェックを行う必要がある。	282 頁



結果 23	生活支援課	民生委員関係 事業補助金	協議会連合会内で監事による会計監査を受けていることを理由として、当該会計監査報告書を確認するのみで支出内容の妥当性について何ら検証されておらず、検証するための領収書等の支出を証する証跡の提出を求めている。補助金として支給するのであれば、会計監査報告だけでなく、費用の内容について検証が必要であると考えられる。そのため、十分な実績報告の検査が行われているとは言い難い状況である。	293 頁
意見 80	生活支援課	民生委員関係 事業補助金	東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱及び東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱において、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないため要綱上の規定の見直しを行う必要がある。	293 頁
意見 81	生活支援課	民生委員関係 事業補助金	補助単価について、根拠を明確にするとともに、定期的な見直しを行う必要がある。	294 頁
結果 24	環境企画課	再生可能エネルギー等普及 促進補助金	提出期限が到来しているにもかかわらず、いまだに実績報告書の提出がなされていないことは補助金の取消事由にも該当することから早急に提出を求め、それでもなお提出がない場合には補助金の決定を取り消す等、当該状況を是正する必要がある。	301 頁
意見 82	自転車対策課	放置自転車追 放推進事業補 助金	会計報告書の様式の統一も含めて、提出にあたってのルールを統一するとともに、各放置自転車防止対策推進協議会に周知するべきである。	312 頁
結果 25	自転車対策課	放置自転車追 放推進事業補 助金	正しい宛名を記載するよう各放置自転車防止対策推進協議会に指導するべきである。	313 頁
結果 26	安全調整課	高齢者自転車 用ヘルメット	市では、本補助金の実績報告の確認にあたって、事業者から提出を受けた実	315 頁

		購入費助成事業補助金	績報告書及び収支決算書の内容と、自転車用ヘルメットを購入した高齢者から事業者への助成金申請書を照合し、支出内容や金額の確認を行っているものの、支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書等の根拠資料の提出は求めておらず、支出内容自体についての検証が不足している。	
結果 27	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱においても、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないことから、要綱の規定も見直す必要がある。	315 頁
意見 83	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	市民の命と健康を守るという観点から、補助対象者の拡大や他の課との協働を検討すべきである。	316 頁
意見 84	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、概算払の対象から除外することも検討すべきである。	316 頁
意見 85	土木工営所	農業用排水路維持管理補助金	要綱において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	319 頁
意見 86	みどり景観課	緑の保全事業補助金	本来申請者に修正を依頼すべき事項である。今後は申請者に修正を依頼すべきである。	322 頁
意見 87	公園課	公園愛護会補助金	十分な実績報告の検査のためには、実績報告書の根拠資料となる領収書等を入手し、支出内容の妥当性について検証することが必要である。	325 頁
意見 88	住宅改良室	地域まちづくり推進会議補助金	概算払の必要性と理由について検討するとともに、それらの内容について決裁を経るべきである。	332 頁

意見 89	住宅改良室	地域まちづくり推進会議補助金	要綱において、実績報告書の提出の際に支出証憑の添付を求める旨の規定がないことから、要綱の見直しを行うべきである。	332 頁
意見 90	市街地整備課	老朽住宅解体除去補助金	平成 26 年度からは相当期間経過しており、直近の実績から算出した除却費用から妥当かどうかについて検証すべきである。	337 頁
意見 91	建築安全課	民間建築物耐震化促進補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	342 頁
意見 92	空家対策課	空き家等対策補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	346 頁
結果 28	学校教育推進室	クラブ活動運営費補助金	学校の作成した事業計画書の数値が前年度のままであり、事業計画書の修正依頼を失念していたとのことであった。	352 頁
意見 93	人権教育室	人権教育研究会補助金	宛名は補助団体名称に統一するよう、補助団体へ指導する必要がある。	355 頁
意見 94	教職員課	学校園保健会補助金	補助金未使用額は本来市の財源となるものであることから、年度により恣意的に精算要否が決定されるべきではない。令和元年度の未使用額 75,733 円は速やかに戻入させるとともに、今後運用基準等に戻入基準を定めることにより、恣意的に精算の要否を決定しないような仕組み作りについて検討すべきである。	357 頁
結果 29	教職員課	学校園保健会補助金	学校園保健会補助金に関する要綱等では実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定の見直しも必要である。	357 頁
意見 95	学校給食課	学校給食会運営補助金	賞味期限切れ前の食品を廃棄することに関する合理的な説明は得られな	363 頁

			<p>かった。</p> <p>未利用食品への利用の対応は、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時等への対応にも役立つものであることから、取組を充実・強化すべきである。</p>	
意見 96	学校給食課	学校給食会運営補助金	<p>精算は実績報告書提出後速やかに行うべきである。</p>	364 頁
結果 30	社会教育センター	文化団体活動補助金	<p>補助事業者の選定については公募を検討し、また補助金額は毎年度の補助事業者からの申請に基づき市が決定することとすべきである。</p>	373 頁
意見 97	社会教育センター	文化団体活動補助金	<p>昭和 42 年以降の長期にわたって補助事業が継続されていることも勘案し、事業への参加人数等の確認等、対象事業に対する効果測定を実施し、補助事業全体の必要性も含めて検討をすべきである。</p>	374 頁
意見 98	社会教育センター	文化団体活動補助金	<p>所管課は、要領において補助金の交付目的を個別の事業に限定し、事業の目的に限って補助金の使用を許可し、補助金の未使用額を把握すべきであり、また補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組みを設けるべきである。</p>	374 頁

## 2-1. 補助金等の財務事務に関する総括的事項

第3 監査の方法 に記載した監査を実施した結果、補助金等の財務事務全般に関して検出した総括的事項は次のとおりである。これらは、2-2. における個々の補助金等に対する監査の結果検出された事項を積み上げて演繹的に導出したものである。

### (1) 運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正を含めた全庁的な課題について

32 頁のとおり、補助金も含めた行財政改革全般を所管する行財政改革課は、過去から、補助金に関する適正な事務の執行に向けた取組を進めてきた。

平成 20 年度に制定した「団体に対する補助制度運用基準」（以下、このセクションの説明において運用基準という。）は東大阪市補助金等交付規則を補完する内規として準拠が求められる、一定の規範性をもった基準である。

	運用基準	備考
1	事業補助とする	補助目的及び対象の明確化を図る
2	予め補助対象となる項目や使途、費目を定める	補助対象事業に複数の取組みが含まれている場合、個々の取組みについて補助対象とすべきか精査する
3	補助の終期を3年以内とする	継続が必要な場合は継続時点において終期を再設定する
4	対象経費の補助率の上限は 1/2 とする	1/2 を超える場合は、政策的な必要性を明確にする
5	再補助やそれに類する分配行為は認めない	事務負担の軽減効果が大きいこと等を理由に再補助を認める場合は、再補助基準及びチェックシステムを確立し、透明性を確保する
6	実績報告への領収書等（写し）添付を義務付ける	提出された実績報告（添付書類含む）を審査し、精算すべきか判断（補助金等交付規則第 15 条）
7	事業広報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付ける	（表示例）「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」

※上記基準により難しい場合は、理由等を公開し透明性を確保する。

（抜粋）団体に対する補助制度運用基準

しかしながら、次のとおり監査において、運用基準に準拠していない事例が多数認められた。

① 団体に対する補助は対象経費の補助率の上限を 1/2 とするという要求事項を満たしていない事例が相当数認められる

運用基準では、対象経費の補助率の上限は 1/2 とし、1/2 を超える場合には、政策的な必要性を明確にする、と定められている。

しかしながら、次の（図表 1）のとおり、監査において、対象経費の補助率の上限が 1/2 を超えているもの、1/2 を超えているにもかかわらず、回議書等でその政策的な必要性を明確に説明していない事例が相当数あり、かつ長期間に亘って継続している状況であると認められた。

運用基準を所管し、行財政改革の総括を行う行財政改革課は、補助率の上限設定等の状況を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある（意見番号 1）。

（図表 1）【本意見を導出した団体に対する補助の補助率を 1/2 を上限とするという要求事項等を満たしていない補助金】

補助金名	所管課	本報告書
自主防災組織活動補助金	危機管理室	118 頁
医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	132 頁
産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	138 頁
モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	155 頁
モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	159 頁
共同施設設置事業補助金	商業課	165 頁
商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	商業課	169 頁
勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	173 頁
都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	184 頁
クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	188 頁
人権啓発協議会補助金	人権室人権啓発課	201 頁
同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	人権室人権同和調整課	204 頁
青色防犯パトロール活動支援事業補助金	地域活動支援室	210 頁
リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	215 頁
市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	223 頁
感染拡大防止対策支援事業補助金	高齢介護課	231 頁
敬老行事補助金	高齢介護課	237 頁
サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	242 頁
日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	245 頁
老人クラブ活動補助金	高齢介護課	248 頁

老人福祉施設等整備費補助金	高齢介護課	253 頁
介護保険サービス利用料軽減助成金	給付管理課	257 頁
日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	283 頁
日中一時支援事業補助金	障害福祉認定給付課	286 頁
訪問入浴サービス事業補助金	障害福祉認定給付課	288 頁
民生委員関係事業補助金	生活支援課	294 頁
放置自転車防止対策推進補助金	自転車対策課	313 頁
農業用排水路維持管理補助金	土木工営所	319 頁
緑の保全事業補助金	みどり景観課	322 頁
地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	332 頁
クラブ活動運営費補助金	学校教育推進室	353 頁
人権教育研究会補助金	人権教育室	355 頁
学校園保健会補助金	教職員課	357 頁
学校給食会運営補助金	学校給食課	365 頁
小学校給食費無償化補助金	学校給食課	367 頁
国際識字年推進事業補助金	社会教育課	369 頁
文化団体活動補助金	社会教育センター	375 頁

② 団体に対する補助は補助の終期を3年以内とするという要求事項を満たしていない事例が相当数認められる

運用基準では、補助の終期を3年以内とし、継続が必要な場合は継続時点において終期を再設定する、と定められている。

しかしながら、75 頁のとおり、事前に全庁的に実施した調査において、少なくとも3年を超えて補助が継続している補助金や、終期を設定していない補助金が相当多数あると窺えた。また、次の(図表2)のとおり、実際監査において詳細に検討したところ、過去から継続しているにもかかわらず終期の設定を検討していない事例が相当多数ある状況であった。この点について、運用基準の改訂を所管する行財政改革課に質問したところ、補助の終期を3年以内とするという規定の趣旨が曖昧であり、補助のサイクルを3年と定めなければならない規定か、補助のサイクルをいったん3年と定めて3年サイクルでその必要性を見直ししなければならない規定かを明らかにする必要があるという見解であった。いずれであっても、運用基準どおりに運用されていない状況であることには変わりはない。

当該運用基準を所管し、行財政改革の総括を行う行財政改革課は、そもそも運用基準として求める終期の考え方、終期の設定方法について改めて検討する必要がある(意見番号2)。また、そのためにも、補助金の終期の設定の状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準(あるいは今後改訂されたあとの運用基準)で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある(意見番号3)。併せて、あとで述べるとおり、補助の対象や補助を行う必要性等の前提がさまざまであり、置かれた行政環境が異なる所管課が疑義なく補助金の財務事務を遂行することができるよう、運用基準の規定を明確に

したうえで、その趣旨を十分に周知する必要がある。この点については、108 頁で言及している。

【**図表 2**】【本意見を導出した団体に対する補助の終期を 3 年以内とするという要求事項等を満たしていない補助金】

補助金名	所管課	本報告書
自主防災組織活動補助金	危機管理室	118 頁
職員厚生事業補助金	給与福利課	128 頁
医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	132 頁
産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	138 頁
モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	155 頁
モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	159 頁
共同施設設置事業補助金	商業課	165 頁
勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	173 頁
都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	184 頁
クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	188 頁
人権啓発協議会補助金	人権室人権啓発課	202 頁
同和問題解決（部落解放）・人権政策確立 要求東大阪実行委員会補助金	人権室人権同和調整課	204 頁
青色防犯パトロール活動支援事業補助金	地域活動支援室	210 頁
リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	215 頁
市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	223 頁
感染拡大防止対策支援事業補助金	高齢介護課	231 頁
敬老行事補助金	高齢介護課	237 頁
サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	242 頁
日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	245 頁
老人クラブ活動補助金	高齢介護課	248 頁
老人福祉施設等整備費補助金	高齢介護課	253 頁
介護保険サービス利用料軽減助成金	給付管理課	257 頁
日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	283 頁
日中一時支援事業補助金	障害福祉認定給付課	286 頁
訪問入浴サービス事業補助金	障害福祉認定給付課	288 頁
民生委員関係事業補助金	生活支援課	294 頁
放置自転車防止対策推進補助金	自転車対策課	313 頁
高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事 業補助金	安全調整課	317 頁
農業用排水路維持管理補助金	土木工営所	319 頁



緑の保全事業補助金	みどり景観課	322 頁
地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	332 頁
クラブ活動運営費補助金	学校教育推進室	353 頁
人権教育研究会補助金	人権教育室	355 頁
学校園保健会補助金	教職員課	357 頁
学校給食会運営補助金	学校給食課	365 頁
国際識字年推進事業補助金	社会教育課	369 頁
文化団体活動補助金	社会教育センター	375 頁

- ③ 団体に対する補助の実績報告にあたっては領収書等（写し）の添付を義務付けるという要求事項を満たしていない事例が相当数認められる

運用基準では、実績報告への領収書等（写し）の添付を義務付け、提出された実績報告（添付書類含む。）を審査し、精算すべきか判断する、と定められている。

しかしながら、(図表3)のとおり、監査において、補助の実績報告にあたって領収書等（写し）の添付をそもそも義務付けていない事例、結果的に、領収書等（写し）の審査をしておらず、精算すべきかの判断も行っていない事例が相当数ある状況であった。運用基準に規定があるとおりの、補助金是对価性のない給付金であり、さらにその財源の多くは市民の税金であることから、その交付の必要性については明確に市民に説明でき、市民の理解や納得が得られるものでなければならない。そのためには、交付の是非の判断にあたって適切な手続を経る必要があり、補助対象経費に不明瞭な支出がないことを確かめるためには領収書等の（写し）を必ず添付させ、その内容の適否を審査することは所管課として必ず行うべき手続の一つである。

当該運用基準を所管し、行財政改革の総括を行う行財政改革課は、領収書等（写し）の添付の義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある（意見番号4）。

**【図表3】【本意見を導出した団体に対する補助の実績報告にあたって領収書等（写し）添付を義務付けるという要求事項等を満たしていない補助金】**

補助金名	所管課	本報告書
防犯灯維持管理費補助金	公民連携協働室	121 頁
学校園保健会補助金	教職員課	357 頁

- ④ 団体に対する補助については補助金の交付先の事業公報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付けるという要求事項を満たしていない事例が相当数認められる

運用基準では、事業公報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付ける（その表示例として「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」）と定められている。

しかしながら、(図表4)のとおり、監査において、補助金の交付先の事業公報や購入した備品等に補助事業であることが表示されていない事例、そもそも表示を義務付けていない事例、所管課が当該運用基準の規定自体を認識しておらず表示を義務付けることを把握してい

なかった事例が相当数ある状況であった。運用基準に規定があるとおり、透明性の高い補助制度として運用するためにも、市民が補助の存在を認識する機会としての表示は一定の意義がある。また、補助事業によって取得した備品であることを表示することで、補助金の交付先に適切に管理するという意識づけも期待できる。

当該運用基準を所管し、行財政改革の総括を行う行財政改革課は、補助事業であることの義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある（意見番号5）。

**【図表4】【本意見を導出した団体に対する補助について、事業公報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付けるという要求事項等を満たしていない補助金】**

補助金名	所管課	本報告書
中小企業設備投資支援補助金	モノづくり支援室	152 頁
共同施設設置事業補助金	商業課	165 頁
都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	184 頁
サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	266 頁
クラブ活動運営費補助金	学校教育推進室	352 頁
文化団体活動補助金	社会教育センター	374 頁

⑤ 団体に対する運用基準に準拠していないにもかかわらず、その理由等を公開していない事例が相当数認められる

上記のとおり、運用基準では、政策的な必要性等により当該基準により難しい場合は、理由等を公開し透明性を確保する、と定められている。

しかしながら、監査において、この基準に準拠していない事例において、その理由等を公開しているものは皆無であった（理由等を公開している事業はないため、その一覧を示すことは省略する。）。運用基準に規定があるとおり、補助金是对価性のない給付金であり、さらにその財源の多くは市民の税金であることから、その交付の必要性については明確に市民に説明でき、市民の納得が得られるものでなければならない。また、透明性の高い補助制度として運用するためにも、市民が補助の存在を認識する機会として理由等の公開は一定の意義もある。一方で、市民に対するこの理由等の公開の方法については明確に定まっていないのが実情である。したがって、仮に個々の所管課がそれぞれの方法で公開したとしても、市民がその理由等が公開される方法を知らず、その理由等にアクセスできなければ、この規定自体そもそも期待した効果を得られない。よって、理由等の公開の方法について検討する必要がある。また、全ての対象となる補助金についてその理由等の公開を行うことで却って市民にとって真に重要な情報にアクセスできなくなってしまう弊害も危惧される。例えば、今後の運用としては、その理由の公開等の範囲を、当面は一定金額以上のもので、かつ、法律的な根拠がない東大阪市の政策で独自で実施しているものに限り、徐々にその公開の範囲を増やしていく、といった方法等も考えられる。

当該運用基準を所管し、行財政改革の総括を行う行財政改革課は、そもそも理由等の公開を

全ての補助金において必要とするのか、公開をするのであればどのような方法で実施するかを改めて検討する必要がある（意見番号6）。そのうえで、運用基準（あるいは今後改訂されたあとの運用基準）で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある（意見番号7）。

(2) その他行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課に対する課題事項について

① 運用基準を実態あるいは現状の環境をふまえて改訂すべき

既述のとおり、運用基準は平成20年に策定されたが、その後一度も見直しはなされていない。十数年の間に、行政を取り巻く環境、行政が果たすべき役割あるいはその一つである説明責任のあり方、個々の所管課あるいは補助金等の交付先である団体等が置かれた環境等は大きく変わっている。また、その規定が曖昧であることから生じている所管課間あるいは行財政改革課との認識のズレ、実態とそぐわない現状も認められる。(1)に記載した課題もあり、運用基準を見直しすべきタイミングであると考えられ、運用基準を実態あるいは現状の環境をふまえて改訂すべきである(意見番号8)。

監査を実施した結果、監査人として、改訂を検討すべきであると考えた点は次のとおりである。

- 事業補助の定義や内容が不明確である。そのため、運営補助との線引きが曖昧となる結果を生じさせている。したがって、事業補助について明確に定義をする必要がある。
- 補助対象事業における領収書の宛名・宛先を必ず補助金の交付先とすることを求める規定がないことから、規定を設けるべきである。
- 補助金を概算払とする場合には、事前にその必要性及び理由を明確にし、決裁を経るべきだが、そのような規定がないため、規定を設けるべきである。なお、原則的には事後の確定払とすべきことも規定すべきである。
- また、概算払とする場合には、個々の補助金の交付要綱等に補助金の精算(返還)期限を定めることを規定すべきである。
- 運用基準により難しい場合に理由等の公開の必要性を再検討し、公開することとするのであれば、その手段や方法を明確にすべきである(意見番号6参照)。
- 個々の効果指標や達成目標(補助金の効果を測定するためのKPI)を定めることを検討する必要があるが、そのような規定がないことから、規定を設けるべきである。
- また、その効果について、例えば、モノづくり支援補助金のように補助事業が終了した後も中長期に亘ってその効果をモニタリングすべきものがあることについて明記し、その実施を求めることを規定すべきである。

② 運用基準の適用方法あるいは適用範囲の見直しを検討すべき

(1)において問題を列挙したとおり、運用基準と現実の運用実態に相当の乖離が認められた。原因は、単に当該運用基準が所管課に十分に周知されておらず、所管課あるいは担当者の認識不足といった点のほか、①のように本来運用基準に規定されるべき事項が規定されていない、あるいは、その規定が曖昧であるといった点にも求められる。しかしながら、そもそもこの運用基準を適用することがなじまないような補助制度もあり、運用実態との乖離が生じることはやむを得ないものがあることが確認された。

例えば、福祉部の介護保険サービス利用料軽減助成金等、法律に基づき国の制度として運用

される補助金、土木部が所管する補助金に関する公園愛護会等、ボランティア団体等の自主財源がない団体に対する補助金等である。

補助制度の趣旨に鑑みれば、そもそも公益性が極めて高い事業や、その根拠が法律にあり事業自体に終期があることが想定されない事業等について、終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が 1/2 でないことが、補助制度の透明性に影響を与えるとは考え難いもの等もある。

行財政改革の総括を行う行財政改革課は、適宜他の制度所管課や補助金を執行する所管課とも連携し、改めて団体に対する補助金等の実態を把握したうえで、改訂後の運用基準の適用範囲あるいは適用範囲の見直しを検討すべきである（意見番号9）。

### ③ 望ましい補助金等に関する事務遂行に関して全庁的な展開を図るべき

全庁的な監査の実施によって、個々の補助金の事務遂行において、所管課によって事務の取り扱いに差が認められた。所管課によって、補助の対象や補助を行う必要性等の前提がさまざまであり、置かれた行政環境が異なる以上、全てを無理やりに統一することは現実的ではなく、統一を求めるものではないが、望ましい対応については、全庁的な展開を図ることが望ましい。

例えば、消費税等の取り扱いについては、消費税等の仕入控除税額相当額は補助対象経費総額から減額して交付申請することを求めている事例、仕入控除税額の返還が生じた場合には消費税等の仕入控除税額を減額して実績報告することを求めている事例、また、その報告は実際の返還の有無にかかわらず必ず求めている事例、補助対象事業完了後の消費税等申告により補助金に係る仕入控除税額が確定し、返還が生じる場合には、仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることが予め要綱に規定されている事例等が望ましい対応である（下記（**図表5**）参照）。

また、補助対象事業の経済性の確保については、一定金額以上の物品の購入や委託については市の基準に準じて入札をすべきことを求めている事例、また、一定金額未満であっても複数社から相見積もりを徴取すべきことを指導している事例等が望ましい対応である（下記（**図表6**）参照）。

さらに、補助金の返還時の対応について、全ての補助金に関して包括的な規定を定めた補助金交付規則では補助金の返還（精算）期限、加算金及び遅延利息について定められていないが、補助金の各要綱に個別的に返還（精算）金の納期限を定め、加算金及び遅延利息の設定記載がみられる状況があり、これらが望ましい対応である（下記（**図表7**）参照）。

行財政改革の総括を行う行財政改革課は、適宜他の制度所管課とも連携し、これらの望ましい補助金等に関する事務遂行に関しての全庁的な展開を図るべきである（意見番号10）。 場合によっては、補助金交付規則の改正や、個々の補助金の要綱等の改正にまで踏み込んだ対応が望まれる。

【図表 5】【本意見を導出した団体に対する補助について、望ましい事務遂行を行っていると思われる事例（消費税等の取り扱い）】

補助金名	所管課	本報告書
外食デリバリーサービス活用支援補助金	商業課	161 頁
サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	242 頁

【図表 6】【本意見を導出した団体に対する補助について、望ましい事務遂行を行っていると思われる事例（補助対象事業の経済性の確保）】

補助金名	所管課	本報告書
共同施設設置事業補助金	商業課	164 頁

【図表 7】【本意見を導出した団体に対する補助について、望ましい事務遂行を行っていると思われる事例（補助金返還についての取り扱い）】

補助金名	所管課	本報告書
介護保険サービス利用料軽減助成金	給付管理課	256 頁

- ④ 継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組みを整備すべき、また、そのための補助金等の交付先、交付額の推移等をまとめた一覧表を作成し、かつ市民に対して積極的に情報開示を行うべき

上記のように、運用基準に準拠していない事例、あるいはあとで個々の補助金等について述べる不適切な事例が複数認められる現状の原因の一つとして、補助金等に対して批判的・懐疑的な検討がなされるための機会が乏しいことがあげられる。現状<sup>15</sup>においては、一定の頻度で行財政改革課による調査は行われているものの、数年に一度というサイクルであり、補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの見直しの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、財政当局との予算折衝のみというのが実情であり、抜本的な見直しを行うのは難しい。

また、市全体として、どのような補助金等が存在するのかをまとめた一覧表がないことから、そもそも市民や議会等が補助金の存在を認知する機会が極めて限定されている。したがって、外部の視点から、本当にその補助金が必要かどうかを問う術がなく、批判的・懐疑的な検討を行いがたい。

行財政改革の総括を行う行財政改革課は、適宜他の制度所管課とも連携し、補助金等の必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある（意見番号 11）。他市では、まず所管課による自己点検を毎年実施させ、当該自己点検結果を制度所管課がレビューする仕組み、外部の有識者が毎年補助金の必要性等を点検する仕組み等を設け重疊的にその必要性等について問う仕組みを設けている事例もある。これらの事例等も参考に抜本的な改革が進められるような仕組みを検討してほしい。

<sup>15</sup> 企画課が団体補助金を対象に事業評価を行っているが、4件から5件を対象とするにとどまる。また、いわゆる事業仕分け、行政レビュー等の仕組みはない。

また、行財政改革課も認識しているとおり、市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度である必要がある。しかしながら、既述のとおり、現状市民が補助金の存在を認知し、あるいはその補助金の現況を把握できる機会は極めて限定されている。

したがって、上記のモニタリングの仕組みを整備する観点からも、市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度が運用されていることの説明責任を果たすうえでも、行財政改革の総括を行う行財政改革課は、適宜他の制度所管課や補助金を執行する所管課とも連携し、補助金等を一覧化して積極的にその是非を問うて検討するための情報開示を図ることが必要である（意見番号 12）。

⑤ 行財政改革プラン等における目標設定について

32 頁に記載のとおり、東大阪市は現在、行財政改革プラン 2020 を定め、各種の取組を推進している。次のとおり、持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として、「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられているが、特段具体的な取組目標や実行スケジュールは示されておらず、目標の具体性に乏しい状態である。現状だと、P D C A サイクルをうまく回せず、目標を達成できたのかできなかったのか、目標を達成できなかった場合にはその原因は何なのか事後で検証することはできない。

管理番号	項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
2202	団体補助金の適正化					

(抜粋) 行財政改革プラン 2020

今後策定する各種の行財政改革プラン等における補助金等の適正化に関する目標設定においては、適正化の内容を具体的なゴールとして明らかにするとともに、事後で検証可能な目標とすべきである（意見番号 13）。

### (3) 準公金に関する指摘事項のうち、全庁的に対処すべき事項について

70 頁のとおり、全庁的な調査の結果、補助金の交付先の事務を東大阪市の担当所管課が事務局として担っているものがあることが判明した。また、個々に監査を進めていく過程で、その事務の範囲に、現金や通帳の管理、日々の入出金出納の管理（現金出納帳等の記帳事務や領収書等の管理も含む。）が含まれるものがあることを把握した。

本監査テーマは補助金等の財務事務の執行を監査テーマとするものであることから、当初補助金の交付先の事務については直接の監査対象とすることは想定していなかったものの、地方自治体職員が関係する不適切な事案の多くに現金等の横領が挙げられること、補助金を財源とした補助金の交付先の現金等は公金に準じて適切に管理されるべきであること等から、個々の所管課の了解のもと、監査の対象としたものである。

個々の監査の結果、全庁的に対処すべき課題であると監査人が検出した事項は次のとおりである。

#### ① 公金に準じた取り扱いが求められる現金等の取り扱いに関するマニュアルの整備と指導について

既述のとおり、補助金を所管する所管課が補助金の交付先の事務局を担っており、補助金等を財源とする現金や通帳を預かっているケースが見受けられた。

当該現金等については補助金等を財源とすることから、公金に準じて適切に取り扱われるべきである。この点に関しては、事務局業務を担う場合の注意点が、運用基準に掲げられており、「団体会計の取り扱いにおいては、不適切な会計処理を未然に防止するため、帳簿や残金について複数の者が定期的に確認する等のチェック体制をとる」ものとされている。

しかしながら、例えば、現金の支出の都度、支出命令に類する決裁を起案している所管課がある一方、まったくそのような決裁を起案していない所管課があること、現金出納帳のダブルチェックを行っている所管課がある一方、まったくダブルチェックを行っていない所管課があること、通帳と印鑑を別々に保管している所管課がある一方、同一の場所で保管している所管課があること等、所管課によって取扱方法や運用が異なっているという実態が認められた。これらの原因の一つには、公金に準じて適切に取り扱われるべき準公金に関して、管理体制も含めて現金等の取り扱いを定めた統一的かつ具体的な準拠すべきマニュアルがないことにある。

そこで、全庁的な内部統制の推進を担う内部統制推進室は、東大阪市の公金マニュアル等<sup>16</sup>を参考に、公金に準じて取扱われるべきもののマニュアルを整備し、当該マニュアルにしたがった運用を各所管課に指導すべきである（意見番号 14）。

#### ② 事務局業務を担う期限の設定と解消について

このような事務局業務を担う場合の注意点が、運用基準に掲げられている。すなわち、「市職員が団体の事務局業務を行う場合は、法律等に定めのある場合を除き、時限を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行」するものとされている。

<sup>16</sup> 公金取り扱いマニュアル（出納室、平成 31 年 2 月）や、会計事務の手引き等がある。



しかしながら、現在事務局業務を担う所管課において、時限は設定されておらず、時限の設定に向けて補助金の交付先の団体との協議を具体的に進めているケースも少数であった。

運用基準を所管する行財政改革課は、改めて各補助金において事務局業務を担っている現状と実態を把握するとともに、事務局業務の時限の設定についての考え方を具体的に整理すべきである。そのうえで、時限の設定に向けて、各所管課に指導を行うべきである(意見番号15)。

## 2-2. 個々の補助金等に関する個別的事項

### (1) 補助金名 自主防災組織活動補助金

所管部課	危機管理室			
補助金の名称	自主防災組織活動補助金			
根拠法令	災害対策基本法			
要綱等	東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則			
予算費目	款：消防費	項：消防費	目：災害対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <span style="border: 1px solid black;">事業費補助</span> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <span style="border: 1px solid black;">なし</span>	
	事業期間		始期：令和元年度、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		後述3. のとおり	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	2,760	2,640
	決算額	—	2,051	1,101
令和3年度予算	2,550千円			
交付先 (団体・個人等)	柏田校区自主防災会他34件			
交付の目的	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び東大阪市地域防災計画に基づき、自主防災組織が行う活動に対し補助金を交付することにより、地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	以下に記載する事業を自主防災組織が行う場合に、当該自主防災組織に対し、補助金を交付する。 ・ 防災活動に関する事業 ・ 地域版ハザードマップの普及に関する事業			
補助対象経費	・ 防災活動に関する事業（限度額30,000円） 防災訓練に要する経費 防災講演会等に要する経費 防災資機材に要する経費 ・ 地域版ハザードマップの普及に関する事業（限度額15円×世帯数） 地域版ハザードマップの印刷に要する経費			
交付時期	補助金の交付を受けようとする自主防災組織は申請書に（1）活動計画書（2）収支予算書（3）その他市長が必要と認める書類を添付し、申請をおこなう。当該申請があった場合には申請内容を審査し、交付の可否を決定して東大阪市自主防災組織活動補助金決定通知書により、交付・不交付の旨を通知する。			
精算方法	補助金の交付の決定を受けた事業が終了し、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに東大阪市自主防災組織活動補助金交付請求書に（1）活動報告書（2）収支報告書（3）当該事業に係る領収書その他費用の支出の事実及び支出した金額を証する書類の写し（4）その他市長が必要と認める書類を提出する。			

実績確認方法	(1) 活動報告書 (2) 収支報告書 (3) 当該事業に係る領収書その他の費用の支出の事実及び支出した金額を証する書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類の内容を審査する。
補助対象事業の 効果測定方法	補助対象事業の効果測定方法は特に設けていない。なお、活動報告書によって活動実績は確認している。
備考	自主防災組織に市職員を派遣することがある。

(概要)

1. 自主防災組織とは

自主防災組織については、東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則に以下のとおり定められている。

(定義)

第2条 この規則において自主防災組織とは、隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に組織し、災害の未然防止、災害時の被害拡大防止及び災害応急対策の防災活動を行う団体をいう。

(出典) 東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則

上記に記載のとおり、自主防災組織は地域住民が自主的に組織し、防災活動を行う団体である。当該組織の趣旨としては災害が発生した場合、市町村だけでは防災について十分な責務を遂行することが困難であるため、各地域において設置されている組織に対して、その充実、活動の促進を図ることが市町村の責務とされている（災害対策の基本となる法律である災害対策基本法第5条第2項）。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(出典) 災害対策基本法第5条第2項

東大阪市内ではこれらを受けて、東大阪市自治協議会の校区自治連合会を単位として45の組織それぞれが防災活動を行っている。具体的な活動としては東大阪市のウェブサイトにて以下のとおり記載がある。

(1) 平常時の活動

防災知識の普及・高揚（講習会の開催等）

災害発生時の活動を習得するための活動（防災訓練・防災講演会の開催等）

災害発生時の被害拡大防止のための活動（地域の安全点検、家庭の安全点検）

(2) 災害時の活動

地域住民の安否確認など情報収集伝達

避難誘導（安全に避難場所へ誘導）

出火防止（各家庭での防火チェック）

初期消火（消火器、水バケツリレー等）

地域内での救出救護（簡単な工具を使用しての救出と負傷者の救護）

避難所での炊き出し活動

（出典）東大阪市ウェブサイト

## 2. 自主防災組織活動補助金の概要

東大阪市では前述した東大阪市自治協議会の校区自治連合会を単位として設置された自主防災組織が行う活動に対して補助金を交付している。当該補助金の目的及び対象事業は以下のとおりである。

（目的）

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び東大阪市地域防災計画に基づき、自主防災組織が行う活動に対し補助金を交付することにより、地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図ることを目的とする。

（対象事業等）

第4条 本市は、次に掲げる事業を自主防災組織が行う場合に、当該自主防災組織に対し補助金を交付する。

(1) 防災活動に関する事業（次号に掲げる事業を除く。）

(2) 地域版ハザードマップ（自主防災組織が活動する区域内における災害による被害が想定される区域、避難場所、避難経路等の防災関係施設の位置その他の災害に関する情報を表示した地図をいう。以下同じ。）の普及に関する事業

（出典）東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則

### 3. 補助金の概要及び算定方法

自主防災組織活動補助金の金額については、東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則において以下のとおり定められている。

対象事業	補助対象経費	限度額
防災活動に関する事業	防災訓練に関する経費、防災講演会等に要する経費、防災資機材に要する経費	30,000 円
地域版ハザードマップの普及に関する事業	地域版ハザードマップの印刷に要する経費	15 円×世帯数（自主防災組織が活動する区域の世帯数）

なお、自主防災組織活動補助金は始期が令和元年度からとなっている。自主防災組織に対する補助金は昭和 60 年から行われていたが、平成 30 年までは自主防災組織運営補助金として支給されていた。しかしながら自主防災組織運営補助金は補助対象経費が明確でない、年度末に自主防災組織から提出される活動報告書に経費に係る領収書の添付が義務付けられていない等の問題があったことから、令和元年度より、対象経費及び活動報告書の内容等について見直しを行って自主防災組織活動補助金として名称を変更したことによるものである。

東大阪市内には自主防災組織が 45 団体あるが、令和 2 年度における補助金の交付は 35 の自主防災組織に対してのみ行っている。これは、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により自主防災活動自体を実施できなかった組織があり、補助金の申請がない団体があったためである。その結果、当初予算は 2,640 千円であったが、交付実績は 1,101 千円と予算に比して少額となっている。

### 4. 交付手続の概要

東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則によると自主防災組織活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は代表者が東大阪市自主防災組織活動補助金交付申請書に（1）活動計画書、（2）収支予算書、（3）その他市長が必要と認める書類を添えて申請することとなっている。申請を受けた場合、市では申請内容について審査を行って交付の可否を決定する。

交付を受ける自主防災組織では、交付の決定を受けた事業年度が終了したときには速やかに、東大阪市自主防災組織活動補助金交付請求書に（1）活動報告書、（2）収支報告書、（3）当該事業に係る領収書その他費用の支出の事実及び支出した金額を証する書類の写し、（4）その他市長が必要と認める書類を提出することとしており、危機管理室では提出を受けた書類を確かめた後に振込みにより補助金を支払うこととしている。

（監査の結果及び意見）

#### 1. 交付請求書に添付する領収書又は請求書等の写しの宛名（結果）

上記 4. に記載した、補助金の交付に係る請求において提出を求めている東大阪市自主防災組織活動補助金交付請求書の添付書類欄及び領収書の写し等を添付する書類（別紙 3）の注意書き

において、宛名は自主防災会会長名義としなければならない旨の記載がなされている。しかし、複数の領収書又は請求書等の写しで自主防災会会長名義となっていなかった。また、宛名自体が空欄のものもあった。危機管理室では領収書の写し等が適切な宛名となっているかどうか確認するとともに、適切でない場合には改めるよう各自主防災組織に対して適切に指導する必要がある（結果番号1）。なお、令和3年度において様式の注意書きを「領収書又は請求書等の写し（宛名は自主防災会名義又は自主防災会会長名義とすること。）」と変更し、変更後の注意書きに従った運用を行い宛名が空欄のものもないとのことである。

## 2. 補助金の申請のない自主防災組織の活動実績の把握について（意見）

上記のとおり、現在東大阪市内には45の自主防災組織があるが、このうち3つについて過去3年間補助金の申請がなく、活動実績が把握されていない。災害対策基本法によれば、市の責務の一つとして、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図ることが挙げられていることから、補助金の申請のない当該3つの自主防災組織について防災活動が適切に実施されているかどうか活動実績を把握する必要がある。また、補助金申請のない校区について、防災活動を適切に実施できているのであれば、補助申請のある校区に対して補助が必要でないかどうかの検討も行うべきである（意見番号16）。

## 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、自主防災組織活動補助金について、補助の終期が定まっておらず、経費のほぼ全額が補助金の交付対象となる等、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

なお、この点について所管課へのヒアリングによると、運用基準は東大阪市補助金等交付規則を補完するものであることから東大阪市補助金等交付規則に基づき執行される補助金のみを対象としていると考えている、したがって、交付規則と並列的な位置づけにある東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則に基づく自主防災組織活動補助金は対象としていない、このことから、運用基準に沿った対応は求められておらず指摘は当たらない、との見解であった。また、今後もしも今後運用基準の対象となることが明確になれば所管課として対応する、とのことであった。

しかしながら、運用基準が団体に対する補助金をより適切に執行することを求める趣旨で策定されたという意図からすれば、すべての団体に対する補助金が対象となると当然に解釈すべきであり、運用基準を所管する行財政改革課もその認識である。過去には、当該運用基準に準拠しているかどうかの行財政改革課の調査にも、所管課としてその対応に応じている。

文言にとらわれた形式的な対応をするのではなく、その趣旨を汲んだ対応を図ることは当然のことであろう。

(2) 補助金名 防犯灯維持管理費補助金

所管部課	公民連携協働室			
補助金の名称	防犯灯維持管理費補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市防犯灯維持管理費補助金交付要綱、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：総務費	項：総務管理費	目：地域振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 12 年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		防犯灯 1 灯あたり 1,300 円	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	37,310	37,310	37,830
	決算額	37,115	37,260	37,684
令和 3 年度予算	37,830 千円			
交付先 (団体・個人等)	各自治連合会			
交付の目的	自治会が行う防犯灯の維持管理業務に要する費用の一部を補助することにより、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	自治会が行う防犯灯の維持管理業務に要する費用の一部を補助する。 補助金の交付対象は、自治会が管理する防犯灯に係る維持管理費とする。			
補助対象経費	補助金の交付対象は、自治会が管理する防犯灯に係る維持管理費とする。 補助金の額は、予算の範囲内において、毎年 10 月 1 日現在における防犯灯の設置灯数に、1,300 円を乗じた額とする。			
交付時期	補助金交付決定の通知を受けたものは、速やかに防犯灯維持管理費補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。			
精算方法	東大阪市防犯灯維持管理費補助金交付要綱において、精算方法は特に記載がない。			
実績確認方法	補助金の交付を受けたものは、翌年の 5 月末日までに防犯灯維持管理費補助金実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。 当該報告書には、各自治会の防犯灯維持管理費に係る収支が明確に記入された決算書を添付するものとする。			
補助対象事業の効果測定方法	特に定めていない。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

防犯灯は防犯を目的として街路に設置されているもので、整備・維持管理は各地域の自治会が担っている。自治会は町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体である。東大阪市においては、おおむね小学校区単位で組織された 392 単位自治会とそれらの連合組織の 45 校区自治連合会があり、各自治会に対して、各種の助成を行っている。

東大阪市防犯灯維持管理費補助金は東大阪市内の防犯灯の維持管理を行っている各自治会に対し、維持管理業務に要する費用（主に電気代）の一部を補助するものである。

### 2. 補助金の概要及び算定方法

防犯灯維持管理費補助金は東大阪市防犯灯維持管理費補助金交付要綱において以下のとおり定められており、各自治体の防犯灯の数に応じて補助金を支給している。

補助金の交付対象は予算の範囲内において、毎年 10 月 1 日現在における防犯灯の設置数に 1,300 円を乗じた額とする。
--

（出典）東大阪市防犯灯維持管理費補助金交付要綱第 4 条

なお、防犯灯の一灯あたり 1,300 円の単価については、防犯灯の一灯あたりの年間の電気代のうち、2分の1を超えない範囲で制度開始当初に設定したものとなっている。当該単価については従来から同額となっており、所管課に対するヒアリング結果によれば、過去に特に変更をした実績はない。

また、当該補助金は過去から同じ計算方法であり、防犯灯の数も大きく増減していないことから、概ね同額で推移している。

### 3. 交付手続の概要

東大阪市防犯灯維持管理費補助金交付要綱によると、毎年 10 月 1 日を基準日として、校区内の自治会分を一括して、自治連合会の代表者が防犯灯維持管理費補助金交付申請書を 11 月末までに提出する。その後、補助金の交付が適当と市長が認めたときは、決定通知書により、補助金の交付決定を申請者に通知することとしている。交付申請の際には、10 月分電気料金及び防犯灯の契約内容が分る書類、その他市長が必要と認めた書類が必要となる。また、交付を受けたものは、翌年の 5 月末日までに防犯灯維持管理費補助金実績報告書を防犯灯維持管理費に係る収支が明確に記入された決算書を添付して提出することとされている。

この点に関連して、監査人が東花園自治会及び玉串東第 2 自治会の支出の実績を確かめたところ、東花園自治会の実績は防犯灯 136 灯に対し 519 千円、玉串東第 2 自治会は 58 灯に対し 202 千円でそれぞれ 1 灯あたり 3,817 円、3,496 円の負担額という計算となった。補助金は 1 灯あたり 1,300 円であることから、電気料金全体に占める補助金の支給金額の割合は 34%、37%程度である。実績報告書には収支計算書の抄本が添付されており、防犯灯電気代及び修繕費が記載されているが、支払いの事実を示す領収書等は添付されていなかった。これは、電気料金は毎月の



支払があり、領収書が多数にわたること、決算書抄本には自治会会長の署名押印がされており、一定程度信頼性が確保されていることから領収書の添付を求めているとのことであった。また、金額の検証にあたっては決算書抄本に記載の電気代は交付申請の際の10月単月の電気料金に係る書類に12を乗じた金額と概ね一致することを確認しているとのことであった。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 補助金の支給単価の根拠等について (意見)

補助金の交付対象は、毎年10月1日現在における防犯灯の設置数に1,300円を乗じた額とされているが、この1,300円という単価は平成15年の制度開始当初に定められたものであり、それ以降変更されていない。

蛍光灯からLEDへの切り替えも進み、制度開始当初から自治会そのものや自治会が管理する防犯灯の状況も変化している。また、実際の維持管理費用について自治会が負担している割合(自治会の負担額÷実際の維持管理費用)について、自治会ごとに不合理な差がないかどうかを確認していないが、維持管理の状況によっては適切ではない差が生じている可能性もある。

改めて当該単価の妥当性ととも、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかを改めて検討することが必要である(意見番号17)。

#### 2. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

東大阪市では「団体に対する補助制度運用基準」を設けており、その中で、実績報告への領収書等(写し)添付を義務付けることとしている。

しかし、上記に記載のとおり、収支計算書の抄本は提出されているものの領収書等の添付が行われていない。電気料金については概ね一定額が毎月発生することから、申請金額の妥当性は確認できるが、修繕費は年間一定額が発生するものではないことから、そのような確認はできないと考える。「団体に対する補助制度運用基準」に定めている以上は市として添付を求めるべきであるが、現状は領収書等の添付が行われておらず、運用基準の定めとの乖離がみられた(総括的事項における意見番号4参照)。

(3) 補助金名 防犯灯設置費補助金

所管部課	公民連携協働室			
補助金の名称	防犯灯設置費補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱			
予算費目	款：総務費	項：総務管理費	目：地域振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：平成 12 年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		工事 1 件あたり 15,000 円	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	33,898	31,950	31,950
	決算額	33,688	31,706	31,946
令和 3 年度予算	31,950 千円			
交付先 (団体・個人等)	各自治連合会			
交付の目的	まちを明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の交通安全と事故の防止を図るため、自治会が設置する防犯灯の設置費に対して、補助することにより、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	自治会が設置する防犯灯の設置費に対して、補助する。 補助金の交付対象は、自治会が設置する防犯灯に係る設置費とする。			
補助対象経費	補助金の交付対象は、自治会が設置する防犯灯に係る設置費とする。 防犯灯設置に対して交付する補助金の限度額は、予算の定める範囲内において 1 灯当たり 15,000 円とし、実際に要した費用と補助限度額とのどちらか少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。			
交付時期	補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防犯灯設置費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。			
精算方法	東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱において、精算方法は特に記載がない。			
実績確認方法	補助金交付決定者は、事業完了後 60 日以内に防犯灯設置費補助金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。			
補助対象事業の効果測定方法	特になし			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

防犯灯維持管理費補助金において記載したとおり、防犯灯の整備・維持管理は各地域の自治会が担っている。東大阪市防犯灯設置費補助金は防犯灯の設置に係る費用の一部を補助するものである。補助金の交付先は自治連合会となっている。

なお、補助金の対象となる防犯灯の設置には、運用上新規の設置だけでなく、既存の取替更新が含まれており、直近は、既存の防犯灯のLED防犯灯への取替更新が主となっている。

### 2. 補助金の概要及び算定方法

防犯灯設置費補助金は東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱において以下のとおり定められており、各自治会で防犯灯の設置計画がある場合に設置数に応じて補助金を支給している。

防犯灯設置に対して交付する補助金の限度額は、予算の定める範囲内において1灯当たり15,000円とし、実際に要した費用と補助限度額とのどちらか少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、実際に要した費用については、費用の見積明細書の税込合計金額を設置灯数で除して算出するものとする。また、防犯灯の種類については、LED照明、蛍光灯等とする。

(出典) 東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱 第4条

なお、上の1灯あたり15,000円の単価は各自治会の防犯灯設置事業に関して、実績を勘案して決定したものとこのことであった。設置費用の3分の1～2分の1の費用に対し、補助金を交付するよう設定した単価とのことであり、当職が確認した東花園自治会では防犯灯1件あたりの費用は32千円(税込み)となっており、4.5割程度を補助金で賄われていた。なお、過年度から当該助成金は概ね同額程度で推移している。

### 3. 交付手続の概要

東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱によると、補助金の交付を受ける場合、自治会分を一括して自治連合会の代表者が防犯灯設置費補助金交付申請書を市長に提出し、補助金の交付が適当と市長が認めたときは決定通知書により、補助金の交付を申請者に通知することとしている。また、交付申請の際、設置予定の明細書、設置場所見取り図、費用の見積明細書、その他市長が必要と認めた書類を添付して提出することが必要となる。

また、補助金の支払は事業完了後60日以内に自治会が以下の書類を添付した防犯灯設置費補助金実績報告書を提出し、これらを確認した後に補助金の支払が行われている。

- (1) 工事費用の請求明細書(写し)
- (2) 工事費用の領収書(写し)
- (3) 工事完了後の防犯灯設置写真
- (4) 防犯灯設置場所見取り図
- (5) その他市長が必要と認めた書類。

(出典) 東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱第11条2項

(監査の結果及び意見)

より明瞭な補助金交付要綱の記載 (意見)

所管課へのヒアリングの実施と実際の補助金に関する申請書等の資料の閲覧により、当該補助金が対象とする防犯灯の設置には、新規の設置だけでなく、既存の取替更新が含まれており、既存の防犯灯のLED防犯灯への取替更新が主となるような運用が行われている実態が認められた。また、既存のLED防犯灯からより効率や機能の良いLED防犯灯への交換も否定されていない。

まちを明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の交通安全と事故の防止を図るため、自治会が設置する防犯灯の設置費に対して、補助することにより、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とするという補助金の趣旨に適うのであれば、これらの運用は否定されるものではない。そこで、補助金の利用をより積極的かつ平等に推進していく観点からは、「防犯灯の設置費」が対象とする範囲、すなわち、既存の防犯灯のLED防犯灯への取替更新を含むこと、既存のLED防犯灯から新しいLED防犯灯への交換も含むこと等について補助金交付要綱に明確に定めることが望まれる (意見番号 18)。

(4) 補助金名 職員厚生事業補助金

所管部課	行政管理部給与福利課			
補助金の名称	職員厚生事業補助金			
根拠法令	地方公務員法第 42 条			
要綱等	東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付要綱、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成元年、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		1 人あたり 8,400 円	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	22,168	22,260	22,714
	決算額	21,562	21,613	22,260
令和 3 年度予算	23,016 千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市職員厚済会			
交付の目的	地方公務員法第 42 条で定めるところにより、東大阪市職員の健康増進、元気回復、勤労意欲の向上等を図るため、東大阪市職員厚済会の実施する職員厚生事業に対し予算の範囲内において交付する (出典) 東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付要綱第 1 条			
補助対象事業等の概要	地方公務員法第 42 条で定めるところにより、東大阪市職員の健康増進、元気回復、勤労意欲の向上等を図るため、東大阪市職員厚済会の実施する職員厚生事業 (出典) 東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付要綱第 1 条			
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は事業運営に係る事務費及び事業費の中で市長が適当であると認めた範囲の額とする 補助金の額は、予算の範囲内（会員の自己負担額の上限）において市長が別に定める (出典) 東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付要綱第 5 条、第 6 条			
交付時期	交付を受ける場合、厚済会理事長は東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付申請書を提出。提出を受けた市は審査後に東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付決定通知書により厚済会理事長に通知する。交付を請求する際は 5 月末日までに交付請求書を提出し、その後交付が行われる。			
精算方法	請求は上の交付時期に記載のとおりを実施される。また、補助金の確定は市の会計年度終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）に提出される職員厚済会職員厚生事業補助金実績報告書の内容に基づいて行う。確定の結果、交付決定通知書に記載した補助金額に満たない場合、補助金等の精算を命じる。			

実績確認方法	補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）30日以内に、市長に対し、事業の実績その他必要な事項を記載した職員厚済会職員厚生事業補助金実績報告書を提出する。
補助対象事業の効果測定方法	特に定めてはいない。

## （概要）

### 1. 補助金の概要

職員厚生事業補助金は、東大阪市の職員に対し地方公務員法第42条で定める職員の健康増進、元気回復、勤労意欲の向上等を図るため、東大阪市職員厚済会の実施する職員厚生事業に対して補助金を交付するものである。東大阪市には常勤の正規職員が2,564名、再任用常勤職員86名の計2,650名が在籍している（令和2年度末時点）。これらの職員の健康増進を図るために東大阪市職員厚済会では事務局長1名、事務職員2名が職員に対する福利厚生事業実施主体として、市と独立して厚生事業全般を実施している。東大阪市職員厚済会の運営自体は会費で賄っており、補助の対象となる職員厚生事業は会員である東大阪市職員が郵送健診の実施、健康管理商品の支給等について、一定のメニューから選択してサービスを受けるものである。

地方公務員法では「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」（抜粋：地方公務員法第42条）とされており、同法に規定する職員への厚生事業の実施は市の責務であり、東大阪市職員厚済会が職員厚生事業を担っている。当該補助金はこの東大阪市職員厚済会の事業に要する費用について補助を行っている。また、行政管理部給与福利課の担当者によれば、今後は職員の健康増進によりフォーカスをあてて、事業について再検討を進めているとのことであった。

### 2. 補助金の概要及び算定方法

補助金の金額は常勤職員数と事業の内容で若干の増減はあるが、概ね22百万円程度で推移している。前述したように、補助の対象者は職員個人ではなく、厚済会である。また、対象経費は厚済会における厚生事業の運営経費に係る事務費及び事業費のうち、市長が適当と認めた範囲の額として規定されており、平成21年度までは一人当たり16,800円を交付していたが、平成22年度に一定の見直しを踏まえ、従来の交付額の半額となる一人当たり8,400円としている。実際には、事務費に対しての支給はなく、全額が健康増進事業に係る事業費に対しての支給となっている。

### 3. 交付手続の概要

補助金の申請にあたって厚済会は、東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付申請書に役員名簿及び関係書類を添えて市長に提出する。交付申請後に市では内容を審査して交付決定を行う。その後厚済会は5月末日までに交付請求を行う必要がある。補助金自体は5月末日までの請求に基づいて交付されるため、概算での交付となっている。

厚済会では、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿及びこれらを証する書類を整備・保管するとともに、会計年度の終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）30日以内に、市長に対し、事業の実績その他必要な事項を記載した職員厚済会職員厚生事業補助金実績報告書を提出しなければならない。行政管理部給与福利課においては、提出を受けた実績報告書について請求書等により執行額の確認を行っている。当該報告書に基づいて補助金の金額が確定し、概算額での交付額に過不足がある場合には必要に応じて返金又は追加の交付がなされる。

#### （監査の結果及び意見）

##### 1. 職員厚生事業補助金に係る事業の効果測定方法を検証すべき（意見）

職員厚生事業補助金は地方公務員法第42条で定める職員の健康増進、元気回復、勤労意欲の向上等を図るため、東大阪市職員厚済会で実施されている事業に対する補助金であり、事業の効果について、数値化し、可視化することは困難な側面はある。しかし、補助金として支給する限り何らかの方法で事業の効果の測定を行い、補助金の支給の妥当性を検討するべきである。行政管理部に効果測定方法についてヒアリングを実施したところ、地方公務員法第42条の達成の観点から事業内容の再検討を進めているとのことであった。交付先である東大阪市職員厚済会と事業の効果測定が可能となるよう見直しを協議し、効果的な事業実施を検証する必要がある（意見番号19）。

##### 2. 多様な事業の実施方法を求めるべき（意見）

補助金を利用した事業としては、従前から郵送健診の実施と健康管理商品の支給を行っている。地方公務員法第42条の規定の趣旨を達成するためには、より効果のある事業の遂行を多角的に検討する必要がある。そのため、補助団体である東大阪市職員厚済会に事業の多様化を求めるべきである（意見番号20）。

##### 3. 対象経費に係る要綱の規定の見直しを行うべき（意見）

東大阪市職員厚済会職員厚生事業補助金交付要綱において、補助対象経費は「事業運営に係る事務費及び事業費の内市長が適当であると認めた範囲」とされている。一方で所管課である行政管理部給与福利課に対して実施した全庁調査では当該補助金は「事業費補助」であり、「運営補助」ではないとの回答がなされている。改めて、所管課にヒアリングを行ったところ、事業費について補助金を支出しており、事務費に対しての補助金の交付は行っておらず、今後もその予定はないとのことであった。このように、補助金の実態と要綱との間に乖離が生じていることから、要綱の内容を見直す必要がある（意見番号21）。

#### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

地方公務員法第 42 条で「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」とし、厚生事業の計画、実施については市の責務とされており、職員の健康増進、元気回復、勤労意欲の向上等を図るため、東大阪市職員厚済会で実施されている健康増進事業に対して補助するものであり、職務を円滑かつ効率的に遂行していくためにも、厚生事業の充実は必要である。

一方で、「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、基本的には団体補助金に対し、補助の終期を 3 年以内とする等を求めている。しかし、職員厚生事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号 3 参照）。

職員厚生事業補助金は、市の責務として実施する職員の健康増進に係る厚生事業に対する補助としての性質があることから、終期の設定は困難な側面はあるが、事業継続の必要性は検討する必要がある。また、補助経費の算定方法については地方公務員法第 42 条に基づく、市の責務として職員の健康増進に資する事業として実施されているが、その妥当性については継続的な検証が必要である。



(5) 補助金名 医工連携事業化促進補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	医工連携事業化促進補助金			
根拠法令	—			
要綱等	(現在作成中)、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 28 年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		事業費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	9,418	10,000	40,000
	決算額	7,756	5,453	29,888
令和 3 年度予算	10,000 千円			
交付先 (団体・個人等)	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構 (外郭団体)			
交付の目的	東大阪市内モノづくり企業の医療・健康・介護分野への参入促進、事業拡大を図る			
補助対象事業等の概要	東大阪市内にその所在地又は主たる生産拠点 (工場) を有する中小企業者若しくは構成員の 3 分の 2 以上が本市にその所在地又は主たる生産拠点 (工場) を有している中小企業者 2 人以上で組織するグループ、研究会、協同組合等に公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構 (外郭団体) が補助金を交付する助成事業			
補助対象経費	助成金			
交付時期	例年 6 月			
精算方法	事業実施後実績報告を受けて補助金の交付金額を確定し、その差額を返還させ精算する。			
実績確認方法	実績報告 (収支決算書) を提出させ、事業の実施状況を確認する。			
補助対象事業の効果測定方法	特に、効果測定の方法を定めていない。			
備考	外郭団体への補助			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は、外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下、本補助金の説明において「機構」という。）が、東大阪市内のモノづくり企業が行う医療（看護・介護等を含む。）分野における研究開発や新製品開発に向けた取組に対して、付加価値の高い製品づくりや技術研究を促進し、医療分野への参入・強化を図ることを目的とする事業に対して補助を行うものである。これら本補助金の交付対象となる事業は、機構が東大阪市内の医療分野に関連する中小企業者等に対して行う助成事業である。

機構はこれまで医療分野における研究開発や新製品開発に向けた取組を行う中小企業者等に対して助成を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を受け、令和2年度の事業の途中で事業計画を変更し、コロナウイルスをはじめとした感染症の拡大防止に資する製品開発や技術研究に対して積極的に助成金を交付することとした。この変更に合わせて、助成対象経費も量産体制の整備やプロモーションに係る経費、製品を必要な場所へ送り届けるまでにかかる経費に拡大するとともに、助成率及び助成上限額を助成対象経費の5分の4、また1件につき下限50万円から上限1,000万円に引き上げている。

### 2. 交付手続の概要

本補助金に関しては、当該補助金の目的や手続等を具体的に定めた要綱がないことから、東大阪市補助金等交付規則の規定に則って事務が進められる。具体的には、補助金の交付先である機構からの申請に基づき交付のための審査、決裁を経て交付決定が行われる。なお、令和2年度においては、事業計画の修正を受けて2度申請が行われているが、初回の申請、審査、決裁、交付決定は全て4月1日付け、また2回目については全て5月1日付けで行われていた。

次に、機構からの交付請求書に基づき支出決定が行われる。なお、令和2年度においては、この請求、支出決定は初回分が6月10日付け、2回目分が6月19日付けで行われていた。つまり、事業年度の前半での支出であることから、実質的には事業の実施前の概算払となる。

事業実施後、機構からの補助金に係る実績報告（事業報告及び収支決算書を含む。）を受け、補助金の確定手続を経て補助金が確定する。なお、令和2年度においては、いずれも令和3年3月31日付けで行われていた。新型コロナウイルス感染症等の影響もあり予定どおり事業が実施できなかったため決算額は当初予算に満たない結果となり、当初の交付決定額40,000,000円のうち、10,112,000円が令和3年4月28日に返還されている。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 補助金交付要綱の不存在について（結果）

監査対象年度である令和2年度以前及び監査の実施時点において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。

補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである（結果番号2）。

## 2. 手続の実質化について（意見）

既述のとおり、補助金の申請、審査、決裁、交付決定について、初回分は全て令和2年4月1日付け、2回目分は令和2年5月1日で行われていた。また、補助金の支出の請求及び支出決定について、初回分は令和2年6月10日付け、2回目分は令和2年6月19日付けで行われていた。所管課が行う決裁及び決定については回議書上特段その是非を検討した形跡はなく、既成事実として進められてきたものと窺える。さらに、補助金の確定においても実績報告を提出させるのみで、支出内容についてその妥当性を検証するための資料（例えば、領収書等）の提出も求めている。したがって、いずれの手続も形式的なものであるという疑いを拭えない。

要綱を適切に整備したうえで、これらの諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである（意見番号22）。

## 3. 概算払の実施について（意見）

地方公共団体の支出は、債務の金額が確定するか、あるいは債務の金額が確定する前であれば一定の経費に対するものであることが必要であるが（地方自治法施行令第160条の2各号）、通常の支出方法の特例として、補助金等特定の費目に関して概算払をすることができる旨が定められている（地方自治法施行令第162条第3項）。

すなわち、概算払は、最終的な金額が未確定の状態での支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、確定時払いに比べて市内部の管理も複雑となり、例えば概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に限定的に使用すべきものである。

概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである（意見番号23）。

## 4. 補助金の効果測定について（意見）

所管課では、当初実施した全庁的な事前調査において成果指標は特段定めていないという回答のとおり、所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない（意見番号24）。

補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。

#### 5. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかし、医工連携事業化促進補助金は、補助の終期が定まっておらず、事業費として申請のあった金額の全額が交付決定される等、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

(6) 補助金名 産業創造勤労者支援機構運営補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	産業創造勤労者支援機構運営補助金			
根拠法令	—			
要綱等	(現在作成中)、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質	運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他		
	特定財源の有無	あり ・ なし		
	事業期間	始期：不明、終期：決まっていない		
	補助事業の補助率・補助額	申請額全額		
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	136,834	137,269	137,953
	決算額	134,681	133,285	137,953
令和3年度予算	141,560千円			
交付先 (団体・個人等)	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構(外郭団体)			
交付の目的	東大阪市内の中小企業への支援を行い、産業の振興と創造を推進し、並びに東大阪市の中小企業勤労者及びその家族への福祉の向上を図ることにより、東大阪市の健全な発展に寄与することを目的としている。			
補助対象事業等の概要	①運営管理事業、②融資斡旋事業、③クリエイターズプラザ事業			
補助対象経費	給与、報酬、共済費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料及び賃借料、租税公課、交際費、燃料費、光熱水費、修繕料、備品購入費、図書新聞費、保険料、負担金			
交付時期	交付決定後請求に基づく概算払(年1回・4月)			
精算方法	事業実施後の精算報告書等に基づき精算			
実績確認方法	実績報告の提出を受けるのみであり、特段チェックは行っていない。			
補助対象事業の効果測定方法	特に、効果測定の方法は定めていない。			
備考	外郭団体への補助			

(概要)

1. 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構について

本補助金の交付先である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下、本補助金の説明において「機構」という。）は、その前身となる団体が昭和 59 年 12 月に設立され、その後他の団体との合併、平成 25 年の公益財団法人への認定・改組等を経て現在に至る。東大阪市荒本北のクリエイション・コア<sup>17</sup>東大阪北館 3 階に主たる事務所を置き、東大阪市内の中小企業への支援を行い、産業の振興と創造を推進し、並びに東大阪市の中小企業勤労者及びその家族への福祉の向上を図ることにより、東大阪市の健全な発展に寄与することを目的とし、次のような事業を行っている。

事業名	概要
クリエイターズプラザ（貸室）事業 （本補助金の対象事業）	クリエイション・コア東大阪南館 3F のクリエイターズプラザ等を有料で貸し出し
モノづくり支援助成金事業	本報告書 153 頁参照
モノづくりワンストップ推進事業	本報告書 156 頁参照
ビジネスセミナー事業	市内中小企業の経営者や実務担当者等を対象に、経営・営業・販売・IT・法務・財務等に関するビジネスセミナーを無料で開催
医工連携プロジェクト創出事業	本報告書 129 頁参照
ゆとりーと共済	本報告書 171 頁参照
労働福祉増進事業	ユトリート東大阪（東大阪市立勤労市民センター）で行う勤労者福祉の増進と教養・文化の向上を図るため、勤労者や市民の労働福祉の増進に係る事業、具体的には、労働相談、文化講座等を無料で開催
融資あっせん信用保証事業及び貸付金事業 （本補助金の対象事業）	東大阪市の中小企業者等が融資を受ける場合にそのあっせんを行い必要に応じて信用保証を行う
東大阪市立産業技術支援センター（指定管理）	東大阪市立産業技術支援センターの指定管理を行う
東大阪市立勤労市民センター （指定管理）	東大阪市立勤労市民センターの指定管理を行う

（資料）機構 ウェブサイトより監査人が要約して作成

<sup>17</sup> ものづくり総合支援拠点として、国（独立行政法人中小企業基盤整備機構）が設置主体となっている。当該拠点に入居する条件として、①クリエイション・コアの運営に協力すること、②クリエイション・コア内のイベントホールを借上げし、貸室業務を行うことの 2 点がある。

## 2. 補助金の概要について

本補助金は、東大阪市内の中小企業への支援を行い、産業の振興と創造を推進し、並びに東大阪市の中小企業勤労者及びその家族への福祉の向上を図ることにより、東大阪市の健全な発展に寄与することを目的として、機構の運営管理、上記の事業のうち、クリエイターズプラザ（貸室）事業及び融資あっせん信用保証事業及び貸付金事業に対して補助を行うものである。

補助対象とする経費は、既述のとおり、これらの事業に係る給与、報酬、共済費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、支払手数料、委託料、使用料及び賃借料、租税公課、交際費、燃料費、光熱水費、修繕料、備品購入費、図書新聞費、保険料、負担金である。

なお、機構に対しては、所管課から、あるいは別の課から複数の補助金が交付されており、令和2年度における補助金の交付状況は次のとおりであった。令和2年度の経常収益（実績363,845千円のうち、220,365千円（60.5%）が東大阪市からの補助金である。その他には上記の2つの指定管理料85,700千円が主な収益である。

（参考）補助団体に対する令和2年度補助金交付実績について

（金額：円）

補助金名称	所管課	当初交付額	実績報告額
産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	137,953,000	137,953,000
ビジネスセミナー開催事業費補助金	モノづくり支援室	1,300,000	1,293,450
モノづくり支援補助金（153頁参照）	モノづくり支援室	18,381,000	15,227,469
モノづくりワンストップ推進事業補助金（156頁参照）	モノづくり支援室	24,991,000	20,696,291
医工連携研究会事業補助金	モノづくり支援室	1,150,000	956,272
医工連携事業化促進補助金（129頁参照）	モノづくり支援室	40,000,000	29,888,000
勤労者総合福祉推進事業運営補助金（170頁参照）	労働雇用政策室	14,351,000	14,351,000
合計		238,126,000	220,365,482

（資料）東大阪市財務会計システムより監査人が集計

※ 実績報告額について機構ウェブサイトに掲載されている財務諸表の金額と一部異なる金額がある。具体的には、産業創造勤労者支援機構運営補助金について財務諸表の金額は134,854,000円と表示されており、市への実績報告額と3,099,000円の差異がある。

### 3. 交付手続の概要

本補助金に関しては、当該補助金の目的や手続等を具体的に定めた要綱がないことから、東大阪市補助金等交付規則の規定に則って事務が進められる。具体的には、補助金の交付先である機構からの申請に基づき交付のための審査、決裁を経て交付決定が行われる。なお、令和2年度においては、この申請、審査、決裁、交付決定は全て4月1日付けで行われていた。

次に、機構からの交付請求書に基づき支出決定が行われる。なお、令和2年度においては、この請求、支出決定はいずれも4月20日付けで行われていた。つまり、事業年度の前半での支出であることから、実質的には事業の実施前の概算払となる。

事業実施後、機構からの補助金に係る実績報告（事業報告及び収支決算書を含む。）を受け、補助金の確定手続を経て補助金が確定する。なお、令和2年度においては、いずれも令和3年3月31日付けで行われていた。新型コロナウイルス感染症等の影響もあり全体的には予定どおり事業が実施できなかったものの、決算額は当初の交付決定額 137,953,000 円を超える 141,211,025 円となり特段補助金の精算及び返還はなかった。

### 4. その他

監査の過程で、事業別の収支決算書（正味財産増減計算書）を閲覧したところ、クリエイターズプラザ（貸室）事業の損益が赤字であることを認識した。年間の独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する支払家賃が60,000千円程度（令和2年度の実績は60,364千円）、委託費が17,000千円程度（令和2年度の実績は17,835千円）に対して、施設使用料収益が2,000千円程度（令和2年度の実績は2,125千円）しかないことから、本補助金の按分額77,273千円を計上しても令和2年度は3,928千円の経常赤字であった。本補助金がなければ、赤字額は大幅に増加する。この点について所管課に質問したところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で例年よりも多少稼働率が下がったものの、過去から貸室事業は赤字を計上し続けているとのことであった。既述のとおり、機構がクリエイション・コアに入居するうえで、クリエイション・コア内のイベントホール（北館・南館）を借上げし、貸室業務を行うことが条件とされているが、入居当初に独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した協定書は借上料も含めてまったく見直しされず、赤字垂れ流しの状態が平成16年当初から継続している状況となっている。

（監査の結果及び意見）

#### 1. 補助金交付要綱の不存在について（結果）

監査対象年度である令和2年度以前及び監査の実施時点において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。

補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となることから、補助金交付要綱を策定すべきである（結果番号3）。



## 2. 補助対象経費の範囲が不適切（意見）

上記のとおり、要綱は設けられていないものの、これまで実質的に補助対象経費の範囲に「交際費」を含めて補助金の交付を行ってきた。交際費を補助対象とすることは明らかに不適切であることから、補助対象経費から除外すべきである（意見番号 25）。

## 3. 補助金の確定のための交付決定手続の実質化について（意見）

既述のとおり、補助金の申請、審査、決裁、交付決定は全て令和2年4月1日付けで行われていた。また、補助金の支出の請求及び支出決定はいずれも令和2年4月20日付けで行われていた。所管課が行う決裁及び決定については回議書上特段その是非を検討した形跡はなく、既成事実として進められてきたものと窺える。さらに、補助金の確定においても実績報告を提出させるのみで、機構の職員に対する人件費も含む、支出内容についてその妥当性を検証するための資料（例えば、職員名簿、給与台帳、領収書等）の提出も求めている。また、これまで一度も実地調査を行っていない。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認していない。したがって、いずれの手続も形式的なものであるという疑いを拭えない。

要綱を整備のうえ、これらの諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあること、機構には所管課から、あるいは別の課からも別の補助金が交付されていることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の按分計算が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである（意見番号 26）。

なお、現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書（正味財産増減計算書）のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある（意見番号 27）。

## 4. 概算払の実施について（意見）

地方公共団体の支出は、債務の金額が確定するか、あるいは債務の金額が確定する前であれば一定の経費に対するものであることが必要であるが（地方自治法施行令第160条の2各号）、通常の支出方法の特例として、補助金等特定の費目に関して概算払をすることができる旨が定められている（地方自治法施行令第162条第3項）。

すなわち、概算払は、最終的な金額が未確定の状態での支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、確定時払いに比べて市内部の管理も複雑となり、例えば概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に限定的に使用すべきものである。

概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである（意見番号 28）。

## 5. 補助金額の妥当性及び補助の必要性の検討について（意見）

「団体に対する補助制度運用基準」では、補助制度は、補助目的と対象を明確化するため、事業補助とすることとされている。しかしながら、当該補助金については運営補助となっており、事業の実施状況に関わらず、役員及び職員の人件費に対して補助金が交付されることとされている。これは機構の設置趣旨や独自事業だけの財政的自立が難しい経営実態を勘案し、当該団体の設立時より実施しているものである。

しかしながら、機構の決算書によれば令和2年度においては自己収入が発生しており、貸借対照表においても令和3年3月31日時点で175,456千円の現金預金及び194,000千円の基本財産を保有し、正味財産についても一般正味財産148,928千円を計上している状況に鑑みると、現在の補助金算定方法に基づく交付（令和2年度交付額137,953千円）は、団体運営に財務上必要な以上の補助金交付となっている可能性がある。

したがって、団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である（意見番号29）。

## 6. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかし、勤労者総合福祉推進事業運営補助金は、補助の終期が定まっておらず、申請のあった金額の全額が交付決定されている。また、所管課も認識のとおり、実態として補助の一部が団体の運営費に対する補助となっており、運用基準が補助は事業補助を原則とすることとも反している。このように現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## 7. その他（多額な赤字事業の放置）（意見）

本補助金の財務事務とは直接的には関係がないものの、監査の過程で、認識した事項について以下の改善を求める。

（概要）4. その他に記載のとおり、貸室（転貸）事業については十数年間にもわたって多額な赤字を計上しているにもかかわらず、これらの状況の改善のために独立行政法人中小企業基盤整備機構と借上料の減額等について協議する等の対応を継続的に行わず現状を放置しており、極めて不適切である。即刻の改善を求める（意見番号30）。

(7) 補助金名 住工共生まちづくり補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	住工共生まちづくり補助金			
根拠法令	東大阪市住工共生のまちづくり条例（平成25年東大阪市条例第5号）			
要綱等	東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金交付要綱 東大阪市工場移転支援補助金交付要綱 東大阪市住工共生まちづくり活動支援補助金交付要綱			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		事業費補助	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：不明、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		2分の1（ただし「特別用途地区への移転」は3分の2）	
補助金の推移 （金額単位：千円）	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	134,100	141,100	99,100
	決算額	103,629	109,250	78,765
令和3年度予算	135,902千円			
交付先 （団体・個人等）	（モノづくり立地促進補助金）有限会社ダイワテック他25件 （工場移転支援補助金）株式会社マゼックス他1件 （住工共生まちづくり協議会補助金）高井田まちづくり協議会			
交付の目的	市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全、創出し、住工共生のまちの実現に資することを目的としている。			
補助対象事業等の概要	（モノづくり立地促進補助金） 工業専用地域又はモノづくり推進地域における次の各号のいずれかに該当する事業 （1）工場において、製造業の用に供する延床面積を1,000㎡以上活用して新たに製造業を営む事業 （2）当該工場を建設、建替え又は増築する者 （3）当該工場を新たに取得する者 （4）当該事業に係る土地を所有する者 （5）新たに土地を取得する者 （工場移転支援補助金） 工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域において製造業を営むモノづくり企業がその工場を工業専用地域及びモノづくり推進地域へ移転する事業 （住工共生まちづくり協議会補助金） 補助対象者が実施する、住工共生まちづくり推進のためのイベント等、非営利の事業			
補助対象経費	（モノづくり立地促進補助金）			

	固定資産税、都市計画税相当額を補助金として交付するもの (工場移転支援補助金) 機械設備等の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整及びそれに伴う附属設備等の費用のうち機械設備等の移転に係る費用であって市長が必要と認めるもの (住工共生まちづくり協議会補助金) 報償費、旅費、消耗品費等、印刷製本費、広告宣伝費、光熱費、燃料費、通信運搬費、保険料、使用料・賃借料、委託料、食糧費、その他
交付時期	事業完了後
精算方法	事業完了後交付のため、精算は行っていない
実績確認方法	交付申請において、対象経費の支払いの根拠資料で確認
補助対象事業の 効果測定方法	立地件数、移転件数、苦情解決取組件数、イベントの実施数等により測定している

(概要)

1. 補助金の概要

東大阪市は、モノづくり基盤産業を中心に多種多様な製造業が集積するモノづくりのまちであり、モノづくり企業が、緊密な連携による分業体制により、柔軟な生産ネットワークを構築している。それぞれのモノづくり企業が専門分野に特化することで、その製造技術を深化させ、様々な需要に柔軟に対応できることが市のモノづくり企業の集積の大きな特徴となっている。一方で、交通の利便性が高いこと等を背景に、市の工業地域についても住宅用地としての需要があり、モノづくり企業と近隣住民の間での相隣関係における問題が発生することがある。

そこで市では、独自に東大阪市住工共生のまちづくり条例を制定し、市内におけるモノづくり産業の振興と住環境の向上の両立を図っている。

(目的)

第1条 この条例は、住工共生のまちづくりについての基本理念を定め、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市の責務を明らかにするとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項等を定め、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちの実現に寄与することを目的とする

(出典) 東大阪市住工共生のまちづくり条例

そのうえで、市では当該条例を根拠とする補助金として、5つの事業別に補助金交付事業を実施しており、その目的及び対象事業は、それぞれの補助金の交付要綱において、以下のとおり定められている。

補助金名	目的	対象事業	令和2年度 交付件数
東大阪市住 工共生モノ づくり立地 促進補助金	本市の工業専用地域又はモノづくり推進地域において、新たに製造業を営む事業等に対して補助金を交付することにより、当該地域における製造業の立地を促進し、本市経済のさらなる活性化及び高度化を図る	工業専用地域又はモノづくり推進地域における (1)新たな製造業の実施 (2)工場の新築及び増築 (3)(1)のための工場取得 (4)(2)のための土地所有 (5)(1)のための土地取得	26件
東大阪市工 場移転支援 補助金	本市の工業専用地域又はモノづくり推進地域を除く地域において製造業を営むモノづくり企業がその工場を、本市内の工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転することに対して補助金を交付することにより、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全、創出し、住工共生のまちの実現に資する	工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域において製造業を営むモノづくり企業がその工場を工業専用地域及びモノづくり推進地域へ移転する事業	2件
東大阪市住 工共生まち づくり活動 支援補助金	住工共生まちづくり協議会※（以下「協議会」という。）が行う取組み及び重点地区に対する必要な支援として、協議会が実施する事業に対して補助金を交付することにより、住工共生のまちづくりの推進を図る ※住工共生のまちづくりを推進することを目的とする団体であって、東大阪市住工共生のまちづくり条例に定める一定の要件を満たすとして市の認定を受けたもの	協議会が左記の目的のために実施する以下の全てに該当する事業 (1)住工共生のまちづくりの推進を図ることを目的としたイベント等 (2)自主的な非営利事業 (3)市長が補助対象事業として適当であると認める	1件

（資料）交付要綱より抜粋して監査人が作成

## 2. 補助金の交付の概要

補助対象者が対象事業について事前に補助対象となることについての申請を行ったうえで、当該事業の実施後の完了報告を受けて、補助金の交付を行っている。

それぞれの補助金の具体的な申請及び実績報告の方法については、それぞれの補助金の交付

要綱において、以下のとおり定められている。

補助金名	申請	実績報告	交付時期
東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金	東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金補助対象事業指定申請書を市長に提出して、補助対象事業の指定を受ける。 事業実施し、完了報告書を提出した後、各年度の市長が別に定める日までに、東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金交付申請書を市長に提出する。	補助対象事業の指定を受けた日から、要綱の定める期間までに、当該補助対象事業を完了し、完了後1月以内に東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金補助対象事業完了報告書を市長に提出する。	事業完了後
東大阪市工場移転支援補助金	移転をしようとする日の原則45日前までに、東大阪市工場移転支援補助対象事業認定申請書を市長に提出し、認定を受ける。 事業実施し、完了報告書を提出した後、東大阪市工場移転支援補助金交付申請書を市長に提出する。	補助対象事業を完了し、操業を開始後速やかに東大阪市工場移転支援補助対象事業完了報告書を市長に提出する。	事業完了後
東大阪市住工共生まちづくり活動支援補助金	市長が指定する日までに、東大阪市住工共生まちづくり活動支援補助金交付申請書を市長に提出する。	補助対象事業完了後速やかに、東大阪市住工共生まちづくり活動支援補助対象事業実績報告書を市長に提出する。	事業完了後

(資料) 交付要綱より監査人が抜粋して作成

また、補助対象経費に対する補助率については、各要綱で2分の1とされているが、東大阪市工場移転支援補助金の実際の交付にあたり、「特別用途地区」への移転については、要綱の附則として定めたうえで、補助対象経費の3分の2が交付されている。

これは、特別用途地区等を活用した住工共生のまちづくりの推進を定めた、東大阪市住工共生のまちづくり条例の趣旨に従い、「特別用途地区」において特にモノづくり企業を促進すべく、「特別用途地区」への移転について重点的に支援することとしているものである。

(特別用途地区等を活用した住工共生のまちづくりの推進)

第11条 市長は、モノづくり推進地域のうち、特にモノづくり企業の集積を維持し、促進することが必要であると認める地域について、都市計画法に基づく特別用途地区及び地区計画の制度を積極的に活用するものとする。

2 市長は、前項の制度を活用するに当たり、その円滑な推進が図られるよう補助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(出典) 東大阪市住工共生のまちづくり条例

(監査の結果及び意見)

事業所の移転の確認について (意見)

工場移転支援補助金は、「工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域において製造業を営むモノづくり企業とその工場を工業専用地域及びモノづくり推進地域へ移転」に対して交付される補助金であるため、工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域における住環境の向上という趣旨に鑑みると、工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域における工場の閉鎖が必要である。

この点について、交付要綱では事業実施後に事業者が完了報告書を提出する際には、移転前の工場の閉鎖を確認できる資料の提出を求めておらず、市として、移転前の工場の閉鎖を確認出来ていない。そのため、工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域における工場が閉鎖されないままに、工業専用地域及びモノづくり推進地域の新工場への設備機器のみが移転された場合に、誤って補助金が交付されてしまう可能性がある。

交付要綱を見直し、完了報告書を提出する際に、移転前の工場の閉鎖を確認できる資料の提出を求めたうえで、移転前の工場の閉鎖を確認すべきである (意見番号 31)。

(8) 補助金名 商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金			
根拠法令	商工会議所法			
要綱等	熟練技能者育成支援事業補助金交付要綱 中小企業省力化推進事業補助金交付要綱 インターンシップ支援事業補助金交付要綱 中小企業研究交流センター事業補助金交付要綱 ラグビーグッズ販売促進事業補助金交付要綱 工業振興月間事業補助金交付要綱 東大阪市中心小企業人材育成センター事業補助金交付要綱 テクノメッセ東大阪開催事業補助金交付要綱			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：不明、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		最大2分の1	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	18,230	20,110	14,996
	決算額	18,230	19,967	14,730
令和3年度予算	10,852千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪商工会議所			
交付の目的	東大阪商工会議所が実施する商工業の初期発展段階に適応した事業や経営のサポートを行う事業、取引の拡大につなげる事業等、本事業を実施することで本市の産業振興に資すると考えられる事業に対して補助金を交付することにより、産業振興に資することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	熟練技能者育成支援事業 中小企業省力化生産性向上推進事業 インターンシップ支援事業 中小企業研究交流センター事業 ラグビーグッズ販売促進事業 工業振興月間事業 東大阪市中心小企業人材育成センター事業 テクノメッセ開催に係る事業			
補助対象経費	以下の補助対象外の経費以外の経費 ①食料費(ペットボトル等の購入は除く)、手土産代、人件費、備品購入費(た			



	だし、事前に協議のうえ、認められたものについては、この限りでない ②自らの施設・備品の使用料 ③予備費、諸費、雑費、事務費等支出項目として不明確なもの ④振込手数料 ⑤その他補助金の対象とすることが不適切と考えられるもの
交付時期	事業実施前の概算払
精算方法	実績報告に基づく補助金額確定後に精算
実績確認方法	収支決算書及び領収書等支出を証する書面により確認
補助対象事業の 効果測定方法	成果指標（参加者の満足度、アクセス数、出展者の満足度等）を設定したうえで、事業完了後に達成状況を確認

(概要)

1. 商工会議所とは

商工会議所とは、昭和28年8月に制定された「商工会議所法」に基づき、全国に515か所設置、運営されている特殊法人であり、「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的」としている。

市においても、東大阪商工会議所が昭和12年に設立され、地域商工業の振興・発展の為、約6,000会員の力を結集して、地域経済の活性化と新しい時代に対応する経営に役立つサービスを提供している。

なお、商工会議所法において、商工会議所が実施する事業は以下のとおり定められている。

(事業の種類)

第九条 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- 一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 三 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- 五 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- 六 輸出品の原産地証明を行うこと。
- 七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- 九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。
- 十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。
- 十一 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。
- 十二 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
- 十三 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 十四 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- 十五 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。

- 十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- 十八 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(出典) 商工会議所法

## 2. 商工会議所への補助金

市では、商工会議所の設置目的に鑑み、商工会議所のみを対象として、8つの事業に対する補助金を交付している。当該補助金について、令和2年度までは全事業分を一括で交付していたが、令和3年度より8つの事業別に交付している。その目的及び対象事業は、令和3年4月に策定したそれぞれの補助金の交付要綱において、以下のとおり定められている。

補助金名	目的	対象事業
熟練技能者育成支援事業補助金	基盤技術や熟練技能の円滑なる承継により地域製造業の持続的発展を図る	熟練技能者育成支援事業
中小企業省力化推進事業補助金	人材確保が困難を極める現状を鑑み、現場改善やIoT技術・産業用ロボットの導入等により生産性の維持、向上を図る	中小企業省力化推進事業
インターンシップ支援事業補助金交付要綱	インターン生がものづくり企業で職場体験を積むことで、将来の産業界を支える人材育成に寄与するとともに、大学等と地域企業の連携を深める	インターンシップ支援事業
中小企業研究交流センター事業補助金	東大阪市域における中小企業についての専門的な調査研究と企業間の交流、情報等を提供する	中小企業研究交流センター事業
ラグビーグッズ販売促進事業補助金	中小企業が高度に集積した「モノづくりのまち・東大阪」の商工業のノウハウやアイデアを結集して、ラグビーグッズ開発を目指すとともに、ラグビーグッズの販売・PRを促進する	ラグビーグッズ販売促進事業
工業振興月間事業補助金	市域工業活性化の指針を示すテーマを設定し、各種事業を集中的に実施することで、市域工業の発展と企業の経営体質強化を図る	工業振興月間事業
東大阪市中心小企業人材育成センター事業補助金	経営資源に乏しい中小企業の負担を軽減しつつ人材を育成する事業を展開し、市域産業の発展に寄与する	東大阪市中心小企業人材育成センター事業
テクノメッセ東大阪開催事業補助金	東大阪市域製造業の多種多様な製品・技術を一堂に展示する事で、地域産業の活力を広くアピールするとともに出展企業の販路開拓を支援する	テクノメッセ東大阪開催事業

(資料) 交付要綱より監査人が抜粋して作成

### 3. 補助金の算定方法及び交付の概要

商工会議所に対する補助金の算定方法は、令和3年4月に策定されたそれぞれの事業別の交付要綱にて定められているが、その算定方法は8つの補助金で共通しており、交付額は以下のとおり、補助金と会議所負担額のみで実施する事業と、補助金と会議所負担額に加えて、それ以外の収入も財源として実施する事業に区分したうえで、補助対象経費の2分の1を上限として算定することとされている。

(1) 補助金と会議所自己負担額で実施される事業の場合以下のア及びイを比較して少ない方の額を選定する。

ア 全事業費から会議所自己負担額を先に当て、残った金額

イ 補助対象経費の2分の1の金額

(2) 補助金と会議所自己負担額及びそれ以外の収入で実施される事業の場合以下のウ及びエを比較して少ない方の額を選定する。

ウ 全事業費から事業収入、会議所自己負担額を先に当て、残った金額

エ 補助対象経費の2分の1の金額

(資料) 交付要綱より監査人が抜粋して作成

補助金の申請は、8つの補助金ともに商工会議所からの交付申請に基づき、事業実施前に交付され、事業実施後の実績報告を受けて精算することとなっている。

また、実績報告の方法についても8つの補助金で共通しており、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、様式が定められた補助金実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならないこととされている。実績報告にあたっては、領収書等の補助金交付対象経費に関する証憑類の提出を求めており、市では実績報告書と当該証憑類の整合性を確認している。

(監査の結果及び意見)

### 1. 補助金交付要綱の不存在について (結果)

監査対象年度である令和2年度以前において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。

補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである (結果番号4)。

### 2. 補助金の算定の考え方の明確化について (意見)

令和3年4月に定められたテクノメッセ東大阪開催事業補助金交付要綱3条では、補助金額の算定方法として、補助金と会議所自己負担額及びそれ以外の収入で事業を実施する場合、①全事業費から事業収入、会議所自己負担額を先にあて、残った金額と②補助対象経費の2分の1の金額を比較して少ないほうの額とされている。

しかしながら、「会議所自己負担額」の定義が不明確であるため、実態としては補助対象経費の2分の1を補助金として交付したうえで、不足額が自己負担となっている。その結果、補助金額の算定結果に恣意性が入る余地がある不適切な状況である。

客観的に検証可能は補助金額の算定とするため、「会議所自己負担額」の定義を要綱上も明確に定義すべきである (意見番号32)。

### 3. 補助金の効果測定について (意見)

既述のとおり所管課では、当初実施した全庁的な事前調査において成果指標(参加者の満足度、アクセス数、出展者の満足度等)を設定したうえで、事業完了後に達成状況を確認している旨を回答であったものの、実際は成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケートを入手しておらず、補助金の効果測定を実施していなかった (意見番号33)。具体的には、熟練技能者育成支援事業では「アンケートによる満足度75%以上」、ラグビーグッズ販売促進事業では「アンケートによる満足度70%以上」という成果指標を定めてはいるもののこのとおりの成果があったかどうかを確かめるための具体的な報告資料を入手しておらず、補助金の効果測定ができていない。

補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケート(あるいはその要約集計資料)を入手し、補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。

(9) 補助金名 中小企業設備投資支援補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	中小企業設備投資支援補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市中企業設備投資支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：令和3年度	
	補助事業の補助率・補助額		2分の1（最大300万円）	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	420,000
	決算額	—	—	416,504
令和3年度予算	470,300千円			
交付先 (団体・個人等)	生産性向上特別措置法（平成30年法律第80号）に基づき、東大阪市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち製造業者又はファブレス企業、株式会社木村製作所、他175件			
交付の目的	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、企業活動に多大な影響が出ている中においても、前向きな投資を行う中小企業者に対して補助金を交付し、市内経済の活性化に寄与することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等を導入する事業			
補助対象経費	先端設備等導入計画によって実施する設備投資の合計額に補助率2分の1を乗じた金額若しくは300万円のうち低い金額（千円未満切捨て）とする			
交付時期	設備導入後			
精算方法	設備導入後に交付するため、精算なし			
実績確認方法	実績報告書及び支払いの根拠資料により確認			
補助対象事業の効果測定方法	対象設備が稼動して、生産性向上が図られているかについて、補助を行った年度以降3年間にわたり事後調査を行っている。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

当該補助金は、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、市内の将来数年間の生産拡大計画を有する製造業者等が、年計算3%以上の生産性向上が図られる設備投資を実施することに対して補助することで、将来にわたり当該事業者による生産が継続し、波及的に市内の他事業所へも支援効果が発生し、市内経済の活性化に寄与することを目的とするものである。

補助対象者及び補助金の額については、交付要領で以下のとおり定められている。なお、下の定めに関わらず、「東大阪市内において、令和2年度中に国が行う設備投資を伴う補助事業（ものづくり補助金等）の採択を受けた者」は、補助金対象事業としないものとされている。

#### (対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 設備等を設置する拠点（本社、事業所、研究開発拠点、工場等）が東大阪市内にあること。

(2) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第80号）に基づき、東大阪市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち製造業者又はファブレス企業であること

(3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに導入した設備等であること。

(4) 本補助金申請日の時点において市税の滞納がないこと

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第2号にある先端設備等導入計画によって実施する設備投資の合計額に補助率2分の1を乗じた金額もしくは300万円のうち低い金額（千円未満切捨て）とする。

(出典) 東大阪市中企業設備投資支援事業補助金交付要綱

### 2. 補助金の財源

当該補助金の財源は全額が、市の一般財源によるものとなっているが、国からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るための臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の交付対象事業となっている。

### 3. 補助金交付の概要

当該補助金は、令和2年度において、市内の176の事業者に対して交付されており、交付金額は総額で416,504千円となっている。

当該補助金については、交付申請を行ったうえで、計画に基づく先端設備等の導入後の実績報告に基づき交付することとされている。ただし、当該補助事業は新型コロナウイルス感染症の流行状況を受けて令和2年度7月に開始したものであり、それ以前に同様の先端設備等の導入事業を実施していた製造業者等に対する公平性の観点から、補助事業の実施前に実施した製造業者等にも同様に補助するために、事後申請に基づく交付も認めることとしている。

なお、実績報告にあたっては、領収書等の証憑類の添付が必要とされており、市では当該証憑類と、事前の計画との整合性を確認したうえで補助金を交付している。

#### (補助金交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、東大阪市中企業設備投資支援事業交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画認定申請書の写し
- (2) 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画認定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### (実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業(設備導入)が完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに東大阪市中企業設備投資支援実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 東大阪市中企業設備投資支援実績報告書(様式第5号)
- (2) 見積書、納品書、請求書、領収書の写し
- (3) 写真(設置した設備等が分かるもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(出典) 東大阪市中企業設備投資支援事業補助金交付要綱

#### (監査の結果及び意見)

補助事業の対象であることの表示について

市の「団体に対する補助制度運用基準」では、補助事業により購入された備品等について、「補助事業であることの表示を義務付ける」こととされている。

しかしながら、当該補助金については、交付要綱において、当該補助金により導入された設備に対して「補助事業であることの表示を義務付ける」旨が定められていないため、実際に補助金により導入された設備には、そのような表示がされておらず、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号5参照)。



## (10) 補助金名 モノづくり支援補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	モノづくり支援補助金			
根拠法令	—			
要綱等	(現在作成中)、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 26 年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		事業費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	21,243	23,465	18,381
	決算額	20,340	18,722	15,227
令和 3 年度予算	14,876 千円			
交付先 (団体・個人等)	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構 (外郭団体)			
交付の目的	市内製造業者等の振興			
補助対象事業 等の概要	①高付加価値化促進事業、②展示会出展支援事業、③創業促進インキュベーション支援事業、④クリエイション・コア常設展示場出展支援事業、⑤産業財産権活用支援事業			
補助対象経費	報酬、助成金、賃借料			
交付時期	例年 6 月			
精算方法	事業実施後実績報告を受けて補助金の交付金額を確定する、その差額を返還させ精算する			
実績確認方法	実績報告 (収支決算書) を提出させ、事業の実施状況を確認する			
補助対象事業の 効果測定方法	開発件数、商談件数等により測定している			
備考	外郭団体への補助			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は、外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下、本補助金の説明において「機構」という。）が、東大阪市内の、主に製造業者等の振興を目的とする事業に対して補助を行うものである。具体的には、①高付加価値化促進事業、②展示会出展支援事業、③創業促進インキュベーション支援事業、④クリエイション・コア常設展示場出展支援事業、⑤産業財産権活用支援事業に対する補助である。これら本補助金の交付対象となる事業は、機構が東大阪市内の中小企業者等に対して行う助成や補助等に係る事業である。

### 2. 交付手続の概要

本補助金に関しては、当該補助金の目的や手続等を具体的に定めた要綱がないことから、東大阪市補助金等交付規則の規定に則って事務が進められる。具体的には、補助金の交付先である機構からの申請に基づき交付のための審査、決裁を経て交付決定が行われる。なお、令和2年度においては、この申請、審査、決裁、交付決定は全て4月1日付けで行われていた。

次に、機構からの交付請求書に基づき支出決定が行われる。なお、令和2年度においては、この請求、支出決定はいずれも6月1日付けで行われていた。つまり、事業年度の前半での支出であることから、実質的には事業の実施前の概算払となる。

事業実施後、機構からの補助金に係る実績報告（事業報告及び収支決算書を含む。）を受け、補助金の確定手続を経て補助金が確定する。なお、令和2年度においては、いずれも令和3年3月31日付けで行われていた。新型コロナウイルス感染症等の影響もあり予定どおり事業が実施できなかったため決算額は当初予算に満たない結果となり、当初の交付決定額18,381,000円のうち、3,153,531円が令和3年4月26日に返還されている。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 補助金交付要綱の不存在について（結果）

監査対象年度である令和2年度以前及び監査の実施時点において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。

補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである（結果番号5）。

### 2. 手続の実質化について（意見）

既述のとおり、補助金の申請、審査、決裁、交付決定は全て令和2年4月1日付けで行われていた。また、補助金の支出の請求及び支出決定はいずれも令和2年6月1日付けで行われていた。所管課が行う決裁及び決定については回議書上特段その是非を検討した形跡はなく、既成事実として進められてきたものと窺える。さらに、補助金の確定においても実績報告を提出させるのみで、機構の職員に対する人件費も含む、支出内容についてその妥当性を検証するための資料（例えば、職員名簿、給与台帳、領収書等）の提出も求めている。したがって、いずれの手続

も形式的なものであるという疑いを拭えない。

要綱を適切に整備したうえで、これらの諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである（意見番号 34）。

### 3. 概算払の実施について（意見）

地方公共団体の支出は、債務の金額が確定するか、あるいは債務の金額が確定する前であれば一定の経費に対するものであることが必要であるが（地方自治法施行令第 160 条の 2 各号）、通常の支出方法の特例として、補助金等特定の費目に関して概算払をすることができる旨が定められている（地方自治法施行令第 162 条第 3 項）。

すなわち、概算払は、最終的な金額が未確定の状態での支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、確定時払いに比べて市内部の管理も複雑となり、例えば概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に限定的に使用すべきものである。

概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである（意見番号 35）。

### 4. 補助金の効果測定について（意見）

既述のとおり所管課では、当初実施した全庁的な事前調査において成果指標（開発件数、商談件数等）を設定したうえで、事業完了後に達成状況を確認している旨を回答であったものの、実際は事業報告において開発件数等の報告を受けるのみで、所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、開発件数、商談件数等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができているとはいえない（意見番号 36）。

補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。

### 5. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を 3 年以内とすること、補助率を 1/2 とすること等を求めている。しかし、モノづくり支援補助事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、事業費として申請のあった金額の全額が交付決定される等、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号 1、3 参照）。

## (11) 補助金名 モノづくりワンストップ推進事業補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室			
補助金の名称	モノづくりワンストップ推進事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	(現在作成中)、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 22 年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		事業費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	23,670	23,661	24,991
	決算額	22,684	21,864	20,696
令和 3 年度予算	24,461 千円			
交付先 (団体・個人等)	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構 (外郭団体)			
交付の目的	ニーズの高い技術コーディネーターによる市内企業への発注案件対応と、販路開拓コーディネーターによる販路開拓支援を効率よく連携させ、技術・販路の両面からきめ細かい支援サービスを市内企業全体に提供し、発注案件や販路開拓を支援するもの			
補助対象事業等の概要	市内製造業への発注案件や販路開拓を支援する事業			
補助対象経費	コーディネーターへの日当、その他活動に係る経費			
交付時期	例年 5 月			
精算方法	事業実施後実績報告を受けて補助金の交付金額を確定する、その差額を返還させ精算する			
実績確認方法	実績報告 (収支決算書) を提出させ、事業の実施状況を確認する			
補助対象事業の効果測定方法	相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等により測定している			
備考	外郭団体への補助			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は、外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下、本補助金の説明において「機構」という。）が、東大阪市内の製造業が受注をし、そのための販路を開拓することを支援するための事業に対して補助を行うものである。具体的には、クリエイション・コア東大阪北館3階の機構事務局にワンストップ相談窓口を設置し、販路系（海外・国内等）・技術系・医工連携の各コーディネーターが、市内の製造業を中心とした中小企業者に対してワンストップの相談サービスを行うための事業（企業訪問等による企業ニーズの把握、施策紹介や制度等の情報提供、販路開拓や海外事業展開を支援、モノづくりのマッチングや技術相談、医工連携事業の支援、産学官連携事業の支援等）に対する補助である。

### 2. 交付手続の概要

本補助金に関しては、当該補助金の目的や手続等を具体的に定めた要綱がないことから、東大阪市補助金等交付規則の規定に則って事務が進められる。具体的には、補助金の交付先である機構からの申請に基づき交付のための審査、決裁を経て交付決定が行われる。なお、令和2年度においては、この申請、審査、決裁、交付決定は全て4月1日付けで行われていた。

次に、機構からの交付請求書に基づき支出決定が行われる。なお、令和2年度においては、この請求、支出決定はいずれも5月20日付けで行われていた。つまり、事業年度の前半での支出であることから、実質的には事業の実施前の概算払となる。

事業実施後、機構からの補助金に係る実績報告（事業報告及び収支決算書を含む。）を受け、補助金の確定手続を経て補助金が確定する。なお、令和2年度においては、いずれも令和3年3月31日付けで行われていた。新型コロナウイルス感染症等の影響もあり予定どおり事業が実施できなかったため決算額は当初予算に満たない結果となり、当初の交付決定額24,991,000円のうち、4,294,709円が令和3年5月10日に返還されている。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 補助金交付要綱の不存在について (結果)

監査対象年度である令和2年度以前及び監査の実施時点において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。

補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となることから、補助金交付要綱を策定すべきである (結果番号6)。

#### 2. 手続の実質化について (意見)

既述のとおり、補助金の申請、審査、決裁、交付決定は全て令和2年4月1日付けで行われていた。また、補助金の支出の請求及び支出決定はいずれも令和2年5月20日付けで行われていた。所管課が行う決裁及び決定については回議書上特段その是非を検討した形跡はなく、既成事実として進められてきたものと窺える。さらに、補助金の確定においても実績報告を提出させるのみで、機構の職員に対する人件費も含む、支出内容についてその妥当性を検証するための資料(例えば、職員名簿、給与台帳、領収書等)の提出も求めている。したがって、いずれの手続も形式的なものであるという疑いを拭えない。

要綱を適切に整備したうえで、これらの諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである (意見番号37)。

#### 3. 概算払の実施について (意見)

地方公共団体の支出は、債務の金額が確定するか、あるいは債務の金額が確定する前であれば一定の経費に対するものであることが必要であるが(地方自治法施行令第160条の2各号)、通常の支出方法の特例として、補助金等特定の費目に関して概算払をすることができる旨が定められている(地方自治法施行令第162条第3項)。

すなわち、概算払は、最終的な金額が未確定の状態での支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、確定時払いに比べて市内部の管理も複雑となり、例えば概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に限定的に使用すべきものである。

概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである (意見番号38)。

#### 4. 補助金の効果測定について (意見)

既述のとおり所管課では、当初実施した全庁的な事前調査において成果指標(相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等)を設定したうえで、事業完了後に達成状況を確認している旨を回答であったものの、実際は事業報告において相談件数等の報告を受けるのみで、所管課として補

助金の効果測定は毎月の定例会議の中で行っていた。相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいることから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができているとはいえない（意見番号 39）。

補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。

#### 5. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかし、モノづくりワンストップ推進事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、事業費として申請のあった金額の全額が交付決定される等、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (12) 補助金名 外食デリバリーサービス活用支援補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部商業課			
補助金の名称	外食デリバリーサービス活用支援補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市外食デリバリーサービス活用支援事業補助金交付要領			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度 、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		消費者還元サービスに係る経費部分 ：補助対象経費の2分の1 <sup>18</sup> システム利用及び配達代行サービスに係る経費部分 ：補助対象経費の3分の2 <sup>19</sup>	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	28,000
	決算額	—	—	25,723
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	株式会社出前館			
交付の目的	外食デリバリーサービス活用による市民の外出自粛の促進及び市内飲食事業者の外食デリバリーサービスへの参入支援を図る。			
補助対象事業等の概要	補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、上記の目的を達成するために補助対象事業者が実施する事業のうち次の各号に掲げる事業とする。 （1）飲食事業者が提供する飲食物を東大阪市内へ配達した場合の消費者還元サービスに関する事業 （2）市内飲食事業者が提供する飲食物を配達した場合のシステム利用及び配達代行サービスに関する事業			
補助対象経費	補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。 （1）第1項第1号に規定している事業において、消費者が飲食物の配達を利用した場合に得る消費者還元サービスに係る経費のうち、東大阪市長（以下「市長」という）が適当と認めるもの			

<sup>18</sup> 1,000円以上の1つの注文につき、500円分のポイント等を付与するスキームである。

<sup>19</sup> 1つの注文につき、市内飲食事業者にシステム手数料及び配達代行手数料を3分の1に減額しているため、3分の2を負担するというスキームである。



	<p>(2) 第1項第2号に規定している事業において、市内飲食事業者が補助対象事業者のシステムの利用及び配達代行サービスを利用した場合に係る経費のうち、市長が適当と認めるもの。</p> <p>なお、対象となる注文は、令和2年10月31日までに注文を行い、決済及び食事の配達の完了を受けたものとする、また、東大阪市内の飲食店店舗から東大阪市内の所在地に配達されるものに限る。</p>
交付時期	事業実施後の確定払
精算方法	事業実施後の確定払のため、該当なし。
実績確認方法	事業実績報告の審査及び必要に応じて現地調査等を行う、具体的には、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれにつけた条件に適合するかどうかの審査を行う。
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法を定めていない。
備考	<p>令和2年度限りの事業</p> <p>東大阪市外食デリバリーサービス活用支援事業費補助金交付要領第18条完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し返還額がある場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。</p>

## (概要)

### 1. 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け甚大な経済的被害を被った市内の飲食店を支援するとともに、外出の自粛を促進する目的で時限的に設けられた補助金である。大阪府が令和2年5月まで実施していた事業を一部引き継ぐかたちで令和2年6月から施行された。具体的には、(1)飲食物のデリバリーを利用した消費者へポイントを付与し、(2)当該飲食物を調理し提供する飲食店がデリバリーに関して負担する手数料の一部を補助する。

補助対象者は、デリバリー事業者である。例えば、令和2年度の対象事業者となった株式会社出前館のほか、Uber Eats、dデリバリー等が挙げられる。

補助対象事業は、(1)飲食事業者が提供する飲食物を東大阪市内へ配達した場合の消費者還元サービスに関する事業、(2)市内飲食事業者が提供する飲食物を配達した場合のシステム利用及び配達代行サービスに関する事業である。

本補助金については、補助事業者を令和2年5月1日から令和2年5月12日の間に公募したが、1社しか応募がなく株式会社出前館に決定している。なお、公募条件の一つとして、大阪府が実施した際の書類を参考にして、事業実施後には必要に応じて消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書（様式第7号）により消費税等の納付状況を報告させることとした。

## 2. 交付手続の概要

事業を実施した各月において、補助事業者は要綱 13 条の規定に基づき補助金の交付請求を行うが、この交付請求にあわせて請求の根拠となるデータ（市内飲食店ごとの売上金額、消費者還元サービス利用料、配達代行手数料等を計算したもの）を提出する必要があった。当該請求を受け、所管課ではデータの整合性や請求額との一致を確かめていた。

### （監査の結果及び意見）

本補助金は令和 2 年度限りの時限的な制度であったため、本報告を受けて措置することはできない。しかしながら、同様の制度が今後整備され運用されることもあると考えられることから、今後の参考として以下に改善すべき事項を記載する。

### 1. 公募期間について

公募期間は令和 2 年 5 月 1 日（金）から 5 月 12 日（火）であり、営業日ベースでは 5 営業日しかなかった。結果的に、応募事業者は 1 事業者のみであった。今後同様の公募の機会があった場合には、応札の機会の均等を図る観点で、公募方法や公募期間を改善することが必要である。

### 2. 事業者からの請求時期について

事業者からの請求期限が要領上曖昧であった。そのため各月の請求が次のとおりばらばらになっていた（全て令和 2 年度）。結果的に、要領第 13 条第 2 項では、毎月月末までに事業を実施したものについて、翌月に支払うものとする、とされているものの、このとおり運用されていなかった。本来は、要綱に請求期限を明確に規定すべきだった。

対象月	請求日	金額	支払日
サービス利用&配達代行サービス分			
6 月分	8 月 3 日	4,996,543 円	8 月 12 日
7 月分	10 月 14 日	4,844,124 円	10 月 20 日
8 月分	11 月 9 日	5,351,186 円	11 月 13 日
9 月分	11 月 19 日	4,013,610 円	11 月 26 日
10 月分	12 月 15 日	2,634,201 円	12 月 21 日
消費者還元サービス分	12 月 15 日	5,189,276 円	12 月 21 日

（資料）所管課提出資料より監査人作成

### 3. 事業完了報告について

事業完了の報告が令和 3 年 3 月 3 日に行われていた。しかしながら、事業期間は令和 2 年 10 月末までであったことから、要綱にしたがえば令和 2 年 11 月までに事業完了の報告が行われるべきであった。

## (13) 補助金名 共同施設設置事業補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部商業課			
補助金の名称	共同施設設置事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	中小企業振興補助金交付規則			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：不明、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		40%以内、上限 5,000,000 円以内	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	8,000	17,000	14,200
	決算額	8,000	16,636	12,127
令和 3 年度予算	18,180 千円			
交付先 (団体・個人等)	布施一条通り商店会 他 10 件			
交付の目的	中小企業の経営の合理化及び事業の協同化を促進するため、中小企業者等により構成される組合又は団体が行う事業に対し補助金を交付することにより、中小企業の振興及び育成を図る。			
補助対象事業等の概要	街路灯設置事業等、中小企業振興補助金交付規則別表（第 3 条第 2 項関係）に定める共同施設設置事業			
補助対象経費	共同施設設置のための経費			
交付時期	事業実施後の確定払い			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	共同施設設置後、商業課職員が立会って事業の完了を確認している。また、事業完了報告書の内容と領収書等の内容とを照合している。			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は、中小企業の経営の合理化及び事業の協同化を促進するため、中小企業者等により構成される組合又は団体<sup>20</sup>が行う事業に対し補助金を交付することにより、中小企業の振興及び育成を図ることを目的として、街路灯設置事業等、中小企業振興補助金交付規則別表（第3条第2項関係）に定める共同施設設置事業に対して補助を行うものである。具体的には、街路灯、アーケード、防犯カメラ等の施設の設置や補修、POS、モールカード等の情報機器等の設置が対象となる。補助率及び補助限度額は以下のとおり。

事業の内容	条件	補助率	限度額
(1)街路灯設置事業	公衆街路灯（広告灯を除く。次号及び第3号において同じ。）の設置を行うもの	40%以内	5,000,000円
(2)街路灯補修事業	公衆街路灯の照明器具支持部分又は支柱の取替え、補強又は塗装を行うもの		
(3)街路灯撤去事業	安全性を確保するために公衆街路灯の撤去を行うもの		
(中略)			
(6)アーチ設置事業	アーチ（道路をまたいで上部で接続されているもの。次号及び第8号において同じ。）の設置を行うもの	20%以内	5,000,000円
(7)アーチ補修事業	アーチ部分又は支柱の取替え、補強又は塗装を行うもの		
(省略)			

(出典) 中小企業振興補助金交付規則別表（第3条第2項関係） 共同施設（施設）設置事業関係

### 2. 交付手続の概要

補助金の交付を受けようとするものは、中小企業振興補助金交付申請書（様式第1）に所定の書類を添えて申請を行う。所管課では、これらの内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、中小企業振興補助金交付決定通知書（様式第2）によって通知する。なお、所管課では、補助事業の経済性を確保するために、補助金の申請時にはその金額の大小に関わらず、全て相見積りした結果の提出を求めている。

事業実施後、補助対象者からの補助金に係る事業完了報告書（様式6、事業の内容及び収支決

<sup>20</sup> 商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体で、その組合員が主として小売業者であるもの、その他市長が適当と認めるものとされている。

算の内容を記したもの)と領収書等の原本の提出を受け、補助金の確定手続を経て補助金が確定する。実績報告時の審査<sup>21</sup>においては、領収書等の原本を収支決算の内容と照合する等の手続とともに、対象となる施設等が確かに整備されていることを所管課の職員が現場調査を実施し確かめている。その後、補助金の請求が行われ、補助金が交付される。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 決裁の不備について (結果)

交付決定に係る回議書を閲覧したところ、当該回議書上の決裁日は令和2年11月19日と記載されていたが、補助金の交付先である事業者に対する交付決定通知書の日付がその前日の令和2年11月18日となっているものがあつた。所管課に確認したところ、実際は令和2年11月19日に回議書により決裁を得たが、決定通知書の日付け記載を誤って11月18日の日付を記載したということであり、外観上は未決裁の状態で交付決定通知書が発行された状態になっている(結果番号7)。

回議書における決裁日は交付決定通知の日付より前でなければならず、今後事務の遂行に注意する必要がある。

#### 2. 補助対象事業の明確化について (意見)

本補助金の名称は「共同施設設置事業補助金」であり、補助対象とする「共同施設設置事業」は、新規の設置だけではなく、補修や撤去等も含んでいる。

別表まで読めば、共同施設の補修や撤去等も対象となりうることを認識することができるが、本補助金の名称のみで判断して申請していない事業者も一定数存在するのではないかと思慮する。

そこで、補助の対象に共同施設の補修や撤去等も含まれることをより認知しやすくするよう、要綱において掲げる事業の名称や補助金の名称に工夫を持たせることが望まれる(意見番号40)。

#### 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかしながら、共同施設設置事業補助金は、補助の終期が定まっていない。

また、「団体に対する補助制度運用基準」では、補助金による購入備品について補助金事業により購入した旨の表示(表示例「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」)を義務づけている。しかしながら、令和2年度に当該補助金を活用して取得した施設等について所管課が現場調査を行った際に撮影した写真を閲覧したところ、補助金事業により購入した旨の表示が行われていなかった。この点について、所管課に確認したところ、この認識がなく、各事業者への指導

<sup>21</sup> 確認事項として、契約書、請求書、納品書、領収書、通帳等の原本や、道路占有・使用許可の有無等確かめるチェックリストを予め設けて、これらに基づき審査と現場調査を実施している。

は実施していなかったとのことであった。

このように現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3、5参照）。

## (14) 補助金名 商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部商業課			
補助金の名称	商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要領			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：令和3年度	
	補助事業の補助率・補助額		100%（上限100万円）	
補助金の推移 （金額単位：千円）	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	50,000
	決算額	—	—	29,105
令和3年度予算	50,000千円			
交付先 （団体・個人等）	市内商業団体（41団体）			
交付の目的	商店街で実施する新型コロナウイルス感染症拡散防止の取組や維持管理経費に対して補助金を交付することで、市域の感染症拡大を防ぐとともに商業活動の自粛に対する支援を行う			
補助対象事業等の概要	商店街等が実施する商店街新型コロナウイルス感染症対策事業			
補助対象経費	商店街等における新型コロナウイルス感染症拡散防止の取組や街路灯の点灯に係る経費として必要かつ適当であると認められる以下の経費。 ・ 消耗品費（商店街等で使用する消毒液、ビニールシート、ペーパータオル、マスク等） ・ 電気代（商店街街路灯に係る電気代） ・ 印刷製本費（消費者に注意を促すためのチラシ、ポスター、のぼり等） ・ 広告料（上記チラシ等の新聞折込、雑誌掲載等） ・ 委託料（業者による商店街内の消毒やアナウンステープ作成）			
交付時期	事業実施後の確定払い			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	事業実施後に提出される実績報告書及び証憑類に基づき確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	事業実績報告書において、申請者が記載する「事業の効果」を確認している。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

当該補助金は、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、市内の商店街が実施する感染症拡散防止の取組に対して交付されるものであり、令和2年度に新規に実施した補助事業であるが、令和3年度においても引き続き実施している。

補助対象者及び対象事業については、交付要領で以下のとおり定められている。

#### (対象者)

第2条 この要領の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げるもので、本市にその所在地を有するものとする。

(1) 事業協同組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体で、その組合員が主として小売業者であるもの

(2) 商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合。）および、それに準ずる形で組織され活動している商店会組織

(3) 前2号に準ずる団体で市長が適当と認めるもの（任意団体）

#### (対象事業等)

第3条 本市は、前条に掲げる対象者（以下「商店街等」という。）が商店街新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する場合に補助金を交付するものとする。

(出典) 東大阪市商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要領

なお、補助対象事業については、東大阪市商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要領別表において、別途「商店街等における新型コロナウイルス感染症拡散防止の取組や街路灯の点灯に係る経費として必要かつ適当であると認められるもの。消費者に向けた販売の促進や景品、営利を直接の目的とした経費は対象外とする。」と定められている。

また、当該別表において補助対象経費についても定められており、補助率は100%以内、補助限度額は100万円とされている。

### 2. 補助金の財源

当該補助金の財源はほぼ全額が、国からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るための臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）とされている。

### 3. 補助金交付の概要

当該補助金は、令和2年度において、市内の41か所の商店街に対して交付されており、交付金額は総額で29,105千円となっている。

なお、一般的には感染症対策のような必要な事業の実施促進のためには事前の概算払及び事後精算による補助金交付とすることが考えられるが、当該補助金については、以下のとおり事業実施後の交付申請及び実績報告に基づく支払うこととされている。これは、当該補助事業の実施が令和2年度5月の補正予算で決定したものであり、新型コロナウイルス感染症の流行状況を



受けて事前に拡散防止の取組を独自に実施していた商店街に対しても、公平性の観点から、補助金事業の実施決定後に拡散防止の取組を実施した商店街と同様に補助するために、事後交付することとしたとのことである。

なお、実績報告にあたっては、領収書の添付が必要とされており、市では当該証憑との整合性を確認したうえで補助金を交付している。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東大阪市商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に関係書類を添えて、補助限度額の範囲内で年度内2回までを限度に市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(出典) 東大阪市商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要領

(監査の結果及び意見)

#### 1. 電気代に対する補助について(意見)

当該補助金では、商店街の街路灯に係る電気代が補助対象経費とされている。これは、商店街内で活動自粛している店舗が多かった状況に鑑み、公用性の高い街路灯の電気代について補助金を交付することで、商店街の運営自体を支援する目的であった。

しかしながら、商店街の街路灯に係る電気代に対する補助は、当該補助金の目的である新型コロナウイルス感染症の拡散防止対策を促進と直接的な関係はなく、当該補助金として交付する公益上の必要性はないと考える。

したがって、商店街の街路灯に係る電気代は補助対象経費から除外すべきである(意見番号41)。

#### 2. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助率を1/2とすること等を求めている。しかし、商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金は、事業費として申請のあった金額の全額が交付決定される等、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号1参照)。

## (15) 補助金名 勤労者総合福祉推進事業運営補助金

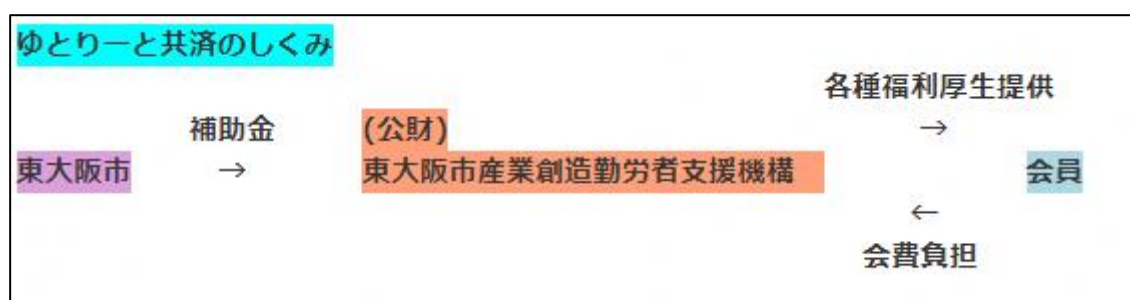
所管部課	都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室			
補助金の名称	勤労者総合福祉推進事業運営補助金			
根拠法令	—			
要綱等	中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金交付要綱（令和3年4月施行）			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：平成6年度、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		申請額全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	13,806	14,347	14,351
	決算額	13,806	14,347	14,351
令和3年度予算	14,099千円			
交付先 (団体・個人等)	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（外郭団体）			
交付の目的	市内の中小企業の福利厚生の実施を通じて、中小企業勤労者の教養、文化並びに福祉の向上及び市内中小企業の人材確保に資することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が運営する勤労者福祉共済（ゆとりーと共済）事業			
補助対象経費	事務費 給料手当・法定福利費・福利厚生費・旅費・需用費・役務費・その他 事業管理費 印刷製本費・通信運搬費・その他			
交付時期	交付決定後請求に基づく概算払（年2回、上半期分：例年5月、下半期分：例年10月）			
精算方法	事業実施後の精算報告書等に基づき精算			
実績確認方法	実績報告の提出を受けるのみであり、特段チェックは行っていない。			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。			
備考	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室からも同一団体に対して補助金（産業創造勤労者支援機構運営補助金（令和2年実績：173,953,000円）、本報告書133頁参照）の支給がある。また、その他東大阪市立勤労市民センター（ユトリート東大阪）の指定管理者の指定がある。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は、市内の中小企業の福利厚生の充実を通じて、中小企業勤労者の教養、文化並びに福祉の向上及び市内中小企業の人材確保に資することを目的として、外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下、本補助金の説明において「機構」という。）が運営する勤労者福祉共済（ゆとりーと共済）<sup>22</sup>事業に対して補助を行うものである。機構の前身となる団体の設立前は市の直営事業として実施していたが、当該団体の設立、共済事業の移管にあわせて補助に移行したものである。

補助対象とする経費は、既述のとおり、印刷製本費・通信運搬費等の経費のほか、給料手当・法定福利費・福利厚生費・旅費・需用費・役務費等の事務費である。



(資料) 機構ウェブサイト

### 2. 交付手続の概要

本補助金に関しては、令和2年当時は当該補助金の目的や手続等を具体的に定めた要綱がなかったことから、東大阪市補助金等交付規則の規定に則って事務が進められていた。具体的には、補助金の交付先である機構からの申請（令和2年4月23日付け）に基づき交付のための審査、決裁（令和2年5月7日付け）を経て交付決定通知（令和2年5月8日付け）が行われていた。

次に、機構からの交付請求書（令和2年5月12日付け）に基づき支出決定（令和2年5月12日付け）が行われていた。事業年度の前半での支出であることから、実質的には事業の実施前の概算払となる。

事業実施後、機構からの補助金に係る精算報告（事業報告及び正味財産増減計算書を含む。令和3年5月17日付け）を受け、補助金の確定手続（令和3年5月31日付け）を経て補助金が確定する。なお、毎年精算額はゼロである。この点について、所管課の説明によれば、当該補助対象事業に従事する職員の人件費についてはその全額が補助対象であること、物件費については一部自己収入があり、一部を補助対象としているが、補助金の財源から執行されていると考えられることから、精算額はないということであった。

<sup>22</sup> 機構ウェブサイトでは、「東大阪市内の中小企業の勤労者を対象に、総合的な福利厚生事業の推進を通じてワークバランスを実現するため、東大阪市が設立した公益財団法人が運営する事業です。中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業事業者・勤労者と自治体が協働し、そのスケールメリットを活かして総合的な福祉事業を実施しています。」と説明されている。

(監査の結果及び意見)

### 1. 補助金の確定のための交付決定手続の実質化について (意見)

補助金の確定においても事業報告等を含む精算報告を提出させるのみで、支出内容についてその妥当性を検証するための資料(例えば、領収書等)、収支決算書(正味財産増減計算書)の内訳資料の提出等も求めている。また、これまで一度も実地調査を行っていない。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認していない。したがって、補助金の確定のための交付決定手続のいずれも形式的なものであるという疑いを拭えない。

これらの諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の計上が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである(意見番号42)。

なお、現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書(正味財産増減計算書)のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある(意見番号43)。

### 2. 概算払の実施について (意見)

地方公共団体の支出は、債務の金額が確定するか、あるいは債務の金額が確定する前であれば一定の経費に対するものであることが必要であるが(地方自治法施行令第160条の2各号)、通常の支出方法の特例として、補助金等特定の費目に関して概算払をすることができる旨が定められている(地方自治法施行令第162条第3項)。

すなわち、概算払は、最終的な金額が未確定の状態での支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、確定時払いに比べて市内部の管理も複雑となり、例えば概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に限定的に使用すべきものである。

概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである(意見番号44)。

### 3. 補助金の効果測定について (意見)

所管課では、当初実施した全庁的な事前調査において成果指標は特段定めていないという回答のとおり、所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない(意見番号45)。

補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。

特に、補助対象団体は市の外郭団体であることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。

#### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかし、勤労者総合福祉推進事業運営補助金は、補助の終期が定まっていない。また、所管課も認識のとおり、実態として補助の一部が団体の運営費に対する補助となっており、運用基準が補助は事業補助を原則とすることとも反している。

このように現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (16) 補助金名 シルバー人材センター管理運営補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室			
補助金の名称	シルバー人材センター管理運営補助金			
根拠法令	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律			
要綱等	東大阪市シルバー人材センター活動費補助金交付要綱			
予算費目	款：産業費	項：商工費	目：商工振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：昭和 56 年、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		シルバー人材センターの役員費の全額と職員費の 2 分の 1	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	33,639	30,489	29,972
	決算額	31,655	29,044	29,461
令和 3 年度予算	30,132 千円			
交付先 (団体・個人等)	公益社団法人東大阪市シルバー人材センター			
交付の目的	高齢者の労働能力活用事業を行うシルバー人材センターに補助金を交付し、その円滑な活用を図る。			
補助対象事業等の概要	シルバー人材センターが実施する、①高年齢者の就業機会の確保及びその就業の援助、②高年齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習、③高年齢者に対する就業を通じた生きがいの充実及び社会参加の推進等の事業			
補助対象経費	役員費：報酬・諸手当・共済費・福利厚生費 職員費：給料・諸手当・共済費・福利厚生費・退職金共済掛金			
交付時期	4 月（会計年度期首）			
精算方法	事業完了後 2 か月以内に、(1) 精算書、(2) 事業実施報告書、(3) 収支決算書を市長に提出し、補助金を精算する。			
実績確認方法	精算時に提出される補助金説明書（精算）と、精算額の一致を確認するとともに、事業報告書の提出を受けている。			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。			

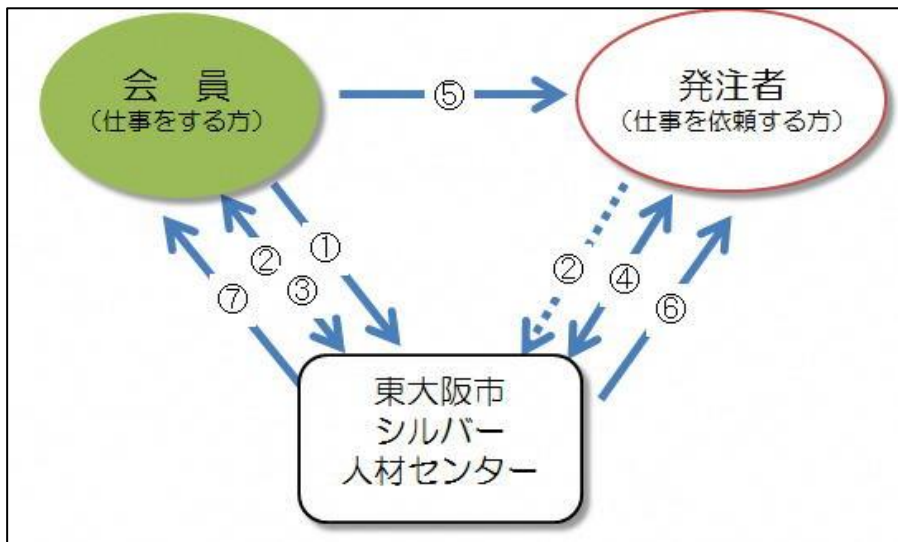
(概要)

1. シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条に基づき「定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的」として、基本的には市町村ごとに設置されているものである。

東大阪市においても、昭和55年11月に設立され、平成23年4月に公益社団法人として認定されている。公益社団法人東大阪市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の定款によれば、高年齢者の就業機会の確保等により、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること等を実施している。

また、このような高年齢者への就業機会の確保及び提供にあたって、センターは、就業を希望し、会員として入会した高年齢者に対して、会員が登録した希望する職種等に基づき業務をあっせんし、当該業務の実施に基づき会員へ分配金を支払っている。



- ①入会時に希望する職種等の条件を登録します
- ②センターに仕事の依頼があると、センターからその仕事を希望する会員に電話で連絡します
- ③会員は条件をよく確かめたうえで、引き受けるかどうかセンターに連絡します（必要に応じて職員が同行して就業場所を確認します）
- ④センターと発注者が請負又は委任の契約を結びます
- ⑤会員は提供された仕事に就きます

⑥仕事が完成したら、センターは発注者へ契約金額を請求します

⑦入金後、会員の方に分配金をお支払いします

(出典) 東大阪市シルバー人材センター ウェブサイト

## 2. シルバー人材センターへの補助金

東大阪市では、センターに対して補助金の交付を行っており、その目的及び対象事業は、東大阪市シルバー人材センター活動費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）にて、以下のとおりとされている。

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り、その能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進するために交付する東大阪市シルバー人材センター活動費補助金（以下「補助金」という。）について、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、東大阪市シルバー人材センターが実施する以下の事業とする。

(1) 高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る業務の機会を確保し、その就業を援助するために行う事業

(2) 高齢者に対し、修行に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習

(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加推進を図るために必要な事業

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(出典) 東大阪市シルバー人材センター活動費補助金交付要綱

なお、センターに対しては市からの補助金とは別に、以下のとおり高齢者就業機会確保事業として、国庫からの補助金がシルバー人材センター連合を通じて、市からの補助金交付額を上限に交付されている。

### I 基本的事項

1 (前略) なお、シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点ごとに、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの国庫補助対象経費に掛かる補助金の総額が、国が予定する補助限度額の総額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、地方公共団体補助額を上限にシルバー補助金を交付する。

(出典) 令和2年度高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針



### 3. 補助金の算定方法及び交付の概要

令和2年度は、4月1日にセンターより提出された「令和2年度公益社団法人東大阪市シルバー人材センター補助金の交付について（申請）」（以下、「交付申請」という）及び市の決定通知である「令和2年度公益社団法人東大阪市シルバー人材センター補助金の交付について（交付）」に基づき、4月30日に29,972,000円の補助金が交付されている。

また、交付額は、交付申請に添付された「令和2年度東大阪市シルバー人材センター補助金明細」及び「令和2年度東大阪市シルバー人材センター補助金見積書」に基づき算定されているが、その補助対象経費は、交付要綱において、下のとおり人件費の一部と定められている。

補助対象経費	
役員費	
(1) 常勤理事に対する報酬、諸手当、共済費及び福利厚生費	
(2) 非常勤の理事及び監事に対する報酬	
職員費	
(1) 事務局の職員に対する給料、諸手当、共済費、福利厚生費及び退職金共済掛金	
(2) 市長が認める事務局の常勤嘱託職員及び再雇用職員に対する給料、諸手当、共済費及び福利厚生費	
※職員費の補助率については、対象経費の2分の1以内	

（出典）東大阪市シルバー人材センター活動費補助金交付要綱 別表

また、令和2年度の交付申請時点における実際の補助対象経費の内訳は、以下の内容となっている。

費目		金額
事業費	給料手当	22,437,500円
	法定福利費	4,037,500円
	退職給付費用	672,000円
	福利厚生費	42,000円
管理費	役員報酬	1,260,000円
	臨時雇賃金	1,282,500円
	法定福利費	236,500円
	福利厚生費	4,000円
	合計	29,972,000円

（資料）令和2年度東大阪市シルバー人材センター補助金明細

#### 4. 補助金の変更及び精算

令和2年度は、3月31日の「東大阪市シルバー人材センター補助金変更承認申請書」に基づき、「当初見積額より執行額が減じたため」補助金額が29,461,000円に変更されている。この変更に基づき、令和3年4月16日に511,000円の補助金の返還がなされている。

上記の変更手続が決算見込みに基づき実施されていることから、最終的な交付決定額と精算額は一致しており、「令和2年度公益社団法人東大阪市シルバー人材センター補助金について(精算)」における補助金の精算による返還額は0円となっている。

(監査の結果及び意見)

##### 1. 補助金交付要綱の不存在について (結果)

監査対象年度である令和2年度以前において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。

補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となることから、補助金交付要綱を策定すべきである (結果番号8)。

## 2. 精算時における補助金の検証について（意見）

令和2年度の補助金の精算にあたっては、「補助金説明書（精算）」として、令和2年度決算見込みに基づく補助対象人件費の積算根拠が提出されているのみであり、収支決算書は提出されていなかった。また、「団体に対する補助制度運用基準」では、実績報告へ領収書等（写し）添付を義務付けることされているが、「補助金説明書（精算）」を裏付ける賃金台帳等の根拠資料は提出されていなかった。

そのため、令和2年度の補助金の精算時点においては「令和2年度公益社団法人東大阪市シルバー人材センター補助金について（精算）」と「補助金説明書（精算）」との整合性及びこれらの書類と帳簿等のチェックを行っている。

なお、センターのホームページにおいて公表されている収支決算書に基づき監査人が集計した補助対象経費と「補助金説明書（精算）」における補助対象経費の金額は以下のとおり乖離しているが、市では賃金台帳等の根拠資料を入手していないため、乖離額の妥当性について十分に検証できているとはいえず、補助対象経費の額の正確性について正しく確認できているとは認められなかった。

収支決算書			補助金説明書（精算）	
事業費	給料手当	28,585,237円	役員報酬	852,000円
	賞与引当金繰入	2,544,446円	職員基本給	28,414,000円
	法定福利費	8,046,662円	職員諸手当※1	18,726,000円
	退職給付費用	1,652,460円	社会保険料	8,609,000円
	福利厚生費	219,353円	その他※2	1,469,000円
管理費	給料手当	12,250,817円		
	賞与引当金繰入	1,139,048円		
	臨時雇賃金	2,489,000円		
	法定福利費	2,761,091円		
	福利厚生費	73,693円		
	役員報酬	852,000円		
<b>総計</b> (役員報酬除く)	<b>60,613,807円</b> (59,761,807円)		<b>58,070,000円</b> (57,218,000円)	

※1 期末・勤勉手当を含んでいる

※2 職員健康診断費、退職金共済掛金、勤労者福祉共済

(資料) 収支決算書、補助金説明書（精算）より監査人が作成

適正な金額の補助金の交付のため、収支決算書の提出を求めるとともに、「団体に対する補助制度運用基準」に基づき賃金台帳等の根拠資料の提出を求めたうえで、これらの資料との整合性といった観点から精算額の妥当性を検証する必要がある（意見番号46）。

### 3. 補助金額の妥当性及び補助の必要性の検討について（意見）

「団体に対する補助制度運用基準」では、補助制度は、補助目的と対象を明確化するため、事業補助とすることとされている。しかしながら、当該補助金については運営補助となっており、事業の実施状況に関わらず、役員及び職員の人件費に対して補助金が交付されることとされている。これはシルバー人材センターの設置趣旨や独自事業だけの財政的自立が難しい経営実態を勘案し、当該団体の設立時より実施しているものである。

しかしながら、東大阪市シルバー人材センターのホームページにおいて公表されている収支決算書よれば令和2年度において10,748千円の当期一般正味財産増減額（利益）が発生しており、貸借対照表においても令和3年3月31日時点で116,447千円の現金預金及び36,059千円の特定期資産を保有している状況に鑑みると、現在の補助金算定方法に基づく交付（令和2年度交付額29,461千円）は、団体運営に財務上必要な以上の補助金交付となっている可能性がある。

したがって、団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である（意見番号47）。

## (17) 補助金名 都市農業活性化農地活用事業補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部農政課			
補助金の名称	都市農業活性化農地活用事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市都市農業活性化農地活用事業補助金交付要綱、実施基準			
予算費目	款：産業費	項：農業費	目：農業総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：不明、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		補助率の上限は事業費の50%以内、上限は 最大で300万円 (交付要綱第4条第3項、第4項に基づく実施基準 <sup>23</sup> )	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	33,000	33,000	25,000
	決算額	26,921	32,444	17,432
令和3年度予算	25,000千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市内に住所を有している市内の農業団体又は農業を営む者（以下、農業団体等という。）（要綱第3条）			
交付の目的	農業経営の安定化及び農地の保全・活用を図る (要綱第1条)			
補助対象事業 等の概要	(1) 農業生産基盤整備事業 (2) 農業近代化施設設置事業 (3) エコ農産物支援事業 (4) 市民農園等設置事業 (5) 有害鳥獣駆除対策事業 (6) 市民とのふれあい事業 (7) 食の安全事業 (8) その他、都市農業の活性化及び農地の保全・活用に必要な事業 ただし(1)(2)の事業については生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区の指定を受けた農地及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化調整区域内にある農地を主とした取組みに対して行う事業とする。 (要綱第4条1項及び2項)			

<sup>23</sup> 実施基準とは、要綱第4条第3項、第4項を受けて設けられた別表をいうが、要綱と一体となって適用されるものである。事業ごとに補助対象とする事業の要件、補助率、補助限度額等が定められている。

補助対象経費	要綱には明確には規定されていないが、実施基準において具体的な補助対象を記載している。
交付時期	事業実施後の確定払い
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。
実績確認方法	様式8、9による実績報告に基づき審査を実施する。また、基盤整備事業については整備事業前後の写真を徴取し、当該写真に基づき適切に事業が実施されているかどうかを確かめるとともに、所管課の職員が現場調査を実施する等して確かめている。
補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。

## (概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は、農業団体等に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することを通じて、農業経営の安定化及び農地の保全・活用を図ることを目的とする。すなわち、都市農業の用水路・井戸等のハードについては、都市インフラとしての側面があることから、その維持を図ることを通じて、地域の治水の保全や農地の減少を食い止めること等を目的とする。

補助対象事業について、要綱第4条に定める各事業のうち、実施基準に定められた要件を満たすものに対して補助金を交付する。

補助金の額については、農道整備（新設・改良）事業であれば、事業費が1件あたり10万円以上であること、生産緑地地区の指定を受けた農地、又は市街化調整区域内の農地であること、かつ、一定のまとまりがあることという要件のもと、上限1件につき200万円、補助率を50%以内とすることとされている（実施基準参照）。

### 2. 交付手続の概要

補助金の交付を受けようとするものは、都市農業活性化及び農地活用事業補助金交付申請書（様式第1）に所定の書類を添えて申請を行う。所管課では、これらの内容を審査、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することを適当と認めたときは、都市農業活性化及び農地活用事業補助金交付決定通知書（様式第5）によって通知する。なお、所管課では、補助事業の経済性を確保するために、補助金の申請時にはその金額の大小に関わらず、全て相見積りした結果の提出を求めている。

次に、事業完了後30日以内に、補助対象者から都市農業活性化及び農地活用事業補助金実績報告書（様式第8）に都市農業活性化及び農地活用事業補助金収支決算書（様式第9）等の所定の書類の提出を受け、補助金の確定手続を経て補助金が確定する。その後、補助金の支出の請求が都市農業活性化及び農地活用事業補助金交付請求書（様式第10）及び請求書、領収書等に基づき行われ、所定の審査後補助金が交付される。これらの実績報告時の審査においては、領収書等の原本を収支決算の内容と照合する等の手続とともに、対象となる事業が確かに実施されていることを、所管課の職員が現場調査を実施する等して確かめている。

(監査の結果及び意見)

### 1. 対象経費の明確化について (意見)

要綱及び当該要綱と一体となって適用される実施基準いずれにも、補助対象とする補助対象経費の具体的な内容が規定されていない。要綱等に規定されていなければ、補助の対象とするか否かの判断が申請事業ごと、あるいはその審査を行う担当ごとにぶれる可能性が否定できない。また、当該判断に問題ないことについての正当性を主張することが困難となる。そこで、要綱あるいは実施基準に、補助対象とする補助対象経費を具体的に規定する必要がある(意見番号 48)。また、現在のところ、運用上人件費は補助対象経費から除外しているということであるが、これらの内容についても明確に要綱等に規定すべきである。

例えば、土木部土木工営所が所管する農業用排水路維持管理補助金に関する要綱では、補助対象経費を、修繕料、委託料、工事請負費、その他これらに類する経費とする定めを設けているため、他の補助金や他市の状況等も参考に、具体的に定める必要がある。

### 2. 他の補助金との重複申請を禁止する旨の規定について (意見)

上記のとおり、土木部土木工営所では、農業用排水路維持管理補助金を所管しており、農業団体等が行う農業用排水路の維持管理に対して補助金を交付している。本補助金においても、用排水施設整備が補助対象事業として認められているが、要綱あるいは実施基準において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定がないことから、理論的には農業団体等が重複して補助金を申請することが可能となってしまう。

一方、他の補助金では、類似の補助金を国あるいは他の地方公共団体等から収受している場合には、申請できないとする旨の規定を設けているものがある。

他の補助金や他市の状況等も参考に、要綱あるいは実施基準において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある(意見番号 49)。

### 3. 補助金の効果測定と補助の要否の検討について (意見)

所管課では、当初実施した事前調査において成果指標は特段定めていないという回答のとおり、所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができてない(意見番号 50)。補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。

この点について、所管課としては、水利権や用水路等を維持するという政策的な観点からは、行政が関与する必要性はあると考えているが、補助を通じて維持管理を促していくかどうかについては課題として認識しており、農業団体等に対して実態を聞き取りしながらより効果的な事業のあり方を検討していく必要があると考えているということであった。用水路等の適切な維持管理のための市としての関与の在り方について、補助の継続の要否も含めて、検討する必要

がある（意見番号51）。場合によっては、所管課だけではなく、用水路等の維持管理のための土木部との取組も望まれる。

#### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかしながら、都市農業活性化農地活用事業補助金は、補助の終期が定まっていない。

また、「団体に対する補助制度運用基準」では、補助金による購入備品について補助金事業により購入した旨の表示（表示例「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」）を義務づけている。しかしながら、令和2年度に当該補助金を活用して取得した施設等について所管課が現場調査を行った際に撮影した写真を閲覧したところ、補助金事業により購入した旨の表示が行われていなかった。この点について、所管課に確認したところ、各事業者への指導は実施していなかったとのことであった。

このように現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3、5参照）。



## (18) 補助金名 テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部国際観光室			
補助金の名称	テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金交付要綱			
予算費目	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		補助対象経費の10分の10以内の額で、5万円を上限とする	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	8,167
	決算額	—	—	8,167
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市内で飲食事業の営業を行う事業所を有する小規模事業者198件			
交付の目的	新型コロナウイルス感染拡大を契機として、東大阪市内で新たにテイクアウト若しくはデリバリーを開始又は拡充する飲食事業者等に対し、経理の安定化を図ることを目的に交付 (東大阪市テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金交付要綱第1条より抜粋)			
補助対象事業等の概要	テイクアウト又はデリバリーの実施に当たり必要となる容器等を購入する事業等の概要			
補助対象経費	テイクアウト又はデリバリーの実施に当たり必要となる初期費用として次に掲げる経費のうち、令和2年4月7日以降令和2年6月30日までに代金を支払ったもの。 (1) 飲食料品の容器 (2) 飲食料品の包装資材 (3) 簡易食器 (4) その他市長が認める経費			
交付時期	事業実施後の確定払い			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	東大阪市テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)、食品衛生法に基づく営業許可証の写し、補助対象経費の支払いを証する書類に基づき審査を行う。			

補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。
備考	令和2年度限りの事業

#### (概要)

##### 補助金の概要について

上記の交付の目的に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、東大阪市内で新たにテイクアウト若しくはデリバリーを開始又は拡充する飲食事業者等に対し、経理の安定化を図ることを目的とした補助金である（東大阪市内テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金交付要綱第1条）。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた外出及び店内飲食の回避の要請等から甚大な経済的被害を被った市内の飲食店に対して、テイクアウト業態への転換を促進し、当面の資金の援助を行う観点から、テイクアウト・デリバリー用の容器等の購入に対して50,000円を上限とした補助を行った。

補助金の交付を希望する飲食店は、事業の実施後、すなわち、テイクアウト・デリバリー用の容器等の購入後、テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金交付申請及び実績報告書及び経費の支払いを証する領収書等の書類、食品営業許可証の写しを提出し、所定の審査後、補助金の交付が受けられた。

日本で初めての緊急事態宣言が令和2年4月7日に発令されたことに対応し、事業の実施期間を令和2年4月7日から6月30日、申請期限を令和2年6月30日とした。当初300店舗程度の利用を想定し、15,000,000円の予算を確保していたものの、実際は198店舗の利用となったため、実績額は8,167,311円となった。所管課としては、経済的な保護の必要性の観点から、手続をできるだけ簡略化させ、交付の迅速性をより優先させることを意識して事務を遂行したということであった。

#### (監査の結果及び意見)

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## (19) 補助金名 クロスカントリー競走大会補助金

所管部課	都市魅力産業スポーツ部市民スポーツ支援課			
補助金の名称	クロスカントリー競走大会補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市枚岡公園クロスカントリー競走大会事業補助金交付要綱			
予算費目	款：教育費	項：保健体育費	目：保健体育総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：不明、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		上限 1/2	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	700	700	700
	決算額	700	700	534
令和 3 年度予算	700 千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市枚岡公園クロスカントリー競走大会実行委員会			
交付の目的	クロスカントリー競走を通じて、市民相互のコミュニティーの形成及び市民スポーツの普及、振興と健康体力の保持増進を図る。			
補助対象事業等の概要	毎年 1 月に枚岡公園特設コースにてクロスカントリー大会を実施する事業			
補助対象経費	大会に係る経費（大会備品、大会消耗品、郵送費、コース整備費、施設使用料、実費弁償費その他）			
交付時期	概算払			
精算方法	事業実施後実績報告を受けて補助金の交付金額を確定し、差額を返還させる			
実績確認方法	実績報告（収支決算書）と領収書等を提出させ、事業の実施状況を確認するとともに、収支決算書と領収書等との整合性を確かめている			
補助対象事業の効果測定方法	参加者数			
備考	東大阪市枚岡公園クロスカントリー競走大会実行委員会に対して市の職員を派遣するとともに、職員が同委員会の事務局を担っている。			

## (概要)

### 補助金等の概要

本補助金は、東大阪市枚岡公園クロスカンントリー競走大会実行委員会、東大阪市、東大阪市体育連盟が主催する東大阪市枚岡公園クロスカンントリー競走大会の開催に必要な経費の一部を補助することを通じて、市民相互のコミュニティーの形成及び市民スポーツの普及、振興と健康体力の保持増進を図ることを目的とする。

東大阪市枚岡公園クロスカンントリー競走大会は、例年1月から2月に枚岡公園特設コースにて市民がクロスカンントリーによるタイムを競うものであり、上位者には賞状が、参加者には参加賞が授与される。毎年600名程度の中学生以上の市民が参加しており、参加者から一定の参加費を徴収しているが、規模が大きいこと、中学生の参加費は相対的に抑えていることから、参加者からの参加費だけでは賄いきれない。そこで、その事業費の一部を補てんするために、東大阪市枚岡公園クロスカンントリー競走大会実行委員会に対する補助として交付している。

令和2年度は当初令和3年1月17日に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からやむなく中止となった。参加者からの参加費は返還されなかったが、参加賞を発送しその補てんを図っている。中止となったことを受け、使用されなかった補助金の一部は市に返還されている。

### (監査の結果及び意見)

#### 1. 補助対象経費の明確化について (意見)

既述のとおり、事前に実施した調査によれば、補助対象経費は「大会に係る経費(大会備品、大会消耗品、郵送費、コース整備費、施設使用料、実費弁償費その他)」という回答であったが、当該補助金の交付要綱には、「市長が必要と認めるもの」としか定められていなかった。

補助の対象となる経費は、事前に明確にしておく必要があり、要綱に具体的に定める必要がある(意見番号52)。

#### 2. 実績報告に添付された領収書等の名義について (結果)

補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助団体である実行委員会宛での名称となっておらず、東大阪市体育連盟、東大阪市、市民スポーツ支援課といった正しくない宛名となっているもの、また、宛名が空欄となっているもの等が複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう実行委員会に指導するべきである(結果番号9)。

#### 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率を1/2とすること等を求めている。しかし、クロスカンントリー競走大会補助金は、補助の終期が定まっておらず、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意

見番号1、3参照)。

最近は一定の目標として定めていた人数を下回ることが多く、参加者も年々固定化している状況が見受けられる。現在市民から徴収している参加料についても、ここ数年来は同額で固定されているが、他市の参加料等や見直しの状況もふまえて所管課としても見直しを検討することが望まれる。

## (20) 補助金名 指定文化財整備補助金

所管部課	人権文化部文化財課			
補助金の名称	指定文化財整備補助金			
根拠法令	文化財保護法、東大阪市文化財保護条例・同施行規則			
要綱等	東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱			
予算費目	款：教育費	項：社会教育費	目：文化財調査費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：昭和 46 年度、終期：定めていない	
	補助事業の補助率・補助額		1 / 2	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	6,400	2,600	2,700
	決算額	6,378	2,565	2,656
令和 3 年度予算	6,000 千円			
交付先 (団体・個人等)	市指定文化財等の所有者・管理者			
交付の目的	市指定文化財等の所有者・管理者が実施する保存(修理及び防災)事業に対して、補助金を交付することにより、当該文化財の保護保全を図り、所有者等の文化財保護意識を高めることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	市指定文化財等の所有者・管理者が実施する保存(修理及び防災)事業			
補助対象経費	市指定文化財等の所有者・管理者が実施する保存(修理及び防災)事業の経費			
交付時期	適宜			
精算方法	確定払			
実績確認方法	実績報告書及び請求書を含む添付資料を審査している。			
補助対象事業の効果測定方法	補助金の交付決定後に所有者等は保存(修理及び防災)事業に着手する。保存(修理及び防災)事業の着手後交付申請書に示された保存(修理及び防災)事業の設計通りに実施されているか否かは、所管課が現地において視察している。この視察・指導にあたり、当該文化財の専門分野を専攻する文化財保護委員の帯同を依頼し、専門的な見地から、当該保存(修理及び防災)事業の実施により文化財の永続性、危機予防に寄与するかどうかを審査している。			

(概要)

1. 補助金の概要

当該補助金は、東大阪市指定の文化財等の所有者・管理者が実施する保存（修理及び防災）事業に対して補助金を交付することで、当該文化財の保護保全を図り、所有者等の文化財保護意識を高めることを目的とする補助金である。

補助対象事業及び補助金額上限については、交付要綱で以下のとおり定められている。

(補助対象事業)	
第2条 補助金の交付対象事業は、市指定文化財について、所有者等が行う次の各号に掲げる事業で、市長が認めるものとする。	
(1) 建造物（民家含む）の修理または防災	
(2) 天然記念物の保護または防災	
(3) 彫刻・絵画・工芸品等（1）以外の有形文化財の修理または防災	
(4) 史跡・名勝の整備または保護	
(5) 無形民俗文化財の保存	
(補助金の算定方法等)	
第3条 補助金の補助率、補助対象経費基準額及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、前条第1号の事業の補助対象経費が50,000,000円以上に及ぶ場合は、別表に定める補助限度額を6,000,000円とする。	
(国・府指定文化財に対する補助)	
第4条 東大阪市内に存する国・府指定文化財に係る補助事業について、市は当該文化財に対する国・府の補助金を控除した額の2分の1以内を補助することができる。補助対象経費基準額及び補助限度額については別表のとおりとする。	

(出典) 東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱

区 分	補助率	補助対象経費基準額	補助限度額
第2条第1号の事業	1/2	1,000千円	3,000千円
第2条第2号の事業	1/2	500千円	400千円
第2条第3号の事業	1/2	500千円	3,000千円
第2条第4号の事業	1/2	1,000千円	3,000千円
第2条第5号の事業	1/2	300千円	400千円

(出典) 東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱 別表（第3条・第4条関係）

上記別表における、補助対象経費基準額とは、指定文化財の保存（修理）事業に要した金額が、補助対象経費基準額を下回っていた場合は補助対象外となる基準額のことである。

なお、補助金の目的に関連するその他の法令等に基づく規定内容は下記のとおりである。

第 31 条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。(後略)

(出典) 文化財保護法

第 7 条 所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び市長の指示等に従い、指定文化財を管理しなければならない。(後略)

(出典) 東大阪市文化財保護条例

## 2. 交付手続の概要

本補助金の交付の流れについて、東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱には定められていない。この点について所管課にヒアリングを行ったところ、本補助金の交付手続の詳細については具体的に要綱には定めておらず、東大阪市補助金等交付規則に基づいているということであった。

東大阪市補助金等交付規則によれば、補助金を受けようとするものは、まず市長に対し、補助金等交付申請書を提出しなければならない。本補助金では、文化財保存事業費補助金交付申請書が提出されていた。また、この交付申請書には併せて補助事業に係る収支予算書及び該当事業に対する見積書等が添付されていた。

次に市長は申請書の申請を受けた場合、その内容を審査し、補助金の交付の是非を決定し、その結果を申請者に通知する。本補助金では、補助金決定通知書が通知されていた。また、申請者が上記通知書を受領した場合、補助金の交付を請求するために、補助金等交付請求書を市長に提出する。本補助金では、補助金交付請求書が提出されていた。

次に、実績報告を受けたあとの検査については同じく東大阪市補助金等交付規則において、以下のとおり定められている。

第 13 条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認める時は、補助事業の遂行の状況、過去の実績等について、補助事業者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

(出典) 東大阪市補助金等交付規則

所管課は本規則に基づき現地調査や検査を実施している。具体的には、補助金の交付額が決定されたのちに、所有者等が保有する指定文化財の保存（修理及び防災）事業の工事が始まるが、当該工事が開始された後に、所管課は交付申請書に示された保存（修理及び防災）事業の工事計画等に基づいて工事が行われているか否かを確認するために現地視察を行っている。この視察にあたっては、当該文化財の専門分野を専攻する文化財保護委員の帯同を依頼し、専門的な見地から、当該保存（修理及び防災）事業の実施により文化財の永続性に寄与するかどうかを審査することで、本補助金が指定文化財の保存（修理及び防災）に貢献しているかを確認しているということである。その後実績報告書及び添付資料（請求書を含む。）を審査し、前期の検査結果を



勘案し補助金確定通知書を所有者等に送付している。所管課は、実績報告時に実績報告書と請求書は確認しているものの、領収書等支出の事実を確かめるための証憑書類（例えば、領収書や通帳の写し等）の提出は求めてはいない。

（監査の結果及び意見）

1. 実績報告時の確認内容の不備について（結果）

所管課は実績報告時に請求書と実績報告書との整合性を確認している。しかし、本来支出の事実を確かめるための証憑書類を確認しなければ、実際に補助金の交付先が支払ったという事実を確認することはできない。そのため、請求書だけではなく、領収書等も提出させ確認すべきである（結果番号 10）。

2. 補助金に関する要綱の規定の見直しについて（結果）

既述のとおり、東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱上、補助金の申請、交付決定、実績報告と精算のための手続等について、補助団体が提出し、所管課が確認する書類や手続が明確に定められていない。各補助金には補助金固有の事象や考慮すべき事項等もあることから、要綱の規定を見直しするべきである（結果番号 11）。

## (21) 補助金名 民間シェルター等支援事業補助金

所管部課	人権文化部多文化共生・男女共同参画課			
補助金の名称	民間シェルター等支援事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市民間シェルター等支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 23 年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		賃借料の 2 分の 1（限度額 20 万円）	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	200	200	200
	決算額	198	198	198
令和 3 年度予算	20 千円			
交付先 (団体・個人等)	各号に定める要件を全て満たす団体 (1) 市内に主たる活動拠点を有し、DV 被害者支援を概ね 1 年以上行っている実績があること。 (2) 営利を目的としていないこと。 (3) 政治又は宗教活動を目的としていないこと。 (4) DV 被害者支援を行う全国的な組織に加入していること。			
交付の目的	民間団体が行っている民間シェルター事業、ステップハウス事業に対して補助金を交付することにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 1 条第 2 項に規定する被害者（以下「DV 被害者」という。）及び同伴家族の安全を確保し、また危機的な状況を脱した DV 被害者の早期の生活再建・自立を促すこと。			
補助対象事業等の概要	(1) 民間シェルター事業 DV 被害者及びその同伴家族の生命身体の安全を確保するための緊急一時保護ができる施設において、民間団体によって運営されている事業。 (2) ステップハウス事業 DV 被害者及びその同伴家族が自立に向けた準備ができる施設において、民間団体によって運営されている事業。			
補助対象経費	賃借料			
交付時期	本補助金の交付を承認された団体が、市長から補助金の交付通知を受け取った後、民間シェルター等支援事業補助金請求書を提出した後に交付			
精算方法	事業後、事業実績報告を受け必要に応じて精算する。			
実績確認方法	団体が所定の額の家賃を支払っているため、宿泊の報告を受けて、その振込実績を確認している。			

補助対象事業の 効果測定方法	民間シェルター等支援事業補助金を使用して宿泊した日数及び人数
-------------------	--------------------------------

(概要)

1. 補助金の概要

当該補助金は、民間団体が行っている民間シェルター事業、ステップハウス事業に対して補助金を交付することにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定するDV被害者及び同伴家族の安全を確保し、また危機的な状況を脱したDV被害者の早期の生活再建・自立を促すことを目的としている。

ここで「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する被害者とは配偶者からの暴力を受けた者をいう（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項）。

本補助金は、DV被害者及びその同伴家族の生命身体の安全を確保するための民間シェルター事業と、DV被害者及びその同伴家族が自立に向けた準備を支援するためのステップハウス事業を補助対象としているが、補助対象者及び補助金額については交付要綱で以下のとおり定められている。

(補助金の交付対象団体)

第4条 補助金の交付対象となるものは、次の各号に定める要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有し、DV被害者支援を概ね1年以上行っている実績があること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 政治または宗教活動を目的としていないこと。
- (4) DV被害者支援を行う全国的な組織に加入していること。

(補助対象の経費)

第5条 補助金の対象となる経費、補助率及び限度額は次のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助率	限度額
民間シェルター事業	民間シェルターとして使用している施設の賃借料1年分	対象経費の2分の1	1団体につき20万円
ステップハウス事業	ステップハウスとして使用している施設の賃借料1年分	対象経費の2分の1	1団体につき20万円

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、前条の表に規定する補助対象経費に同表に規定する補助率を乗じて得た額（当該月に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(出典) 東大阪市民間シェルター等支援事業補助金交付要綱

東大阪市では毎年本補助金の交付にあたって公募を行っている。しかしながら、毎年1団体の

み（NPO 法人シスターフード大阪）の応募にとどまっている状況である。所管課としてもこの1団体以外に本補助金の対象となる事業をしている団体を把握はしていないとのことであった。そこで、所管課に対して内閣府のNPO法人を検索するウェブサイトや他の課が把握しているNPO法人等について追加調査を依頼したところ、該当する法人は現在補助金を交付している事業者（NPO 法人シスターフード大阪）のみということであった。

## 2. 交付の概要

本補助金の交付の流れについて、交付要綱で以下のとおり定められている。

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長が指定する日までに当該年度にかかる以下の書類を添えて民間シェルター等支援事業補助金交付申請書（様式1）により市長に申請しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）当該年度収支予算書
- （3）前年度事業決算書
- （4）団体の規約及び団体に関する調書ならびに法人の場合は履歴事項全部証明書の写し
- （5）団体の活動実績に関する資料
- （6）補助金対象経費となる施設についての賃貸借契約書の写し
- （7）団体の目的等についての確認書
- （8）役員等名簿
- （9）その他市長が必要と認める書類

（出典）東大阪市民間シェルター等支援事業補助金交付要綱

東大阪市民間シェルター等支援事業補助金交付要綱第4条の要件を満たしている本補助金の交付を受けようとする団体は、第7条各号に規定されている書類を添付して民間シェルター等支援事業補助金交付申請書を所管課に申請する。

所管課は申請書の申請を受けた場合、その内容を審査し、補助金の交付の可否、及び交付条件、交付額を決定する。補助金の交付を決定した場合は民間シェルター等支援事業補助金交付決定通知書を、補助金の不交付を決定した場合は民間シェルター等支援事業補助金交付不承認通知書を申請団体に対し送付することで決定内容を通知する。

申請団体は上記民間シェルター等支援事業補助金交付決定通知書を受領した場合、補助金の交付を請求するために、民間シェルター等支援事業補助金請求書を所管課に提出することにより本補助金を受領する。

本補助金の実績報告については、交付要綱で以下のとおり定められている。

第 13 条 交付決定団体は第 3 条（上述の補助対象事業の概要参照）の規定による事業について、当該年度の終了後 30 日以内に民間シェルター等支援事業実績報告届（様式 6）を次に掲げる書類を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）補助金対象経費となる施設についての賃貸借契約書に基づく家賃を支払ったことを証する書類
- （4）その他市長が必要と認める書類。

（出典）東大阪市民間シェルター等支援事業補助金交付要綱

補助金の交付を受けた者は、補助対象事業年度の終了後 30 日以内に民間シェルター等支援事業実績報告届を提出する必要がある。なお、実績報告届には事業報告書を添えて提出する必要がある。また、①入所人数、②入所期間、③入所種別を記載する必要がある。所管課では、実績報告書に記載されている入所人数と入所期間を本補助金の効果測定の参考としているとのことであつた。なお、本来社会的には DV 被害者が発生しないほうが望ましく、また、被害者が発生したとしても、施設の滞在期間が長ければいいというものではないことから、一律で入所人数の多寡、入所期間の長短により、本補助金の効果の有無を決定するものでもないとのことであつた。

所管課では本補助金の実績報告を受けて、補助金の対象となる施設についての賃貸借契約書に基づく家賃を支払ったことを証する書類を受け取っている。所管課では、この書類の閲覧により、交付対象団体が、民間シェルターとして貸し出す部屋を補助対象事業年度通じて確保していることを確認している。

（監査の結果及び意見）

特に指摘する事項は認められなかった。

## (2) 補助金名 人権啓発協議会補助金

所管部課	人権文化部人権室人権啓発課			
補助金の名称	人権啓発協議会補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市人権啓発活動事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：昭和 54 年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		事業費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	2,250	2,250	2,250
	決算額	2,250	2,250	1,300
令和 3 年度予算	2,250 千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市人権啓発協議会			
交付の目的	基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に基づき、市民の人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、もって明るいまちづくりに寄与することを目的とし、憲法週間、人権週間等の行事を市と協働で取組む東大阪市人権啓発協議会の人権啓発活動事業を支援すること。			
補助対象事業等の概要	人権問題及び差別の解消のための啓発活動事業 <sup>24</sup> ・ 人権啓発事業、平和事業への取組参加 ・ 市民向け研修会の開催 ・ 街頭啓発 ・ 啓発冊子の作成等			
補助対象経費	・ 報償費 ・ 需要費（消耗品費、食糧費印刷製本費） ・ 役務費（通信運搬費、手数料） ・ 使用料及び賃借料 ・ 負担金 等			
交付時期	毎年 5 月			
精算方法	補助金の額確定後事業費の執行額が、補助金の額に満たない場合には精算する			
実績確認方法	以下の書類に基づき実績確認を行っている。 (1) 事業報告書			

<sup>24</sup> 具体的には、憲法週間（例年 5 月）、人権尊重のまちづくり強化月間（例年 7 月）、北朝鮮人権侵害問題（例年 12 月）に関連したテーマのパネル展示や街頭啓発活動、校区単位での研修会等を行っている。

	(2) 収支決算書 (3) 補助事業に係る領収書その他費用の支出の事実及び支出した金額を証する書類の写し
補助対象事業の効果測定方法	効果測定が難しいため、特に設けていないが、法務省の人権啓発活動に関する効果検証に基づく活動内容であるという確認とその実績で点検している。
備考	所管課が当該協議会の事務局を担っている。

(概要)

1. 補助金の概要

当該補助金は、市民への人権意識の普及・高揚に関する啓発活動を補助することを目的として昭和54年度に制度化された補助金である。令和元年度までは、実績額は予算額の上限で推移していたが、令和2年度は予算額を実績額が大きく下回った。新型コロナウイルス感染症の影響により、東大阪市人権啓発協議会において開催されるパネル展や会議、啓発物品の配布等が大きく減少したためである。

補助対象事業、補助対象経費については交付要綱で以下のとおり定められている。

(対象事業等)	
第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助事業の区分に応じ当該各号に定める団体とする。	
(1) 人権問題及び差別の解消のための啓発活動事業 東大阪市人権啓発協議会 (中略)	
2 前項各号に掲げる事業に係る補助金の対象とする経費は、別表に定めるところによる。	

(出典) 東大阪市人権啓発活動事業補助金交付要綱

節	細節	歳出科目の例示	備考
報償費	—	講演会、研究会等の講師に対する謝礼金	原則として、市の予算基準に準じる。
需用費	消耗品費	事務用品、図書、記念品、啓発物品、小規模の小看板等	必要以上に高価なものは補助対象外
	食糧費	お茶等	
	印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷代、写真の現像・焼付・引伸代、コピー代等	
役務費	通信運搬費	・郵便料（切手、ハガキ、郵便小包） ・運搬料（事務用・事務用物品の荷造費運賃）	

	手数料	・送金手数料、各種証明手数料、クリーニング代、収入印紙(許可申請等に添付するもの)等	
使用料及び賃借料	—	・駐車場、会場、会議室の借り上げ料等 ・高速道路通行料、有料道路通行料	
負担金		会議、研修等参加負担金	自己研鑽のための研修は補助対象外

(出典) 東大阪市人権啓発活動事業補助金交付要綱 別表

## 2. 交付手続の概要

本補助金の交付の流れについては、交付要綱で以下のとおり定められている。

第3条 補助金の申請及び決定に係る手続きは、規則に基づき処理する。

2 補助対象者は、東大阪市人権啓発活動事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、補助金を受けようとする年度の5月31日(その日が東大阪市の休日を定める条例(平成2年東大阪市条例第14号)第2条に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体会則
- (4) 委員名簿等

第4条 市長は、補助金の交付を決定したときは、東大阪市人権啓発活動事業補助金交付決定通知書により、対象者に通知する。

(出典) 東大阪市人権啓発活動事業補助金交付要綱

補助金の対象団体は、補助金を受けようとする事業年度の5月31日(休日に該当する場合にはその直後の平日)までに東大阪市人権啓発活動事業補助金交付申請書に添付書類を添えて市長に提出する必要がある。

所管課は上記申請書を受け取った後審査を実施し、補助金の交付を決定したときは、東大阪市人権啓発活動事業補助金交付決定通知書により、補助対象者に通知し、決定額を振り込む。

また、実績確認と精算について以下のとおり定めている。

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保存しなければならない。(中略)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに東大阪市人権啓発活動事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書



(2) 収支決算書

(3) 補助事業に係る領収書その他費用の支出の事実及び支出した金額を証する書類の写し

第8条 補助金の額の確定は、前条に規定する報告書に基づき市長が行い、その旨を東大阪市人権啓発活動事業補助金確定通知書にて補助事業者に通知するものとする。

2 前項による確定の結果、補助金の確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は、補助事業者に対し、補助金の精算を命ずるものとする。

(出典) 東大阪市人権啓発活動事業補助金交付要綱

上記の交付申請手続により補助金を受領した団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えて、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保存する義務を負う。事業年度終了後には、速やかに東大阪市人権啓発活動事業補助金実績報告書に添付書類を添えて市長に提出する必要がある。

所管課は、上記の提出を受けた後、実績報告書に記載の収支決算書と書類の写しを閲覧し、整合性等を確認、実際に補助すべき金額について確定した後、当該金額が当初の補助金額として交付した金額よりも小さい場合、補助事業者に対して、補助金の返還を求める。

### 3. その他

所管課は東大阪市人権啓発協議会発足当初から同協議会の事務局を担っている。具体的には、協議会主催の事業会議や人権啓発活動の準備、連絡調整のほか、事業に必要な消耗品等の調達、支払い、精算、支払に関連する書類等の管理等を行っている。所管課が事務局を担うことになった経緯については、同協議会が発足したのが昭和54年頃であるため当時の記録は残っていない。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 補助対象事業の実施内容と効果測定の方法の再考について (意見)

補助対象事業のうち、補助金の大部分は啓発物品の配布に伴う啓発物品の購入に充てられている。この点について、毎年啓発物品の配布を前提に、補助対象事業の内容がマンネリ化している可能性もある。また、補助対象事業の効果測定について、現状効果測定が難しいことから効果測定方法は設けられていない。

所管課は、同協議会に対して実施する事業についてより創意工夫を図るよう指導するとともに、補助対象事業の効果の測定方法について改めて再考すべきである (意見番号 53)。

#### 2. 団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、東大阪市人権啓発活動事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、対象団体に自主的な財源がないこともあって事業費の全額が補助金の交付対象となる等、運用基準の定めとの乖離がみられた。

この点について、東大阪市人権啓発活動事業補助金は東大阪内の人権団体 48 団体を加盟団体とする団体であり、法務省から人権問題への理解、関心を高めるために法定受託事務として関連する事業の受託を受けていることとの関連においても、また、昨今のインターネットや SNS の発展等からも人権問題や差別問題は日々複雑化、高度化しており、一朝一夕に解決できるものでもないことから、行政がその一部について明確に責任をもって取組む必要性は認められる。

例えば、国の制度と関連が深い補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号 1、3 参照）。

## (23) 補助金名 同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金

所管部課	人権文化部人権室人権同和調整課			
補助金の名称	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：不明、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		100%・85,000円	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額		85	85
	決算額		85	10
令和3年度予算	85千円			
交付先 (団体・個人等)	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会			
交付の目的	同和問題の抜本的な解決を目指し、日本を真に人権立国にしていくために法律や行政機構の整備・同和行政の成果を踏まえた人権行政の創造・人権尊重のまちづくりの実現を図り、人権問題の解決に寄与することを目的とし、府下的な潮流・動向を踏まえ、人権問題の解決につなげていく市民運動の活動経費について補助金を交付する。			
補助対象事業等の概要	・人権侵害を受けた方への救済を図る法制度（人権侵害救済法）の制定要求の実現に向け、同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求中央実行委員会の要請により、国や政府への交渉、国会議員への要請行動を行う中央集会への参加 ・同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会（大阪府の取りまとめ。）が開催する総会（記念講演を含む）、学習会（定期的実施）への参加			
補助対象経費	人権侵害救済法や差別を規制し禁止する法律の成立等、同和問題解決・人権政策確立要求を行う活動への経費及び大阪府実行委員会への年会費			
交付時期	例年4月頃			
精算方法	補助金交付額の未使用分について、返還させることとしている。			
実績確認方法	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会に実績報告書を提出させ、事業計画に定めた事業が実施されているかどうか確認するとともに、領収書の写しと実績報告書の整合性を確かめている。			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定は行っていない。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

当該補助金は、同和問題の抜本的な解決を目指し、日本を真に人権立国にしていくために法律や行政機構の整備・同和行政の成果を踏まえた人権行政の創造・人権尊重のまちづくりの実現を図り、人権問題の解決に寄与することを目的とし、府下的な潮流・動向を踏まえ、人権問題の解決につなげていく市民運動の担い手である同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会の活動経費について補助金を交付するものである。

具体的には、過去から、同実行委員会が負担する人権侵害を受けた方への救済を図る法制度（人権侵害救済法）の制定要求の実現に向け、同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求中央実行委員会の要請により、国や政府への交渉、国会議員への要請行動を行う中央集会の参加経費や、同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会への年会費（大阪府の取りまとめ。総会（記念講演を含む）、学習会も定期的に実施）に対して補助金が交付されている。

### 2. 補助金の交付手続について

当該補助金の交付等を定めた個々の要綱はないことから、個々の手続はどう進めているのか所管課に確かめたところ、東大阪市補助金等交付規則の内容をふまえて必要に応じて個々に起案を作成し決裁を経たうえで、手続を行っているということであった。

当該補助金の交付要綱がない理由について、所管課にヒアリングしたところ、経緯は不明であるが、策定する必要性は感じているとのことであった。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 補助金の要綱の整備について（結果）

本補助金の要綱がないことから、補助対象経費が明確でなく、各種の手続が適切に行われているかどうかを判断することができない。早急に本補助金の要綱を整備し、補助目的、補助の対象とする事業、補助の対象として適格な交付先の要件、補助対象経費、諸手続等を明らかにする必要がある（結果番号12）。

### 2. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金については、補助の終期が定まっておらず、実質的に事業の実施に要した経費や団体の運営や維持に要する経費の全額を補助していることから、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (24) 補助金名 作文表彰事業補助金

所管部課	税務部税制課			
補助金の名称	作文表彰事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	税についての作文表彰事業補助金交付要綱			
予算費目	款：総務費	項：徴税費	目：賦課徴収費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：不明、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		対象経費の2分の1	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	135	135	135
	決算額	135	135	135
令和3年度予算	135千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪納税貯蓄組合連合会			
交付の目的	中学生が税に関する正しい認識を持ち、理解を深めることに寄与することを目的として税についての作文表彰事業を実施するとともに当該事業に係る補助金を支給する。			
補助対象事業等の概要	中学生の税についての作文の募集及び表彰事業に係るもの。			
補助対象経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料、その他市長が必要かつ適当と認めるもの。			
交付時期	申請者は市に対し補助金交付申請書を提出し、当該申請に係る書類を審査して交付決定通知により、申請者に通知する。申請者は、当該通知に基づいて交付請求書を市に提出し、交付を受ける。			
精算方法	精算については実績報告を受けて、内容を審査後補助金の額を確定する。なお、既に受領している交付決定額が交付確定額を超えている場合は速やかに差額を返還しなければならない。			
実績確認方法	補助事業実績報告書及び補助事業収支決算書を提出し、実績報告を行う。なお、補助事業収支計算書には支出に係る領収書等の添付を求めている。			
補助対象事業の効果測定方法	補助対象事業に特に効果の測定方法は設けていない。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

作文表彰事業補助金は市内の中学生に対し、税に関する認識、理解を深めることを目的に税に関する作文を作成してもらい、優秀と認められるものについて表彰を行うものである。作文自体は東大阪市独自のものではなく、全国的に実施されているもので応募件数としては平成30年度3,240件、令和元年度3,238件、令和2年度2,405件となっており、市内の中学校のほとんどから応募がある。補助金の交付先は作文表彰事業を実施している東大阪納税貯蓄組合連合会となっている。また、対象の経費は消耗品費、印刷製本費等の必要経費となっており、補助金の金額は対象経費の2分の1を補助率の上限としている。

### 2. 過去の補助金の概要及び算定方法

令和2年度は表彰式をホテルで実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、表彰式を実施していない。しかし、広告宣伝費を中心として対象経費の支出があったことから、補助金の金額は、交付要綱に基づき、予算の範囲内で、対象経費の2分の1を補助率の上限として算定している。令和2年度の交付金額は予算の135千円となっている。

### 3. 交付手続の概要

作文表彰事業を実施する東大阪納税貯蓄組合連合会は市に対して交付申請書に(1)役員名簿(2)補助事業計画書(3)補助事業収支予算書(4)その他市長が必要と認める書類を添付して提出する。交付申請があった場合には、書類を審査し、必要に応じて調査を行った後に交付決定がなされ、その後に交付請求が実施されて交付となる。

補助事業者は補助金の交付決定に係る会計年度終了後(事業が年度途中で完了したときは当該事業完了後)速やかに補助事業実施報告書及び補助事業収支決算書に領収書等を添付して提出する。提出された補助事業実施報告書及び補助事業収支計算書について、添付された領収書により妥当性を確かめ、その後に補助金の金額を確定する。

## (監査の結果及び意見)

特段指摘する事項は認められなかった。

## (25) 補助金名 青色防犯パトロール活動支援事業補助金

所管部課	市民生活部地域活動支援室			
補助金の名称	青色防犯パトロール活動支援事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金交付要綱			
予算費目	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 22 年、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下を参照	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	9,305	8,965	8,818
	決算額	6,764	6,384	6,489
令和 3 年度予算	8,090 千円			
交付先 (団体・個人等)	<p>太平寺防犯青色パトロール隊他 27 団体であり、次の要件を全て満たす団体が交付先となっている。(原則として 1 小学校区につき 1 団体)</p> <p>(1) 自治会等地域住民で構成されており、大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受けていること。</p> <p>(2) 営利を目的とする活動をしていないこと。</p> <p>(3) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。</p>			
交付の目的	<p>安全で安心なまちづくりに寄与するボランティアによる青色防犯パトロール活動を支援する。</p> <p>(出典) 東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金交付要綱第 1 条</p>			
補助対象事業等の概要	助成金の対象事業は上の交付先に記載した団体が行う青色防犯パトロール活動事業である。			
補助対象経費	補助対象経費は毎年度予算の範囲内で交付するものとし、専用車に係る車両購入費、車両リース費、燃料費、装備品、修繕費、保険料、公課費、会場借上料、研修参加費、駐車場費、啓発費、車検費及び併用車に係る活動費となっている。詳細は要綱の別表に記載されており、それぞれの費目ごと又は一括して上限額が定められている。			
交付時期	対象経費ごとに交付時期が決まっている(車両購入費は随時、経費に関しては年度当初から活動している団体は市長が指定する期日、年度途中で車両区分の変更等ある場合は随時)。			
精算方法	補助対象事業終了後又は当該年度終了後 30 日以内に東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金完了報告書を提出し、当該報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、補助金の額を決定し、東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金確定通知書により通知する。			

実績確認方法	上述のとおり、青色防犯パトロール活動事業補助金完了報告書が提出され、当該内容について審査を行う。なお、東大阪市青色防犯パトロール活動事業決算書及び東大阪市青色防犯パトロール活動事業活動月報等が添付される。
補助対象事業の効果測定方法	特になし。

(概要)

1. 補助金の概要

補助金の支給対象となる青色防犯パトロール活動とは、安全で安心なまちづくりに寄与するためにボランティアにより実施されている活動であり、青色防犯パトロール活動事業補助金交付要綱において以下のとおり定義されている。

(1) 青色防犯パトロール活動 大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動（以下「補助対象事業」という。）をいう。

(出典) 青色防犯パトロール活動事業補助金交付要綱第2条(1)

ボランティアにより、原則として1校区に1団体の青色防犯パトロール隊が設置されており、それぞれの団体が青色防犯パトロール活動を実施している。東大阪市では50以上の校区が存在しているが、青色防犯パトロール隊は27の校区で設置されており、半数程度の校区で青色防犯パトロール隊が組織されている。既述のとおり、青色防犯パトロール隊の活動として青色回転灯を装備した自動車を利用してパトロール活動を行っている。この活動で使用する車両は、車両名義がボランティア団体活動で常時青色回転灯を装備し原則として白と黒の塗装を行っている専用車と、専用車以外の併用車（自家用車を利用）のいずれかを用いて行われる（一団体につき、車両は一台のみ）。

補助金の支給対象は青色防犯パトロール活動を行う青色防犯パトロール隊であり、補助金の対象経費及び各経費の上限額は青色防犯パトロール活動事業補助金交付要綱の別表に以下のとおり定められている。



車輛区分	経費区分	内容	上限額
専用車	車両購入費	車両購入費、塗装費、パトライト	50万円
	車両リース費	リース代	36万円
	燃料費	ガソリン代・オイル大	28万円
	装備費	青色防犯パトロール活動に伴う制服、防止、腕章等	※車検を受ける年度は5万円増額
	修繕費	車両の整備・修繕等経費	
	保険料	任意保険料	
	公課費	自動車税・軽自動車税	
	会場借上料	会場借上料	
	研修参加費	研修参加費	
	駐車場費	車両に関する駐車場にかかる費用	
	啓発費	青色防犯パトロール活動の啓発、隊員の確保等を目的とするもの	
	車検費	車検代、重量税、自賠責保険	
併用車	活動費	1ヶ月に4時間以上、青色防犯パトロールを行った月数を活動月数とし、活動した月数に応じて補助	

(出典) 東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金交付要綱別表

## 2. 補助金の概要及び算定方法

青色防犯パトロールに対する補助金は平成22年度から開始している。ここ数年の補助金の額は6,500千円程度で推移している。補助金の対象は上述のとおり、別表に記載された費用となっている。

所管課によると、東大阪市は過去には軽犯罪が多く、青色防犯パトロールを開始した平成22年度当初は軽犯罪が13,000件以上あったが、令和2年度においては3,865件に減少している。また、ひったくりは184件から6件となっている。市民生活部によれば、全国的にも軽犯罪率は低下しているが、東大阪市でも顕著に減少しており、青色防犯パトロールの一定の成果であると考えているとのことである。

## 3. 交付の概要

補助金の交付を受ける場合、燃料費等の経費については東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金交付申請書を、大阪府警察本部から得た「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」、団体の定款等の規定の写し、役員名簿、事業計画書及び事業見積書等を添付して指定された期日までに提出する必要がある。また、車両の購入費やリースに係る補助金を受ける場合には、購入の際に経費の場合と同様の添付書類を添えて申請書を提出する必要がある。

申請のあった補助金については所管課が内容を審査して適当と認めた場合には補助金の交付通知書により申請者に通知される。また、申請者は、車両の場合は購入から、経費の場合は3月31日の事業終了後、30日以内に、東大阪市青色防犯パトロール活動事業補助金完了報告書を事業決算書、領収書、事業活動月報等の必要書類を添えて提出する必要がある。完了報告書について、所管課では領収書と決算書の整合性の検証等の書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行った後に補助金の額を確定させる。その後、申請者から補助金の請求があり、補助金が交付される。

(監査の結果及び意見)

「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、青色防犯パトロール活動支援事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の1/2を超えて補助金が交付される等、運用基準の定めとの乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (26) 補助金名 リージョンセンター公民協働事業助成金

所管部課	市民生活部地域活動支援室			
補助金の名称	リージョンセンター公民協働事業助成金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要綱			
予算費目	款：総務費	項：総務管理費	目：地域振興費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：平成4年、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下を参照	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	25,256	25,256	25,256
	決算額	24,943	24,675	20,138
令和3年度予算	25,256千円			
交付先 (団体・個人等)	日下リージョンセンター企画運営委員会他6団体			
交付の目的	地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進するために、東大阪市の地域市民プラザを拠点とする事業等に対して、助成金を交付する。			
補助対象事業等の概要	助成金の対象事業は東大阪市リージョンセンター条例施行規則第9条の規定による確認を受けた団体が、東大阪市とともに実施する公民協働事業である。			
補助対象経費	補助対象経費は補助対象事業等の概要に記載する事業及びその事業に係る事務補助経費としており、公民協働事業の区分別対象事業及び限度額を決めている。			
交付時期	4月若しくは5月			
精算方法	4月に公民協働事業に対する助成金及び同事業に係る事務補助経費に対する助成金を申請し、会計年度終了後30日以内に公民協働事業等実績報告書等を提出する。残金があれば、当該年度の出納閉鎖期間までに市に返還して精算する。			
実績確認方法	「精算方法」に記載のとおり、公民協働事業等実績報告書に収支状況及び実績内容が確認できる関係書類を添えて市長に提出する。また、市は必要に応じて助成金の交付を受けた団体からその内容について聴取することができる。			
補助対象事業の効果測定方法	特になし。			

(概要)

1. リージョンセンターとは

リージョンセンターについては、東大阪市リージョンセンター条例で以下のとおり定められている。

第1条 地域の特性を生かしながら、本市と市民が協働してきめこまやかなまちづくりを推進し、地域活動の活性化と市民サービスの向上を図るため、本市に市民プラザ及び行政サービスセンターを設置し、これらを併せてリージョンセンターとする。

(出典) 東大阪市リージョンセンター条例

上記のとおり、リージョンセンターは市民プラザと行政サービスセンターで構成されている。市民プラザはロビー等のオープンスペースやサークル等が有料で利用できるホール、和室、茶室、会議室等がある他、地域市民で構成された企画運営委員会が各種の講座やイベントを開催している施設である。また、行政サービスセンターは住民票等の各種証明書の発行や手続を行うために開設されているものである。なお、東大阪市では、以下の7か所のリージョンセンターを設けている。

日下リージョンセンター	日下市民プラザ	東大阪市日下町3丁目
	日下行政サービスセンター	
四条リージョンセンター	四条市民プラザ	東大阪市南四条町
	四条行政サービスセンター	
中鴻池リージョンセンター	中鴻池市民プラザ	東大阪市中鴻池町2丁目
	中鴻池行政サービスセンター	
若江岩田駅前リージョンセンター	若江岩田駅前市民プラザ	東大阪市岩田町4丁目
	若江岩田駅前行政サービスセンター	
楠根リージョンセンター	楠根市民プラザ	東大阪市楠根1丁目
	楠根行政サービスセンター	
布施駅前リージョンセンター	布施駅前市民プラザ	東大阪市長堂1丁目
	布施駅前行政サービスセンター	
近江堂リージョンセンター	近江堂市民プラザ	東大阪市近江堂3丁目
	近江堂行政サービスセンター	

## 2. 企画運営委員会への助成金

東大阪市では企画運営委員会の公民協働事業に対して助成金を支給している。企画運営委員会に対する助成金の目的及び対象事業は以下のとおりである。

(目的) 第1条 この要綱は、東大阪市リージョンセンター条例第1条に基づき設置された同3条にいう地域市民プラザを拠点とする本市と市民が協働して行う事業等に対して、助成金を交付することにより、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進することを目的とする。
(助成金の対象事業等) 第3条 助成金の交付対象となる事業等は、東大阪市リージョンセンター条例施行規則第9条の規定による確認を受けた団体が本市とともに実施する公民協働事業及びその事業に係る事務補助経費とし、公民協働事業の区分別対象事業及び限度額は別表1のとおりとする。

(出典) 東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要綱

## 3. 補助金の概要及び算定方法

東大阪市における企画運営委員会に対する助成金は東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要綱において、以下のとおりに定められている。

公民協働事業の助成金	①最低限度額：一律200万円 ②世帯割額（世帯数に応じて） 1万4千以上2万未満：6万円 2万以上2万6千未満：12万円 2万6千以上3万2千未満：18万円 3万2千以上：24万円
公民協働事業に係る事務補助経費	③142万8千円

なお、上の金額については、予算の範囲内において、かつ実際に要する費用を超えない額とする。

(資料) 東大阪市リージョンセンター公民共同事業等助成金交付要綱第5条より監査人作成

過去から当該助成金については総額25,000千円程度の助成金が交付されている。これは、上記の要綱によって計算された助成金約3,570千円程度を各企画運営委員会に支払っているためである。この内訳としては、要綱に記載された助成金である公民協働事業の助成金について最低限度の200万円プラス世帯割額6万円～24万円、及び事務補助経費1,428千円である。なお、監査対象年度である令和2年度では、当初予算としては例年と同程度の助成金を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により各種講座やイベントを中止していたことが影響し、実際に要した費用が当初予算時よりも下回ったことから実績額は20,138千円と、例年の実績額及び当初予算と比べても少なくなっている。

#### 4. 交付手続の概要

東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要綱によると、公民協働事業等助成金交付申請書に事業計画書を添えて提出することとされている。そのため、各企画運営委員会は会計年度の期首において、公民協働事業等助成金交付申請書を提出し、東大阪市では4月若しくは5月中に交付を決定し、概算で支払いを行っている。なお、その後期首に提出した事業計画書を変更するためには事前に市と協議を行っている。

精算にあたっては、会計年度終了後30日以内に公民協働事業等実績報告書に収支状況及び実績内容が確認できる関係書類を添えて、市長に提出する必要がある。また、事業に充てられなかった助成金の残金については、当該年度の出納閉鎖期間までに市に返還して精算することとされている。令和2年度のように、新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画された事業に充てられなかった助成金がある場合には、精算時に返還される金額が大きくなる。

#### (監査の結果及び意見)

##### 1. 助成金交付額の根拠の明確化 (意見)

企画運営委員会に対する公民協働事業等助成金について、東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要綱に最低限度額の定めがあり、最低限度額は2,000千円と定められている。当該最低限度額の根拠について、所管課にヒアリングして確認したところ、各企画運営委員会から提出される事業計画書に基づき2,000千円及び世帯割額を支出しているとのことであり、最低限度額を設けること、及びその金額の妥当性が明確にはなっていない。

補助金は原則として補助団体が実施する事業あるいはその計画に対して交付されるものである。したがって、最低限度額を設けるべきではなく、例外的に最低限度額を設けるのであれば、その根拠を明確にすべきである (意見番号54)。

##### 2. 概算払の必要性と理由 (意見)

企画運営委員会に対する公民協働事業助成金については、上記の4.に記載のとおり、会計年度の期首に概算によって概算払している。しかしながら概算払の必要性とその理由について交付決定の際に明確になされていない。補助金は原則として補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすべきものであることから、概算払により支給する場合には、その必要性と理由について検討のうえその妥当性について決裁を経るべきである (意見番号55)。

##### 3. 助成金の繰越金 (意見)

企画運営委員会の令和2年度公民協働事業等助成金精算書によると、「次年度運営資金」という名目で限度額を300千円とした助成金の繰越があった。これについて、所管課にヒアリングを行ったところ、繰越金はそれぞれの企画運営委員会で毎年あるということであった。また、助成金は原則的に年度ごとで区切るべき点は認識しているが、助成金の実際の支払が事務手続上5月はじめ頃となることから4月の企画運営委員会の活動に備えて、限度額300千円を認めているとのことであった。なお、限度額を300千円としていることについてはおおよそ4月の事業及

び事務補助に係る経費相当分のことである。

ボランティアを中心として市民活動を担う団体であり、殆ど自己収入がないこと、ボランティアに事業費の一部をいったん立替えさせることは適切ではないことから必要性についても一定程度の理解はできる。しかしながら、他の課の補助金にも類似の市民団体があるが、原則どおり単年度での精算を行っており、監査を実施した範囲で繰越金を認めているのは当該助成金のみであった。

助成金は単年度の事業への助成であることから、基本的に翌年度への繰越は認めるべきではなく、是正に向けて検討すべきである（意見番号 56）。

#### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い精度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、リージョンセンター公民協働事業等助成金は、平成4年から開始後、特に終期が定めずに実施しており、補助経費も1/2を超えて支給されており、運用基準の定めとの乖離がみられた（総括的事項における意見番号 1、3 参照）。

## (27) 補助金名 社会福祉協議会補助金

所管部課	福祉部地域福祉課			
補助金の名称	社会福祉協議会補助金			
根拠法令	社会福祉法			
要綱等	東大阪市社会福祉協議会活動費補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：平成 17 年度、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		100%	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	101,617	99,880	84,131
	決算額	101,617	99,880	77,126
令和 3 年度予算	85,977 千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会			
交付の目的	東大阪市社会福祉協議会活動の育成、援助等を行い、もって地域福祉の推進に寄与する			
補助対象事業等の概要	東大阪市社会福祉協議会の運営に係る経費			
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会事務局職員（常務理事、嘱託職員を含む）人件費</li> <li>・活動費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金、公課費）</li> <li>・施設管理費（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公課費）</li> </ul>			
交付時期	社会福祉協議会は「東大阪市社会福祉協議会活動費補助金交付請求書」を、上半期分（4月～9月分）は4月末日までに、下半期分（10月～3月分）を10月末日までに東大阪市に提出する。東大阪市は社会福祉協議会からの請求に基づき補助金を交付する（令和2年度は上半期分を5月1日付交付、下半期を10月30日付交付）。			
精算方法	会計年度終了後2ヶ月以内の実施報告に基づき、必要に応じて精算			
実績確認方法	実績報告時に提出される決算書及び事業報告書により確認			
補助対象事業の効果測定方法	特に、効果測定の方法は設けておらず、実施していない。			



## (概要)

### 1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、以下の事業を実施するために、基本的には市町村ごとに設置されているものである。

#### (社会福祉協議会が実施する事業)

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(出典) 社会福祉法第 109 条

また、社会福祉協議会は、住民主体を原則に地域の様々な団体・施設・地域住民・ボランティア・行政が話し合い、福祉のまちづくりを推進する民間組織で、校区福祉委員会、自治会等の住民代表、専門機関・団体、当事者団体、福祉関連団体等で構成されている。

東大阪市社会福祉協議会ホームページによれば、東大阪市においても、東大阪市制施行とほぼ同時に社会福祉協議会が発足し、校区福祉委員会の結成、地域福祉活動をはじめボランティアセンター事業、保育園の運営、ホームヘルプサービス、デイサービスセンター、老人センター等の受託を行ってきた。また、平成 12 年度からは、居宅介護支援事業所、訪問介護サービス事業所として介護保険事業にも参入するとともに、公共的・公益的な立場を活かして「地域福祉権利擁護事業」や「基幹型地域包括支援センター事業」も行ってきた。ただし、東大阪市が平成 20 年 9 月に出した外郭団体統廃合等方針により、平成 21 年度から順次介護保険等の事業から縮小・撤退を進め、平成 24 年度から地域福祉活動に特化した事業活動を展開するようになっている。

### 2. 社会福祉協議会への補助金

東大阪市では、社会福祉協議会のみを対象とする補助金の交付を行っており、その目的及び対象事業は、東大阪市社会福祉協議会活動費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）にて、以下のとおりとされている。

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、東大阪市社会福祉協議会活動の育成、援助等を行い、もって地域福祉の推進に寄与するために、東大阪市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対して、予算の範囲内において交付する東大阪市社会福祉協議会活動費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定める。

#### (補助対象事業)

第 4 条 協議会の運営に係る経費とする。

(出典) 東大阪市社会福祉協議会活動費補助金交付要綱

### 3. 補助金の算定方法及び交付の概要

令和2年度は、4月1日に社会福祉協議会より提出された「東大阪市社会福祉協議会活動費補助金交付申請書」（以下、「交付申請」という）及び「東大阪市社会福祉協議会活動費補助金交付決定通知書」に基づき、総額84,131,000円（前期（5月）42,315,500円、後期（10月）41,815,500円）の補助金が事前に交付されている。

また、交付額は、交付申請に添付された「令和2年度東大阪市社会福祉協議会活動費補助金支出予定額内訳書」に基づき以下のとおり算定されている。

費目	金額
人件費	74,090,000円
研修費	112,000円
V保険	388,000円
活動費	2,650,000円
施設管理費	6,891,000円
合計	84,131,000円

（資料）令和2年度東大阪市社会福祉協議会活動費補助金支出予定額内訳書

### 4. 補助金の精算

令和2年度は、令和3年5月17日の「東大阪市社会福祉協議会活動費補助金実績報告書」及び「令和2年度東大阪市社会福祉協議会活動費補助金確定通知書」に基づき、補助金額が77,126,934円に確定されている。この確定に基づき、令和3年5月28日に7,004,066円の補助金の返還がなされている。

（監査の結果及び意見）

#### 1. 補助金の実績報告の検査内容、要綱の規定の不備について（結果及び意見）

団体に対する補助制度運用基準では、実績報告への領収書等（写し）添付を義務付けることとされているが、本補助金の交付要綱では、補助対象経費の支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書等（写し）添付が求められておらず、補助金の精算にあたり、実績報告及び精算書を提出させ、精算書の計算チェックと整合性を確認するのみであり、実質的な補助対象経費の支出額の検証がされておらず不適切である。

現に、複数の経費項目において、以下のとおり実績報告時に提出される「令和2年度東大阪市社会福祉協議会活動費補助金の精算」における補助対象経費額と社会福祉協議会の令和2年度決算書における経費計上額が異なっているが、市では決算額が予算の範囲内であることを確認しているのみであり、その乖離要因については把握していない。ただし、補助金の精算額が決算書額を超えている「事務消耗品費」については、決算書上では「雑支出」で計上している新聞購買費であり、補助対象経費であることを、団体へのヒアリングで確認している。

経費項目	決算書	「補助金の精算」	差額
退職給付 <sup>25</sup>	3,590,948 円	133,500 円	3,457,448
退職金積立資産 <sup>26</sup>	5,382,974 円	4,295,238 円	1,087,736
保険料	734,128 円	586,440 円	147,688
印刷製本費	1,109,048 円	568,877 円	540,171
事務消耗品費	625,733 円	639,091 円 (活動費＋施設管理費)	△13,358
業務委託費	4,226,049 円	3,692,424 円	533,625
通信運搬費	921,649 円	511,046 円	410,603
修繕費	525,200 円	112,153 円	413,047

(資料) 決算書、令和 2 年度東大阪市社会福祉協議会活動費補助金の精算より監査人が作成

このような状況では、本来補助対象経費とすべきでない支出に対しても、補助金が交付されてしまう恐れがあるため、交付要綱において実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求めるよう、交付要綱の見直しをする必要がある。

そのうえで、実績報告書提出時に、あわせて提出される補助対象経費の支出証憑に基づき、補助対象経費が、交付要綱に照らして適切であることを検証したうえで、補助金の交付を行うように交付手続を見直す必要がある (結果番号 13)。

また、当該補助金では運営補助の一部として人件費相当額に補助金を交付しているが、実績報告時において、当該人件費相当額については、その内容の適否や妥当性を検証するための詳細な資料の提出を求めている。そのため実績報告における人件費の内容の適否や妥当性の十分な検査が行われていない。

当該補助金が運営補助で、主として補助団体の人件費を補助する性格であることに鑑み、上記の実績報告の検査や、補助金の交付決定にあたっては、補助金額の積算 (精算) の根拠資料として、補助団体の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び補助対象額を明示させ、これらの根拠資料を徴取すべきである (意見番号 57)。

## 2. 定期的な実地調査の実施について (意見)

本補助金の交付要綱第 11 条では、補助事業の遂行状況等についての現地調査を行わせることができることとされているが、令和 2 年度には現地調査を実施しておらず、過去にも現地調査が実施された形跡がない。担当課職員としては、実績報告に疑義があった場合には現地調査を実施すべきと考えているが、これまでそのような疑義が生じていないため現地調査していないとのことである。

しかしながら、当該補助金が運営補助となっている現状に鑑みると、実績報告の疑義の有無に関わらず、補助対象団体が設立趣旨と照らして、効率的かつ効果的な法人運営を実施しているか

<sup>25</sup> 独立行政法人福祉医療機構掛金 (ヘルパー職 1 名分) 相当額である。

<sup>26</sup> 事務職 5 名分の退職積立金支出相当額である。

否かについても現地調査を通して定期的に確認すべきである。また、補助の対象団体が市の外郭団体であり住民への説明責任がより大きいと考えられることや、効率的かつ効果的な法人運営のための一定の牽制も必要であることから、補助金の交付目的に応じた適切な交付のため、定期的な実地調査の実施について検討する必要がある（意見番号 58）。

### 3. 補助金の効果測定について（意見）

当該補助金については、補助金の効果を説明するための指標や目標について定められていないため、補助金交付目的が実現されているか否かについての客観的な説明が困難な状況である。

補助の対象団体である東大阪市社会福祉協議会は市の外郭団体であることから、その補助の必要性や効果についての住民へのより明確な説明が求められる点に鑑みると、補助金の効果測定のための指標や目標を定め、毎年度効果測定する必要がある。（意見番号 59）

### 4. 補助金額の決定について（意見）

「団体に対する補助制度運用基準」では、補助制度は、補助目的と対象を明確化するため、事業補助とすることとされている。しかしながら、当該補助金については運営補助となっており、事業の実施状況に関わらず、役員及び職員の人件費に対して補助金が交付されることとされている。これは社会福祉協議会の設置趣旨や独自事業だけの財政的自立が難しい経営実態を勘案し、当該団体の設立時より実施しているものである。

しかしながら、東大阪市社会福祉協議会の令和2年度決算において、事業活動内訳表では、受託金収益（322,715千円）や保育事業収益（180,736千円）といった補助金以外の独自財源を多額に有しており、31,337千円の当期活動増減差額（利益）が発生している、また、貸借対照表内訳表においても令和3年3月31日時点で146,002千円の現金預金及び632,190千円の引当資産・積立資産を保有しており、純資産比率も50.9%と純資産の部合計額が負債の部合計額を上回っている等、財務諸表上においては経営状況に余力が見られる。実際には法人内の事業である玉串こども園経営事業、善意銀行事業において当期活動増減差額が計上されていること、また退職給付積立資産の増加により法人全体として一定の利益が生じているように映っているものであるが、補助金の原資が一定の市税により賄われていることを鑑みれば、団体運営に財務上必要な補助であることをより明確化する必要がある（意見番号 60）。

## (28) 補助金名 市民福祉活動センター補助金

所管部課	福祉部地域福祉課			
補助金の名称	市民福祉活動センター補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）活動費補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質	運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他		
	特定財源の有無	あり ・ なし		
	事業期間	始期：平成 17 年度、終期：未定		
	補助事業の補助率・補助額	経費の全額		
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	96, 413	96, 059	140, 760
	決算額	96, 413	96, 059	134, 631
令和 3 年度予算	134, 118 千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会			
交付の目的	市民福祉活動の育成、支援等を行い、公的な福祉サービス等の連携強化を図り、公民協働の地域福祉の推進に寄与する			
補助対象事業等の概要	東大阪市社会福祉協議会の運営に係る経費			
補助対象経費	協議会の運営に係る経費（ボランティア・市民活動センターに従事する職員（嘱託職員を含む）の person 費（給料、期末手当、勤勉手当、諸手当、厚生費、退職積立金及び旅費の内で市が適当であると認めた範囲の額をいう。）及びボランティア保険料）			
交付時期	社会福祉協議会は「東大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）活動費補助金交付請求書」を、上半期分（4 月～9 月分）は 4 月末日までに、下半期分（10 月～3 月分）を 10 月末日までに東大阪に提出する。東大阪は社会福祉協議会からの請求に基づき補助金を交付する（令和 2 年度は上半期分を 5 月 1 日付交付、下半期を 10 月 30 日付交付）。			
精算方法	会計年度終了後 2 か月以内に社会福祉協議会から提出される実績報告書を元に精算（令和 2 年度は令和 3 年 5 月 17 日付で実績報告書提出、5 月 21 日付で確定通知書発行、令和 3 年 5 月 28 日付で補助金未使用額 6, 128, 101 円精算）			
実績確認方法	実績報告書に添付されている決算書及び事業報告書を元に確認 ただし領収書その他積算根拠資料は添付されていない			
補助対象事業の効果測定方法	特に、効果測定の方法は設けておらず、実施していない。			

## (概要)

本補助金は、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会（216 頁（27）参照）に対する補助である。補助対象経費は、社会福祉協議会の運営に係る経費のうち、ボランティア・市民活動センターに従事する職員（嘱託職員を含む）の人件費（給料、期末手当、勤勉手当、諸手当、厚生費、退職積立金及び旅費の内で市が適当であると認めた範囲の額をいう。）及びボランティア保険料である。

令和 2 年度は、令和 3 年 5 月 17 日の実績報告及び確定通知書に基づき、補助金額が 134,631,899 円に確定されている。この確定に基づき、令和 3 年 5 月 28 日に 6,128,101 円の補助金の返還がなされている。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 補助金の実績報告への領収書等の添付について（結果及び意見）

「団体に対する補助制度運用基準」は、実績報告への領収書添付を求めており、人件費等領収書のない支出については、領収書に相当するような証憑を添付する必要がある。

しかしながら、実績報告及び添付資料を確認したところ、職員給料・職員賞与等の勘定科目別に予算額や決算額、また勘定科目別に「〇名分の」支出であるかの記載があるのみで、当資料から職員の名前や支給額との関連性を把握することができない（結果番号 14）。

東大阪市は、領収書に代替する資料として例えば支給対象者別の一覧等を補助事業者に提出させ、補助金使用の適切性について確認する必要がある。

また、補助事業者である社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に対しては、複数の補助金や委託費の受領者であることから、同一の対象者に対する人件費が重複支給される可能性があるため、予算書及び決算書には、領収書に代わる補助金額の積算根拠資料として、社会福祉協議会の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び各人に対する補助対象額を提出させることが望ましい（意見番号 61）。

### 2. 補助金の実績報告の検査内容について（意見）

市は、東大阪市補助金等交付規則第 14・15 条に基づき、補助事業者より実績報告を受けた後、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額の確定を行う必要がある。

しかし、所管課に確認したところ、実績報告の内容について計算チェック等の形式的な確認が実施されているのみであり、また、「補助金の実績報告への領収書等の添付について（結果）」に記載したとおりの支出内容の根拠資料が入手できていないことから、支出の適切性は十分に調査できていない。

所管課は、補助事業者へのヒアリングや根拠資料との照合により支出内容の適切性を確認し、実質的な審査を実施すべきであり、加えて補助事業者は市の外郭団体であり、現在においても複数の補助や委託を実施しているため市から支給される総額が大きいことも鑑み、審査内容に疑問があったときには積極的に実地調査を実施すべきである（意見番号 62）。

### 3. 補助金の効果測定について（意見）

補助事業の効果測定のため、指標や目標の達成状況を定期的に確認することは、従来の補助事業の意義について振り返る契機となり、また今後の事業改善余地について検討し補助金の活用につながる重要な事項である。

所管課に確認したところ、市民福祉活動センター補助金事業の効果測定を実施するための指標や目標については定めておらず、事業の効果測定を特段実施していないとのことであった。

補助金の有効活用のために、また加えて、補助事業者である東大阪市社会福祉協議会との関係の透明性を担保する意味でも、補助金の効果測定のための指標や目標を定め、定期的にその達成度合いについて検証することが望ましい(意見番号 63)。

### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲について

「団体に対する補助制度運用基準」には、補助の終期を3年以内とする旨、補助経費の補助率の上限は1/2とする旨が定められている。しかし、市民福祉活動センター補助金は、補助の終期は定められておらず、また補助対象経費の全額が補助されており、運用基準との間に乖離が見られる。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置される非常に公益性の高い団体であり、寄附金等の収入については、基金への積み立てを行う等により、社会福祉事業に充てられ、その活動は営利を目的としない。

同基準は、補助金の透明性の確保を目的として設けられたものであるが、社会福祉協議会のように法に基づき設置が求められており、且つ人件費等の運営経費に充てるべき十分な財源を持たない団体に対し、補助率や終期の設置等の基準を一律に適用することは実態になじまないと考えられる。公益性の高い団体に対する補助金については、「団体に対する補助制度運用基準」の一部の規定については適用対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (29) 補助金名 小地域ネットワーク活動推進事業補助金

所管部課	福祉部地域福祉課			
補助金の名称	小地域ネットワーク活動推進事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：不明、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		小地域活動推進事業：委員会の数に 35 万円を乗じて得た額に、450 万円を加算した額 ネットワーク推進事業：25 万円 校区福祉委員会指導事業：80 万円	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	21,300	21,300	21,300
	決算額	21,300	21,300	21,300
令和 3 年度予算	21,300 千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会			
交付の目的	地域の高齢者、障害者（児）、子育て中の親子等の自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活できるよう地域住民の参加と協力による支え合い活動及び助け合い活動を小地域で行う事業を推進する			
補助対象事業等の概要	(1) 小地域活動推進事業 (2) ネットワーク推進事業 (3) 校区福祉委員会指導事業			
補助対象経費	事業を実施するために必要な消耗品費、報償費、印刷製本費、使用料、光熱水費、通信運搬費、役務費、備品費、旅費及び研修費			
交付時期	毎年 7 月 31 日までの交付申請に基づき、事業実施前に交付			
精算方法	会計年度終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）2 ヶ月以内の実績報告に基づき精算			
実績確認方法	実績報告時に提出される事業実施状況報告書に基づき確認			
補助対象事業の効果測定方法	戸別訪問人数、グループ援助活動の参加人数等に基づき測定			



(概要)

1. 補助金の概要

当該補助金は、地域の高齢者、障害者（児）、子育て中の親子等の自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活できるよう地域住民の参加と協力による支え合い活動及び助け合い活動を小地域で行う事業を推進することを目的として実施される小地域ネットワーク活動推進事業に対して交付されるものであり、交付対象者は東大阪市社会福祉協議会に限定されている。

小地域ネットワーク活動とは、概ね小学校区ごとに設置され、地域の福祉課題の解決に取り組んでいる校区福祉委員会が中心となり、各校区を単位として要援護者を対象に、保健・福祉・医療等の関係者と住民が協働して行う見守り・援助活動であり、東大阪市社会福祉協議会のウェブサイトによれば、小地域ネットワーク活動の具体的な取組は以下のとおりである。

個別援助活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・見守り、声かけ訪問活動（民生児童委員、近所の方、協力ボランティア等による）</li><li>・簡易なサービスの提供（ゴミ出し、買い物、郵便物の投函等）</li><li>・配食サービス（ひとり暮らし高齢者への配食）</li></ul>
グループ援助活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事サービス活動（公民館や自治会館、集会所等で会食会と交流）</li><li>・いきいきサロン活動（茶話会、ゲートボール、カラオケ、手作り作品や保健師による健康相談等）</li><li>・ミニデイサービス（理学療法士や作業療法士・保健師や介護経験者による機能の減退防止とふれあい交流の場）</li><li>・世代間交流活動（餅つき、ゲートボール、盆踊り、囲碁・将棋、手品、駒や凧づくり等の伝承遊び等高齢者と児童の交流）</li><li>・地域リハビリ活動（専門職と連携したリハビリ活動）</li><li>・子育て支援活動（子どもの成長について学び、子育てについて親子で交流や相談事業を行う）</li></ul>
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民に対する広報、啓発活動（機関紙やチラシ等の配布により地域住民の活動への周知を図る）</li><li>・研修、学習活動（活動の担い手となる地域住民の募集、指導、育成を実施するとともに、地域単位での活動計画づくりに取り組む）</li><li>・連絡・調整活動（小地域ネットワーク活動推進に向けて各関係機関・団体の連絡調整を定期的かつ必要に応じて開催し、問題解決や活動の改善に向けて協議、情報交換等を行う）</li></ul>

(資料) 東大阪市社会福祉協議会のウェブサイトを基に監査人が作成

## 2. 交付手続の概要

東大阪市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱では、小地域ネットワーク活動推進事業は、「(1) 小地域活動推進事業」「(2) ネットワーク推進事業」「(3) 校区福委員会指導事業」の3つの事業に分類されており、以下のとおりそれぞれの補助対象事業に対して補助基準額が定められている。

補助対象事業	補助基準額
(1) 小地域活動推進事業	校区福祉委員会の数に 350,000 円を乗じて得た金額に 1,000,000 円 (対象者数割加算分)、1,000,000 円 (個別援助活動実績割加算分) 及び 2,500,000 円 (グループ援助活動実績割加算分) を加算した額
(2) ネットワーク推進事業	250,000 円
(3) 校区福祉委員会指導事業	800,000 円

(出典) 東大阪市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱

また、実際の小地域活動推進事業の実施状況については、令和2年度の事業実施状況報告書によれば下表のとおりとなっており、校区別の事業実施回数、人数及び事業費は校区ごとに差が大きくなっている状況である。

	校区福祉委員会活動		グループ援助活動		個別援助活動		事業費 (円)
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
最小※	1	7	1	7	10	12	8,363
最大	75	2,636	529	8,271	56,830	1,839	1,292,768

※実施が無い校区 (0回、0人、0円) を除いた最小値を記載している。

(資料) R2年度事業実施状況報告書より監査人が作成

(監査の結果及び意見)

### 1. 実績報告の検査体制の整備について (意見)

東大阪市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱第10条では、市の会計年度終了後2ヶ月以内に実績報告書が提出され、これに基づき補助金額の確定通知を行い、必要に応じて精算を命じるものとされている。

しかしながら、令和2年度の補助金について、令和3年5月31日に提出された実績報告書が、令和3年6月30日に差し替えられており、補助金額の確定通知が令和3年8月6日、精算金の支払いが8月13日と、会計年度終了から4か月以上経過した後の返還となっている。

これは、提出された実績報告書の詳細な数値の検証に時間を要するため、例年翌年度会計として受け入れているものであるとのことだが、提出された実績報告について、ただちに検査を行い、精算金が支払われるよう体制を整備する必要がある (意見番号64)。

## 2. 適時かつ適切な実績報告の検査について（意見）

令和2年度において、補助事業者である社会福祉協議会から、実績報告書の数値の誤りが申告され、実績報告書が再提出された。この結果、実績額は当初報告額 21,085,555 円から変更報告額 15,086,505 円に修正され、交付額との差額（6,213,495 円）が返還されている。

この修正は社会福祉協議会の自己申告によるものであり、その時点では市による検査が実施できていなかったとのことであるが、修正前「事業実施状況報告書」には、活動回数、人数が0の校区において事業費が計上されており、適時かつ適切に検査を実施すれば一見して明らかな誤りと判断できるものであった。

東大阪市補助金等交付規則第13条によれば、「市長は・・・(中略)・・・必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況、過去の実績等について、補助事業者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる」とあり、東大阪市は予算の適正な執行のため、事業者からの提出資料を確認し、モニタリングする義務がある。

社会福祉協議会のような外郭団体に対しても、通常の補助事業者に対して行うのと同様のモニタリングを実施し、社会福祉協議会が予算を適正に執行し、正確な実績報告書を作成しているか否かについて適時かつ適切に検査すべきである（意見番号 65）。

## 3. 補助金交付額の根拠の明確化について（意見）

令和2年度の事業実施状況報告書によれば、上述のとおり校区別の事業実施回数、人数及び事業費は、校区ごとに差が大きい状況であったが、校区福祉委員会あたりの補助基準額は定額（35万円）とされている。

現状の校区福祉委員会あたりの補助基準額（35万円）については、当該事業を引き継いだ時点の大阪府における基準を準用しているものの、その金額の妥当性や変更の要否は検討されていない。

実際に、市の団体に対する補助制度運用基準では、対象経費の補助率の上限は1/2とすることとされているが、本補助金については事業の実施状況や補助対象経費の発生額の多寡にかかわらず、補助対象経費の発生額を上限に一定額が交付されることとなっている結果、令和2年度においては、事業費 18,912,670 円のうち約8割に相当する額（15,086,505 円）の補助金が交付されている。

校区を取り巻く環境の変化や時代の変化にあわせて、補助金交付額の見直しを検討するとともに、現状の35万円という基準を踏襲するのであれば、その根拠を明確にする必要がある。あわせて事業実施回数が著しく少ない校区に対しては社会福祉協議会を通して必要な事業の実施を指導すべきである（意見番号 66）。

## (30) 補助金名 感染拡大防止対策支援事業補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	感染拡大防止対策支援事業補助金			
根拠法令	大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱			
要綱等	東大阪市介護施設等における大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用した施設整備等事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		簡易陰圧装置を設置する際の補助上限：4,320千円/台、換気設備を設置する際の補助上限：4千円/㎡、その他の補助上限：市長が必要と認める額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	12,000
	決算額	—	—	7,904
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	豊友株式会社 他15社			
交付の目的	大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）を活用し、東大阪市内における介護サービス提供体制の整備を図る （東大阪市介護施設等における大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用した施設整備等事業補助金交付要綱第1条より抜粋）			
補助対象事業等の概要	介護施設等が新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から実施する事業（東大阪市介護施設等における大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用した施設整備等事業補助金交付要綱第5条の5より抜粋）			
補助対象経費	介護施設等が新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から実施する事業に係る次の各号に掲げる費用とする。 （1） 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄をするために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料 （2） 介護施設等において感染拡大のリスクを低減するため、ウイルスが外に漏れないよう、陰圧室等を整備する目的で、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行うために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費			

	<p>(3) 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を行うために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(東大阪市介護施設等における大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用した施設整備等事業補助金交付要綱第5条の5より抜粋)</p>
交付時期	<p>市長は実績報告を受けたときは、これを審査し、補助事業者の協力を得て実地に調査を行い、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者へ通知する。</p> <p>補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、通知書の写しを添えて、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。</p>
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。
実績確認方法	<p>補助事業者は補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第8号)に市長が指定する必要書類を添えて、補助事業完了の日と交付決定の通知を受け取った日の遅い方の日から起算して30日以内又は年度末の日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。</p>
補助対象事業の効果測定方法	消毒清掃により感染拡大のリスクが低減していることをもって効果があると判断している。

## (概要)

### 1. 補助金の概要

大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）を活用し、東大阪市内における介護サービス提供体制の整備を図るために、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した介護施設等の消毒や清掃の補助を行う事業である。

なお、補助事業者は、補助事業の実施にあたり次の各号に定めるところにより市長に報告しなければならない。

- (1) 工事等の入札を行おうとするときは、入札の日の5日前までに、入札参加予定業者報告書（様式第6-1号）による。
- (2) 工事等の入札を行ったときは、入札の日から起算して10日以内に入札結果報告書（様式第6-2号）による。
- (3) 工事に要する予定の期間が30日を超える場合は、着工の日から起算して20日以内に工事着工報告書（様式第7-1号）による。
- (4) 工事が完了したときは、完了した日から起算して20日以内又は年度末の日のいずれか早い日までに、工事完了報告書（様式第7-2号）による。

(出典) 東大阪市介護施設等における大阪府地域医療介護総合確保基金事業を活用した施設整備等事業補助金交付要綱第15条

### 2. 補助金の算定方法

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う感染拡大防止を支援する補助金であるため、過去の実績はない。算定基礎は要綱の別表に定められており、介護施設等の運営形態に応じて、交付基準単価は簡易陰圧装置を設置する際の補助上限が1台当たり4,320千円、換気設備を設置する際の補助上限が㎡当たり4千円、その他の補助上限は市長が必要と認める額として定められている（補助率10分の10）。

### 3. 交付手続の概要

補助事業者は補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第8号）に市長が指定する必要書類を添えて、補助事業完了の日と交付決定の通知を受け取った日の遅い方の日から起算して30日以内又は年度末の日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

市長は実績報告を受けたときは、これを審査し、補助事業者の協力を得て実地に調査を行い、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知する。

補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、通知書の写しを添えて、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。交付申請後に市では内容を審査して交付決定を行う。

(監査の結果及び意見)

「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、感染拡大防止対策支援補助金は、補助の終期がコロナウイルス感染症の終息まで、と具体的に定まっておらず、補助経費の算定方法も介護施設等により異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号1、3参照)。

## (31) 補助金名 軽費老人ホーム事務費補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	軽費老人ホーム事務費補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：不明 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		<p>・軽費老人ホームの種別ごとに、総事業の内の補助対象経費の年間の実支出額と軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日付け老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）の別表Ⅰ－1及び別表Ⅰ－2、別表Ⅱ－1、別表Ⅱ－2に定める事務費（月額）の年間合計額（以下「事務費基本額」という。）を比較していずれか少ない方の額から老健局長通知の別表Ⅱ－1及び別表Ⅱ－2に定める本人からの徴収額（月額）の年額を差し引いて得た額</p> <p>・職員の資質向上に資すると認められる研修等を行った場合、1施設あたり当該年度内において50,000円を限度として前項の補助金の額に加算</p>	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	190,328	199,206	198,971
	決算額	187,799	195,575	196,574
令和3年度予算	200,704千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人玉美福祉会 他7件			
交付の目的	<p>東大阪시에 軽費老人ホームを設置する社会福祉法人に軽費老人ホームの運営に要する費用のうち利用者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって高齢者の利用料の負担軽減を図る</p> <p>(東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金要綱第1条より抜粋)</p>			



補助対象事業等の概要	<p>軽費老人ホームの運営に係る事業 (東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第4条より抜粋)</p>
補助対象経費	<p>補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉法人が軽費老人ホームを運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託料、利用者保健衛生費及び備品購入費並びに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、本部経理区分繰入金(事務費対象は民間施設給与等改費加算管理費相当分のみ)に充当する経費 (東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第5条より抜粋)</p>
交付時期	<p>東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付して、毎年4月25日(休日の場合はその前日)までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支予算書(施設会計分) (2) 補助金所要額調書(様式第2号) (3) 補助金所要額内訳書(様式第3号) (4) 利用料に関する規程 (5) その他補助金の交付決定にあたり必要な書類</p> <p>補助金の交付決定を行った後、当該交付決定額を毎年5月、7月、10月、1月及び3月に分割して交付する旨申請者に通知する。 補助事業者は、交付月の10日(休日の場合はその前日)までに軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p>
精算方法	<p>市長は実績の報告を受け、その内容を審査し適当と認めるとき、補助金の額を確定し、その旨を東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金確定通知書(様式第12号)により当該実績報告をした補助事業者に通知する。補助事業者は、確定額が交付額より少ない場合はその差額を市に返還しなければならない。</p>
実績確認方法	<p>補助事業者は、補助事業が完了したら市長が定める日までに東大阪市軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書(様式第9号)に以下の書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支決算書(施設会計分) (2) 補助金精算書(様式第10号) (3) 補助金精算内訳書(様式第11号)</p>
補助対象事業の効果測定方法	<p>3ヶ月に一度、施設から入所状況の提出を受けて稼働率を確認している。</p>

## (概要)

### 1. 軽費老人ホーム事務費補助金とは

軽費老人ホームは、社会福祉法人や地方自治体等が運営する福祉施設であり、自治体の助成を受けて有料老人ホームよりも比較的低い利用料でサービスを提供している。軽費老人ホームには要介護状態への対応や食事の提供の有無によっていくつかの種別があるが、主な役割は生活に対する不安のある高齢者を受け入れ、生活をサポートすることである。

東大阪市では、本市に軽費老人ホームを設置する社会福祉法人に対して、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち利用者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費に対して予算の範囲内で補助金を交付している。利用者からの徴収額は、利用者本人の毎年の収入により異なるため、本市に納税証明が提供されることで確認を実施している。

令和2年度に東大阪で当該補助金を受けている軽費老人ホームは合計8社の社会福祉法人であり、本市にある全ての軽費老人ホームが対象となっている。なお、その全てが60歳以上の高齢者が食事や洗濯等の介護サービスを受けられる施設であるケアハウスである。

### 2. 過去の補助金の概要及び算定方法

補助金の金額は概ね190,000千円程度で推移している。算定方法は、補助対象経費の年間実支出額とサービス提供に関する事務費基準額の年間合計額の少ないほうから、本人からの徴収額を差し引いた額を補助額としている。

## (監査の結果及び意見)

特段、指摘すべき事項は認められなかった。

## (32) 補助金名 敬老行事補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	敬老行事補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市敬老事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：昭和 51 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		補助金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	18,000	15,000	15,000
	決算額	18,000	15,000	10,200
令和 3 年度予算	17,100 千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会			
交付の目的	福祉についての関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲の高揚を推進するにあたり、校区福祉委員会が本市において実施する敬老事業及び関係事業（以下「事業」という。）を支援することにより、高齢者の相互親睦や健康増進等、地域の高齢者福祉に寄与する (東大阪市敬老事業補助金交付要綱第 1 条より抜粋)			
補助対象事業等の概要	補助の対象となる事業は、地域の校区福祉委員会が主体となっていく敬老事業であって、次に掲げるもの。 (1) 敬老月間等に開催する高齢者を対象とした敬老大会等の事業。 (2) 高齢者が地域において安全で安心な生活を送れる環境をつくるための「一言運動」と併せて行う記念品贈呈等の事業。 (3) その他市長が特に必要と認めた事業。 (東大阪市敬老事業補助金交付要綱第 3 条より抜粋)			
補助対象経費	(1)報償費 (2)旅費、(3)消耗品費、(4)印刷製本費、(5)食糧費、(6)通信運搬費、(7)保険料、(8)使用料及び賃借料、(9)委託料 (東大阪市敬老事業補助金交付要綱別表 3 参照)			
交付時期	決定通知書若しくは変更通知書の定めるところに従い、東大阪市敬老事業補助金交付請求書を市長に提出し、概算払により補助金の交付を受ける。			
精算方法	事業の実績その他必要な事項を記載した東大阪市敬老事業補助事業実績報告書に基づき市長が行い、その旨を補助金確定通知書により通知する。確定の結果、補助金確定額が補助金の額に満たないと認める場合には、市長は補助金の精算			

	を命ずる。
実績確認方法	補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）2か月以内に、報告書に以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 補助対象事業の成果を記載した書類 (2) 補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。

### (概要)

#### 1. 敬老行事補助金とは

敬老月間に各校区で行われる敬老事業を支援するため補助金を交付している。東大阪市において対象となる校区は45校区であり、敬老月間等に開催する高齢者を対象とした敬老大会等の事業や、高齢者が地域において安全で安心な生活を送れる環境をつくるための「一言運動」と併せて行う記念品贈呈等の事業を対象としている。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内全ての校区福祉委員会（45校区）が敬老事業補助金交付要綱 第3条の（2）で定める「高齢者が地域において安全で安心な生活を送れる環境をつくるための「一言運動」と併せて行う記念品贈呈等の事業」に統一して実施している。

なお、各校区から申請された領収書のチェックや保管等の運営事務は、補助金の交付先である社会福祉協議会に委託している。

#### 2. 補助金の算定方法

東大阪市敬老事業補助金交付要綱において、補助金の額は予算の範囲内において市長が別に定めると規定されており、当該補助金については過去から15,000千円程度の補助金が交付されている。令和2年度においては、当初予算としては例年と同程度の補助金を見込んでいたが、新型コロナウイルスの影響により各種講座やイベントを中止していたことが影響し、実際に要する費用が当初予算時よりも下回ったことから、決算額は10,200千円と少なくなっている。

#### 3. 交付の概要

社会福祉協議会は決定通知書若しくは変更通知書の定めるところに従い、東大阪市敬老事業補助金交付請求書を市長に提出し、概算払により補助金の交付を受ける。社会福祉協議会は、補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）2か月以内に、報告書に補助対象事業の成果を記載した書類及び補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類並びにその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。報告書に基づき市長が補助金の額の決定を行い、その旨を補助金確定通知書により通知する。確定の結果、補助金確定額が補助金の額に満たないと認める場合には、市長は補助金の精算を命ずる。

令和2年度のように、新型コロナウイルスの影響により、計画された事業に充てられなかった補助金がある場合には、精算時に返還される。

(監査の結果及び意見)

「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、敬老行事補助金は、補助の終期が定まっておらず、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号1、3参照)。

## (33) 補助金名 サービス継続支援事業補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	サービス継続支援事業補助金			
根拠法令	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業実施要綱			
要綱等	東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		<u>あり</u> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度 、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		後述のとおり	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	33,147
	決算額	—	—	21,073
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	株式会社ソラスト 他29社			
交付の目的	<p>介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の介護サービス提供体制に与える影響をできる限り小さくすることが重要である。そのため、通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所については、感染防止対策を徹底したうえで、休業要請を受けた場合の通所系サービス事業所等の代替サービスを提供すること又は代替サービスを確保するための調整を行うことが求められる。また、施設内感染の発生により職員が不足した場合に、介護施設等に対しては、応援職員の派遣を行うこと等が求められる。本事業は、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時には想定されない、かかり増し経費に対して支援を行う</p> <p>(出典) 東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第2条</p>			
補助対象事業等の概要	<p>(介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業)</p> <p>介護サービス事業所及び介護施設等が、必要な介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費等に対し、支援を行う。</p> <p>(介護サービス事業所等との連携支援事業)</p> <p>市内の介護サービス事業所及び介護施設等が、利用者が必要とする介護サービスを確保する観点から、当該介護サービス事業所又は介護施設等の利用者の積</p>			

	<p>極的な受け入れや、職員が不足して応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所又は介護施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となるかかり増し経費等について、支援を行う。</p>
補助対象経費	<p>(介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業)</p> <p>対象経費は、次の各号のとおりとし、原則として1介護サービス事業所又は介護施設等あたり1回までとする。</p> <p>(1) 介護サービス事業所及び介護施設等のサービス継続に必要な費用</p> <p>(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用</p> <p>(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所以外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用</p> <p>(4) 通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。))を除く。)による訪問サービス実施に係る費用</p> <p>(5) その他市長が必要と認める費用</p> <p>(介護サービス事業所等との連携支援事業)</p> <p>対象経費は、次の各号のとおりとし、原則として1介護サービス事業所又は介護施設等あたり1回までとする。</p> <p>(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用</p> <p>(2) 職員の応援派遣に係る費用</p> <p>(3) その他市長が必要と認める費用</p>
交付時期	<p>東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金確定通知書を受領した補助事業者は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。</p>
精算方法	<p>市長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書その他の提出書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果等が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、補助金の額を確定し、確定通知書により、補助事業者に対して補助金の額の確定を通知するものとする。</p> <p>概算払の場合において、確定の結果、補助金の確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、補助事業者に対し、補助金の精算を命じるものとする。</p>
実績確認方法	<p>補助事業者は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金実績報告書を、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日(全部若しくは一部の取り消しの通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過した日)までに市長に提</p>

	出しなければならない。 実績報告書には、納品書、領収証、レシート等支出を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
補助対象事業の 効果測定方法	利用者が介護サービスを継続できたことをもって効果があると判断している。

## (概要)

### 1. 補助金の概要

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、休業を要請される状況が生じた際には代替となるサービスを提供することが、介護施設等においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等も含めて、保健所の指示に従い感染防止対策を徹底してサービスを提供することが、訪問系サービス事業所においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等も含めてサービス提供を継続すること等が求められる。

また、訪問系サービス事業所をはじめとした、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所（以下「介護サービス事業所」と総称する。）については、感染防止対策を徹底したうえで、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること又は代替サービスを確保するための調整を行うことが、介護施設等については、施設内感染の発生により職員が不足した介護施設等に、応援職員の派遣を行うこと等が求められる。

これらを踏まえ、市内の介護サービス事業所及び介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行うための補助金である。

### 2. 過去の補助金の概要及び算定方法

介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（第5条）及び介護サービス事業所等との連携支援事業（第6条）の基準単価等は、以下に定めるとおりである。補助金の額は、以下の基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てた額）である。

- (1) 第5条第1号の補助事業（大阪府知事又は市長から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所）の基準単価は、別表において対象事業所・施設等の規模に応じて27千円から1,133千円と定められている。
- (2) 第5条第2号の補助事業（利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）の基準単価等は、別表において対象事業所・施設等の規模に応じて27千円から1,133千円と定められている。



- (3) 第5条第3号の補助事業（濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等）の基準単価等は、別表において対象事業所・施設等に応じて 27 千円から 638 千円と定められている。
- (4) 第5条第4号の補助事業（前各号のうち、通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えたいうえで、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づき提供するサービスをいう。次号において同じ。）を提供した事業所）の基準単価等は、別表において対象事業所・施設等の規模に応じて 452 千円から 2,266 千円と定められている。
- (5) 第5条第5号の補助事業（第1号及び第2号以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えたいうえで、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所）の基準単価等は、別表において対象事業所・施設等の規模に応じて 226 千円から 1,133 千円と定められている。
- (6) 第6条各号の補助事業（介護サービス事業所等との連携支援事業）の基準単価等は、別表において対象事業所・施設等の規模に応じて 13 千円から 567 千円と定められている。

### 3. 交付手続の概要

補助事業者は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金実績報告書を、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日（全部若しくは一部の取り消しの通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日）までに市長に提出する。なお、実績報告書には、納品書、領収証、レシート等支出を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。市長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書その他の提出書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果等が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、補助金の額を確定し、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金確定通知書（以下、「確定通知書」という。）により、補助事業者に対して補助金の額の確定を通知する。

確定通知書を受領した補助事業者は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を受ける。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 関連当事者との取引について (意見)

補助事業の実施にあたって、補助金の交付団体は、当該団体の代表者と親族と思われる者(関連当事者)と車両の賃貸借契約を締結している。関連当事者との取引は一般的に価格操作等の不適切な取引や行為を行いやすいことから、このような取引の妥当性や合理性を外観的に怪しまれる可能性のある取引は実行しないように指導する必要がある(意見番号67)。また、本件でいえば、レンタカーを使用するといった方策も検討するよう指導すべきであった。

#### 2. 補助金を利用した高額な機器の購入 (意見)

ある事業者は連携支援事業費補助として、iPhone11(256GB パープル)、iPhone12(256GB ホワイト)を購入していた。新型コロナウイルス感染症への感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費等に対し、支援を行うための補助であり、要綱第7条(5)その他市長が必要と認める費用として申請のあったものであるが、社会通念上経済的合理性に欠ける高額な機器であり、補助を行う必要性に疑念がある。要綱第7条(5)に規定される必要性について、交付決定を行うにあたっての検討も不十分である(意見番号68)。

#### 3. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書(様式第10号)に基づく報告(結果)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書(様式第10号)の提出を求めているが、監査実施時点で既に決算日が到来していると考えられる社会福祉法人(3月決算が法定)等についていまだ提出を受けていなかった(結果番号15)。適切に期限内に提出をしている団体がある一方で、提出していない団体があるのは公平性の観点からも不適切である。返還が必要な場合には過大に補助金を交付していることになるため、早急に提出させ状況を把握する必要がある。

なお、公益法人等であり、特定収入割合が5%超となった場合にはそもそも返還は生じない。このように予め返還が生じないと見込まれる事例を事前に整理したうえで、返還が生じない場合の報告に係る事務負担を軽減できるよう今後は考慮して事務を行う必要がある。

#### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、サービス継続支援事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助率も全額が補助されているため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号1、3参照)。

## (34) 補助金名 日常生活自立支援事業補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	日常生活自立支援事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 15 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。 補助金の内訳は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に支払う業務委託料及び利用者負担金を除く事業の実施に必要な経費とする。	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	38,910	33,997	60,185
	決算額	38,910	33,997	48,511
令和 3 年度予算	67,908 千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会			
交付の目的	自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護にかかわる相談事業、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業を実施する社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に対し、東大阪市が東大阪市日常生活自立支援事業補助金を交付し、もって地域福祉の向上を図る (東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付要綱第 1 条より抜粋)			
補助対象事業等の概要	(1) 福祉サービスの利用援助 (2) 日常的な金銭管理サービス (3) 書類預かりサービス (4) その他、協議会が社会福祉法人大阪府社会福祉協議会との間で締結した日常生活自立支援事業業務委託契約に定める業務 (東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付要綱第 3 条より抜粋)			
補助対象経費	人件費 (職員俸給、職員諸手当 (諸手当、旅費、厚生経費)、非常勤職員給与、法定福利費、退職給付、退職金積立資産、職員退職共済預け金)、事務費 (福利厚生費、報償費、研修費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、食糧費、車輛費、燃			

	料費、通信運搬費、手数料、損害保険料、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費) (東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付要綱別表)
交付時期	協議会は、東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付決定書の定めるところに従い、東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付請求書(様式第3)を上半期分(4月～9月分)は4月末までに、下半期分(10月～3月分)は10月末日までに市長に提出しなければならない。市長は、請求があったときは、補助金を交付する。
精算方法	実績報告書に基づき市長が補助金の額の決定を行い、その旨を東大阪市日常生活自立支援事業補助金確定通知書(様式第5)により協議会に通知する。確定の結果、決定した補助金額に満たないと認める場合には、市長は協議会に対し、補助金等の精算を命じる。
実績確認方法	市長に対し、事業に係る実績報告書及び補助金の精算書を補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後(事業が途中で完了したときは、当該完了後)2か月以内に、事業の実績その他必要な事項を記載した東大阪市日常生活自立支援事業補助金実績報告書(様式第4)を提出しなければならない。
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。

## (概要)

### 1. 補助金の概要

東大阪市では、自己の判断のみでは意思決定に支障のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護にかかわる相談事業、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援するため、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に補助金を交付している。

東大阪市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業には以下のようなものがある。

- ・自立支援策として低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度を運用している。
- ・野宿生活者に対する総合相談事業として各事業実施市の委託を受け、豊能・三島地域及び中河内・南河内地域を巡回し、野宿生活者の方と面談し健康や生活状況等を見守りながら、医療機関の紹介、仕事探しのお手伝い、借金問題の相談、生活保護等各種制度活用に関する助言等、野宿生活からの脱却に向けた相談・支援活動等を行っている。また、野宿生活から居宅生活に移られた方々に対しても、バーベキュー大会等仲間同士が集まれる場の提供等アフターフォローを独自事業として取組んでいる。

## 2. 過去の補助金の概要及び算定方法

協議会の作成する収支予算書を基に、人件費及び事務費に対して補助を実施している。当該補助金について、従前は30,000千円超の交付がなされていたが、令和2年度においては、待機者解消のため職員体制を16名から22名に増員するために当初予算は60,185千円となっていた。

しかしながら、結果的には人員を十分に確保することができず、非常勤職員の雇用をしたことや、職員の休職等もあり決算額は48,511千円となった。

## 3. 交付手続の概要

協議会は、東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付決定書の定めるところに従い、東大阪市日常生活自立支援事業補助金交付請求書（様式第3）を上半期分（4月～9月分）は4月末までに、下半期分（10月～3月分）は10月末日までに市長に提出しなければならない。市長は、請求があったときは、補助金を交付する。

補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後（事業が途中で完了したときは、当該完了後）2か月以内に、事業の実績その他必要な事項を記載した東大阪市日常生活自立支援事業補助金実績報告書（様式第4）を提出しなければならない。実績報告書に基づき市長が補助金の額の決定を行い、その旨を東大阪市日常生活自立支援事業補助金確定通知書（様式第5）により協議会に通知する。確定の結果、決定した補助金額に満たないと認める場合には、市長は協議会に対し、補助金等の精算を命じる。

（監査の結果及び意見）

### 1. 補助金の実績報告の検査内容、要綱の規定の不備（結果及び意見）

補助金の精算にあたり、東大阪市は協議会に対して実績報告及び精算書を提出させ、精算書の内容を確認するのみである。その支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書の提出も求めておらず、支出内容自体について市はなんら検証していない。十分な実績報告の検査が行われておらず不適切である（結果番号16）。また、要綱上、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定も見直す必要がある（意見番号69）。

### 2. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、日常生活自立支援事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の補助率も全額補助となっており、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (35) 補助金名 老人クラブ活動補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	老人クラブ活動補助金			
根拠法令	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 13 条第 2 項			
要綱等	① 東大阪市老人クラブ補助金交付要綱 ② 東大阪市老人クラブ連合会特別補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：昭和 49 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		①老人クラブあたり年額 48,000 円を限度として予算の範囲内で定める ②予算の範囲内において市長が別に定める	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	32,373	31,689	32,018
	決算額	31,515	31,185	31,643
令和 3 年度予算	31,816 千円			
交付先 (団体・個人等)	単位老人クラブ 老人クラブ連合会			
交付の目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 13 条第 2 項の規定により、本市内の老人クラブが行う高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動等地域を豊かにする活動に対して補助金を交付することにより、老人クラブを育成し、高齢者の生活を健全で豊かなものとし、もって高齢者福祉の増進に資する (東大阪市老人クラブ補助金交付要綱第 1 条より抜粋)			
補助対象事業等の概要	老人クラブが行う次に掲げる活動とする。 (1) 社会奉仕活動 (2) 教養講座開催活動 (3) 健康増進活動 (東大阪市老人クラブ補助金交付要綱第 4 条より抜粋)			
補助対象経費	(1)報償費、(2)旅費、(3)消耗品費、(4)印刷製本費、(5)食糧費、(6)通信運搬費、(7)保険料、(8)委託料、(9)使用料及び賃借料 (東大阪市老人クラブ補助金交付要綱別表参照)			
交付時期	交付を受けようとする団体は、当該年度の4月1日から4月 30 日までの間(②は明確な期間は非設定)に申請書を市長に提出し、交付決定の通知を受けた後、請求書を提出し、概算払により補助金の交付を受ける。			

精算方法	東大阪市老人クラブ補助金実績報告書（様式第5）、活動報告書（様式第6）及び歳入歳出決算報告書（様式第7）に基づく精算を行う。補助金確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は補助金等の精算を命じる
実績確認方法	被交付者は、当該年度終了後1月以内（②は2か月以内）に実績報告書等を市長に提出しなければならない。
補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は設けていない。

（概要）

1. 補助金の概要

東大阪市では老人クラブ活動助成事業として、①老人クラブ及び②老人クラブ連合会に対して補助金を交付している。東大阪市は、在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づき事業費の1/3に対して国庫補助金を受ける。

- ① 同一地域内に居住するおおむね60歳以上の人が30人以上で組織する老人クラブが行う、社会奉仕活動、教養講座開催活動、健康増進活動に対して、補助金を交付している。
- ② また、その連合組織である東大阪市老人クラブ連合会の事業に対しても補助金を交付してその活動を支援しており、連合会が実施するスポーツレクリエーションやその他地域固有の老人福祉大会や研修会等が対象となっている。

このうち、①老人クラブに対する補助金については東大阪市の各福祉事務所（東福祉事務所・中福祉事務所・西福祉事務所）に運営事務の執行を委任しており、②老人クラブ連合会の活動については社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会が取組のとりまとめをしているため、そこから提供された資料等を高齢介護課がチェックしている。

なお、老人クラブの活動実績は「老人クラブ活動実績報告書」が各福祉事務所に提出されており、福祉事務所ではクラブの会員名簿が実態に即したものであるかどうかを、住民基本台帳と照らし合わせ、高齢介護課へ報告している。

2. 過去の補助金の概要及び算定方法

老人クラブ活動補助金は、①東大阪市老人クラブ補助金交付要綱及び②東大阪市老人クラブ連合会特別補助金交付要綱において、以下のとおりに定められている。

東大阪市老人クラブ補助金	1 老人クラブあたり年額 48,000 円を限度として予算の範囲内で定める
東大阪市老人クラブ連合会 特別補助金	予算の範囲内において市長が別に定める

（資料）東大阪市老人クラブ補助金交付要綱第5条及び東大阪市老人クラブ連合会特別補助金交付要綱第5条より監査人作成

過去から当該補助金については合計で30,000千円程度の補助金が交付されている。令和2年度における予算額は、①東大阪市老人クラブ補助金で22,000千円、②東大阪市老人クラブ連合

会特別補助金で 8,000 千円程度であり、当初予算としては例年と同程度の補助金を見込んでいたが、新型コロナウイルスの影響により各種講座やイベントを中止していたことが影響し、実際に要した費用は当初予算時よりも下回った。

### 3. 交付手続の概要

①東大阪市老人クラブ補助金交付要綱及び②東大阪市老人クラブ連合会特別補助金交付要綱によると、当該年度の4月1日から4月30日までの間（②明確な期間は非設定）に交付申請書を市長に提出し、その後に交付決定の通知を受けた申請者は、請求書を提出し、概算払により補助金の交付を受ける。被交付者は、当該年度終了後1月（②は2月）以内に実績報告書等を市長に提出しなければならないが、実績報告書等に基づく精算を行う。補助金確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は補助金等の精算を命じる。令和2年度のように、新型コロナウイルスの影響により、計画された事業に充てられなかった補助金がある場合には、精算時に返還されることとなる。

#### （監査の結果及び意見）

##### 1. 補助金の効果測定（意見）

老人クラブ連合会に対する補助金の効果を説明するための指標や目標について定めていない。

老人クラブ連合会に対する補助金は、上限が定められた個々の老人クラブに対する補助金とは異なり、予算枠を上限とする以外の制限が設けられていない。例年、昨年度とほぼ同額の予算枠が組まれているが、結果的に予算額まで補助金が申請され、事業が実施されている事実のみをもって補助金が支出されている現状に鑑みると、補助金の効果測定を行うことで支出額の妥当性を検討する必要性がより高いといえる。

そこで、特に、老人クラブ連合会に対する補助金の効果測定のための指標や目標を定め、補助金を交付することの必要性を検討することが必要である（意見番号70）。

##### 2. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、老人クラブ活動補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の補助率も1/2を上回っており、運用基準の定めとの間に乖離がみられる（総括的事項における意見番号1、3参照）。



## (36) 補助金名 老人福祉施設等整備費補助金

所管部課	福祉部高齢介護課			
補助金の名称	老人福祉施設等整備費補助金			
根拠法令	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律			
要綱等	東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：老人福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		<u>あり</u> ・ なし	
	事業期間		始期：不明 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		後述のとおり	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	60,369	8,889	68,253
	決算額	53,631	789	67,372
令和3年度予算	207,432千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人かわち野福祉会 他2件			
交付の目的	<p>災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）に基づいて整備に要する費用の一部を補助することにより整備の促進を図り、市内の高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保する</p> <p>（東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第1条より抜粋）</p>			
補助対象事業等の概要	<p>次に掲げる整備事業</p> <p>ただし、市長が交付決定を行う前に着手された事業は補助金の対象としない。</p> <p>(1) 既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p> <p>(2) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業（耐震化整備、大規模修繕等及び非常用自家発電設備整備）</p> <p>(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業</p> <p>(4) 高齢者施設等の給水設備整備事業</p> <p>(5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化する事業</p> <p>(6) 高齢者施設等の水害対策強化事業</p> <p>(7) 高齢者施設等の換気設備整備事業</p>			

	(東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第4条第2項より抜粋)
補助対象経費	<p>補助金の対象となる経費は上述の整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）とする。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>また、次に掲げる経費については補助の対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 土地の買収又は整地に要する経費</li> <li>（2） 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費</li> <li>（3） その他施設等整備事業として適当とは認められない経費</li> </ol> <p>(東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第4条第3項より抜粋)</p>
交付時期	<p>市長は実績報告を受けたときは、これを審査し、補助事業者の協力を得て実地に調査を行い、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知する。</p> <p>補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、通知書の写しを添えて、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。</p>
精算方法	<p>市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。</p>
実績確認方法	<p>補助事業者は補助事業が完了したときは、補助金実績報告書に市長が指定する必要書類を添えて、補助事業完了の日と交付決定の通知を受け取った日の遅い方の日から起算して30日以内又は年度末の日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。</p>
補助対象事業の効果測定方法	<p>設置後に立会を実施しているが、補助金の効果自体を計る方法は設けていない。</p>

## (概要)

### 1. 補助金の概要

老人福祉施設等整備補助金は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進するため、その施設の整備に要する費用の一部を補助するものである。

当該補助金に対しては、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づき、国から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備交付金が交付されるため、東大阪市の実質的な負担割合は50%となっている。

老人福祉施設等整備費補助金の対象となる整備事業は以下のとおりである。

- (1) 既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業（耐震化整備、大規模修繕等及び非常用自家発電設備整備）
- (3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化する事業
- (6) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (7) 高齢者施設等の換気設備整備事業

### 2. 過去の補助金の概要及び算定方法

令和2年度においては、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を活用し、認知症高齢者グループホーム等合計7施設（3法人）で、非常用電源の確保や給排水施設の整備、熱中症対策のための老朽化した空調設備の改修、大阪府地域医療介護総合確保基金を活用し、特別養護老人ホーム等合計8施設（6法人）で、簡易陰圧装置の設置が行われており、予算現額68,253千円に対して67,372千円の決算額となっている。

なお、令和2年度より、災害発生時に限らず新型コロナウイルス感染拡大防止対策が目的に加わったことで、令和元年度と比較して予算額及び決算額は増加している。

補助金の額は次に掲げる方法により算出した額を上限として、予算の範囲内において決定している。

- (1) 既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

消化ポンプユニット等を設置する場合には、㎡あたり9,710円と2,440千円、自動火災報知設備の消防機関へ通報する仕様の有無に応じて325千円ないし1,080千円の補助上限が定められている（補助率10分の10）。

- (2) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業（耐震化整備、大規模修繕等及び非常用自家発電設備整備）

運営形態に応じて、交付基準単価は補助上限 7,730 千円から 15,400 千円、補助下限<sup>27</sup>800 千円が定められている（補助率 10 分の 10）。

(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

交付基準単価に補助上限は定められておらず、総事業費 5,000 千円の補助下限が定められている（補助率 4 分の 3 のうち、国が 2 分の 1、東大阪市が 4 分の 1）。

(4) 高齢者施設等の給水設備整備事業

交付基準単価に補助上限は定められておらず、総事業費 5,000 千円の補助下限が運営形態に応じて定められている。（補助率 4 分の 3 のうち、国が 2 分の 1、東大阪市が 4 分の 1）

(5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化する事業

交付基準単価に補助上限及び補助下限は定められていない（補助率 4 分の 3 のうち、国が 2 分の 1、東大阪市が 4 分の 1）。

(6) 高齢者施設等の水害対策強化事業

交付基準単価に補助上限は定められておらず、総事業費 800 千円の補助下限が定められている（補助率 4 分の 3 のうち、国が 2 分の 1、東大阪市が 4 分の 1）。

(7) 高齢者施設等の換気設備整備事業

交付基準単価は整備を行う居室の床面積に対して㎡あたり 4,000 円の補助上限が定められている（補助率 10 分の 10）。

(出典) 東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱別表

### 3. 交付手続の概要

補助事業者は補助事業が完了したときは、補助金実績報告書に市長が指定する必要書類を添えて、補助事業完了の日と交付決定の通知を受け取った日の遅い方の日から起算して 30 日以内又は年度末の日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。市長は実績報告を受けたときは、これを審査し、補助事業者の協力を得て実地に調査を行い、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により当該補助事業者に通知する。補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、通知書の写しを添えて、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

なお、東大阪市では上記実績報告を受けた後に、申請時に添付された写真と照合する等の現地の設置に関する立入検査を実施している。また、実績報告時に添付された領収書のチェックを実施している。

<sup>27</sup> 補助下限とは、要綱上の規定であるが、補助対象とする場合の事業費としていくら以上でなければ補助対象としない、という意味合いで使用されている。

(監査の結果及び意見)

「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、老人福祉施設等整備補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も介護施設等により異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (37) 補助金名 介護保険サービス利用料軽減助成金

所管部課	福祉部給付管理課			
補助金の名称	介護保険サービス利用料軽減助成金			
根拠法令	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要項（以下「国要綱」という。）			
要綱等	東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成12年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		法令等の定めによる。「事業の概要」参照。	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	3,000	3,000	3,090
	決算額	2,166	2,005	2,538
令和3年度予算	3,000千円			
交付先 (団体・個人等)	生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減を実施している社会福祉法人等			
交付の目的	介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度事業に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の普及促進を図り、もって低所得利用者及び生活保護受給者等の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資すること。			
補助対象事業等の概要	東大阪市被保険者（低所得者及び生活保護受給者等）に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度を実施する事業			
補助対象経費	国要綱に基づき利用者負担の軽減措置を実施した額			
交付時期	補助対象事業者は、東大阪市が通知する期限（例年2月頃）までに「補助金交付申請書」等を提出し、東大阪市の承認後「補助金交付決定通知書」を受領する。（その後、所定の手続を経て大阪府から東大阪市への補助金交付決定） 補助対象経費の確定後、補助対象事業者は「変更交付申請書」並びに「補助事業実績報告書」（いずれも3月末付で提出）を東大阪市の提出、東大阪市の「補助金確定通知書」を発行後、補助金交付（令和2年度分は令和3年5月31日支払）。			
精算方法	確定後支払のため精算なし			
実績確認方法	補助事業実績報告書に記載されている給付実績について、国民健康保険団体連合会（国保連）への請求額と一致していることを全件確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	特に、効果測定の方法は定めていない。			

## (概要)

低所得者等で特に生計が困難と市が認めた場合に、社会福祉法人等の協力で介護サービス費の1割の自己負担額、食費、居住費(滞在費)を1/4軽減するものである。

生活保護受給者については、介護老人福祉施設並びに短期入所生活介護の利用における個室の居住費(滞在費)に係る自己負担額について、全額軽減される。

国要綱及び東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱より、対象者、対象サービス及び補助金交付額の算定方法について以下に要約する。

### (1) 対象者

①低所得者(住民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす人)

- ・年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えることに50万円を加算)
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えることに100万円を加算)
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと

②生活保護受給者等

### (2) 対象のサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護(介護予防を含む)、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(介護予防を含む)、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業とこれらに係る利用者負担額並びに食費及び居住費(滞在費)

### (3) 補助金交付額の算定

①介護福祉施設サービス又は地域密着介護老人福祉施設入所生活介護の場合

- ・軽減総額が本来受領すべき利用者負担収入見込み額の10%(a)を超える額については10/10
- ・(a)に満たない額については、  
 $((\text{軽減総額(補助対象経費)} - (\text{本来受領すべき利用者負担収入見込み額の1\%})) \times 1 / 2)$

② ①以外の場合

- ・ $((\text{軽減総額(補助対象経費)} - (\text{本来受領すべき利用者負担収入見込み額の1\%})) \times 1 / 2)$

なお、補助金の返還については要綱上次の規定が設けられている。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から20日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第9条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から20日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(出典) 東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱



(監査の結果及び意見)

1. 実績確定に伴う金額変更を原因とした「変更交付申請書」の提出について (意見)

補助事業者が「補助金交付申請書」に記載する補助金申請額は、当年度の実績をもとに年度末までの期間にわたって補助金交付額の算定基礎（補助対象経費及び本来受領すべき利用者負担収入見込み額）に基づいて推計したものである。当該算定基礎額は、補助対象業者の年度末までの介護サービス利用実績等に基づき変動するため、見込み額と実績額は異なるのが通常である。

市は現状、見込み額と実績額が異なる全ての事業者に対し、「補助事業実績報告書」と同じ期日で「変更交付申請書」の提出を求めているため、結果的に全ての事業者が「補助金交付申請書」と金額のみが異なる「変更交付申請書」を再作成・提出している状況となっている。

「変更交付申請書」は、事業者によっては30ページに及び、また、この算定基礎は実績報告書で把握できる情報にも関わらず、再度別の帳票により収集することは、作成する事業者及び確認する所管課の負担を増大させるものであり、補助金交付に関する事務手続の効率性の点から望ましくない。

所管課は、補助金交付事務手続の効率化のために申請書類を改めて見直し、「変更交付申請書」の申請は補助事業の内容や経費の配分変更等必要な場合に限定すべきである (意見番号71)。

2. 「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い精度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、介護保険サービス利用料軽減助成金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の補助率の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの乖離がみられる。

しかしながら、介護保険サービス利用料軽減助成金は介護保険上の軽減制度であり、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (38) 補助金名 衛生管理体制確保支援等事業補助金

所管部課	福祉部障害施策推進課			
補助金の名称	衛生管理体制確保支援等事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度 、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱）別表のとおり。	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	29,114
	決算額	—	—	17,842
令和3年度予算	21,000千円			
交付先 (団体・個人等)	万天乃里株式会社 他 153件			
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を図るため、障害福祉サービス事業者等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、障害福祉サービスの安定的な提供を支援するもの。			
補助対象事業等の概要	障害福祉サービス事業者等が新型コロナウイルス感染症対策の徹底や障害児者を中心とした住民への感染症に対する理解促進等を図るため、必要なマスク、消毒液、防護服、飛沫防止パネル・シート、空気清浄機等の衛生用品を購入し、又は障害福祉サービス事業所等に簡易陰圧装置や換気設備を導入する事業。新型コロナウイルス感染症が発生した施設等が感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼して実施する事業			
補助対象経費	(1)マスク、消毒液（ハンドソープ、うがい薬、除菌液含む）、防護服、飛沫防止パネル又はシート、空気清浄機の購入に係る経費 (2)障害福祉サービス事業所等において簡易陰圧装置又は換気設備を導入するための経費 (3)新型コロナウイルス感染症が発生した施設等において、建物や設備の消毒を事業者へ依頼するための経費			
交付時期	事業実施後確定払により交付			

精算方法	事業実施後確定払により交付
実績確認方法	様式6に基づく事業実績報告及び同報告に添付された補助事業の経費について証明するもの（領収書等）に基づき審査を実施する
補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。

(概要)

1. 補助金の概要

本補助金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受けて、厚生労働省のサービス継続支援事業の一環として設計された補助金であり、元の根拠は厚生労働省発障0529第1号（令和2年5月29日）「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」に求められる。

当該要綱を受けて、東大阪市では障害福祉サービス等事業者、すなわち、障害福祉サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等に対するサービス継続支援事業として、時限的に「障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱」（以下、本補助金の説明において単に要綱という。）を設け、本補助金を開始した。対象となる事業、経費等については次のとおりである。

(別表) 補助の基準額について

事業名	補助基準額	対象経費	備考
障害福祉サービス等の衛生管理体制確保事業	(1) 1事業あたり50,000円以内、1法人につき200,000円以内	(1) マスク、消毒液（ハンドソープ、うがい薬、除菌液含む）防護服、飛沫防止パネル又はシート、空気清浄機の購入にかかる経費	厚生労働省発障0514第1号（令和2年5月14日）「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業実施要綱」に基づく事業
	(2) 1法人につき200,000円以内	(2) 障害福祉サービス事業所等において簡易陰圧装置又は換気設備を導入するための経費	
	(3) 1法人につき100,000円以内	(3) 新型コロナウイルス感染症が発生した施設等において、建物や設備の消毒を事業者へ依頼するための経費	

(出典) 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱 別表

本補助金は、障害福祉サービス等事業者を対象に、障害福祉サービス事業者等が新型コロナウイルス感染症対策の徹底や障害児者を中心とした住民への感染症に対する理解促進等を図るため、必要なマスク、消毒液、防護服、飛沫防止パネル・シート、空気清浄機等の衛生用品を購入し、又は障害福祉サービス事業所等に簡易陰圧装置や換気設備を導入する事業、あるいは、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等が感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼して実施する事業を支援するものである。

予算現額29,114千円に対して実績額は17,842千円と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえると、利用状況はやや低調であったと考えられる。

なお、当初時限的な補助金となる予定であったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みて延長のうえ令和3年度にも実施されることとなった。

## 2. 交付手続の概要

補助金の対象が、サービス継続にあたって必要となった経費であることから、補助金の申請及び交付は事業が実施されたあととなる。そこで、補助金の交付を受けようとする事業者等は、令和2年度障害者総合支援事業費補助金交付申請書（様式1）に、事業種別ごとに別途定められた書類、役員名簿等を添えて提出する。これらと、様式6に基づく事業実績報告及び同報告に添付された補助事業の経費について証明するもの（領収書や賃金台帳等）に基づき審査を行い、補助金額を確定し、交付決定が行われることになる。

なお、書面審査が主であったが、大量に衛生用品を購入した数か所の事業所等には現地調査も実施し、本来補助の対象とならない不適切なものを購入した申請については補助金の交付決定を行わなかった事例もあった。

### （監査の結果及び意見）

#### 1. 補助金の利用促進のための方策の検討について（意見）

予算現額 29,114 千円に対して実績額は 17,842 千円と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえると、利用状況はやや低調であったと考えられる点について、所管課に説明を求めたところ、対象となる市内の事業者のメールアドレスに複数回案内を配信し、メールや FAX による意向調査や、事業所連絡会の場合での説明も行ったが、特に返事を求めておらず、また、補助の対象者には新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所が含まれるが、感染者が発生した事業所に対して個別に補助金が活用できる旨の案内はしていなかったということであった。類似の補助金を所管する他の課では、感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例もあった。本補助金は障害福祉サービス事業者等が担う事業の継続性にあると考えられること、令和3年度以降も継続するということであるから、これらの事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある（意見番号 72）。

2. 実績報告に添付された領収書等の名義について（結果）

補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助事業者の名称となっていないもの、宛名がないものが複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう各事業者に指導すべきである（結果番号 17）。

## (39) 補助金名 サービス継続支援事業補助金

所管部課	福祉部障害施策推進課			
補助金の名称	サービス継続支援事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		厚生労働省発障0529第1号（令和2年5月29日）「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」別表に定める基準額以内。	
補助金の推移 （金額単位：千円）	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	2,612
	決算額	—	—	1,499
令和3年度予算	12,000千円			
交付先 （団体・個人等）	市内において障害福祉サービス事業所又は放課後等デイサービス事業所等を運営する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体、具体的には、社会福祉法人ひびき福祉会 他9件			
交付の目的	障害福祉サービス事業者等が、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時には想定されない対応に係る経費について支援を行う。			
補助対象事業等の概要	障害福祉サービス事業者等が、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時には想定されない対応により支援を行う事業			
補助対象経費	休業要請を受けた事業所、利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等々が、感染症対策を行いながら、障害福祉サービスを継続して提供する場合、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービス提供を行った場合に、必要となったかかり増し経費。			
交付時期	事業実施後確定払により交付			
精算方法	事業実施後確定払により交付のため、該当なし。			
実績確認方法	様式6に基づく事業実績報告及び同報告に添付された補助事業の経費について証明するもの（領収書等）に基づき審査を実施する			

補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。
-------------------	-------------------

(概要)

### 1. 補助金の概要

本補助金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受けて、厚生労働省のサービス継続支援事業の一環として設計された補助金であり、元の根拠は厚生労働省発障0529第1号（令和2年5月29日）「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」に求められる。

当該要綱を受けて、東大阪市では障害福祉サービス等事業者、すなわち、障害福祉サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等に対するサービス継続支援事業として、時限的に「障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱」（以下、本補助金の説明において単に要綱という。）を設け、本補助金を開始した。対象となる事業、経費等については次のとおりである。

(別表) 補助の基準額について

事業名	補助基準額	対象経費	備考
障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業	厚生労働省発障0529第1号（令和2年5月29日）「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」別表に定める基準額以内。	休業要請を受けた事業所、利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等が、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費又は障害福祉サービス等事業所であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービス提供を行った場合に、必要となった経費	厚生労働省発障0529第1号（令和2年5月29日）「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づく事業

(出典) 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱 別表



本補助金は、休業要請を受けた障害福祉サービス等事業者を対象に、サービスの継続にあたって通常要しないかかり増し経費に対して交付されるが、緊急性を要する状況であったことから、国も東大阪市もその補助金の制度設計にあたっては不明瞭な面を残した状況であったといえる。補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とし、上記の別表に規定する基準により算定された額とされるが、交付対象とするかどうかは都度個々の判断による。補助の対象とする経費の範囲が明確ではなかった面もあり、後に指摘として述べる問題も生じている。

一方、これらの状況により、支援が必要であった事業者等に素早く手を差し伸べることができた、という点では、効果があったともいえる。

予算現額2,612千円に対して実績額は1,499千円と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえると、利用状況はやや低調であったと考えられる。

なお、当初時限的な補助金となる予定であったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みて延長のうえ令和3年度にも実施されることとなった。

## 2. 交付手続の概要

補助金の対象が、サービス継続にあたって必要となった経費であることから、補助金の申請及び交付は事業が実施されたあととなる。そこで、補助金の交付を受けようとする事業者等は、令和2年度障害者総合支援事業費補助金交付申請書（様式1）に、事業種別ごとに別途定められた書類、役員名簿等を添えて提出する。これらと、様式6に基づく事業実績報告及び同報告に添付された補助事業の経費について証明するもの（領収書や賃金台帳等）に基づき審査を行い、補助金額を確定し、交付決定が行われることになる。

### （監査の結果及び意見）

#### 1. 補助金の利用促進のための方策の検討について（意見）

上記のとおり、予算現額2,612千円に対して実績額は1,499千円と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえると、利用状況はやや低調であったと考えられる点について、所管課に説明を求めたところ、補助の対象者は利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス事業所等であるが、感染者が発生した事業所に対して個別に補助金が活用できる旨の案内はしていなかったということであった。

類似の補助金を所管する他の課では、感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例もあった。本補助金は障害福祉サービス事業者等が担う事業の継続性にあると考えられること、令和3年度以降も継続するということであるから、これらの事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある（意見番号73）。

## 2. 事務処理の誤りあるいは不適切な事例について（結果）

補助金の申請書類を閲覧したところ、次のような誤りあるいは不適切な事例が認められた。今後適切に事務処理を行う必要がある（結果番号18）。

- (1) 見積書と入出金明細書をもとに補助金の交付決定が令和3年3月29日に行われている。しかしながら、当該入出金明細書は令和3年3月31日付けで入手されたものであったことから、本来交付決定は入出金明細書により出金を確認できた令和3年3月31日付けで行うべきであり、令和3年3月29日付けで交付決定が行われたことは不適切であった。
- (2) 補助対象経費として申請された交通費について、ICカードへのチャージ代全額が申請され、当該申請に対して補助金が交付されていた。この点について、所管課からは、チャージ金額2,000円については実費相当分であるという報告を事業者から受けたということであった。しかしながら、具体的な経路や個々の金額までは確認できておらず、本来交通費は実費で申請されたものについて補助金が交付されるべきである。

## 3. 補助金購入備品への補助事業であることの表示について

「団体に対する補助制度運用基準」では、補助金による購入備品について補助金事業により購入した旨の表示（表示例「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」）を義務づけている。

しかしながら、令和2年度に当該補助金を活用して取得した備品の写真を閲覧したところ、補助金事業により購入した旨の表示が行われていなかった。この点について、所管課に確認したところ、この認識がなく、各事業者への指導は実施していなかったとのことであり、現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号5参照）。

## (40) 補助金名 社会福祉施設等整備費補助金

所管部課	福祉部障害施策推進課			
補助金の名称	社会福祉施設等整備費補助金			
根拠法令	障害者自立支援法			
要綱等	東大阪市障害者施設整備補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 17 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		予算の範囲内で、国庫補助要綱により算出した額（千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。）の合計額の範囲内で市長が定める額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	392, 223	25, 886	300, 361
	決算額	366, 245	25, 886	16, 980
令和 3 年度予算	一千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人若草会 他 1 件			
交付の目的	障害者施設の施設整備に要する費用の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	国の社会福祉施設整備費補助事業に基づき、市内において障害福祉サービス事業所を整備する事業			
補助対象経費	社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援 1005003 号厚生労働事務次官通知。）において補助対象となる経費とする。ただし施設整備に係る次に掲げる費用については、補助の対象としない。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 職員の宿舎に要する費用 (4) その他施設整備費として適当と認められない費用			
交付時期	事業実施後実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき			
精算方法	同上			

実績確認方法	事業実績報告の審査及び補助事業者の協力を得て、随時、実地に検査を行う
補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法を設けていない。

(概要)

## 1. 補助金の概要

本補助金は、社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援 1005003 号厚生労働事務次官通知。）において補助対象となる障害者施設の施設整備に要する費用の一部を補助するものである。施設整備には、新設以外にも、改築や大規模修繕を含む。この補助金の補助対象となる施設は、障害者自立支援法第 5 条に規定する障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所（障害福祉サービス事業所）であるが、東大阪市社会福祉法人設立認可等審査において施設整備の承認を受けて、国の補助を受ける施設整備でなければならない。

なお、令和 2 年度には 1 事業者からの申請に対して補助金の交付を行ったが、当該事業が複数年度にまたがる事業であったことから、令和 2 年度の補助金の交付実績は 16,980 千円にとどまった。

## 2. 交付手続の概要

補助金の交付を受けようとする者は、予め障害者施設整備補助金協議書（様式第 1 号）及び市長が必要とする書類を、所管課に提出しなければならないとされている。所管課は、当該協議書が提出されたときはこれを審査し、その内容を適当と認めたときは、国庫補助金の内示後、補助金を交付する予定である旨について文書による事務連絡（以下「内示」という。）を行う。

次に、補助金交付の内示を受けた者（以下「補助事業者」という。）は障害者施設整備補助金交付申請書（様式第 2 号）に、事業に伴う収支予算（見込み）書、事業計画書、内示書等所定の書類を添付して指定する日までに提出しなければならないとされている。その後、所管課は、障害者施設整備補助金交付申請書の内容を審査するとともに必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付することが適正と認めたときは、障害者施設整備補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助金の交付を申請した者に補助金の交付決定を通知する。

その後、補助事業者は、障害者施設整備補助金事業実績報告書（様式第 10 号）を、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、所定の資料を添えて所管課に提出しなければならないとされている。これを受けて、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者施設整備補助金確定通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に対して補助金の額の確定通知を行う。

（資料）東大阪市障害者施設整備補助金交付要綱

(監査の結果及び意見)

1. 報告様式の誤り (結果)

要綱第 16 条第 2 項によると「補助事業が翌年度にわたる場合には、当該補助金の交付の決定があった年度の翌年度の 4 月 30 日までに、障害者施設整備補助金年度終了実績報告書 (様式第 11 号) を市長に提出しなければならない。」とされている。

しかしながら、監査の対象とした事業は翌年度にまたがる事業であったが、誤って様式第 11 号ではなく様式第 10 号により報告を受けていた。本来は障害者施設整備補助金年度終了実績報告書 (様式第 11 号) に基づく報告を受けるべきであった (結果番号 19)。

2. 補助金の周知方法について (意見)

所管課も認識のとおり、本補助金については公募により広く事業者を募る必要があると考えられるが、公募がなされていないため、補助制度の内容や目的等について市のウェブサイト等にて公開されておらず、その存在を市民等が知ることのできる状態とはなっていない。

東大阪市障害福祉計画においても、事業者数の拡大、各施設類型別の利用者数等の目標等が示されているが、施設整備に対しての補助を積極的に行っていくことはこれらの目標を達成するための手段の一つとなりうる。

補助金について公募を原則とするとともに、選考委員会の設置等も含めて、広く事業者を募る仕組み、補助金を広く活用してもらえよう周知する仕組みを検討する必要がある (意見番号 74)。

## (41) 補助金名 生産活動活性化支援事業補助金

所管部課	福祉部障害施策推進課			
補助金の名称	生産活動活性化支援事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		予算の範囲内で市長が定める額とし、別表に規定する基準により算定された額（1事業所当たりの上限金額500千円）	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	22,000
	決算額	—	—	6,854
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人鴻池福祉会 他12件			
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する事業			
補助対象事業等の概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所（就労継続支援A型・B型）に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する。			
補助対象経費	ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用 イ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用 ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用 エ 新たな生産活動への転換等に要する費用 オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用			
交付時期	事業実施後確定払により交付			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	（別紙2）生産活動活性化支援事業実績報告様式に基づく事業実績報告及び同報告に添付された補助事業の経費について証明するもの（領収書等）に基づき			

	審査を実施する
補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。

(概要)

#### 1. 補助金の概要

本補助金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受けて、厚生労働省のサービス継続支援事業の一環として設計された補助金であり、元の根拠は厚生労働省発障0529第1号（令和2年5月29日）「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」に求められる。

当該要綱を受けて、東大阪市では障害福祉サービス等事業者、すなわち、障害福祉サービス事業所及び濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等に対するサービス継続支援事業として、時限的に「障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱」（以下、本補助金の説明において単に要綱という。）を設け、本補助金を開始した。対象となる事業、経費等については次のとおりである。

(別表) 補助の基準額について

事業名	補助基準額	対象経費	備考
就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（生産活動活性化支援事業）	別途定める基準額を上限とし、1事業所あたり500,000円、1法人あたり2,000,000円以内。	生産活動の実施に必要な経費であって、 ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用 イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用 ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用 エ 新たな生産活動への転換等に要する費用 オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用	厚生労働省発障0630第1号（令和2年6月30日） 「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業実施要綱」に基づく事業

(出典) 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る補助金交付要綱 別表

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する事業である。最大で1事業所あたり50万円、1法人あたり200万円が交付される。

予算現額22,000千円に対して実績額は6,854千円と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえると、利用状況は低調であったと考えられる。この点について、所管課にヒアリングを行ったところ、交付基準が厳しかったというのが最大の原因であったということである。



## 2. 交付手続の概要

補助金の対象が、サービス継続にあたって必要となった経費であることから、補助金の申請及び交付は事業が実施されたあととなる。そこで、補助金の交付を受けようとする事業者等は、令和2年度障害者総合支援事業費補助金交付申請書（様式1）に、事業種別ごとに別途定められた書類、役員名簿等を添えて提出する。本補助金では、生産活動収入が相当程度、具体的には、50%減収していることが交付要件とされていたことから、生産活動収入が相当程度減収していることを証明できる資料を提出する必要がある。その後、様式6に基づく事業実績報告及び同報告に添付された補助事業の経費について証明するもの（領収書等）に基づき審査を行い、補助金額を確定し、交付決定が行われることになる。

### （監査の結果及び意見）

特段、指摘する事項は認められなかった。

## (42) 補助金名 移動支援事業補助金

所管部課	福祉部障害福祉認定給付課			
補助金の名称	移動支援事業補助金			
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
要綱等	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 18 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		事業実施に応じ「補助対象経費」に記載の金額を交付	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	652, 500	660, 000	720, 000
	決算額	674, 067	666, 751	510, 994
令和 3 年度予算	720, 000 千円			
交付先 (団体・個人等)	移動支援事業を実施する事業者			
交付の目的	移動支援事業に対して、補助金を交付することにより、屋外での移動に困難のある障害者及び 5 歳以上の障害児の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。			
補助対象事業等の概要	移動支援事業			
補助対象経費	補助対象経費は定めておらず、経費の発生状況に関わらず、事業の実施状況に応じて以下の金額を交付することとしている。  支援型            補助対象金額 個別支援        30 分ごとに 1, 000 円 グループ支援   30 分ごとに 500 円			
交付時期	事業完了後			
精算方法	なし			
実績確認方法	事業完了後に提出される補助金実績報告書及び事業実績書により確認			
補助対象事業の効果測定方法	利用人数及び利用時間数について、東大阪市障害福祉計画における計画値と比較することにより測定			

(概要)

## 1. 補助金の概要

当該補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業に基づき、屋外での移動に困難のある障害者及び障害児に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す目的で移動支援事業を実施する社会福祉法人等に対して、交付されるものである。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(中略)

八 移動支援事業

(出典) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

当該事業における支援の類型は、個別支援型とグループ支援型の2つに分類されており、当該分類により補助金額(補助単価)が異なるものとされている。個別支援型は、「利用者1人に対し、1人のヘルパーが支援を行うもの」であり、グループ支援型は、「利用者2人に対し、1人のヘルパーが支援を行うもの」である。

## 2. 交付手続の概要

当該補助金は、補助事業者が利用者から、東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱に定める補助対象金額の1割の利用料を徴収したうえで、残額(9割部分)について補助を受けるものとされている。ただし、被保護者等及び市町村民税非課税者は上記の自己負担利用料(1割部分)が免除されるほか、市町村民税課税者については、利用料の上限額が「1月につき4,000円」と定められている。

補助金は、東大阪市地域生活支援事業補助金交付申請書を、事業を実施する月の末日までに市長に提出し、交付決定を受けたうえで、事業の実施の翌月の10日までに東大阪市地域生活支援事業補助金交付請求書及び東大阪市地域生活支援事業実施報告書を市長に提出することで、事後的に交付されるため、精算手続は発生しない。また、交付にあたっては形式面や提出された資料間の整合性等を確認する一次審査と、当該事業による行き先や目的等を確認する二次審査を、別の職員が実施することとしている。

(監査の結果及び意見)

要綱上の事務との乖離、これらの是正のための方策の検討について(結果)

東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされているが、令和2年11月の事業実施分の実績報告書の日付が全て令和3年1月25日となっている。これは、対象件数が膨大であり、実務上の便宜性から、所管課での決裁後担当職員が手書きで報告日付を記載しているとのことであった。

このとおり、実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である(結果番号20)。他市の状況等も参考に、例えば、情報処理システムへの投資等膨大な事務処理をより効率化するための方策を積極的に検討すべきである。

## (43) 補助金名 地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金

所管部課	福祉部障害福祉認定給付課			
補助金の名称	地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金			
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
要綱等	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 19 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		事業実施に応じ「補助対象経費」に記載の金額を交付	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	88,200	80,000	74,000
	決算額	81,805	71,100	64,608
令和 3 年度予算	74,000 千円			
交付先 (団体・個人等)	地域活動支援センター事業を実施する事業者			
交付の目的	地域活動支援センターが実施するⅢ型事業に対して、補助金を交付することにより、障害者又は障害児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	地域活動支援センターⅢ型事業			
補助対象経費	補助対象経費は定めておらず、経費の発生状況に関わらず、事業の実施状況に応じて以下の金額を交付することとしている。			
	施設利用者の定員 (1 施設あたり)	程度の区分		補助対象金額 (1 日につき)
	15 人未満	(重)		3,800 円
		(軽)		3,500 円
	15 人以上 20 人未満	(重)		3,500 円
		(軽)		3,200 円
	20 人以上	(重)		3,200 円
(軽)		3,200 円		

	<p>(備考)</p> <p>1 この表において施設利用者の定員とは、事業者が定める運営規程によるものとする。</p> <p>2 この表において(重)とは、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、総合等級1級又は2級である者</p> <p>(2)療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受け、区分Aに該当する者</p> <p>(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級である者</p> <p>3 この表において(軽)とは、(重)以外の者とする。</p>
交付時期	事業完了後
精算方法	なし
実績確認方法	事業完了後に提出される補助金実績報告書及び事業実績書により確認
補助対象事業の 効果測定方法	利用人数について、東大阪市障害福祉計画における計画値と比較することにより測定

(概要)

1. 補助金の概要

当該補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業に基づき地域活動支援センターを運営する社会福祉法人等に対して、交付されるものである。

<p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p>
--

(出典) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設であり、実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じた柔軟な形態での支援が実施可能とされている。

地域活動支援センターが実施する事業は、以下のとおりⅠ型～Ⅲ型の3つの事業に分類されており、当該補助金はⅢ型事業の実施に対して交付されるものである。

事業分類	事業内容
地域活動支援センターⅠ型事業	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業
地域活動支援センターⅡ型事業	入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、リクレーション等を行う事業
地域活動支援センターⅢ型事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業

(資料) 東大阪市ウェブサイトより監査人が作成

## 2. 交付手続の概要

当該補助金は、補助事業者が利用者から、東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱に定める補助対象金額の1割の利用料を徴収したうえで、残額(9割部分)について補助を受けるものとされている。ただし、被保護者等及び市町村民税非課税者は上記の自己負担利用料(1割部分)が免除されるほか、市町村民税課税者については、利用料の上限額が「1月につき4,000円」と定められている。

補助金額の単価は、施設規模(1施設あたりの施設利用者の定員)及び利用者の障害の程度により、交付要綱において6区分に定められているが、補助事業者が食事の提供又は送迎サービスを実施した場合には、それぞれ交付要綱において定められた加算額を加えた金額が交付される。

補助金は、東大阪市地域生活支援事業補助金交付申請書を、事業を実施する月の末日までに市長に提出し、交付決定を受けたうえで、事業の実施の翌月の10日までに東大阪市地域生活支援事業補助金交付請求書及び東大阪市地域生活支援事業実施報告書を市長に提出することで、事後的に交付されるため、精算手続は発生しない。

### (監査の結果及び意見)

要綱上の事務との乖離、これらの是正のための方策の検討について(結果)

東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされているが、令和2年9月の事業実施分の実績報告書日付が全て令和2年11月2日となっている。これは、対象件数が膨大であり、実務上の便宜性から、所管課での決裁後担当職員が手書きで報告日付を記載しているとのことであった。

このとおり、実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である(結果番号21)。他市の状況等も参考に、例えば、情報処理システムへの投資等膨大な事務処理をより効率化するための方策を積極的に検討すべきである。

## (44) 補助金名 日常生活用具給付事業補助金

所管部課	福祉部障害福祉認定給付課			
補助金の名称	日常生活用具給付事業補助金			
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
要綱等	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 18 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		事業実施に応じ「補助対象経費」に記載の金額を交付	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	152, 100	187, 500	154, 000
	決算額	161, 375	161, 586	161, 025
令和 3 年度予算	154, 000 千円			
交付先 (団体・個人等)	日常生活用具の給付を行った事業者			
交付の目的	日常生活用具給付事業に対して、補助金を交付することにより、重度の障害者及び障害児（以下「障害者・児」という。）に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行うことで、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	日常生活用具給付事業			
補助対象経費	要綱に用具名別・種別に定める限度額の範囲内で、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする者（以下「補助事業者等」という。）が補助対象事業の利用を行う者（以下「利用者」という。）と契約した額			
交付時期	事業完了後			
精算方法	なし			
実績確認方法	事業完了後に提出される補助金実績報告書及び事業実績書により確認			
補助対象事業の効果測定方法	利用件数について、東大阪市障害福祉計画における計画値と比較することにより測定している。			



## (概要)

### 1. 補助金の概要

当該補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業に基づき、重度障害者に対して自立生活支援用具を給付することで、日常生活の便宜を図るため、用具を給付した業者等に対して、交付されるものである。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(中略)

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

(出典) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### 2. 補助金交付の概要

当該補助金は、補助事業者が利用者から、東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱に定める補助対象金額の1割の利用料を徴収したうえで、残額（9割部分）について補助を受けるものとされている。ただし、被保護者等及び市町村民税非課税者は上記の自己負担利用料（1割部分）が免除されるほか、市町村民税課税者のうち所得割46万円未満の者については、利用料の上限額が「1月につき24,000円」と定められている。

補助金の交付にあたって、用具使用者は福祉事務所に「日常生活用具給付等申請書」を提出し、「日常生活用具給付券」の発行を受けたうえで、用具の受領と引き換えに業者等に対して「日常生活用具給付券」を渡すこととされている。そのうえで、業者等は、日常生活用具を給付した（引渡し）月の翌月10日までに「日常生活用具給付券」をとりまとめ、「補助金交付申請書」「補助算定対象者一覧」とともに市に提出することで、補助金が業者等に対して事後的に交付される。そのため、補助金の精算手続は発生しない。また、交付にあたっては形式面や提出された資料間の整合性等を確認する一次審査と、当該事業による用具購入の具体的な内容、目的等を確認する二次審査を、別の職員が実施することとしている。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 事業者等の欠格要件について（意見）

当該補助金については、他の補助金について通常定められている補助対象事業の事業者等の欠格要件が要綱上で定められていない。

交付対象として不適切な事業者等を明確にして、当該事業者等に対する補助金交付を防止するため、要綱において欠格要件を明確化し、交付申請時に欠格要件に該当しないことを確認したうえで、補助金を交付すべきである（意見番号75）。

## 2. ミスや不正が生じていないことを確かめるための事務遂行について（意見）

福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」が、実際の購入額と異なる可能性がある点について、所管課へ質問したところ、「まず起こりえない」という回答であり、特段これまで実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性についての確認は行っていない。福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」と実際の購入額に乖離があった場合には、実際の購入額以上の補助金が交付される可能性があるため、ミスや不正は起こりうるものだという認識のもと、ミスや不正が生じていないことを確かめるために、実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性の確認を実施すべきである（意見番号76）。

## 3. 補助金の交付決定に係る検査の適正化について（意見）

用具使用者が用具と引き換えに業者等に提出する「日常生活用具給付券」について、監査人が確認したA会社からの令和2年7月分申請60件のうち、用具受領年月日の記載があったのは4件のみ、B会社からの令和2年7月分申請11件のうち、用具受領年月日の記載があったのは1件のみと、用具受領年月日が空欄のものが散見された。

東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされており、当該定めに従った適時の補助金請求及び実績報告に基づく交付を担保するため、補助金の交付申請にあたっては、「日常生活用具給付券」に、適切な用具受領年月日を記載するように指導すべきである（意見番号77）。

## 4. 補助金の交付決定に係る検査の適正化、補助対象とすることの基準について（結果及び意見）

令和2年度に当該補助金が交付された「日常生活用具給付券」について、用具の名称欄に「令和2年2月～3月分」と記載されているもの、受領年月日が「2020年3月28日」と記載されているものが、令和2年7月分の補助金申請に含まれていた。これらの「日常生活用具給付券」日付から約4か月が経過しており、年度も跨いでいる用具購入について、令和2年度の補助金として交付としてよいのかについて疑問がある。補助金は各予算年度の間実施された事業に対して執行されるものであることから、これらの申請について令和2年7月分の補助金申請として受け付けるべきではなく、補助金として交付するべきではなかった（結果番号22）。

事業者等に対して適時、適切に事務を行うよう改めて指導を行うとともに、補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定めることを検討すべきである（意見番号78）。また、所管課としても、申請時期等が不適切なものが含まれていないか、チェックする仕組みを検討し、当該仕組みにしたがってチェックを行う必要がある（意見番号79）。

#### 5. 「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い精度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、日常生活用具給付事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の補助率の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの乖離がみられる。

日常生活用具給付事業補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の軽減制度であり、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (45) 補助金名 日中一時支援事業補助金

所管部課	福祉部障害福祉認定給付課			
補助金の名称	日中一時支援事業補助金			
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
要綱等	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 18 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		法令等の定めにより決定。「補助対象経費」参照	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	20,100	20,000	20,000
	決算額	15,346	17,112	13,819
令和 3 年度予算	20,000 千円			
交付先 (団体・個人等)	日中一時支援事業を行う事業者			
交付の目的	日中一時支援事業に対して、補助金を交付することにより、障害児及び障害者の日中における活動の場を確保し、障害児及び障害者の自立促進及び生活の質の向上を図ること又は障害児・障害者の家族の就労支援及び児・者を介助している家族の一時的な休息の確保を目的とする。			
補助対象事業等の概要	対象者（障害者、障害児）に対する日中一時支援事業（日中短期入所）			
補助対象経費	「補助対象金額」（障害度及び介護度、年齢別に要綱に定められている）から「利用料」（補助対象金額の 1 割）を差し引いた額とする。 ただし、被保護者等及び市町村民税非課税者の利用料は免除である。			
	補助対象金額			
	(a) 障害者及び 15 歳以上の障害児で重度訪問介護を要するもの			
	1 回の利用時間	障害程度区分	補助対象金額	
	4 時間未満	6・5	1,800 円	
		4・3	1,300 円	
	2・1	1,100 円		
4 時間以上	6・5	3,600 円		

	8時間未満										
		4・3	2,600円								
		2・1	2,200円								
	8時間以上	6・5	5,400円								
		4・3	3,900円								
		2・1	3,300円								
(b) 障害児 ((a) に規定する障害児を除く。)											
	1回の利用時間	程度の区分	補助対象金額								
	4時間未満	3	1,800円								
		2	1,300円								
		1	1,100円								
	4時間以上 8時間未満	3	3,600円								
		2	2,600円								
		1	2,200円								
	8時間以上	3	5,400円								
		2	3,900円								
		1	3,300円								
<p>また、補助事業者が、次の表に掲げる事業に係るサービス又は食事の提供を行った場合については、以下の加算額の合計額を補助金の額とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>サービス等</td> <td>加算額</td> </tr> <tr> <td>食事</td> <td>1日につき420円（被保護者等及び市町村民税非課税者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>入浴サービス</td> <td>1回につき400円</td> </tr> <tr> <td>送迎サービス</td> <td>片道500円</td> </tr> </tbody> </table>				サービス等	加算額	食事	1日につき420円（被保護者等及び市町村民税非課税者に限る。）	入浴サービス	1回につき400円	送迎サービス	片道500円
サービス等	加算額										
食事	1日につき420円（被保護者等及び市町村民税非課税者に限る。）										
入浴サービス	1回につき400円										
送迎サービス	片道500円										
交付時期	<p>1か月ごとの利用者実績に基づき補助金を交付するものとする。</p> <p>補助事業者は、事業の実施の翌月の10日までに東大阪市地域生活支援事業補助金交付請求書に東大阪市地域生活支援事業実績報告書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>市長は、利用者実績及び請求内容を審査し、補助金を支出することを適当と認めるときは、補助事業者に補助金を支出するものとする。</p>										
精算方法	確定後支払のため精算なし										
実績確認方法	<p>サービス提供月の翌日10日までに請求書及び実績報告（「日中一時支援事業（日中短期入所・障害児タイムケア）明細書兼実績記録票」）を受領し、請求書等を1次審査（形式、整合性、受給者証との整合性、事業者情報チェック）した後、</p>										

	問題なければ2次審査（審査チェックリストの実施及び計算チェック）を実施している。1次審査と2次審査は別の者で実施することにより、正確性を高めている。
補助対象事業の効果測定方法	東大阪市障害福祉計画に策定された計画日数、計画利用人数と実績値の比較を実施し、効果測定を実施している。

（概要）

本補助金の概要は上記のとおりである。

（結果及び意見）

「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、日中一時支援事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の補助率の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの乖離がみられる。

日中一時支援事業補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の軽減制度であり、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (46) 補助金名 訪問入浴サービス事業補助金

所管部課	福祉部障害福祉認定給付課			
補助金の名称	訪問入浴サービス事業補助金			
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
要綱等	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：身体障害者等福祉費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 18 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		法令等の定めによる。「補助対象経費」参照。	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	8,400	9,000	12,000
	決算額	8,674	9,048	8,870
令和 3 年度予算	12,000 千円			
交付先 (団体・個人等)	訪問入浴サービス事業を実施する事業者			
交付の目的	訪問入浴サービス事業に対して、補助金を交付することにより、訪問により居宅において入浴サービスを提供することで、身体障害者の身体を清潔に保持するとともに心身機能を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	訪問入浴サービス事業（訪問入浴サービス事業者のスタッフが自宅に訪問し、専用の浴槽を使って入浴をサポートするサービス）			
補助対象経費	「補助対象金額」（入浴 1 回につき 8,000 円）から「利用料」（入浴 1 回につき 800 円）を差し引いた額とする。ただし、被保護者等及び市町村民税非課税者の利用料は免除である。			
交付時期	1 か月ごとの利用者実績に基づき補助金を交付するものとする。 補助事業者は、事業の実施の翌月の 10 日までに東大阪市地域生活支援事業補助金交付請求書に東大阪市地域生活支援事業実績報告書を添付して市長に提出しなければならない。 市長は、利用者実績及び請求内容を審査し、補助金を支出することを適当と認めるときは、補助事業者に補助金を支出するものとする。			
精算方法	確定後の確定払のため、該当なし。			
実績確認方法	サービス提供月の翌日 10 日までに請求書及び実績報告（「訪問入浴明細書及び提供実績記録表」）を受領し、請求書等を 1 次審査（形式、整合性、受給者証との整合性、事業者情報チェック）した後、問題なければ 2 次審査（審査チェックリストの実施及び計算チェック）を実施している。1 次審査と 2 次審査は別の者で実施することにより、正確性を高めている。			
補助対象事業の	東大阪市障害福祉計画に策定された計画日数、計画利用人数と実績値の比較を			

## (概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

## (監査の結果及び意見)

「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、訪問入浴サービス事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の補助率の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの乖離がみられる。

訪問入浴サービス事業補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の軽減制度であり、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。



## (47) 補助金名 感染拡大防止対策支援事業補助金

所管部課	生活支援部生活福祉課			
補助金の名称	感染拡大防止対策支援事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市救護施設の事業継続支援等事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：令和2年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		補助対象事業に要した費用全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	200
	決算額	—	—	27
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	社会福祉法人 天心会救護施設フローラ			
交付の目的	新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、保護施設等の事業継続の取組を支援することを目的としている。			
補助対象事業等の概要	救護施設を運営する社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対して、新規入所者の新型コロナウイルス感染症のためのPCR検査に要する費用を補助するものである。			
補助対象経費	補助金の対象となる経費は、救護施設が新規入所者に対してPCR検査を行う検査代費用			
交付時期	東大阪市救護施設の事業継続支援等事業補助金交付申請書に(1)事業計画書(2)収支予算書(3)その他市長が認める書類を提出し、審査後に交付の可否が決定される。また、交付決定後に交付決定通知書により、申請者に通知され、申請者が請求書を提出して交付がなされる。			
精算方法	補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後（事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）2ヶ月以内に、所管課に対して事業の実績その他必要な事項を記載した東大阪市救護施設の事業継続支援等事業補助金実績報告書を提出する。当該報告書による補助金確定額が決定した補助金の額に満たない場合には、申請者に対して精算を命じる。			
実績確認方法	精算方法に記載の報告書により、実績を確認する。その際、補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類を添付し、当該報告書に基づいて計算を行う。			
補助対象事業の効果測定方法	特になし。			

## (概要)

### 1. 補助金の概要

感染拡大防止対策支援事業補助金は新型コロナウイルス感染症がまん延している中、生活保護法上の保護施設等の事業継続の取組を支援することを目的として厚生労働省より発出された生活困窮者自立相談支援事業等実施要項に基づいて保護施設等を運営する団体に交付している補助金である。対象となる事業書は救護施設であり、全国でみても400か所程度しかないが、東大阪市では、社会福祉法人天心会救護施設フローラの1施設のみである。

### 2. 補助金の概要及び算定方法

本補助金は新型コロナウイルス感染症に対応するための補助金であり、監査対象年度である令和2年度に新設されたものである。したがって、過去の補助金の給付はない。また、補助金の算定方法としては、保護施設等が新規の入所者に対して実施するPCR検査に係る費用である。

令和2年度においては、200千円の予算に対して27千円の補助金が交付されている。

### 3. 交付手続の概要

補助金の支給に際しては、救護施設は事業継続支援等事業補助金交付申請書に(1)事業計画書(2)収支予算書(3)その他市長が認める書類を提出し、審査後に交付の可否が決定される。また、交付決定後に交付決定通知書により、申請者に通知され、申請者が請求書を提出して交付がなされる。救護施設は通知された金額について、請求を行った後に交付が行われる。

申請者である救護施設は補助事業に係る収入及び支出については帳簿及び証する書類を整備し、保管するとともに、交付決定に係る会計年度終了後2ヶ月以内に事業の実績その他必要な事項を記載した東大阪市救護施設の事業継続支援事業補助金実績報告書を提出する。その際、補助金に係る収支計算書又はこれに代わる書類(領収書を含む。)を添付して提出する必要がある。

所管課ではこれらの提出された書類を確認し、補助金の額を確定している。

## (監査の結果及び意見)

特段指摘する事項は認められなかった。

## (48) 補助金名 民生委員関係事業補助金

所管部課	生活支援部生活支援課			
補助金の名称	民生委員関係事業補助金			
根拠法令	民生委員法			
要綱等	東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱 東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <span style="border: 1px solid black;">事業費補助</span> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <span style="border: 1px solid black;">なし</span>	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：なし	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下のとおり	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	49,034	49,034	56,064
	決算額	49,034	49,034	53,571
令和3年度予算	56,064千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会			
交付の目的	地域の高齢者、障害者（児）、子育て中の親子等の自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活できるよう地域住民の参加と協力による支え合い活動及び助け合い活動を小地域で行う事業を推進するために、東大阪市民生委員児童委員協議会連合会が東大阪市内で実施する「民生委員・児童委員活動事業」に対し交付する。			
補助対象事業等の概要	民生委員・児童委員活動広報啓発事業及び民生委員・児童委員活動事業のそれぞれの事業で各要綱の第1条の目的達成に必要と認められる事業（以下では、民生委員・児童委員活動広報啓発事業を広報啓発事業、民生委員・児童委員活動事業を民生委員活動とする）			
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、補助対象経費は費目ごとに定められている。 ・ 広報啓発事業補助金 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ・ 民生委員活動事業補助金 民生委員・児童委員及び校区会長が活動を行う際に生じる次の経費（交通費、燃料費、通信運搬費、需用費） 民生委員児童委員協議会が地域で情報交換等を目的とした活動を行う際に生じる次の経費（通信運搬費、需用費、使用料及び賃借料、報償費、旅費） なお、詳細については、それぞれの交付要綱に記載されている。			
交付時期	協議会連合会会長は補助金の交付を受けようとする時は、広報啓発事業補助金交付申請書及び民生委員活動事業補助金交付申請書を提出し、内容審査後に交			

	付決定通知書により通知が行われる。また、補助金の交付を請求しようとするときは、通知書に従い、当該事業年度の3月中に広報啓発事業補助金交付請求書及び民生委員活動事業補助金交付請求書を提出し、交付を受ける。
精算方法	協議会連合会会長は補助金の交付決定に係る市の会計年度終了後2か月以内に市長に対し、事業の実績その他必要な事項を記載した広報啓発事業補助金実績報告書及び民生委員活動事業補助金実績報告書を提出する。当該報告書にしたがって、補助金の額が確定し、確定した額が交付済みの補助金に満たない場合には補助金の精算を命じる。
実績確認方法	実績については、精算方法に記載した報告書を提出するとともに民生委員活動事業補助金積算内訳表の他、市長が必要と認める書類を添付する。
補助対象事業の 効果測定方法	特になし

## (概要)

### 1. 補助金の概要

民生委員関係事業の補助金は大きく、東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業に対する補助金と東大阪市民生委員・児童委員活動事業に対する補助金の二つに区分される。民生委員とは、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める委員であり、児童委員を兼ねている。民生委員自体は東大阪市だけでなく、全国の地域で活動しており、民生委員・児童委員活動に係る広報啓発と委員の活動に係る費用については、東大阪市としても補助金を交付している。

補助金の交付は各委員に対してなされるものではなく、東大阪市民生委員児童委員協議会連合会（以下、協議会連合会とする。）に対して行うこととしている。令和2年度より前は民生委員活動費用実費弁償費負担金及び協議会連合会活動補助金として支給されていたものである。

補助金の対象となる経費は東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱及び東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱（以下、要綱とする。）に費目別に記載がされており、それぞれの費目ごとに要した費用の全額について補助金が交付される。なお、民生委員・児童委員の活動の財源として、東大阪市からの当該補助金以外に社会福祉法人大阪府社会福祉協議会からの補助金が1,356千円、会費が6,145千円あり、民生委員活動事業に充当している。

補助金の額は、活動事業補助金として民生委員活動負担金が一人当たり60,200円、民生委員会会長活動費負担金が一人当たり50,000円、地区民生委員協議会活動推進費負担金が一人当たり5,400円と定められている。活動事業補助金は国が算定している地方交付税算定基礎において決まっているが、民生委員会会長活動負担金は特に根拠はない。また、地区民生委員協議会活動推進費負担金は一地区ごとに地方交付税で年間25万円と決まっており、一人当たりの金額に換算して各地区に交付しているということであった。

## 2. 補助金の概要及び算定方法

前述したとおり、令和2年度より前は民生委員活動費用実費弁償負担金として支給されていたが、平成30年度に行財政改革室より団体に対する補助制度運用の見直しに係る通知があり、当該補助制度運用の見直しの趣旨をふまえて検討した結果、令和2年度より、要綱を定め広報啓発事業補助金と活動事業補助金の二つに分けて、補助金として支給することとなった。

## 3. 交付手続の概要

補助金の支給対象である協議会連合会は交付申請書を提出し、所管課では内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。補助金の交付が決定した場合には交付決定通知書により協議会連合会会長に通知され、協議会連合会会長は補助金の請求書を提出し、補助金の交付を受ける。広報啓発事業補助金は支払が遅くなる場合、広報啓発事業の円滑な活動に影響することから概算払により支払われている。一方、活動事業補助金は請求書を事業年度末の3月中に提出することとしており、後払いとなっている。

協議会連合会では、補助事業に係る収入及び支出に関して帳簿を作成するとともに、これらの収入及び支出を証する書類の整備・保管が求められている。また、事業年度終了後2か月以内に事業の実績等を記載した実績報告書及び活動事業補助金については東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金積算内訳書を提出しなければならないとされている。なお、協議会連合会内での監事による会計監査を受けているため、実績報告書に会計監査報告が添付されているが、費用等について領収書の添付は求めている。

### (監査の結果及び意見)

#### 1. 補助金の実績報告の検査内容、要綱の規定の不備（結果及び意見）

補助金の精算にあたっては、既述のとおり、事業年度終了後2か月以内に事業の実績等を記載した実績報告書及び活動事業補助金については東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金積算内訳書を提出しなければならない。しかしながら、協議会連合会内で監事による会計監査を受けていることを理由として、当該会計監査報告書を確認するのみで支出内容の妥当性について何ら検証されておらず、検証するための領収書等の支出を証する証拠の提出を求めている。補助金として支給するのであれば、会計監査報告だけでなく、費用の内容について検証が必要であると考えられる。そのため、十分な実績報告の検査が行われているとは言い難い状況である（結果番号23）。

また、東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱及び東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱において、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないため要綱上の規定の見直しを行う必要がある（意見番号80）。

## 2. 補助単価の根拠の明確化（意見）

民生委員活動費について既述のとおり、民生委員一人当たり 60,200 円、民生委員会長活動費負担金が一人当たり 50,000 円、地区民生委員協議会活動推進費負担金が一人あたり 5,400 円と定められている。このうち、地区民生委員協議会活動推進費負担金を一人あたり 5,400 円とする根拠がない。

補助単価について、根拠を明確にするとともに、定期的な見直しを行う必要がある（意見番号 81）。

## 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を 3 年以内とする、補助経費の補助率の上限は 1/2 とすること等を求めている。しかし、民生委員関係事業補助金については、補助の終期が定まっておらず、補助金も補助対象経費を基準として算定する方法とは異なるため、運用基準の定めとの乖離がみられた。

しかしながら、民生委員関係事業補助金は「民生委員法」に基づく補助金であるため、民生委員自体の任期はあるもののその「任務」に基づく活動終期の定めはなく、補助金を終了することは想定されていない。また、支弁する費用については民生委員法第 26 条及び第 29 条において定められており、補助率の上限を別途定めることも想定されていないことから「団体に対する補助制度運用基準」の対象とすることにはなじまない側面があり、適用範囲の見直しについての検討が必要である（総括的事項における意見番号 1、3 参照）。

## (49) 補助金名 再生可能エネルギー等普及促進補助金

所管部課	環境部環境企画課			
補助金の名称	再生可能エネルギー等普及促進補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱			
予算費目	款：衛生費	項：保健衛生費	目：公害対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 22 年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		100%（上限については後述 1. 補助金の概要別表 1 参照）	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	24,000	24,000	24,000
	決算額	23,635	23,693	23,909
令和 3 年度予算	2,680 千円			
交付先 (団体・個人等)	事業年度中に対象設備を設置した個人（太陽光発電システムにおいては事業年度中に電力会社との電力受給を開始していること）			
交付の目的	住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池（以下「対象設備」という。）の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進する			
補助対象事業等の概要	未使用品であり、別表 1 の対象設備の区分に従い、要件を満たす設備を住宅に設置する事業（各対象設備は、1 世帯当たり 1 台限り）			
補助対象経費	上記対象設備の設置に要する経費のうち、次に掲げる経費。 (1) 本体及び付属機器購入費 (2) 設置工事費 (3) その他市長が必要と認める経費 上記の経費であっても、次に掲げる経費は補助対象経費から除外する。 (1) 国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄附金その他の収入 (2) 消費税及び地方消費税			
交付時期	補助対象事業の設備を設置した者が、市長から補助金の交付通知を受け取った後、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付請求書を提出してから 30 日以内			
精算方法	交付決定後の確定払			
実績確認方法	実績報告書の提出があったものについては、その内容を台帳に記録し、CO <sub>2</sub> 削減量及び削減率を算出している。			

補助対象事業の 効果測定方法	補助金を受けた者に対して、対象設備を設置した日又は使用を開始した日の翌月から一年間の電気使用量及びガス使用量、及び前年同月分の電気使用量及びガス使用量を記載した実績報告書の提出を求め、各種使用量の削減量を把握することで当該補助金の効果を測定している。
-------------------	---



## (概要)

### 1. 補助金の概要

当該補助金は、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進することを目的として制度化された補助金である。

補助対象者、補助対象事業及び補助金額については、交付要綱で以下のとおり定められている。

#### (対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 自ら居住している市内の住宅（店舗等と併用している場合を含む。以下同じ。）に対象設備を設置し、又は市内の対象設備付き住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入し自ら居住している個人であること。

(2) 補助対象者が対象設備を購入し所有すること。

(3) 市長が別に定める日までに対象設備を設置し、引渡しを受けていること。ただし、住宅用太陽光発電システムにおいては、電力会社との電力受給を開始していること。

(4) 補助金交付決定時において、市税を滞納していないこと。

(5) 設置する対象設備について、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。

(7) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

(8) その他別に定める要件を満たしていること。

#### (対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 本体及び付属機器購入費

(2) 設置工事費

(3) その他市長が必要と認める経費

前項各号の経費であっても、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。

(1) 国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄附金その他の収入

(2) 消費税及び地方消費税

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれ当該補助金額の欄に掲げる額とし、複数の対象設備を設置した場合は、当該の対象設備の補助金額の額の合計とする。

(出典) 東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱

対象設備	対象設備要件	補助金額
住宅用太陽光発電システム	<p>1 電力会社の低圧配電線と逆潮流有りて連系され、発電した電気が住宅として使用する部分で消費されていること。(全量買取制度は対象としない。)</p> <p>2 経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の基準を満たしていること。</p>	<p>発電出力(国による設備認定の値)に2万円を乗じて得た額とし、補助対象経費の2分の1又は8万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>国の実施する民生用燃料電池導入支援に係る補助事業を行う者(一般社団法人燃料電池普及促進協会【FCA】)が指定するもの。(過年度の指定機器を含む)</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合これを切り捨てる。</p>
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	<p>1 ECHONET Lite規格に対応していること。</p> <p>2 住宅で使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。</p> <p>3 上記1又は2の同等以上と判断できるもの。</p>	<p>補助対象経費に4分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p>
家庭用リチウムイオン蓄電池	<p>国(一般社団法人環境共創イニシアチブ【SII】)の過去に実施された定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業、住宅省エネリノベーション促進事業補助金に係る補助事業、又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業に新たに登録されたもの</p>	<p>蓄電容量に2万円を乗じて得た額とし、補助対象経費の2分の1又は12万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p>

(出典) 東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱 別表1

## 2. 交付の概要

本補助金の交付の流れについては、交付要綱で以下のとおり定められている。

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間（申請期間を経過した場合であっても、市長が補助金の交付までに通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な事務処理を行うことが可能であると認めたときは、申請を行うことができる。）内において、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる添付書類及び別表2の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれ当該添付書類の欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 納税状況兼暴力団員等調査同意書（別紙2）
- (3) 暴力団員の排除に関する誓約書（別紙3）
- (4) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し（発行後3か月以内の続柄の記載がある世帯全員のもので、記載住所は対象設備の設置住所と同一のこと）
- (6) 対象設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙4）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請の受け付けは、別に定める指定場所に直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 補助金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請は受け付けないものとする。

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額を決定し、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前項の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付すことができる。

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

第11条 市長は、補助事業者から前条の補助金の交付請求があった場合は、当該交付請求に基づき30日以内に補助金を支払うものとする。

（出典）東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱

対象設備	添付書類
住宅用太陽光発電システム	1 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し（「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」） 2 設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された住宅全体を確認できるもの）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	1 保証書の写し（型番、製造業者、販売業者、購入日、購入者住所及び購入者名を確認できるもの）、「保証登録カード」の写し 2 設置状況を示すカラー写真（システム全体及び型番を確認できるもの）
家庭用エネルギー管理システム （HEMS）	1 保証書の写し 2 販売・設置完了証明書（別紙7） 3 設置状況を示すカラー写真（主要機器及び稼働中のモニターを確認できるもの） 4 仕様が確認できる書類（カタログ・パンフレット等）
家庭用リチウムイオン蓄電池	1 保証書の写し 2 販売・設置完了証明書（別紙7） 3 設置状況を示すカラー写真（システム全体及びパッケージ型番を確認できるもの）

（出典）東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱 別表2

補助金の交付を受けようとする者は、一定の期間内（令和2年度については、令和2年6月1日から令和3年2月26日まで）に要綱に記載のある添付書類を添えて東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請書（以下、申請書という。）を提出する。補助金の受付は先着順であり、予算の額を超えた場合、その後の申請は受け付けない。なお、平成30年度から令和2年度にかけての予算額は24,000,000円であったが、令和2年度にゼロカーボンシティの表明を行い、その実現に向け、より一層脱炭素への取組が必要とされることから、令和3年度予算については26,800,000円に増額となっている。

市長は申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、補助金の交付の可否（可の場合併せて交付金額）を決定する。補助金の交付を決定した場合は東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付決定通知書を、補助金の不交付を決定した場合は東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金不交付決定通知書を申請者に対し送付することで決定内容を通知する。

申請者は上記東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付決定通知書を受領した場合、補助金の交付を請求するために、東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付請求書を市長に提出することにより、本補助金を受領する。

次に、本補助金の実績報告について、補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を設置した日の翌月（設置した日が月の初日の場合は当該月）から1年経過した際に、実績報告書を提出しなければならない。なお、この実績報告書には、下記の事項を記載する必要がある。

- |  |
|--|
| 1 対象設備設置の翌月から1年間の使用量（買電量・ガス使用量）（前年度分も記載） |
| 2 住宅用太陽光発電システムを設置した場合は、発電量・売電量も1と併せて記載   |

（出典）再生可能エネルギー等の使用状況等に関する実績報告書

東大阪市では実績報告書を補助金の交付を受けた者に提出させ、提出された内容を台帳に記録し、CO<sub>2</sub>削減量及び削減率を算出して当該補助金の効果を測定している。実績報告書の提出期限について、補助金の交付を受けた者が補助対象設備を設置した日の翌月（設置した日が月の初日の場合は当該月）から1年経過した日より3か月以内と定めているが、監査の過程で実施した所管課との協議の時点（令和3年10月19日）で324件中84件が未提出となっていた。所管課では実績報告書の提出を求める通知を送付し、その後適宜電話をする等の対応を実施しているとのことである。

なお、家庭用蓄電池には、複数の種類が存在するが、本補助金の対象となるものは、一般的に普及している家庭用リチウムイオン蓄電池のみである。所管課に対するヒアリングでは今後、家庭用リチウムイオン蓄電池に代替するものが普及した場合は要綱の変更で対応するとのことである。

（監査の結果及び意見）

実績報告書の提出遅延（結果）

既述のとおり、監査時点（令和3年10月19日）において実績報告書の提出期限が到来しているが、いまだに実績報告書の提出がなされていないものが324件中84件存在していた。

東大阪市では本補助金の決定の取消事由について下記の規定を設けている。

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
---

（中略）

（4）第12条第1項の報告をしなかったとき。

（省略）

（出典）東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱

提出期限が到来しているにもかかわらず、いまだに実績報告書の提出がなされていないことは補助金の取消事由にも該当することから早急に提出を求め、それでもなお提出がない場合には補助金の決定を取り消す等、当該状況を是正する必要がある（結果番号24）。

## (50) 補助金名 大阪外環状線鉄道建設費補助金

所管部課	交通戦略室			
補助金の名称	大阪外環状線鉄道建設費補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市大阪外環状線鉄道建設費補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：都市計画総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成8年度、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下の概要を参照	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	178,680	25,760	5,484
	決算額	159,960	16,793	5,484
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	大阪外環状鉄道株式会社			
交付の目的	大阪外環状線鉄道の建設推進を図るため。			
補助対象事業等の概要	大阪外環状線鉄道建設事業			
補助対象経費	<p>①補助対象経費は会社が行う大阪外環状線鉄道建設事業に要する経費のうち次に掲げるものの合計額の90%に80%、90%を順次乗じて得た額。</p> <p>(1) 土木費 (2) 線路設備費 (3) 開業設備費 (4) 用地費</p> <p>②補助金の額は補助対象経費の2/10に概ね12%（東大阪市負担割合）を乗じて得た額を限度とする。</p>			
交付時期	補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書に実施計画書を添付して市長に提出する。			
精算方法	補助事業の実施状況について毎会計年度第2四半期終了後1か月以内及び市長の要求があった場合に、実施状況報告書を市長に提出する。また、補助事業完了時に完了実績報告書を提出し、審査後に補助金の額を確定させる。なお、令和2年度においては、令和元年に交付申請があり交付決定した工事について、未払で残っていたもの。(令和元年度分として1,555千円交付、令和2年度分で残額である5,484千円を交付)			
実績確認方法	上記に記載のとおり。			

補助対象事業の 効果測定方法	利用者の推移情報を入手し、確認している。
-------------------	----------------------

(概要)

### 1. 補助金の概要

大阪外環状線鉄道建設費補助金は大阪外環状線鉄道の建設推進を図るために交付されている補助金である。大阪外環状線鉄道は大阪環状線の外に新大阪駅から久宝寺駅を南北に貫く鉄道で大阪の既設の鉄道路線を連絡する目的で整備されたものである。整備後はおおさか東線という名称で現在運行されている。運営しているのは大阪外環状鉄道株式会社(以下、会社とする。)で大阪府において鉄道路線を運営している大阪府、大阪市、西日本旅客鉄道(JR 西日本)及び東大阪市等の沿線自治体が出資する第三セクターの鉄道会社である。本補助金は大阪外環状線建設事業に要する経費の一部を補助するものである。

### 2. 補助金の概要と算定方法

補助金は会社が設立された平成8年から交付を開始している。令和元年度までは毎年100,000千円程度の多額の補助金の交付があったが、令和元年度におおさか東線の新大阪放出間の鉄道が完成し、操業が開始されたことから、補助金の額は16,793千円、令和2年度の補助金の額は5,484千円と縮小している。また、終期は令和2年度と設定している。

補助金の算定方法は東大阪市大阪外環状線鉄道建設費補助金交付要綱によると以下のとおりである。

(補助金交付の対象等)

第2条 補助金交付の対象となる経費の額は、会社が行う大阪外環状線鉄道建設事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち次に掲げるものの合計額の90%に80%、90%を順次乗じて得た額(以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 土木費
- (2) 線路設備費
- (3) 開業設備費
- (4) 用地費

2 補助金の額は、補助対象経費の2/10に概ね12%を乗じて得た額を限度とする。

(出典) 東大阪市大阪外環状線鉄道建設費補助金交付要綱

### 3. 交付手続の概要

補助金の交付申請は、会社が交付申請書に実施計画書を添付して行う。東大阪市では提出された交付申請書について審査を行い、所定の手続を行った後に交付決定がなされ、交付決定通知書を会社に送付する。

補助事業の実施状況について、会社は毎会計年度の第二四半期終了後1か月以内及び市長の要求があった場合に実施状況報告書を提出しなければならない。また、補助事業が完了した際は完了した日から20日を経過した日又は4月5日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出し、審査後に補助金の額が確定する。なお、補助対象事業が年度内に完了しないと見込まれる場合や遂行が困難となった場合、それぞれの様式の実施状況報告書を提出し、指示を受けなければならない。

#### (監査の結果及び意見)

特段指摘する事項は認められなかった。



## (51) 補助金名 感染拡大防止対策事業補助金

所管部課	交通戦略室			
補助金の名称	感染拡大防止対策事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市公共交通感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：道路橋りょう費	目：交通安全対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度 、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		バス1台当たり5万円、タクシー1台当たり1万円又は実際に要した経費の少ない方の額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	21,910
	決算額	—	—	16,846
令和3年度予算	—千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市内に営業所を有する路線バス事業者、(個人も含む)タクシー事業者(福祉タクシーは除く。)			
交付の目的	東大阪市内に営業所を有する交通機関に係る事業者に対して交付することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、もって市民の安全・安心を確保することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	次に掲げるもので、東大阪市内に営業所等を有するもの。 (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する事業を行う者(路線バス事業者) (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する事業を行う者のうち、一般乗用旅客自動車運送(福祉輸送限定)を除いた者(タクシー業者)			
補助対象経費	補助対象事業者が令和2年4月1日以降に実施した感染症の感染拡大防止を目的とした経費で、次に掲げるものとする。 (1) 車両の運転席を隔離するための物品等の購入及び設置経費 (2) 車両内を消毒するための衛生用品の購入及び設置経費 (3) 前に掲げるもののほか、車両内での感染を防止するために必要と市長が認める経費			
交付時期	交付の請求があったときは請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に補助金を交付する。			
精算方法	事業の実施後交付するため、特に精算はない。			
実績確認方法	交付決定を受けた者は速やかに補助金交付請求書を提出する。その際、請求書には補助対象経費の支出が確認できる領収書等の書類を添付するものとし、併			

	せて、補助金実績報告書に事業の実施を証する写真等を添えて提出する。
補助対象事業の 効果測定方法	特になし。

(概要)

### 1. 補助金の概要

感染拡大防止対策事業補助金は、東大阪市内の路線バスやタクシー業者が新型コロナウイルス感染症（以下、感染症とする。）の拡大防止の対策を行った場合に、当該費用の一部を負担する補助金である。感染症が拡大し、対策が必要となったことから創設された補助金であり、市民が安全・安心して公共交通機関を利用できるようにすることが目的である。

なお、この感染拡大防止対策事業補助金は令和2年度のみの実施であり、令和3年度においては実施されない。

### 2. 補助金の状況及び算定方法

既述のとおり、感染症のまん延に伴って設立された補助金であり、令和2年度のみ交付されるものである。補助金の算定方法は東大阪市公共交通感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱に記載されており、補助対象経費及び補助金の額は以下のとおりである。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業者が令和2年4月1日以後に実施した感染症の拡大防止を目的とした経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 車両の運転席を隔離するための物品等の購入及び設備経費
- (2) 車両内を消毒するための衛生用品の購入及び設置経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、車両内での感染を防止するために必要と市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 次の各号に掲げる補助対象事業者が、同一年度内に交付を受けられる補助金の額は、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 路線バス事業者 市内の営業所で保有する路線バス車両数に50,000円を乗じて得た額又は補助対象経費の合計額（消費税の額及び地方消費税の額を含む。）のいずれか少ない額

(2) タクシー事業者 市内の営業所で保有するタクシー車両数に10,000円を乗じて得た額又は補助対象経費の合計額（消費税の額及び地方守秘税の額を含む。）のいずれか少ない額

2 補助対象事業者が、国又は他の地方公共団体が行う類似の補助を受けた場合、前項各号の合計額から当該補助額を控除するものとする。

(出典) 東大阪市公共交通感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱

### 3. 交付手続の概要

感染拡大防止対策事業補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書に（１）営業所の所在地及び所有する車両の台数が確認できる書類、（２）補助対象経費の額及びその内訳を示す書類を添えて提出を行う。申請書の提出を受けた後に課において内容を審査するとともに、必要に応じて調査を実施して交付決定を行う。なお、交付請求を行う際には、補助対象経費の支出が確認できる領収書等を添付することとしており、併せて補助金実績報告書に事業の実施を証する写真等を添えて提出することが必要となっている。交付請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に補助金が交付される。

（監査の結果及び意見）

特段指摘する事項は認められなかった。

## (52) 補助金名 鉄道施設耐震補強事業費補助金

所管部課	交通戦略室			
補助金の名称	鉄道施設耐震補強事業費補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：道路橋りょう費	目：交通安全対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 27 年度、終期：令和 4 年度	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下を参照	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	18,100	26,600	59,882
	決算額	16,223	25,043	52,965
令和 3 年度予算	105,430 千円			
交付先 (団体・個人等)	鉄道事業者			
交付の目的	東大阪市内の鉄道施設の安全性を向上させる事業につき、東大阪市が補助することで、鉄道事業者による事業の促進を図り、もって市民及び利用者の安全を確保し、災害に強い安全なまちづくりに寄与する			
補助対象事業等の概要	<p>以下の事業とする。</p> <p>(1) 東大阪市域内にあり、乗降客数が一日一万人以上の既存の高架駅であって、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物及び緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業。</p> <p>(2) 東大阪市域内において、全部又は一部が南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域内にある路線の高架橋・橋梁のうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路の機能維持のために、柱・基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業。</p> <p>(3) 東大阪市域内において、全部又は一部が南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域内にある片道断面輸送量が一日一万人以上の路線であって、ピーク一時間あたりの片道列車本数十本以上の区間の高架橋、橋梁及び開削トンネルの機能維持のために、柱・基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業、並びに乗降客一日一万人以上の駅（地平駅を除く。）の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震対策を行う事業。</p>			
補助対象経費	前述の事業における補助事業に直接要する経費で、本工事費及び附帯工事費(移転補償費は含まない。)			

	<p>なお、補助金の額は以下のとおりである。</p> <p>(1) 地下高速鉄道を営む事業者以外の場合 補助対象経費に1/6を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(2) 地下高速鉄道を営む事業者の場合 補助対象経費に102%を乗じた額の80%に相当する額の35%に相当する額に1/2を乗じて得た額以内とする</p>
交付時期	補助金の交付は補助事業完了後に完了実績報告書を市長に提出後、当該完了実績報告に基づいて、交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者へ通知する。
精算方法	原則として補助金確定通知書により通知された後に支払を行うが、事業の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
実績確認方法	実績については、交付時期に記載のとおり、完了実績報告書を提出させ、当該報告書に基づいて確認を行う。また、職員による検査により、補助内容が正しく履行されていることを確認する。
補助対象事業の 効果測定方法	市内鉄道施設の耐震化率により、補助対象事業の効果測定している。

## (概要)

### 1. 補助金の概要

東大阪市鉄道施設安全対策事業費補助金は東大阪市内の主要な鉄道施設における耐震補強事業について、要した費用の一部について補助金を交付するものである。これにより、市民等の鉄道利用者の安全確保を図るとともに、災害発生時の高架橋の倒壊等を防止することを目的としている。交付先は耐震整備を実施した鉄道事業者であり、補助対象事業は鉄道耐震補強事業である。対象となる事業の詳細は東大阪市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（以下、要綱とする。）に記載されている。

担当課である交通戦略室によると、東大阪市内にある構造物の数は大阪メトロで123柱、近畿日本鉄道で1,377柱、落橋防止は近畿日本鉄道で6か所あるとのことである。

対象施設は申告ベースとなっているが、事業者側の調査実施結果に基づいて決定しており、対策不要なものは大阪メトロ36柱、近畿日本鉄道912柱となっており、対策が必要な構造物は大阪メトロ87柱、近畿日本鉄道465柱となっている。

対象事業について要件が要綱に記載されているが、東大阪市内の鉄道の駅は全て要件を満たしており、対象となっているとのことであった。なお、東大阪市内にはJR西日本の駅もあるが国が対象外としていることから、東大阪市も補助金の対象外としている。

既存鉄道施設の耐震補強は国主導で進めており、既存の鉄道施設に係る耐震補強の指針で令和4年度を終期としていることから、補助金自体は終期として完了目標の令和4年度で設定されている。そのため、以降の工事に関しては鉄道会社が自己負担で実施するとのことである。

## 2. 補助金の概要と算定方法

補助金は平成 27 年度から交付されており、耐震工事完了目標であった令和 4 年度が終期として設定されている。直近 5 年間の推移を見ると平成 28 年度、平成 29 年度までは 10,000 千円に満たない金額で推移していたが、平成 30 年度以降は増加傾向にあり、令和 2 年度は 52,965 千円まで増加している。この推移については、耐震工事について鉄道会社の自己負担分もあるため、鉄道会社の財源の確保との関係もあるとのことであった。

## 3. 交付手続の概要

補助金の交付申請にあたっては、事業に着手する前に事業計画、予算等について市と協議を行う必要がある。協議後に補助金交付申請書に関係書類を添えて提出し、当該申請書に基づいて審査が実施され、その後に交付決定が行われる。交付が決定した補助事業は、交付決定の内容等を決定通知書により通知する。

補助事業の状況について、申請者は毎四半期終了後 10 日以内又は市長の要求があったときは事業実施報告書を提出しなければならない。また、補助事業完了の日から 20 日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の 3 月末のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出し、市が内容を確認した後補助金の金額が確定する。また、完了実績報告提出後には、東大阪市の職員が検査を行い、補助内容が正しく履行されているかどうかの確認を行っている。

なお、事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合、補助金概算払請求書を提出することにより、概算払を受けることが可能である。

### (監査の結果及び意見)

特段指摘する事項は認められなかった。

## (53) 補助金名 放置自転車追放推進事業補助金

所管部課	土木部自転車対策課			
補助金の名称	放置自転車追放推進事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	放置自転車防止対策推進補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：道路橋りょう費	目：交通安全対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：昭和 58 年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		100%（上限 180 千円）	
補助金の推移 （金額単位：千円）	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	1,620	1,620	1,620
	決算額	1,620	1,620	990
令和 3 年度予算	1,080 千円			
交付先 （団体・個人等）	放置自転車の防止活動を自主的に実施している団体			
交付の目的	市内鉄道駅周辺の地域住民団体で放置自転車防止活動を行うことにより、自転車等の駐車秩序を確立し、歩行者通行の安全に資することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	放置自転車の防止活動を自主的に実施している団体に対して補助金を交付する。			
補助対象経費	消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、保険料、その他市長が必要と認めるもの			
交付時期	半年ごと（6月及び10月）に2分の1ずつを交付する。			
精算方法	実績報告書を提出させ、補助金確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は、補助事業者に対し、補助金等の精算を命じるものとする。			
実績確認方法	活動内容や動員人数等を記載した実績報告書において、収支決算書、会計報告書、領収書等を添付させ、確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	放置自転車の撤去台数の数により効果測定を実施している。平成 17 年の放置自転車等の撤去台数は自転車 38 千台、原動機付自転車 2 千台であったのに対し、平成 30 年度では自転車 11 千台、原動機付自転車 210 台と劇的に改善している。			

## (概要)

### 補助金の概要

本補助金は、市内の鉄軌道駅前周辺における自動車等の駐車秩序を確立することにより、歩行者通行の安全に資することを目的とする(放置自転車防止対策推進補助金交付要綱第1条)。

補助金の交付の対象としては、次のとおり定められている。

#### (交付の対象)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる団体は、その活動等について次の要件を満たしている団体で、市長が認めるものとする。

- (1) おおむね10人以上の市内の鉄軌道駅前周辺地域の市民、駅関係者等によって組織された団体であること。
- (2) 月4回以上、1回につき2時間程度にわたり、駅周辺の放置自転車防止のための指導、啓発、整理等を行う団体であること。
- (3) 市の実施する放置自転車防止活動に積極的に協力する団体であること。

2 前項の団体は、1駅につき1団体とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(出典) 放置自転車防止対策推進補助金交付要綱第3条

当該規定に基づき補助金の交付対象となりうる団体は、各駅に設けられた放置自転車防止対策推進協議会、具体的には、鴻池新田駅前、布施駅前、長瀬駅前、弥刀駅前放置自転車防止対策推進協議会である。各協議会の高齢化や、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度中に、八戸ノ里駅前及び小阪駅前の自転車防止対策推進協議会の2つが解散し、現在のところは4つの放置自転車防止対策推進協議会のみとなっている。

各放置自転車防止対策推進協議会の構成員としては、自治会や婦人会等を中心として、様々な市民が参加しているものの、どの協議会も高齢化と組織の維持の課題がある。

## (監査の意見及び結果)

### 1. 会計報告書の様式の統一も含めたルールについて (意見)

実績報告において提出を受ける会計報告書の様式が放置自転車防止対策推進協議会ごとに異なっていた(例えば、前年度繰越の記載がない会計報告書がある、等)。また、弥刀駅前放置自転車防止対策推進協議会が提出した会計報告書は、他の放置自転車防止対策推進協議会の提出した会計報告書に添付されていた会計監査報告を受けていなかった。

補助金の交付にあたっての審査や検査を適切に実施する観点からは、市が各放置自転車防止対策推進協議会に会計報告書の様式を提示する等して、様式を統一することが望ましい。様式の統一によって審査や検査の効率化も期待できる。

会計報告書の様式の統一も含めて、提出にあたってのルールを統一するとともに、各放置自転車防止対策推進協議会に周知するべきである(意見番号82)。



## 2. 実績報告に添付された領収書等の名義について（結果）

補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助団体の名称となっていないもの、宛名がないものが複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう各放置自転車防止対策推進協議会に指導すべきである（結果番号 25）。

## 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率は1/2とすること等を求めている。しかし、放置自転車追放推進事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、また、活動費用の全額を補助する等、運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (54) 補助金名 高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金

所管部課	土木部安全調整課			
補助金の名称	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：道路橋りょう費	目：交通安全対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		補助対象経費の2分の1（上限2,000円）	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	1,000
	決算額	—	—	86
令和3年度予算	1,000千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪交通安全協会連絡協議会			
交付の目的	交通事故で頭部受傷の危険性が高い高齢者への自転車用ヘルメットの普及を目的とする。			
補助対象事業等の概要	市域に居住又は通勤する高齢者に対して、自転車用ヘルメット購入費の補助を行う事業			
補助対象経費	東大阪交通安全協会連絡協議会が自転車用ヘルメット購入費助成金の申請者に対し交付した助成金の費用			
交付時期	東大阪交通安全協会連絡協議会は当該年度中に申請書を市に提出し、市の交付決定通知書受領後、補助金交付請求書を市に提出し、本補助金の交付を受ける（概算払）。			
精算方法	実績報告書により支給対象として確定した補助金の額が既に交付決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は、補助事業者に対し、補助金等の精算を命じるものとする。			
実績確認方法	実績報告書に添付されている自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼受領書（自転車用ヘルメットを購入する高齢者が東大阪交通安全連絡協議会に提出したもの）を確認し、高齢者が購入した自転車用ヘルメットの金額から算出される補助対象額と実際補助額の照合を行う。			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。			

## (概要)

### 1. 補助金交付の流れ

本補助金の交付の流れは、高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱にもとづき、事業者である東大阪交通安全協会連絡協議会が当該年度中に補助金交付申請書を市に提出し、市の交付決定通知書受領後、補助金交付請求書を市に提出し、本補助金の交付を受ける。

補助金交付申請書の申請額は事業者が年度当初に見積った高齢者からの補助金交付件数に基づいて積算されており、自転車用ヘルメットを購入した高齢者から東大阪交通安全協会連絡協議会への助成金申請件数や申請額により給付額が確定するため、概算交付額（予算額）と確定給付額（決算額）には通常差額が発生することとなる。差額は年度末に精算し、令和2年度においては、予算現額1,000千円に対し決算額86千円と914千円の市費への戻入が発生している。

また、東大阪市が自転車用ヘルメットを購入した高齢者から直接補助金申請を受け付けない理由に関し、所管課に確認したところ、交通安全教育事業や交通安全キャンペーン等啓発活動を積極的におこなっている東大阪交通安全協会連絡協議会に対して助成金申請を行うスキームを採用することにより、東大阪市が直接事業を実施するよりも高齢者用自転車ヘルメットの普及及び助成金申請件数の増加が望めると判断したとのことである。

### 2. 補助金新設の経緯について

当補助金は令和2年度に新設された補助金である。高齢者は、自らの体を支え頭部を保護する能力が低下しており、自転車乗車時に転倒した場合、頭部を損傷し重症化する傾向にある。そこで、重症化リスクを軽減するために、自転車用ヘルメットを普及させることを目的として、布施警察署や東大阪交通安全協会連絡協議会からの補助金新設の提案があったことを受けて新たな補助金制度の内容を検討し、令和2年度に新設することとした。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 補助金の実績報告の検査内容、要綱の規定の不備について（結果）

「団体に対する補助制度運用基準」では、実績報告への領収書等（写し）添付が義務づけられているが、当補助金の実績報告書には領収書等の添付が行われていない。

市では、本補助金の実績報告の確認にあたって、事業者から提出を受けた実績報告書及び収支決算書の内容と、自転車用ヘルメットを購入した高齢者から事業者への助成金申請書を照合し、支出内容や金額の確認を行っているものの、支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書等の根拠資料の提出は求めておらず、支出内容自体についての検証が不足している（結果番号26）。市においても支出内容や金額の整合性を判断する根拠資料として、領収書等を確認すべきである。なお、事業者である東大阪交通安全連絡協議会は自転車用ヘルメットを購入した高齢者から助成金申請を受ける際には、領収書の確認をしているとのことである。

また、高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱においても、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないことから、要綱の規定も見直す必要がある（結果番号27）。

## 2. 本補助金の対象者の拡大と協働の検討について（意見）

本補助金は高齢者に対する補助である。東大阪市では、この点について、既述のとおり高齢者は自転車乗車時の転倒の際に重症化するリスクが高いことから、これを防止することを目的として高齢者の自転車用ヘルメット購入について補助を実施しているとの回答があった。しかし、自転車乗車時の転倒の際に重症化するリスクが高くなるという観点からすれば乳幼児も同様である。さらに、道路交通法第 63 条の 11 では下記のとおり規定されている。

第 63 条の 11 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
--

（出典）道路交通法第 63 条の 11

また、大阪府警察のウェブサイト<sup>28</sup>においても、自転車用ヘルメットの着用推進について取り上げられており、自転車用ヘルメットの着用は社会的にも必要な事項である。監査人としては、既述のとおり、本補助金の必要性に対する所管課の回答については一定の合理性があると考えられるものの、高齢者のみを本補助金の対象とする点については東大阪市民全体の安全という観点からは疑問が残る。また、令和 2 年度においては予算 1,000,000 円に対し、実際に申請があったのは 86,900 円のみであり、資金面に余裕もある。

そのため、補助金の目的に鑑みた際、市民の命と健康を守るという観点から、補助対象者の拡大や他の課との協働を検討すべきである（意見番号 83）。

## 3. 概算払の実施について（意見）

地方公共団体の支出は、債務の金額が確定するか、あるいは債務の金額が確定する前であれば一定の経費に対するものであることが必要であるが（地方自治法施行令第 160 条の 2 各号）、通常の支出方法の特例として、補助金等特定の費目に関して概算払をすることができる旨が定められている（地方自治法施行令第 162 条第 3 項）。

すなわち、概算払は、最終的な金額が未確定の状態での支払い、精算・返納・追加支出を伴うことから、確定時払いに比べて市内部の管理も複雑となり、例えば概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に限定的に使用することが望ましい。

当補助金は概算払により支払われており、この点について所管課に確認したところ、補助金の交付団体における自主財源が乏しく、補助金がないと事業の実施ができないため、概算払を実施しているとのことであったが、事業者である交通安全協会に財源がないとされる状況は確認できなかった。

当補助事業者は一般財団法人であり、当事業以外にも複数事業を運営していることからすれば、客観的には、概算払でなければ補助事業運営が困難となるような場合に当たるとは考えにくい。概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである（意見番号 84）。

<sup>28</sup> <https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/taisakushitsu/9617.html>

また、「高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱」第12条には、「事業者は、交付決定通知があれば、補助金の交付決定に係る会計年度末までに高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない」とあることから、年度中の概算払を想定しており、必要に応じて要綱の改訂を検討すべきと考える。

#### 4. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること等を求めている。しかし、高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金は、補助の終期が定まっておらず、運用基準の定めとの乖離がみられた（総括的事項における意見番号3参照）。

## (55) 補助金名 農業用排水路維持管理補助金

所管部課	土木部土木工営所			
補助金の名称	農業用排水路維持管理補助金			
根拠法令	—			
要綱等	農業用排水路維持管理補助金交付要綱			
予算費目	款：産業費	項：農業費	目：農業総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：昭和 55 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		3割を上限・補助額については「備考」参照	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	14,900	14,855	14,308
	決算額	14,855	14,308	12,337
令和 3 年度予算	12,930 千円			
交付先 (団体・個人等)	土地改良区、水利組合、農業団体で水利権を有する 19 団体			
交付の目的	土地改良区、水利組合、農業団体で水利権を有する者に対して農業用排水路維持管理の補助金を交付することにより、都市農業の振興、環境の整備、洪水等の災害防止を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	水利権を有した開水路（農業用排水路機能を有した水路）について、周辺環境の整備及び洪水等の災害防止のために行う、浚渫（しゅんせつ）、除草、ゴミ除去等の維持管理事業			
補助対象経費	修繕料、委託料、工事請負費、その他これらに類する経費（補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの）			
交付時期	所管課は、事業の完了から 20 日以内に事業者から提出を受けた完了届を受理し、事業の完了検査を実施して補助金の交付額を確定する。所管課は、補助金交付確定通知書を事業者に交付し、事業者から交付請求書の提出を受け、補助事業者に補助金を交付する。			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	完了届とその根拠書類（収支決算書、事業内訳書、作業日報、作業写真（作業前、作業中、作業後）、領収書）と照合、確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は設けていない。なお、農業用排水路は大雨時の道路冠水を防ぐための雨水排水を兼ねているため、適切な維持管理を行わなければ、道路への冠水等の問題が発生するが、台風や大雨においても今まで冠水や近隣からの苦情や被害報告はない。			
備考	・ 補助額の積算方法について 補助額は農業用排水路維持管理補助金交付要綱及び補助金算定基準に基づき			

	<p>決定している。</p> <p>具体的には維持管理費及び事業雑費の3割以内と定められており、維持管理費は事業者が清掃する水路延長、水路巾をもとに決定した積算人員数に水路構造及び水路幅を考慮した補正係数及び労務単価を乗じて算定される。事業雑費は維持管理費の1割と定められている。</p>
--	--

(概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

1. 他の補助金との重複申請を禁止する旨の規定について (意見)

181頁のとおり、都市魅力産業スポーツ部農政課では、都市農業活性化農地活用事業補助金を所管しており、農業団体等に対して農業経営の安定化及び農地の保全・活用を図ることを目的とした補助金を交付している。本補助金においても、農業用排水路の維持管理が補助対象事業として認められているが、要綱において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定がないことから、理論的には農業団体等が重複して補助金を申請することが可能となってしまう。

一方、他の補助金では、類似の補助金を国あるいは他の地方公共団体等から収受している場合には、申請できないとする旨の規定を設けているものがある。

他の補助金や他市の状況等も参考に、要綱において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある (意見番号 85)。

2. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とすること、補助率は1/2とすること等を求めている。しかし、農業用排水路維持管理補助金は、補助の終期が定まっていない。

また、「団体に対する補助制度運用基準」では、補助金による購入備品について補助金事業により購入した旨の表示 (表示例「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」) を義務づけている。

しかしながら、令和2年度に当該補助金を活用して取得した備品の写真を閲覧したところ、補助金事業により購入した旨の表示が行われていなかった。この点について、所管課に確認したところ、この認識がなく、各事業者への指導は実施していないとのことであった。

このように現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた (総括的事項における意見番号 1、3 参照)。

## (56) 補助金名 緑の保全事業補助金

所管部課	土木部みどり景観課			
補助金の名称	緑の保全事業補助金			
根拠法令	1. 特別緑地保全補助金 都市緑地法 2. 保存樹又は樹林保全補助金 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律			
要綱等	1. 特別緑地保全補助金 東大阪市特別緑地保全地区助成金交付要綱 2. 保存樹又は樹林保全補助金 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：緑化対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		1. 特別緑地保全補助金 始期：不明、終期：決まっていない 2. 保存樹又は樹林保全補助金 始期：平成2年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		申請経費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	860	860	830
	決算額	830	830	830
令和3年度予算	870千円			
交付先 (団体・個人等)	1. 特別緑地保全補助金 東大阪市内の特別緑地保全地区（今米特別緑地保全地区）における緑地所有者（個人）1名 2. 保存樹又は樹林保全補助金 保存樹又は保存樹林の所有者（宗教法人瓢箪山稻荷神社等）25団体			
交付の目的	1. 特別緑地保全補助金 特別緑地保全地区の景観が良好に維持され、また動植物の生息地等として保全されることを目的に補助金を交付する。 2. 保存樹又は樹林保全補助金 都市の美観風致の維持のため指定された保存樹及び保存樹林が良好に保全されることを目的に補助金を交付する。			
補助対象事業等の概要	1. 特別緑地保全補助金 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区における保全活動 2. 保存樹又は樹林保全補助金 保存樹及び保存樹林の保全活動			
補助対象経費	1. 特別緑地保全補助金			



	<p>消耗品費、備品購入費、委託費、光熱水費、その他特別緑地保全地区の保全に必要な経費で市長が認めるもの</p> <p>2. 保存樹又は樹林保全補助金</p> <p>保存樹及び保存樹林の保全活動に必要な経費であり、法令及び施行細則に定めのあるもの</p>		
	種別	助成金の額（年額）	限度額（年額）
	樹木（1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上、高さが15メートル以上）	1本につき15,000円	—
	樹木（攀登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上）	枝葉の面積が100平方メートル未満の部分について15,000円とし、その面積が50平方メートル増すごとに2,000円を加算する。	33,000円
	樹木の集団（その集団の存する土地の面積が500平方メートル以上）	樹木の集団の存する土地の面積が1,000平方メートル未満の部分につき20,000円とし、その面積が1,000平方メートル増すごとに10,000円を加算する。	40,000円
	樹木の集団（いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30メートル以上）	いけがきの長さが60メートルまでの部分につき15,000円とし、その長さが10メートル増すごとに5,000円を加算する。	40,000円
	<p>（資料）「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則別表（第8条第2項関係）」及び「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」をもとに監査人作成</p>		
交付時期	市が交付決定した内容及びこれに付した条件に従い、申請者が事業完了し、交付請求書及び実績報告書を提出した後に交付する。		
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。		
実績確認方法	<p>所管課職員が特別緑地保全地区及び保存樹の樹林の状態を直接確認し、補助事業が市の交付決定内容及びこれに付した条件に従い実施されていることを確認している。実施結果は写真として保存している。</p> <p>なお、業務実施に際して発生した経費に関する領収書の添付を求めており、所管課が確認しているものの、保全業務に係る個人の人件費部分については詳細な把握が困難であることから領収書の添付を求めていない。</p>		
補助対象事業の	特に効果測定の方法は定めていない。		

(意見及び結果)

1. 助成金使途明細書と領収書の不一致について (意見)

実績報告書に添付されている助成金使途明細書の内容を確認したところ、領収書と金額が当初一致しておらず、鉛筆で領収書と一致するように修正されている箇所があった。所管課に確認したところ、所管課担当者が誤りに気付いたが、補助金申請額には影響しないものであったため申請者に差し戻さずに所管課担当者が鉛筆にて修正したとのことであった。当該修正は補助金額自体の変更とはならないものの、実績報告書の添付書類は重要な申請書類であり、本来申請者に修正を依頼すべき事項である。今後は申請者に修正を依頼すべきである (意見番号 86)。

2. 「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、緑の保全事業補助金(保存樹又は樹林保全補助金)は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの乖離がみられる。

緑の保全事業補助金は「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく補助金であり、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則」第9条において、保存費用の助成には保存樹又は保存樹林の指定の解除があった日の属する年度において終了する旨が記載されており、それ以前において補助金を終了することは想定されていない。また、補助額については同施行細則別表(第8条第2号関係)にて具体的な金額が記載されており、補助率の上限を別途定めることも想定されていない。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある(総括的事項における意見番号1、3参照)。

## (57) 補助金名 公園愛護会補助金

所管部課	土木部公園課			
補助金の名称	公園愛護会補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市都市公園等の環境整備助成金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：公園費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：昭和 42 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		申請経費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	6,050	6,050	6,075
	決算額	5,835	5,858	5,682
令和 3 年度予算	6,075 千円			
交付先 (団体・個人等)	公園愛護会（地域住民で構成され、公園施設の保存、拡充、清掃、その他公園内の環境整備を自主的に行う団体）。			
交付の目的	補助金を交付することで、公園の日常管理をサポートしていただくことを目的とする。			
補助対象事業等の概要	公園施設の保存、拡充、清掃、その他公園内の環境整備事業			
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に必要な消耗品（清掃道具等その他清掃時に必要な経費）</li> <li>・活動に必要な事務経費（コピー代、会議室使用料、その他会議時に必要な経費、ただし飲食店の利用は除く。）</li> <li>・草刈機等活動に必要な機器の購入及び修繕費</li> <li>・その他、対象経費として市長が認めるもの</li> </ul>			
	なお、補助金額の上限については交付要綱別表第 2 にて定められている。			
	(1) 基本額 各愛護会に対して月額 1,000 円			
	(2) 面積に応じた附加金（年額）			
	公園面積 (㎡)	金額 (円)		
	500 以下	10,000		
	501 以上 1,000 以下	11,000		
	1,001 以上 1,500 以下	12,000		
	1,501 以上 2,000 以下	13,000		
2,001 以上 2,500 以下	14,000			
2,501 以上 3,000 以下	15,000			

	3,001 以上 4,000 以下	16,000
	4,001 以上 5,000 以下	17,000
	5,001 以上 10,000 以下	21,000
	10,001 以上 20,000 以下	25,000
	20,001 以上 30,000 以下	29,000
	30,001 以上	33,000
交付時期	愛護会による助成金申請、市の審査及び交付決定を経て、愛護会の年度内活動終了後、請求書・活動状況報告書・助成金実績報告書を市に提出、速やかに交付する。	
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。	
実績確認方法	令和2年度以前においては、実績報告書の内容を確認し、必要に応じて公園愛護会にヒアリングを実施することにより実績確認している。なお、監査委員事務局の定期監査の指摘を受け、令和3年度以降は助成金実績報告書と領収書の照合により実績を確認する。	
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は定めていない。	
備考	<p>東大阪市の都市公園及び公園愛護会の活動範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコート等の大規模有料公園施設がある公園 11 施設を含む 23 施設については指定管理者制度を用いて管理を実施している。</li> <li>・その他の都市公園約 300 施設については、維持管理を年間で外郭団体（東大阪市公園環境協会）へ委託、剪定・除草業務については追加的に造園組合に委託発注している。施設の補修改修工事は公園課職員が都度発注している。遊具の日常点検等、休日のBBQパトロールは所管課職員が行っている。</li> <li>・所管課によれば、都市公園 300 施設の管理は委託業者や所管課職員だけでは賄うことが難しく、日々の清掃や夏場の除草、低木の剪定等各種業務を補完するのが愛護会の活動範囲と認識している。</li> </ul>	

(概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

(監査の意見及び結果)

活動実績報告書の記載内容に関する検証について（意見）

「団体に対する補助制度運用基準」では、実績報告への領収書等（写し）添付が義務づけられているが、当補助金の令和2年度以前の実績報告時には領収書等は提出を求めていなかったことから添付はされていない。

また、令和2年度に北池之端公園愛護会から提出された実績報告書を確認したところ、5つの支出内容の全てが5,500円の同一金額となっており、所管課に確認したところ、実績報告の検査の際にその内容に疑義を持ったものの、領収書等を用いた支出内容の検証には至らなかったとのことであった。

十分な実績報告の検査のためには、実績報告書の根拠資料となる領収書等を入手し、支出内容の妥当性について検証することが必要である（意見番号87）。

なお、監査委員事務局による定期監査による同様の指摘により、令和3年度以降の要綱が改訂され、経費申請の際の領収書写しの提出が義務づけられているため、令和3年度以降は運用基準及び要綱に基づき、愛護会からの領収書の提出が行われる予定である。

## (58) 補助金名 家賃減額補助金

所管部課	建築部総務管理課			
補助金の名称	家賃減額補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：土木管理費	目：土木総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：平成 17 年度、終期：新規受付は平成 23 年度で終了、家賃減額補助期間は上限 20 年	
	補助事業の補助率・補助額		本文 2. に記載のとおり	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	1,611	860	860
	決算額	543	816	603
令和 3 年度予算	723 千円			
交付先 (団体・個人等)	住友林業レジデンシャル株式会社（ガーデンサイド ゆうゆう 管理者）			
交付の目的	居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度を確立し、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。			
補助対象事業等の概要	一 高齢者向け優良賃貸住宅等の整備に要する費用 二 高齢者向け優良賃貸住宅等の家賃の減額に要する費用 上に係る費用の額を補助金として交付することとしている。(現在は制度廃止により、二 家賃の減額に要する費用のみを支出)			
補助対象経費	該当なし			
交付時期	年度初めに、見込みに基づいて補助金の交付決定を行う。補助金の支払は上期と下期のそれぞれで実績に応じて行われる。(上期分は 10 月 1 日、下期分は 4 月 1 日)			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	補助を受けようとする事業者が上期及び年間の支払のタイミングで東大阪市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金内訳書を作成し、家賃減額補助金の実績報告を行うことにより確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	制度廃止により、市で認定している高齢者向け優良賃貸住宅 1 件に対して継続的に家賃減額補助を行っているものであり、特に補助対象事業の効果測定はない。			

(概要)

1. 補助金の概要

家賃減額補助金は「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）」に基づいて建築された高齢者向けの賃貸住宅のうち、バリアフリー設計や緊急通報システム等の高齢者向けの設備等の一定の整備基準を満たした住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）について、家賃の減額に対して助成を行うものである。当該制度自体は平成 23 年 10 月に廃止され、サービス付き高齢者向け住宅へと移行したが、家賃の減額制度は賃貸住宅の建設から 20 年間の助成を行うため、令和 9 年度まで家賃減額補助金は継続する。

東大阪市で認定している高齢者向け優良賃貸住宅は「ガーデンサイドゆうゆう」の 1 件のみであり、令和 9 年度まで家賃減額の補助金が支給されることとなる。なお、補助金の詳細は東大阪市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱（以下、このセクションにおいて要綱とする。）に定められている。

2. 補助金の概要及び算定方法

東大阪市内では対象となる高齢者向け優良賃貸住宅は 1 件のみであり、当該施設に係る家賃補助を毎年行っている。補助金自体は物件の居住者ではなく、認定事業者に対して支払われるものであり、「ガーデンサイドゆうゆう」に対する家賃減額補助金は管理者である住友林業レジデンス株式会社に対して支払われている。直近 3 年では居住者の人数によって変動はあるものの概ね 1,000 千円程度の金額で推移している。

家賃補助の算定方法とし、要綱に以下の定めがある。

第 14 条 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助金の額は、契約家賃に次表に掲げる数値を乗じて得た額（百円未満切捨て）を月額とし、当該高齢者向け優良賃貸住宅の入居月数を乗じて得た額とする。

$$\text{（一住戸当たりの月額家賃減額補助金）} = \text{（契約家賃）} \times \text{（表に掲げる数値）}$$

（百円未満切り捨て）

家賃減額補助金を算出するための数値一覧表

収入分位	数値
10%以下	100 分の 20
10%～15%	100 分の 10

（出典）：東大阪市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱

上に記載するように所得制限があり、収入分位 15%以下の世帯を対象として補助金を支給している。また、補助金の算定に用いる契約家賃は近隣の同種の家賃を参考にして決定しているとのことである。

### 3. 交付手続の概要

当該補助金は毎年、上期（10月1日）と下期（4月1日）の2回に分割して交付される。交付にあたっては東大阪市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金内訳書を提出する必要があり、補助金の計算に利用する居住者の人数は内訳書で明確にされている。また、居住者の入退去時においても届け出がなされており、入退去の届け出と提出された内訳書を照合することで人数は確認することが可能である。補助金の交付は2. で記載したとおり、居住者ではなく、物件の所有者であり、ガーデンサイドゆうゆうでは管理者の住友林業レジデンシャル株式会社に対して交付される。

#### （監査の結果及び意見）

特段指摘する事項は認められなかった。



## (59) 補助金名 地域まちづくり推進会議補助金

所管部課	建築部住宅改良室			
補助金の名称	地域まちづくり推進会議補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市まちづくり活動支援制度要綱 東大阪市まちづくり活動助成運用要領			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：都市計画総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：平成14年度、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		10/10・4,800千円	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	4,800	4,800	4,800
	決算額	4,800	4,800	4,800
令和3年度予算	4,800千円			
交付先 (団体・個人等)	長瀬地域まちづくり推進会議他1件			
交付の目的	平成14年度に地元を中心とした「地域まちづくり推進会議」を設置し、平成15年度に「地域まちづくり基本構想」を策定し市に提言した。平成16年度よりこのまちづくり基本構想の具体化の検討と実践を行っており、これらの活動を支援するもの。			
補助対象事業等の概要	まちづくり推進会議・ワークショップ実行委員会・駐車場部会等の開催			
補助対象経費	推進団体の活動に要する経費であって、以下のもの (1) 広報活動に要する費用 (2) 講演会、研究会等に要する費用 (3) 調査研究に要する費用 (4) 先進地の視察に要する費用 (5) 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等推進団体の運営に通常要する一般事務費 (6) その他推進団体の本来的な活動であると市長が認める費用			
交付時期	4月に助成金交付申請書により交付申請を行う。当該申請に基づいて内容を審査し、助成交付を決定する。支払は当該助成交付決定に基づいて請求書が出され、請求書に基づいて支払が行われる。			
精算方法	年度の末日までに推進団体は助成事業完了実績報告書を提出し、当該内容に基づいて、助成額を確定させる。その後、推進団体へ通知する。なお、助成金の			

	額確定後、既に確定額を超える助成金が支払われているときは剰余金戻入命令書により、戻し入れを命じる。
実績確認方法	同上
補助対象事業の 効果測定方法	特になし

## (概要)

### 1. 補助金の概要

地域まちづくり推進会議補助金は東大阪市のうち、長瀬と荒本の2地域について、地域ごとのまちづくり推進会議が実施するまちづくり事業に対し、支援しているものである。この2地域に限定されているのは、対象である大規模団地がこの2地域に存在していることによる。

当該補助金は東大阪市内のまちづくり推進団体に対して支給されている。ここでいうまちづくり推進団体は東大阪市まちづくり活動支援制度要綱で以下のとおり規定されており、市の認定を受けた団体となっている。

第4条 市長は、地域において、自らの地域の実情に応じた住みよいまちづくりを推進することを目的とする市民組織であって、次の各号のいずれかにも該当するものをまちづくり推進団体として認定することができる。

- (1) その組織が、地域の住民等で構成されていること。
- (2) その活動が、住民等の多数の支持を得ていると認められること。
- (3) その活動が、まちづくりについての調査研究と、地域におけるまちの整備、改善及び保全等に係るまちづくり基本構想(以下「まちづくり基本構想」という。)の策定を目的としていること。
- (4) その組織の活動が、他のまちづくり制度の適用対象とされていないこと。

(出典) 東大阪市まちづくり活動支援制度要綱

また、補助対象経費はまちづくり推進のための活動に必要な経費であり、東大阪市まちづくり活動助成運用要領に定められている。

### 2. 過去の補助金の概要と算定方法

当該補助金の直近5年間の推移を確かめたところ、毎年4,800千円の補助金支出で推移していた。これは対象地域である長瀬と荒本の2地域にそれぞれ2,400千円支給されているためである。補助対象経費については、東大阪市まちづくり活動助成運用要領に以下のとおり定められている。

推進団体の活動に要する経費であって、以下のもの

- (1) 広報活動に要する費用
- (2) 講演会、研究会等に要する費用
- (3) 調査研究に要する費用
- (4) 先進地の視察に要する費用
- (5) 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等推進団体の運営に通常要する一般事務費
- (6) その他推進団体の本来的な活動であると市長が認める費用

(出典) 東大阪市まちづくり活動助成運用要領

推進団体の経費は例年(2)の講演会、研究会等に要する費用が中心であったが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、講演会、研究会の機会が減少し、(5)消耗品、印刷製本費、

通信運搬費等推進団体の運営に通常要する一般事務費が中心となっている。

### 3. 交付手続の概要

当該補助金を受ける推進団体は、毎年4月に助成金交付申請書により、交付申請を行う。交付申請について、審査が行われた後に助成決定が行われてから助成金の支払が行われる。助成金を受けた推進団体は年度末日までに実績報告書を提出し、実績報告書の内容を課で精査した後に助成金が確定する。助成金の支給は助成金交付申請書が提出された後に概算払により支払われているがこれについては特に要綱等で定められているものではなく、推進団体の運営は助成金で賄われていることから、年度初めの4月に概算払で支給している。

(監査の結果及び意見)

#### 1. 概算払の必要性と理由について (意見)

地域まちづくり推進会議補助金について(概要)3.に記載のとおり、補助金を概算払としている。しかし、概算払の必要性と理由について交付決定の際に明確にされていない。補助金は原則として補助事業の実施後の実績に応じた確定払とすべきものである。そのため、概算払の必要性と理由について検討するとともに、それらの内容について決裁を経るべきである(意見番号88)。

#### 2. 補助金の実績報告の検査内容、要綱の規定の不備 (意見)

地域まちづくり推進会議補助金の精算にあたっては、実績報告書を提出させて、その内容を確認している。実績報告書には領収書等の支払を証する証憑について、領収書等の写し等で確認しているが、要綱において、実績報告書の提出の際に支出証憑の添付を求める旨の規定がないことから、要綱の見直しを行うべきである(意見番号89)。

#### 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の要求事項と運用実態との乖離

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、地域まちづくり推進会議補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号1、3参照)。

## (60) 補助金名 老朽住宅解体除去補助金

所管部課	建築部市街地整備課			
補助金の名称	老朽住宅解体除去補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：都市計画総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：不明、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		平成26年4月1日から令和8年3月31日までに除却事業完了届を提出する除却事業については、除却に要する費用の5/6、又は除却する建築物の延床面積(m <sup>2</sup> )×12,000(円)×5/6、又は250万円のうち、最も低い額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	28,000	20,000	34,400
	決算額	9,828	18,624	12,095
令和3年度予算	15,000千円			
交付先 (団体・個人等)	個人			
交付の目的	防災性の向上を図りつつ良好な市街地の形成の促進に資するため、東大阪市住宅密集地区整備要綱（平成15年6月5日制定）第11条の規定に基づき、木造賃貸住宅等の除却を行う土地所有者等に対し、予算の範囲内において、当該除却に要する費用の一部を補助する。			
補助対象事業等の概要	以下の全ての要件を満たす要綱第3条に記載されている除却事業 (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたことが登記簿又はその他の公的な文書により確認されている木造賃貸住宅等であること。 (2) 木造賃貸住宅等である部分と、店舗又は事務所等で構成される併用住宅である場合は、補助対象部分の延べ床面積の2分の1以上が木造賃貸住宅等である部分であること。 (3) 土地と建物の所有者が異なる場合、土地所有者全員の同意が得られていること。 (4) 建物所有者が複数の場合は、除却工事を実施する部分以外の建物所有者全員の同意が得られていること。 (5) 補助金等交付申請書提出までに除却工事を実施する部分の居住者全員の退去が完了していること。			
補助対象経費	除却事業の実施に要する経費			

交付時期	除却事業計画事前協議書に必要な書類を添えて、事前協議を行い、除却事業補助金交付申請書を提出。その後交付決定が行われる。なお、除却事業の着手は交付決定後に実施。
精算方法	除却事業実施後に除却事業実績報告書及び除却事業完了届を提出する。その際、除却に要した費用の領収書等を添付している。
実績確認方法	同上
補助対象事業の 効果測定方法	市街地の延焼のしにくさを表す不燃領域率により、効果を測定している。令和2年度における不燃領域率は35.5%であったが、当初の目標値としては令和2年度までに40%を達成することを目標としていた。

## (概要)

### 1. 補助金の概要

老朽住宅解体除去補助金の対象となる物件は木造賃貸住宅等(木造賃貸住宅及び長屋)であり、東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱の目的に記載のとおり、東大阪市住宅密集地区整備要綱第11条の規定に基づいて実施されることから、住宅密集地区に存する木造賃貸住宅に限定されている。東大阪市では若江地区等が国から地震時等に著しく危険な密集市街地に指定されていることから、該当地区内の木造賃貸住宅の所有者が対象となっている。東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱に対象となる物件及び対象事業について以下のとおり定義されている。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除却事業 住宅密集地区において土地所有者等が行う木造賃貸住宅等の除却工事をいう。
- (2) 木造賃貸住宅等 木造長屋賃貸住宅、木造共同賃貸住宅(木造文化住宅・木造アパート)をいう。

(出典) 東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱

対象となる事業は東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱に以下のとおり定められている。なお、補助金の支給は土地所有者等とされており、建物所有者も含まれる。補助の対象は除却工事に要した費用である。

第3条 補助の対象となる除却事業の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたことが登記簿又はその他の公的な文書により確認されている木造賃貸住宅等であること。
- (2) 木造賃貸住宅等である部分と、店舗又は事務所等で構成される併用住宅である場合は、補助対象部分の延べ床面積の2分の1以上が木造賃貸住宅等である部分であること。
- (3) 土地と建物の所有者が異なる場合、土地所有者全員の同意が得られていること。
- (4) 建物所有者が複数の場合は、除却工事を実施する部分以外の建物所有者全員の同意が得られていること。
- (5) 補助金等交付申請書提出までに除却工事を実施する部分の居住者全員の退去が完了していること。

(出典) 東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱

## 2. 補助金の概要及び算定方法

当該補助金は平成26年度から支給を行っており、補助金の算定については東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱に以下のとおりの規定されている。

第4条 補助金の額の算定については、次の各号により算出した額(千円未満切捨)のうち、最も低い額を限度とする。

(1) 補助対象部分の除却に要する費用(消費税抜き) × 補助率 (2 / 3)

(2) 補助対象部分の延床面積 × 1平方メートル当たりの算定基準単価 (12,000円) × 補助率 (2 / 3)

(3) 補助限度額 (2,000,000円/棟)

2 ただし、平成26年4月1日から令和8年3月31日までに除却事業完了届を提出する除却事業の補助金の額の算定については、次の各号により算出した額(千円未満切捨)のうち、最も低い額を限度とする。

(1) 補助対象部分の除却に要する費用(消費税抜き) × 補助率 (5 / 6)

(2) 補助対象部分の延床面積 × 1平方メートル当たりの算定基準単価 (12,000円) × 補助率 (5 / 6)

(3) 補助限度額 (2,500,000円/棟)

(出典) 東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱

直近3年の決算額は、概ね10,000千円から20,000千円で推移している。当事業には令和2年度は7件の申請があったが、うち、2件が除却事業者都合で中止となった結果、対象となった事業は5件であった。なお、要綱の1平方メートルあたりの算定基準単価は補助金制度を創設する際、除却事業の実績に基づいて決定したとのことであった。

## 3. 交付手続の概要

東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金を受けようとする場合には、除却計画に着手する前に除却事業計画事前協議書により事前協議を実施する必要がある。その後、除却事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出を行う。当該申請について、市街地整備課は審査し補助金を交付決定通知書により除却事業者へ通知することとなる。また、補助事業者は交付決定通知を受けた後60日以内に事業に着手するとともに、着手及び完了時にはそれぞれ除却事業着手届、除却事業完了届を提出する必要がある。なお、除却事業は当該事業年度末までに完了しなければならない。除却事業が完了した後、30日以内に除却事業実績報告書に必要な書類を添えて提出する。市街地整備課は現場調査等を実施し、審査をした後に補助金額が確定することとなる。

なお、補助金を支給した除却計画については、実績報告時に工事の領収書、写真、契約書等の提出を求めており、これらを確認することにより除却計画の内容を確かめている。

建築部市街地整備課では、当該補助金の効果の測定について、不燃領域率を用いて確認している。補助金の支給が始まった平成26年度から現在、4.2%改善しており、31.1%から35.3%となっている。目標値令和2年度で40%を目標としていたが目標は未達とのことであった。



(監査の結果及び意見)

補助金単価の妥当性の検討について (意見)

東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱第4条(2)の1平方メートルあたりの単価12,000円は平成26年度の補助金の導入時に市営の木造住宅の除却費用を基に基準を算定している。また、補助金の限度額については地区内の木造建築物の平均延べ床面積を250平方メートルであることを固定資産税に係る台帳から算出し、計算している。一方で、平成26年度からは相当期間経過しており、直近の実績から算出した除却費用から妥当かどうかについて検証すべきである (意見番号90)。

## (61) 補助金名 民間建築物耐震化促進補助金

所管部課	建築部建築安全課			
補助金の名称	民間建築物耐震化促進補助金			
根拠法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律等			
要綱等	東大阪市耐震化促進補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：土木管理費	目：土木総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		<b>あり</b> ・ なし	
	事業期間		始期：平成9年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下に記載している。	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	41,698	57,411	49,400
	決算額	40,278	53,310	26,924
令和3年度予算	49,400千円			
交付先 (団体・個人等)	個人、法人			
交付の目的	大阪府の地域住宅計画（大阪府地域）に基づき本市に存する住宅・建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の耐震化を促進させる所有者（区分所有建築物においては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）等に対し、予算の範囲内において東大阪市耐震化促進補助金を交付することにより住宅・建築物の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図る			
補助対象事業等の概要	補助対象の物件としては東大阪市に存する住宅・建築物で要綱に記載の要件を満たすものである。当該建築物の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター・ベッド設置工事、除却工事等を行う場合が補助の対象となる。			
補助対象経費	補助対象事業に要した費用の一部について補助対象経費となる。なお、詳細に関しては、事業の内容、対象物件の面積、補助対象者の所得等により限度額が要綱により、詳細に定められている。			
交付時期	補助金の交付を受け補助事業を実施しようとする者は、補助事業を実施する前に、東大阪市耐震化促進補助金交付申請書（様式第1号）に第20条に掲げる必要書類を添えて、市長に提出する。申請書を受理したときは当該内容を審査し、補助金の交付を決定する。なお、通知を受けた者は交付決定から60日以内に補助事業に着手するとともに、着手したときは直ちに東大阪市耐震化促進補助事業着手届により届けなければならない。また、事業により、中間検査等を行い、補助事業が完了した後は要綱に定める必要書類を添付して東大阪市耐震化促進事業補助金完了報告書を提出する必要がある。			

精算方法	東大阪市耐震化促進事業補助金完了報告書を受理した後に内容を審査し、補助金の額を確定し、補助決定者に通知する。その後、請求を受け交付する。
実績確認方法	実績は、東大阪市耐震化促進事業補助金完了報告書の内容を審査することにより行う。また、対象事業によって、中間検査等を実施する場合もある。
補助対象事業の 効果測定方法	特に効果測定の方法は設けていない。

(概要)

### 1. 補助金の概要

民間建築物耐震化促進補助金の詳細は東大阪市耐震化促進補助金交付要綱（以下、要綱とする。）に記載されている。この補助金は東大阪市に存する住宅・建築物について、耐震化を促進させる所有者等に対して、補助金を交付するものである。対象となる住宅・建築物については要綱に以下のとおり規定されている。

第3条 次に掲げるものを補助対象とする。

(1) 原則、昭和56年5月31日以前に法（注）第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたもの。

(2) 補助対象建築物に現に居住している、これから居住しようとしている又は使用しているもの。ただし除却工事においては、この限りではない。

(3) 原則、本市における各事業において補助金の交付を受けていないもの及び各事業において第15条に規定する取消しを受けていないもの。

(注：建築基準法)

(出典) 東大阪市耐震化促進補助金交付要綱

上に記載のとおり、対象となる物件は昭和56年5月31日以前に建築されたもので、補助金の申請をする時点で居住又は居住しようとしているものが対象である。また、補助金の申請者は所有者を原則としている。

## 2. 過去の補助金の概要と算定方法

民間建築物耐震化促進補助金の対象事業は、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター・ベッド設置工事、除却工事等であり、対象となる者は住宅・建築物の所有者である。また、それぞれの事業によって補助金の算定方法が異なっており、要綱に以下のとおり規定されている。

(補助金の額等)

第4条 耐震診断補助における補助金額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 特定既存耐震不適格建築物等においては、耐震診断に要した費用（補修費、修繕費を除き、面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内の額。）の2分の1とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

(2) 非木造住宅においては、一戸当たり25,000円として計算した額と前号の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。ただし、一戸建て住宅の耐震診断に要する費用は、1,000円/㎡以内とする。

(3) 木造住宅においては、耐震診断に要する費用の11分の10とし、一戸当たり50,000円を限度とする。ただし、耐震診断に要する費用は、1,100円/㎡以内とする。

2 耐震改修設計補助における補助金額は、耐震改修設計に要する費用（耐震診断費用及び工事監理費を除く。）の10分の7とし、一戸（長屋及び共同住宅にあっては、一棟を一戸とみなす。）当たり100,000円を限度とする。

3 第2条第9項第1号による耐震改修設計に基づく耐震改修工事補助における補助金額は1,000,000円と耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）の10分の8のいずれか低い額から前項の補助金額を引いた額とする。ただし、当該建築物の耐震改修設計補助において第14条の補助金の交付を受けた者は同年度に耐震改修工事補助においても第14条の補助金の交付を受けなければならない。

4 前項を除く耐震改修工事補助における補助金額は、次の各号に掲げる額の合計額と耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）のいずれか低い額とする。

(1) 工事補助金額は、次のアからイに掲げるものとする。

ア 当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は、400,000円（市内事業者の場合は、500,000円）。

イ 当該建築物の所有者が自ら居住しない場合は、耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）の3分の1と400,000円（市内事業者の場合は、500,000円）のいずれか低い額。

(2) 工事監理補助金額は、次のアからイに掲げるものとする。

ア 当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は、工事監理に要した一戸当たりの費用と100,000円のいずれか低い額。

イ 当該建築物の所有者が自ら居住しない場合は、工事監理に要した一戸当たりの費用の3分の1と100,000円のいずれか低い額。

(3) 低所得者に加算できる補助金額は、200,000円とし当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）とする。

(4) 高齢者に加算できる補助金額は、100,000円とし当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）とする。

5 シェルター等設置工事補助における補助金額は、次の各号に掲げる額の合計額とシェルター等設置工事に要した費用（必要となる補強費及び仕上げ等の費用を含む）のいずれか低い額とする。

(1) 工事補助金額は、次のアからウに掲げるものとする。

ア 当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は、400,000円。

イ 当該建築物の所有者が自ら居住せず、占有者（居住者）が申請する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は、400,000円。

ウ ア、イ以外の場合は、シェルター等設置工事に要した費用（必要となる補強費及び仕上げ等の費用を含む）の3分の1と400,000円のいずれか低い額とする。

(2) 前項第3号に掲げるもの

(3) 前項第4号に掲げるもの

6 耐震ベッド設置工事補助における補助金額は、耐震ベッド設置工事に要した費用の2分の1と300,000円のいずれか低い額とする。

7 除却工事における補助金額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 戸建て住宅については、除却工事に要する費用と400,000円のいずれか低い額とする。ただし、除却工事に要する費用は、7,000円/㎡以内とする。

(2) 長屋、共同住宅については、除却工事に要する費用と1棟あたり1,000,000円のいずれか低い額とする。ただし、除却工事に要する費用は、7,000円/㎡以内とする。

8 前7項における補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（出典）東大阪市耐震化促進補助交付要綱

補助金は平成9年度から支給を開始しているが、令和元年度の53,310千円の実績に対し、令和2年度は26,924千円と大きく減少している。所管課にヒアリングを行ったところ、この減少は新型コロナウイルスの影響により診断等で他人が家に入って欲しくないとの心理が働いたのではないかとのことであった。また、令和3年度においては回復傾向にあり、ヒアリング実施時（令和3年10月）は例年に近い申請件数となっているとのことであった。また、市内の対象の住宅は市で既に把握しており、耐震化が不足している住宅は2万戸程度あり、毎年100戸程度の申請があるとのことであった。

### 3. 交付手続の概要

民間建築物耐震化促進補助金の交付を受けようとする場合、申請者は補助事業を実施する前に東大阪市耐震化促進補助金交付申請書に必要書類を添えて提出しなければならない。当該申請を受けて内容について審査がおこなわれ、適当と認められると交付が決定し、申請者に通知される。補助事業の着手は交付決定の通知を受けてから 60 日以内とし、着手したときは直ちに事業着手届を提出しなければならない。

また、耐震改修工事やシェルター等設置工事の場合、補助事業における主な耐震補強箇所が目視確認できる時期に東大阪市耐震化促進補助金中間検査申請書に必要書類を添えて申請し、中間検査を受検しなければならない。

補助事業が完了後に東大阪市耐震化促進補助金完了報告書に必要書類（工事に係る請求書及び領収書）を添えて提出する。なお、報告書については補助事業完了日から 60 日を経過した日又は会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに報告しなければならない。

なお、所管する建築安全課では、工事途中に現地に赴いて中間検査を実施するとともに、完了時には、写真の提出を求めることで事業について確認を行っている。

#### （監査の結果及び意見）

継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組みを検討すべき（意見）

民間建築物耐震化促進補助金について、補助金の効果測定方法を特に定めていない。そのため、補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある（意見番号 91）。

## (62) 補助金名 空き家等対策補助金

所管部課	建築部空家対策課			
補助金の名称	空き家等対策補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市空き家解体費補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：土木管理費	目：土木総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		<u>あり</u> ・ なし	
	事業期間		始期：平成 30 年度 、終期：未定	
	補助事業の補助率・補助額		詳細は以下に記載	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	3,000	10,000	15,000
	決算額	2,643	10,000	15,000
令和 3 年度予算	30,000 千円			
交付先 (団体・個人等)	特定空家等又は不良住宅に該当する空き家を解体する者			
交付の目的	適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するための施策を推進することを目的とする			
補助対象事業等の概要	周囲に悪影響を及ぼしている特定空家等又は不良住宅に該当する空き家の解体を行う事業			
補助対象経費	(1) 空き家の解体に要する工事費 (2) 空き家の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費 (3) 周囲への安全を確保するうえで、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費 (4) その他、空き家の解体に要する経費(家財道具、車両、機械等の処分費を除く)			
交付時期	空き家の解体が完了した時点で交付することとしている。			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	実績は「東大阪市空き家解体費補助事業完了実績報告書」により確認している。 (添付書類として、解体工事完了写真、解体工事に係る請負契約書(写し)、空家の解体工事に係る請求書及び領収書(写し)が添付されている)			
補助対象事業の効果測定方法	特に効果測定の方法は設けていない。			

(概要)

1. 空き家等の定義

空き家等の定義については、東大阪市空き家解体費補助金交付要綱の第2条に以下のとおり記載されている。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住その他の使用がなされていない建物をいう。
- (2) 空き家等 居住その他の使用がなされていない建物及びその敷地をいう。
- (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等として、市が判定を行ったもの。ただし、同法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。
- (4) 不良住宅 主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものとして、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であり、住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上であるものをいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。

(出典) 東大阪市空き家解体費補助金交付要綱

(3)に記載されている空家等対策の推進に関する特別措置法とは平成26年に制定された空家対策に係る法律であり、全国で増加しつつあった放置空家に係る対策のために制定されたものである。また、(4)に記載されている住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅とは、以下の住宅である。

第2条

4 この法律において「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう。

(出典) 住宅地区改良法



## 2. 補助金の概要

東大阪市では、空き家等への補助金の対象事業として東大阪市空き家解体費補助金交付要綱において、以下のとおりとしている。

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、周囲に悪影響を及ぼしている特定空き家等または不良住宅に該当する空き家の解体を行う事業とする。

（出典）東大阪市空き家解体費補助金交付要綱

ここで規定されているとおり、補助金の交付対象となる事業は1.において記載したもののうち、（3）特定空き家等及び（4）不良住宅である。

## 3. 補助金の概要及び算定方法

補助金の算定方法については東大阪市空き家解体費補助金交付要綱に以下のとおり、規定されている。

（補助金額）

第4条 補助対象事業における補助金額は、次の各号により算出した額（千円未満切捨）のうち、最も低い金額を限度とし、予算の範囲内において交付する。

- （1） 補助対象空き家の解体に要する費用（消費税抜き）×補助率（4/5）
- （2） 補助対象空き家の延床面積×1平方メートル当たりの算定基準単価（12,000円）
- （3） 補助限度額 500,000円/棟

2 解体に必要な車両等の進入が困難と認められる場合は、前項第2号の算定基準単価を国土交通大臣の定める標準除却費（毎年更新）×補助率（4/5）に置き換えることができるものとする。

3 申請者が個人であり、世帯の計算後の月収額の合計が214,000円以下かつ資産（預貯金及び有価証券の総額）が10,000,000円以下である場合、第1項第3号の補助限度額を1,000,000円/棟とする。

（対象経費）

第5条 補助対象工事に要する費用は、次の各号のいずれかに該当する費用とする。

- （1） 空き家の解体に要する工事費
- （2） 空き家の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- （3） 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- （4） その他、空き家の解体に要する経費（家財道具、車両、機械等の処分費を除く）

（出典）東大阪市空き家解体費補助金交付要綱

なお、補助金の交付対象は特定空家等又は不良住宅に該当する空き家を解体する者であり、所有者に限定されない。これは、特定空家等や不良住宅の近隣の者や敷地の所有者が空き家を解体することを想定しているためである。

東大阪市では空き家対策課が平成 29 年に新設され、空き家対策補助金は平成 30 年度から支給を開始している。令和 2 年度においては 15,000 千円の予算に対して申し込みが殺到しており、予算を早期に使い切ったとのことである。補助金の推移でも分るとおり、補助金の交付実績額は年々増加傾向にある。これは台風等の災害により空き家問題が TV 等を通じてクローズアップされており、かつ、空き家等の解体に際しての補助金支給が周知されたことが要因となっている。令和 3 年度においては、予算額を令和 2 年度の倍額の 30,000 千円とするとともに、補助限度額を申請者の所得により段階的な制限を加えることで効果的かつ効率的な補助金にするよう取り組んでいるとのことであった。

#### 4. 交付手続の概要

空き家対策補助金の交付を受けようとする者（解体をしようとする者）は東大阪市空き家解体費補助事業補助金交付申請書と誓約書を提出する。ここで必要な誓約書とは解体しようとする者と所有者が異なる場合等における所有者の誓約書である。これらの提出を受けた後に審査を行い、交付が決定した場合には東大阪市空き家解体費補助金交付決定通知書により、交付決定を申請者に通知する。

交付決定を受けた者は通知受領の日から 60 日以内に補助事業に着手することとされており、着手時には届けが必要となる。また、補助事業が完了した場合には、当該補助事業が完了した日から 30 日又は補助事業の交付決定があった年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに東大阪市解体費補助事業完了実績報告書に必要な書類（解体工事完了写真、解体工事に係る請負契約書（写し）、空き家の解体工事に係る請求書及び領収書（写し））を提出する必要がある。なお、当該補助金の 50%は国費により負担されており、市の拠出は補助金額の 50%である。

#### （監査の結果及び意見）

継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組みを検討すべき（意見）

空き家対策補助金について、補助金の効果測定方法を特に定めていない。そのため、補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある（意見番号 92）。

## (63) 補助金名 大型免許取得補助金

所管部課	消防局総務部人事教養課			
補助金の名称	大型免許取得補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市消防職員大型自動車等運転免許取得支援に関する要綱			
予算費目	款：消防費	項：消防費	目：常備消防費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 17 年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		100%（上限については 1. 補助金の概要第 3 条参照）	
補助金の推移 （金額単位：千円）	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	430	430	430
	決算額	430	430	417
令和 3 年度予算	430 千円			
交付先 （団体・個人等）	個人（東大阪市消防職員）			
交付の目的	東大阪市消防職員に職務遂行上必要とされる大型自動車免許、中型自動車免許、又は準中型自動車免許の取得を積極的に奨励し、消防業務の円滑な運用を図る（機関員 <sup>29</sup> を円滑かつ継続的に養成する）ことを目的としている。			
補助対象事業等の概要	機関員となる可能性のある役職（消防士長以下）の職員の中から希望者を募集し、選考の結果選ばれた職員の免許取得			
補助対象経費	大型自動車免許又は中型自動車免許の取得に係ると判断される以下の経費 ・ 公安委員会指定自動車教習所への入校経費 ・ 運転免許試験場での大型免許等の取得に係る各種手数料、申請料等 ・ 自動車教習所での大型自動車、中型自動車又は準中型自動車運転練習代金 ・ その他大型免許等の取得に関して必要であると消防局長が認めた事項			
交付時期	大型免許等の取得の支援を承認された職員が当該免許を取得し大型免許等取得補助金交付願を提出後交付する			
精算方法	事業実施後の確定払いのため、該当なし。			
実績確認方法	免許取得の証明を受けたのち、大型免許等取得補助金交付決定書を補助金対象者に交付する。その後補助金対象者に大型免許等取得補助金請求書兼口座振込			

<sup>29</sup> 機関員とは緊急自動車の運転及び取り扱い操作を行う者として認定を受けた者をいう。認定は緊急自動車機関員認定要綱に基づき申請を行った者のうち、定められた講習を受講し、かつ審査において適正が認められた者に対し、消防局長が行う。なお、認定申請の対象者は、消防士長以下の階級にあり準中型自動車運転免許以上の免許（5 t 限定は含まない）を保有している者で、最初に免許を取得した時から免許停止時期等を除き通算 3 年以上を経過している者である（緊急自動車機関員認定要綱第 3 条）。

	依頼書を提出してもらうことで補助金を支出するという形態をとっている。
補助対象事業の 効果測定方法	本補助金は免許取得のための補助金であることから、免許取得証明書の提出を補助対象者に求めている。 また免許取得後、機関員になるための知識及び技能を測定するために緊急自動車機関員認定要綱に基づき機関員養成講習を実施しており、この講習において路上走行の技能効果等を測定している。

(概要)

### 1. 補助金の概要

当該補助金は、東大阪市消防職員に職務遂行上必要とされる大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許の取得を積極的に推奨し、消防業務の円滑な運営を図ることを目的とし交付されている補助金である。平成 17 年度に制度化された補助金であり、それ以降現在まで継続している。

補助対象者、補助対象経費（支援内容）及び補助金額上限については、交付要綱で以下のとおり定められている。

<p>(支援内容)</p> <p>第 2 条 大型免許又は中型免許取得に係る公費支援は、補助金を交付するとし、支援内容については次のとおりとする。</p> <p>(1) 公安委員会指定自動車教習所への入校経費</p> <p>(2) 運転免許試験場での大型免許等の取得に係る各種手数料、申請料等</p> <p>(3) 自動車教習所での大型自動車、中型自動車又は準中型自動車運転練習代金</p> <p>(4) その他大型免許等の取得に関して必要であると消防局長が認めた事項</p> <p>(補助金額上限)</p> <p>第 3 条 (出典) 大型免許取得補助金は、大型免許等を取得した職員に交付するものとし、その金額は大型免許にあっては 100,000 円、中型免許又は準中型免許にあっては 50,000 円 (限定解除審査による取得にあっては 20,000 円) を超えない範囲内で行うものとする。ただし、複数の免許取得に係る公費支援の補助金合計額は 120,000 円を限度とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 4 条 消防局長は、毎年度当初に所属長 (課長、室長及び署長をいう。以下同じ。) に対して大型免許等の取得希望者を募集し、選考の上対象者を決定するものとする。</p>
---

(出典) 東大阪市消防職員大型自動車等免許取得支援に関する要綱

なお、第 2 条に関して (4) のその他の記載については、今後免許制度等の改正により、新たに免許取得に関して費用が発生した場合に対応できるようにするためのものであり、平成 17 年度の制度開始以降、補助した実績はない。

また、第 3 条に規定のとおり、当該補助金の支給対象者は、大型免許等を取得した職員に対する者であることから、第 4 条の選考後であっても、当該年度において大型免許等を取得できな

った場合、本補助金の支給対象から外れることになる（後述の2. 交付の概要参照）。

また、第4条に関して、希望者を募る際の対象者は当該補助金の目的に鑑みて、消防車両を運転する機関員になることができる者（東大阪市の場合、消防士長以下の役職で、監査実施時点で200名弱）を対象としている。

## 2. 交付手続の概要

まず消防局長が毎年度当初に所属長に対して、大型免許等の取得希望者を募集し、選考の上対象者を決定する。この取得希望者については、消防車両を運転することができる機関員になることができる者（消防士長以下の役職）を対象に募集する。

上記により決定した補助対象者は、所属長の確認を受けたうえで大型免許等取得支援承認申請書を消防局長に提出する。

消防局長は申請書を受領後、その記載内容が適当であると認めた場合に、提出した職員に対して大型免許等取得支援承認書（以下、承認書）を交付する。なお、要綱第6条第2項に規定のとおり、この承認書の効力は承認を行った日の属する年度内にものみ効力を有するため、承認された年度以外に大型免許等を取得した場合は、本補助金の支給対象とはならない。

承認書を受領した職員は教習所において、大型免許等を取得するための訓練を行う。

大型免許等を取得した職員は大型免許等取得補助金交付願に1. 補助金の概要で記載している第2条に規定の経費等の領収書の写しを添えて東大阪市長に対して提出する（要綱には記載がないものの、交付願において、経費等の写しの他に、修了証書、教習料金領収書等の写し、自動車運転免許証の写しの添付を求めている。）。

東大阪市長は交付願を受領後、その記載内容が適当であると認めた場合は申請した職員に対して大型免許等取得補助金交付決定書を交付する。

決定を受けた職員は、大型免許等取得補助金請求書兼口座振込依頼書により、東大阪市長に補助金の交付を請求し補助金を受領する。

（監査の結果及び意見）

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## (64) 補助金名 クラブ活動運営費補助金

所管部課	学校教育部学校教育推進室			
補助金の名称	クラブ活動運営費補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市クラブ活動運営費補助金交付要綱			
予算費目	款：教育費	項：教育総務費	目：指導研究費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <u>なし</u>	
	事業期間		始期：平成元年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		経費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	28,350	28,020	27,890
	決算額	28,250	28,020	27,890
令和3年度予算	27,890千円			
交付先 (団体・個人等)	市立中学校、義務教育学校後期課程、高等学校			
交付の目的	市立中学校、義務教育学校後期課程、高等学校に対し、予算の定めるところにより東大阪市クラブ活動運営費補助金を交付することにより、学校教育活動の充実を図る。			
補助対象事業等の概要	市立中学校、義務教育学校後期課程、高等学校の実施するクラブ活動事業。 東大阪市クラブ活動運営費補助金交付要綱上定められた金額の補助金を交付する事業。			
補助対象経費	本市立中学校及び高等学校のクラブ活動の運営に要する経費とする。 (1) 補助金対象経費として認められるもの（クラブ活動全体に係る経費） 例1. 備品、消耗品 2. 備品（楽器等）運搬費、修理費 3. 大会参加費、登録費、施設借り上げ費等 (2) 補助金対象経費として認められないもの（個人に還る経費） 例1. 個人への飲食代、交通費 2. 個人の所有物（ユニフォーム等）となるもの等			
交付時期	期首に各学校より東大阪市クラブ活動運営費補助金事業計画書、東大阪市クラブ活動運営費補助金収支予算書を市に提出し、6月頃市から東大阪市クラブ活動運営費補助金交付決定通知書を交付した後、概算交付する。			
精算方法	各学校は翌年度の4月30日までに東大阪市クラブ活動運営費補助金実施報告書を提出し、東大阪市クラブ活動運営費補助金実績報告書、東大阪市クラブ活動運営費補助金収支決算書、領収書を添付しなければならない。精算が発生す			

	る場合は市に対し返還する。			
実績確認方法	東大阪市クラブ活動運営費補助金実績報告書、東大阪市クラブ活動運営費補助金収支決算書、領収書による。			
補助対象事業の 効果測定方法	担当者に確認したところ、個別の効果測定は行っていない。 ただし、各校の部活数、加入率は維持されている。 部活動数			
	年度	文化部	運動部	合計
	平成 30 年度	111	327	438
	令和元年度	111	329	440
	令和 2 年度	110	330	440
	部活動加入率			
	年度	運動部	文化部	加入率 (%)
	平成 30 年度	63.8	20.2	84.0
	令和元年度	61.4	22.3	83.7
	令和 2 年度	59.9	22.6	82.5

(概要)

東大阪市立の中学校（義務教育学校後期課程含）は 25 校、高等学校は 1 校あり、クラブ活動運営費補助金の補助額は、中学校では生徒数に応じて 4 段階、高等学校では一律 2,300,000 円と定められている。

第 4 条 補助金の額は次のとおりとする。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1) 高等学校             | 2,300,000 円 |
| (2) 中学校（生徒数 750 人以上） | 1,380,000 円 |
| (3) 中学校（生徒数 750 人未満） | 1,180,000 円 |
| (4) 中学校（生徒数 500 人未満） | 950,000 円   |
| (5) 中学校（生徒数 250 人未満） | 850,000 円   |

2 生徒数については、当該年度 5 月 1 日現在の数値に基づくものとする。

(出典)「東大阪市クラブ活動運営費補助金交付要綱」

令和 2 年度における各学校の生徒数（5 月 1 日現在）と補助金額は以下のとおりである。例えば生徒数 257 名の C 中学と生徒数 485 名の Q 中学の補助金額は同じとなっているが、東大阪市担当者によれば、補助金の使用対象は必ずしも生徒数に比例するものではないため、学校区による補助金受益者に過度の不公平が発生しているものではないとのことである。また、担当者によれば過去においても必要に応じて要綱の見直しを行っているとのことであり、直近の見直しは平成 30 年度とのことであった。

各中学校生徒数と補助金額 (単位：生徒数は人、補助金額は円)

中学校名	生徒数	補助金額	中学校名	生徒数	補助金額
A	170	850,000	O	474	950,000
B	210	850,000	P	477	950,000
C	257	950,000	Q	485	950,000
D	258	950,000	R	529	1,180,000
E	263	950,000	S	537	1,180,000
F	266	950,000	T	544	1,180,000
G	279	950,000	U	564	1,180,000
H	294	950,000	V	623	1,180,000
I	331	950,000	W	648	1,180,000
J	356	950,000	X	691	1,180,000
K	374	950,000	Y	1002	1,380,000
L	375	950,000			
M	392	950,000			
N	332	950,000			

(資料) 所管課提出資料より監査人作成

(監査の結果及び意見)

1. 申請書添付資料の不備について (結果)

孔舎衛中学校からの「東大阪市クラブ活動運営費補助金交付申請書(令和2年5月25日)」における申請額950,000円と、「令和2年度 東大阪市クラブ活動運営費補助金事業計画書」における補助金額(申請額)1,180,000円に差異が生じていた。

東大阪市担当者に確認したところ、交付金申請書の金額は基準に沿った正確なものであったが、学校の作成した事業計画書の数値が前年度のままであり、事業計画書の修正依頼を失念していたとのことであった(結果番号28)。今後は学校担当者にも作成誤りがないよう呼びかけるとともに、所管課での申請書確認の際には留意が必要である。

2. 補助金購入備品への補助事業であることの表示について

「団体に対する補助制度運用基準」では、補助金による購入備品について補助金事業により購入した旨の表示(表示例「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」)を義務づけており、クラブ活動運営費補助金で購入した備品についても対象となる。

所管課に確認したところ、当該の表示の義務付けについて把握はしており、平成30年12月開催の教育施策連絡会において各学校に対してその義務付けについて周知したことがあるものの、その後具体的な指示や定期的な周知を実施せず、また学校において使用されている備品について表示の確認等は実施していないとのことであった。

このように、運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号5参照)。



### 3. 団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、クラブ活動運営費補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた。

クラブ活動は、望ましい集団活動を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るために必要な特別活動として学習指導要領上記載されているものであり、事業自体に終期があることは想定されていない。補助金がなくなれば、家庭の富裕度等によりクラブ活動に参加できない子どもが発生することになる。さらに、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (65) 補助金名 人権教育研究会補助金

所管部課	学校教育部人権教育室			
補助金の名称	人権教育研究会補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市人権教育室所管教育研究団体補助金交付要綱、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：教育費	項：教育総務費	目：事務局費	
分類	補助の性質	運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他		
	特定財源の有無	あり ・ なし		
	事業期間	始期：合併以前、終期：決まっていない		
	補助事業の補助率・補助額	申請経費の全額		
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	1,440	1,440	1,440
	決算額	1,440	1,440	1,440
令和3年度予算	1,440千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市人権教育研究会（東大阪市学校園教育関係の全ての教職員をもって構成される、人権教育室所管の教育研究団体。会長は学校長が兼務しており、事務局は小学校内にある。）			
交付の目的	本市立学校園における人権教育の振興を図るため			
補助対象事業等の概要	人権教育の発展に資するため、大阪府内各市町村の連携を密にし、情報交換をおこない、人権教育行政の研究及び関係する諸事業（定例会、研究会、調査活動、研究資料の作成等）を実施する。 令和2年度においては、「専門部総会」の開催、「夏季研究集会」の開催、「冬の研究集会」の開催、人権教育推進に向けた課題別専門部会の開催（年間10回程度）、人権教育の充実と推進に向けての機関紙の発行（年間15回程度）を実施している。			
補助対象経費	研究大会、研究調査、研究図書購入及び研究成果刊行等の事業に要する経費			
交付時期	期首に市に対し補助金申請書、事業計画書、収支予算書を提出し、市から交付決定通知書を受領した後請求書発行、概算交付する。			
精算方法	実績報告書にて実績を確認し、未使用分があった場合返還する。			
実績確認方法	東大阪市担当者が実績報告書と領収書を照合し、実績額を確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	「専門部総会」、「夏季研究集会」、「冬の研究集会」開催の際には、参加した教職員からアンケートをとっており、直近3年間におけるアンケート回収数は以下のとおりである。			

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
専門部総会	234 人	212 人	中止
夏季研究集会	1,398 人	1,325 人	500 人
冬の研究集会	236 人	215 人	中止

専門部総会及び冬の研究集会では毎年 200 人超、夏季研究集会では 1,300 人超の教職員が参加しており、一定の事業効果があると考えている。

なお、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症対策のため、「専門部総会」及び「冬の研究集会」は中止、「夏季研究集会」は 6 分科会に分かれて分散開催したため参加者が減少している。

(概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

1. 実績報告に添付された領収書の宛名について (意見)

実績報告書の添付資料として補助事業者から提出された領収書綴を閲覧したところ、領収書宛名が補助団体の名称となっていないもの(事務局職員名)が認められた。当該領収書は補助事業者が補助金事業に必要な費用を支出したことを示す資料であることから、個人名での領収書受領は望ましくない。宛名は補助団体名称に統一するよう、補助団体へ指導する必要がある(意見番号 93)。

2. 団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を 3 年以内とする、補助経費の補助率の上限は 1/2 とすること等を求めている。しかし、人権教育研究会補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた。

人権教育研究会は学校園の職員で構成された団体であり、極めて公益性が高く、また事業自体に終期があることは想定されていない。また、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が 1/2 でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。また、例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある(総括的事項における意見番号 1、3 参照)。

## (66) 補助金名 学校園保健会補助金

所管部課	学校教育部教職員課			
補助金の名称	学校園保健会補助金			
根拠法令	—			
要綱等	東大阪市学校園保健会運営費補助金要領			
予算費目	款：教育費	項：教育総務費	目：学校保健費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ なし	
	事業期間		始期：昭和42年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		申請経費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	321	841	1,108
	決算額	321	841	611
令和3年度予算	1,108千円			
交付先 (団体・個人等)	東大阪市学校園保健会（東大阪市学校園保健関係者、東大阪市立幼保連携型認定こども園関係者並びに保健所職員により構成されている。）			
交付の目的	園児・児童・生徒のために、学校保健の振興とより快適な環境を作ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	東大阪市学校園保健会の運営事業			
補助対象経費	東大阪市学校園保健会の運営に要する経費 (学校園保健会総会、保健主事・養護教諭部会合同研修会、学校園保健研究大会開催に要する講師謝礼、記念品、冊子印刷費等の経費)			
交付時期	申請書を毎年5月末までに提出、事業計画書、収支予算書を提出、市より交付決定通知を受領後、交付請求書を提出、概算交付			
精算方法	実績報告書をもとに、精算の要否を検討している。 令和元年度においては概算交付額と実績額の差額（未使用額）75,733円を戻入せず繰越しているが、令和2年度においては研究大会がオンライン開催となったことにより当初予定していた会場の施設利用料が不要となり未使用額が496,287円と多額に発生し、5月中に市への精算納付を実施している。			
実績確認方法	翌年度5月末までに実績報告書を提出			
補助対象事業の効果測定方法	担当者に確認したところ、保健会が問題なく運営されていることに本事業の効果があると考えており、個別の効果測定は行っていない。			
備考	保健会会則に基づき、事務局は教職員課職員が兼務している。			

## (概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

## (監査の結果及び意見)

### 1. 精算に関する内規の必要性について (意見)

東大阪市補助金等交付規則 15 条によれば、補助金確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は、補助事業者に対し、補助金等の精算を命じるものとする旨が規定されている。しかし、学校園保健会補助金に関する要綱には、概算交付額と実績額に差額(未使用額)が発生した場合の補助金確定額及び精算に関する取決めについての記載はない。

令和元年度においては未使用額 75,733 円が、令和 2 年度においては未使用額 496,287 円が発生しているが、令和元年度分は翌年度に繰り越し、令和 2 年度部分は精算し未使用額を東大阪市内に戻入納付している。

所管課に確認したところ、令和元年度以前は未使用額が少額であったことにより戻入は実施していなかったが、令和 2 年度は研究大会の書面開催により当初予定でしていた会場の施設利用料が不要となり多額の未使用額が発生した結果、戻入処理が必要と判断したとのことである。

補助金未使用額は本来市の財源となるものであることから、年度により恣意的に精算要否が決定されるべきではない。令和元年度の未使用額 75,733 円は速やかに戻入させるとともに、今後運用基準等に戻入基準を定めることにより、恣意的に精算の要否を決定しないような仕組みについて検討すべきである (意見番号 94)。

### 2. 領収書の添付漏れについて (結果)

「団体に対する補助制度運用基準」では、実績報告への領収書等(写し)添付が義務づけられているが、当補助金の実績報告書には領収書等は添付されていない。

補助金交付団体である学校園保健会の事務局は東大阪市教育委員会担当者が兼ねていることから、所管課担当者が領収書等と決算書との照合を実施しているものの、実績報告書には添付していないとのことであるが、「団体に対する補助制度運用基準」に従い、所管課長承認に際して領収書等(写し)を添付する必要がある。

また、学校園保健会補助金に関する要綱等では実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定の見直しも必要である (結果番号 29)。

### 3. 団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を 3 年以内とする、補助経費の補助率の上限は 1 / 2 とすること等を求めている。しかし、学校園保健会補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた。

学校園保健会は学校園の職員を中心に構成された団体であり、極めて公益性が高く、また事業自体に終期があることは想定されていない。また、当補助金等に終期が定められていないこと、

補助経費の補助率の上限が1／2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (67) 補助金名 学校給食会運営補助金

所管部課	学校教育部学校給食課			
補助金の名称	学校給食会運営補助金			
根拠法令	学校給食法、学校給食費施行令 学校臨時休業対策費補助金交付要綱（令和2年3月10日文科科学省大臣裁定）			
要綱等	東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱			
予算費目	款：教育費	項：小学校費 中学校費	目：給食費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ 事業費補助 ・ その他	
	特定財源の有無		東大阪市学校給食運営補助金 あり ・ なし 学校臨時休業対策費補助金 あり ・ なし (令和2年度実績)	
	事業期間		東大阪市学校給食運営補助金 始期：不明 、終期：未定 学校臨時休業対策費補助金 始期：令和2年度 、終期：令和2年度	
	補助事業の補助率・補助額		概要に記載のとおり 申請経費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	23,228	38,537 (臨時休業17,982)	30,124 (臨時休業9,424)
	決算額	23,228	38,536 (臨時休業17,981)	28,249 (臨時休業7,549)
令和3年度予算	21,471千円 学校給食会運営補助金（小）16,271千円（当初） 学校給食会運営補助金（中）5,424千円（当初） 清算金 224千円（9月補正）			
交付先 (団体・個人等)	(公財) 東大阪市学校給食会			
交付の目的	1. 東大阪市学校給食運営補助金 学校給食の安全かつ安定的提供並びに食育の推進に寄与する東大阪市学校給食会（以下「給食会」という。）の運営を支援する。 2. 学校臨時休業対策費補助金 新型コロナウイルス感染症対策として、学校の臨時休業（令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づ			

	く臨時休業) (以下「臨時休業」という。) 期間における学校給食費に関し、東大阪市立学校の学校設置者として、本来学校給食費を負担すべき保護者の負担軽減に資する。
補助対象事業等の概要	<p>1. 東大阪市学校給食運営補助金 東大阪市学校給食会の運営事業</p> <p>2. 学校臨時休業対策費補助金 新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に伴い学校給食が休止となったことに関連し、本来学校給食費を負担すべき保護者の負担軽減のため、東大阪市立学校の設置者として、臨時休業期間の学校給食費を保護者に返還する事業</p>
補助対象経費	<p>1. 東大阪市学校給食運営補助金 給食会が雇用する職員(嘱託職員を含む)の人件費(給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、交通費、退職給与引当金、その他諸手当及び法定福利費等の内で市長が適当であると認めた範囲の額とする。)、公認会計士顧問等契約料及び外部役員報酬。</p> <p>2. 学校臨時休業対策費補助金 新型コロナウイルス感染症対策に係る国公立の小学校、中学校等の臨時休業期間における学校給食中止に対応する経費。</p>
交付時期	<p>1. 東大阪市学校給食運営補助金 4月(会計年度期首)末日までに事業者より運営補助金交付請求を受け、交付(概算払)する。</p> <p>2. 学校臨時休業対策費補助金 請求の都度交付する。</p>
精算方法	<p>1. 東大阪市学校給食運営補助金 事業者は、会計年度終了後60日以内に実績報告書を提出する。東大阪市は、市長の承認を得て事業者に確定通知を行う。確定の結果、補助金確定額が補助金の額に満たないと認める場合には、補助金の精算を行う。</p> <p>2. 学校臨時休業対策費補助金交付 事業者は、学校臨時休業対策費補助金において対象とされる経費の精算が終了した時点で実績報告書を提出する。東大阪市は、市長の承認を得て事業者に確定通知を行う。確定の結果、補助金確定額が補助金の額に満たないと認める場合には、補助金の精算を行う。</p>
実績確認方法	<p>1. 東大阪市学校給食運営補助金 事業者から提出された実績報告書と、学校給食会の給与台帳等との照合を実施することにより実績を確かめている。</p> <p>2. 学校臨時休業対策費補助金交付 事業者から提出された実績報告書と廃業者の押印入り廃業証明との照合を実施することにより実績を確かめている。</p>



補助対象事業の 効果測定方法	担当者に確認したところ、学校給食が児童生徒に提供されていることに本事業の 効果があると考えている。
-------------------	--

(概要)

#### 1. 東大阪市学校給食運営補助金

学校給食法及び施行令では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費（修繕費）並びに学校給食の運営に要する経費（学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費）を学校設置者の負担としており、その他の経費（食材費等）を学校給食費として保護者の負担とすることを求めている。そのため、市立学校の設置者たる東大阪市では、東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱に基づき、学校給食会運営に係る人件費（給料等・福利厚生費）、公認会計士顧問契約料、外部役員報酬を補助対象としている。

## 学校給食法

### (経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

### (国の補助)

## 第十二条 (中略)

2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

## 学校給食法施行令

### (設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

### (学校給食費に係る国の補助)

第七条 法第十二条第二項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあつては前期課程に在学する生徒に限る。以下同じ。）に係る法第十一条第二項に規定する学校給食費（以下この条において「学校給食費」という。）を補助する場合（その補助割合が二分の一未満の場合を除く。）において、その補助する額の二分の一について行うものとする。ただし、児童一人当たりの年間学校給食費又は生徒一人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の二分の一の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。

## 2. 学校臨時休業対策費補助金について

令和2年において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言発出を受け、東大阪市では、5月31日までの期間において市立小学校、中学校及び義務教育学校を臨時休業とした（5月25日からは分散登校開始、6月8日より通常登校）。

臨時休業期間中における学校給食休止への対応として、政府は休業期間中の学校給食費が保護者の負担とならないよう学校設置者に要請し、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について国が学校臨時休業対策費補助金制度を創設して支援を行うこととし、東大阪市立学校では補助対象経費の4分の3が国庫補助の対象となる（下表参照）。

また、「学校臨時休業費補助金に関する Q&A」（令和2年4月27日時点）にあるとおり地方公共団体負担分（補助対象経費の4分の3）の80%が特別交付税により措置されるため、結果として、補助対象経費の95%が国費、5%が市費による歳出となる。

補助事業者	学校の設置者が負担した学校給食費等に相当する経費	補助金の額
学校の設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、学校の設置者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）</li> <li>・事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）</li> <li>・その他返金等に要する経費</li> </ul>	公立及び私立学校の場合は補助対象経費の4分の3の額、国立学校の場合は10分の10

（出典）「学校臨時休業対策費補助金交付要綱」別記1

### （監査の結果及び意見）

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について（意見）

学校臨時休業期間中の学校給食で使用する予定であった食品が未利用となることの対応として、政府は事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について」（令和2年3月13日）を発出し、未利用食品の有効活用の一つとしてフードバンクへの寄付に対する積極的な取組を推奨し、都道府県及び市区町村教育委員会に対してこの周知を呼び掛けている。

東大阪市では、未利用食品の利用への対応として事業者の転売等を推進したとのことであったが、事業者より提出された「廃棄物処理証明書」を（2020年8月4日廃棄）確認したところ、一部賞味期限切れ前の食品が廃棄されていた（さんま素焼きレトルト 296個 賞味期限8月18日）。この点について東大阪市に確認したところ、賞味期限切れ前の食品を廃棄することに関する合理的な説明は得られなかった。

未利用食品への利用の対応は、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時等への対応にも役立つものであることから、取組を充実・強化すべきである（意見番号95）。

○学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記7要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立3／4等）。また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。具体的には、

- ・給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））を行う。

（出典）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー 令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部」

2. 補助金精算の早期化について（意見）

学校給食会運営補助金の精算について、東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱では会計年度終了後60日以内の実績報告書を提出し、その後精算することとなっている。資料を閲覧したところ、令和元年度の実績報告書提出日付は令和2年5月22日、「納付・収納済通知書」による納付精算日付は令和2年12月23日（精算額226,000円）であった。

令和2年度について確認したところ、令和2年度実績報告書の提出日付は令和3年5月31日、精算額224,000円の「納付・収納済通知書」の納付日付は令和3年7月15日であった。

担当者に確認したところ、令和元年度においてはコロナウイルス流行に関連して事務の混乱があったほか、補正予算編成のタイミングでなければ戻入処理ができないとの誤解があったとのことであった。

精算は実績報告書提出後速やかに行うべきである（意見番号96）。また、継続して遅延する場合は要綱等に定めたとえで利息計算の対象となる可能性もある。

直近年度において納付は早期化しているものの、引き続き留意してほしい。

### 3. 「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助の終期を3年以内とする、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、学校給食会運営補助金は、補助の終期が定まっておらず、補助経費の算定方法も異なるため、運用基準の定めとの間に乖離がみられる。

学校給食会運営補助金は学校給食法に基づく、東大阪市の学校給食を運営するうえで不可欠な補助金であり、当補助金等に終期が定められていないこと、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与えるとは考え難い。例えば、国の制度として運用される補助金は「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1、3参照）。

## (68) 補助金名 小学校給食費無償化補助金

所管部課	学校教育部学校給食課			
補助金の名称	小学校給食費無償化補助金			
根拠法令	学校給食法、学校給食法施行令			
要綱等	東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱			
予算費目	款：教育費	項：小学校費	目：給食費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <u>事業費補助</u> ・ その他	
	特定財源の有無		<u>あり</u> ・ なし	
	事業期間		始期：令和2年度、終期：令和3年度	
	補助率・補助額		申請経費の全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	—	—	332,194
	決算額	—	—	332,192
令和3年度予算	463,161千円			
交付先 (団体・個人等)	(公財) 東大阪市学校給食会			
交付の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける家庭への、経済的負担の支援策として、学校給食費を無償化する。			
補助対象事業等の概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける家庭への経済的負担の支援策として、学校給食費無償化を実施する事業。 当事業は令和2年6月から10月の5か月分の学校給食費無償化事業として開始されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大影響が令和3年度も引き続いていていることを鑑み、令和3年度4月以降も同内容の事業を実施している <sup>30</sup> 。			
補助対象経費	学校給食費無償化に伴う食材費及びそれに関連する事務手続き（金融機関振込手数料）等の経費			
交付時期	請求の都度、交付する。			
精算方法	補助額の確定額が交付額に満たない場合は精算を行う。			
実績確認方法	事業者から提出された実績報告書の審査を実施している。			
補助対象事業の効果測定方法	学校給食が児童生徒に提供されていることに本事業の効果があるとの考えから、個別の効果測定は行っていない。			

<sup>30</sup> 従来は1学期分の無償化のみを行う予定であったが、3学期分の無償化を行うこととなった。

(概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び意見)

「団体に対する補助制度運用基準」の適用範囲の見直し

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金等をより市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い制度とすることを目的として、全ての団体補助金に対し、補助経費の補助率の上限は1/2とすること等を求めている。しかし、小学校給食無償化補助金は、給食費の全額を対象としているため、運用基準の定めとの間に乖離がみられた。

小学校給食無償化補助金はコロナ禍の家庭の救済策として施行されたものであり、補助内容も明確であるため、補助経費の補助率の上限が1/2でないことが、補助金の透明性に影響を与え難い。「団体に対する補助制度運用基準」の対象外とする等、適用範囲の見直しをする必要がある（総括的事項における意見番号1参照）。

## (69) 補助金名 国際識字年推進事業補助金

所管部課	社会教育部社会教育課			
補助金の名称	国際識字年推進事業補助金			
根拠法令	—			
要綱等	国際識字年推進事業補助金交付要綱、東大阪市補助金等交付規則			
予算費目	款：教育費	項：社会教育費	目：社会教育総務費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成2年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		申請額の100%	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算現額	1,500	1,500	1,500
	決算額	1,500	1,500	1,500
令和3年度予算	1,500千円			
交付先 (団体・個人等)	国際識字年推進東大阪連絡会			
交付の目的	世界人権宣言並びに国際人権規約に基づき、非識字の克服は万人の教育への権利を保障するための本質的方策の一つであるという国際識字年の目標を東大阪市においても実現するため、国際識字年推進事業補助金（以下「補助金」という）を交付することで、民間機関との関係を強化し、識字問題に取組み、又人々の認識を高め、支持を得る等の市民による諸活動を推進する。			
補助対象事業等の概要	補助対象事業は、市内の識字団体が連携して取組む次の目的を有する事業とする。 (1) 識字団体の活動の促進を目的とするもの (2) 識字率向上のための啓発を目的とするもの			
補助対象経費	補助対象事業 に要する経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、広告料、使用料・賃借料、その他市長が必要と認めるもの。			
交付時期	期首に補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書を提出し、市が承認した後交付決定通知を交付し、概算（概算払）交付。			
精算方法	対象年度においては毎年度未使用額なく、精算実績なし。			
実績確認方法	補助対象事業完了後に提出された実績報告書と、領収書等の照合を実施している。			
補助対象事業の効果測定方法	東大阪市担当者に確認したところ、当補助事業の一貫として参加している識字展（毎年12月開催）の来場者数について、平成30年度762名、令和元年度817名、令和2年度1800名と年々増加（令和2年度は開催期間を延長したこと、会場をアクセスの良い永和図書館にしたこともあり大幅に増加）していることから、補助対象事業の効果はあると判断している。			



(概要)

補助金制度開始の経緯について

平成2年の国際識字年を契機に、国際的に識字に関する機運が高まる中、東大阪市では市内組織である東大阪市国際識字年推進委員会を設置、同年より当補助金制度が開始された。

東大阪市でも平成6年には「ひがしおおさか識字計画」、平成15年に「第二次ひがしおおさか識字計画」、そして平成29年に「第三次ひがしおおさか識字計画」を策定し、識字施策の現状と課題を整理したうえで取組を進めてきた。(注:「年」及び「年度」の記載の別は「第三次ひがしおおさか識字計画」原文まま)

現在は「第三次ひがしおおさか識字計画」(平成29年に策定、目標年度は平成38年度(令和8年度))の取組期間中であり、当計画目標1「識字活動のネットワーク化に努めるとともに、市民への幅広い啓発を促進します」のための施策の1つ「広範な活動を行っている国際識字年推進東大阪連絡会と更に連携を深めながら、識字問題の根本的解決に取り組んでいきます」を実施するために、国際識字年推進東大阪連絡会に対する当該補助金が交付されている。

(監査の結果及び意見)

補助金の終期や補助率に関する定めについて

「団体に対する補助制度運用基準」には、補助の終期を3年以内とする旨、補助経費の補助率の上限は1/2とする旨が定められている。しかし、国際識字年推進事業補助金は、補助の終期は定められておらず、また補助対象経費の全額が補助されている状況にあり、現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた(総括的事項における意見番号1、3参照)。

国際識字年推進事業は、「第三次ひがしおおさか識字計画」(平成29年に策定、目標年度は平成38年度(令和8年度))の施策の1つとして実施されている事業であり、目標年度以前に補助事業が終了することは現実的ではないものの、目標達成によりその役目を終えることも十分に考えられることから、少なくとも計画の目標年度には、終期を設定することの必要性や補助率について再度検討することが必要であると考えられる。

## (70) 補助金名 ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金

所管部課	社会教育部青少年教育課			
補助金の名称	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金			
根拠法令	大阪府新子育て支援交付金交付要綱			
要綱等	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：教育費	項：社会教育費	目：青少年対策費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：平成 29 年度、終期：令和 2 年度	
	補助事業の補助率・補助額		事業者の申請額全額	
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額		5,000	5,000
	決算額		4,212	5,000
令和 3 年度予算	一千円			
交付先 (団体・個人等)	(社福) つむぎ福祉会			
交付の目的	ひきこもり等子ども・若者支援事業(「子ども・若者自立支援センター」として大阪府へ登録されている民間支援団体が、本市において、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者又はその保護者に対して行う支援事業のことをいう。)を行う者に対し、ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金を交付することで、ひきこもり状態にある子ども・若者及びその保護者を支援することを目的とする。			
補助対象事業等の概要	補助対象事業は、次に掲げる事業とする。 (1) 相談支援事業(年間の開所日数は 144 日以上とする。) (2) セミナー・体験活動等居場所事業(月 1 回以上の開催とする。) (3) 講演会開催等ひきこもり支援啓発事業(年 1 回以上の開催とする。)			
補助対象経費	補助対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次のものとする。			
	区分	内容		
	人件費	相談員等の給料、報酬、共済費、職員手当		
	報償費	講演会等講師への謝礼		
	旅費	相談員等の出張交通費		
	消耗品費	事業に要する消耗品費、材料費		
	印刷製本費	ポスター、チラシ等印刷費		
	広告料	各種広報に係る費用		
光熱費、燃料費	補助対象事業の実施に必要なガス、水道、電気代			

	通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続費	
	保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料	
	使用料・賃借料	会場使用料、賃借料、備品レンタル料、家賃	
	食糧費	事業実施にあたり、必要である場合	
	その他	市長が必要と認めるもの	
	(出典) 別表 1 より抜粋		
交付時期	事業者より補助金交付申請を受け、交付（概算払）している。 なお、ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金交付要綱第 11 条には、「補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる」とある。		
精算方法	事業者は、会計年度終了後 30 日以内に事業完了報告書、補助対象事業実績書、補助対象事業収支決算書等を提出する。東大阪市は、市長の承認を得て事業者 に確定通知を行う。確定の結果、補助金確定額が補助金の額に満たないと認め る場合には、速やかに補助金の精算を行う。		
実績確認方法	補助対象事業収支決算書とその根拠書類（経費については領収書、人件費につ いては人件費按分結果）と照合、確認している。		
補助対象事業の 効果測定方法	目標数値は設定していないが、支援相談件数、相談人数の増加により、事業の 効果はあるものと判断している。		
	年度	実支援人数（人）	支援延べ件数（件）
	平成 30 年度	72	932
	令和元年度	92	1, 186
	令和 2 年度	91	1, 425

(概要)

本補助金の概要は上記のとおりである。

(監査の結果及び概要)

特に指摘する事項は認められなかった。

## (71) 補助金名 文化団体活動補助金

所管部課	社会教育部社会教育センター			
補助金の名称	文化団体活動補助金			
根拠法令	—			
要綱等	文化団体補助金交付要領			
予算費目	款：教育費	項：社会教育費	目：公民館費	
分類	補助の性質		運営費補助 ・ <b>事業費補助</b> ・ その他	
	特定財源の有無		あり ・ <b>なし</b>	
	事業期間		始期：昭和 42 年、終期：決まっていない	
	補助事業の補助率・補助額		732,000 円（文化団体補助金交付要領 4. にて定められている）	
補助金の推移 （金額単位：千円）	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算現額	732	732	732
	決算額	732	732	732
令和 3 年度予算	732 千円			
交付先 （団体・個人等）	東大阪市文化連盟（文化団体補助金交付要領 2. にて定められている。東大阪市文化連盟は地域 26 団体から構成されており、事務局は社会教育部職員が兼務している。）			
交付の目的	文化活動の進展をはかり、地域文化の振興に寄与するため。			
補助対象事業等の概要	東大阪市文化連盟の文化活動のために実施する事業。			
補助対象経費	東大阪市文化連盟の文化活動のために支出する経費。			
交付時期	期初に補助金交付申請書、事業計画書、予算案の提出を受け、市の交付決定通知を受け、交付（概算払）する。			
精算方法	事業完了後 4 月末までに決算報告並びに事業報告書を提出させ、補助金確定額が決定した補助金の額に満たないと認める場合には、市長は、補助事業者に対し補助金等の精算を命じるものとする。 実績報告書を確認したところ、補助金のほか会費収入等を含めた収入と経費支出との間に差額が発生している（令和元年度は 479,297 円、令和 2 年度は 296,119 円）ものの、精算は実施していない。			
実績確認方法	実績報告書と、事業報告書及び領収書等との整合性を、事務局において確認している。			
補助対象事業の効果測定方法	個別の効果測定は実施していないが、東大阪市文化連盟が実施する市民文化祭への出展者人数や観客数は一定数確保できており、事業の効果はあると考えて			

	いる <sup>31</sup> 。		
	年度	出場展者数（人）	観客数（人）
	平成30年度	1566	4,830
	令和元年度	2161	9,853
	令和2年度	707	1,347

(概要)

1. 東大阪市文化連盟の概要

文化団体活動補助金交付先である東大阪市文化連盟（以下、「当連盟」という。）は、詩吟・川柳・美術等の市内26団体が構成する連盟であり、東大阪市の外郭団体ではないものの、事務局を社会教育部社会教育センターに置き出納は市職員が行っている。

文化団体活動補助金交付要領には、補助対象として当連盟の名称及び補助金額（年額）732,000円が記載されており、資料として残されている限り過去においても同額である。

2. 東大阪市文化連盟の事業内容の概要と補助金

当連盟の令和2年度「事業計画」によると、当連盟の実施事業は（1）東大阪市民文化祭の開催、（2）文化のつどい、（3）東大阪市文化連盟功労者表彰、（4）研修会、（5）機関紙の発行である。（2）文化のつどい は別途東大阪市からの委託事業により運営しているため、（2）を除いた事業が補助金の対象となっている。当連盟の収入源は補助金に加えて構成団体からの会費（令和2年度は520,000円）である。

(監査の結果及び意見)

1. 交付先及び交付額の決定方法について（結果）

補助金とは、地方公共団体が公益上必要とあると認めた特定の事業等を助成、奨励するために支出する給付金であり、補助金の性質等から公募になじまない場合を除き、補助事業目的に適合する団体に広く応募を募るべきである。

しかし、文化団体補助金は交付要領において補助事業者を「東大阪市文化連盟」と限定し、交付目的を「東大阪市文化連盟の文化活動のために」と記載している。補助金要領において補助事業者を定めることは、他の団体の補助金応募に対する公平な機会を奪うこととなり、公益性の観点から適当でない。

また、東大阪市補助金等交付規則第4条にあるとおり、「補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める」ものであり、市の財政状況や、補助事業の申請内容に応じて每期変動することが想定されているにも関わらず、当補助金交付要領において補助金額が定額（732千円）と定められている。補助金額を交付要領において定額と定めることは、経済性の観点から適当でない。

補助事業者の選定については公募を検討し、また補助金額は毎年度の補助事業者からの申請

<sup>31</sup> 令和2年度は出展者人数・観客数ともに減少しているが、新型コロナウイルス感染拡大への懸念によるものとのことである。

に基づき市が決定することとすべきである（結果番号 30）。

## 2. 補助事業内容及び補助対象経費について（意見）

「団体に対する補助制度運用基準」は、補助金について「事業補助とする」ことで補助目的及び補助対象の明確化を図ること、「予め補助対象となる項目や使途、費目を定める」ことで補助対象経費の精査を行うことを規定している。しかし、東大阪市文化団体活動補助金の交付目的は「東大阪市文化連盟の文化活動のために実施する」（東大阪市文化団体活動補助金交付要領 3（1））とあるのみで、補助対象経費等についての定めがない。結果的に、補助事業内容に具体性が欠けたものとなり、運営団体補助に近い形の補助金となっており問題である。

東大阪市は、交付要領において補助事業の内容を具体的に記載し、事業者に対し毎年度において補助事業に対する実施報告・精算を行わせ、補助対象事業の実施効果についても定期的に確認すべきである。

また、補助事業及び補助対象経費等を決定する際には、東大阪市文化連盟の実施事業には、東大阪市市民文化祭、東大阪市文化連盟功労者表彰、研修会、機関紙の発行等複数あるが、各事業の公益性や、事業としての必要性について市民の理解が十分に得られるかどうかについても検討すべきである。

昭和 42 年以降の長期にわたって補助事業が継続されていることも勘案し、事業への参加人数等の確認等、対象事業に対する効果測定を実施し、補助事業全体の必要性も含めて検討をすべきである（意見番号 97）。

## 3. 補助金未使用額の把握と精算について（意見）

補助事業者である東大阪市文化連盟は、東大阪市文化団体活動補助金以外にも連盟構成団体からの会費を得ているが、補助金と会費を合算した収入に対して決算書を作成しており補助金の未使用額が把握できないため、決算書上で翌年度繰越額が発生した場合の精算の要否が判断できない。

東大阪市及び補助事業者は、連盟決算書上の翌年度繰越額（令和元年度は 479,297 円、令和 2 年度は 296,119 円）は会費部分の余剰であり、市への精算・戻入は不要と判断しているとのことであるが、現状の決算書や補助事業内容の記載からは、当該余剰金の原資が客観的に把握できず、市の主張の裏付けが不明である。

所管課は、要領において補助金の交付目的を個別の事業に限定し、事業の目的に限って補助金の使用を許可し、補助金の未使用額を把握すべきであり、また補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組みを設けるべきである（意見番号 98）。

## 4. 購入備品の表示について（結果）

「団体に対する補助制度運用基準」では、補助金による購入備品について補助金事業により購入した旨の表示（表示例「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」）を義務づけており、文化団体活動補助金で購入した備品についても対象となる。

令和 2 年度において購入した大型プリンターについて、当該表示状況を確認したところ、「東

大阪市文化連盟 令和3年3月購入」と表示されていたが、財源が明らかにされていない点で問題である。本来「団体に対する補助制度運用基準」で求めているとおり補助金事業での購入であることを明示する必要があり、表示を修正すべきである。このように、現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号5参照）。

#### 5. 補助金の終期や補助率に関する定めについて

「団体に対する補助制度運用基準」には、補助の終期を3年以内とする旨、補助経費の補助率の上限は1/2とする旨が定められている。しかし、文化団体活動補助金は、補助の終期は定められておらず、また補助対象経費の全額が補助されている状況にあり、現状の運用実態と運用基準の定めとの間に乖離がみられた（総括的事項における意見番号1、3参照）。

以上